福生市地域防災計画 新旧対照表

第1編 総則

章	節	頁	現行	修正	理由
1	1	1	1 計画の目的 この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、福生市 <u>(以下</u> 「市」という。) に係る防災対策に関し、福生市防災会議 <u>(以下「市防災会議」という。)</u> が定める計画であり、市及び関係機関、市民が連携し、地震災害対策及び風水害応急復旧対策等の総合的・計画的な推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害の軽減を図ることを目的とする。また、災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していくものとする。	対策に関し、福生市防災会議が定める計画であり、市及び関係機関、市民が連携し、地震災害対策及び風水害応急復旧対策等の総合的・計画的な推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害の軽減を図ることを目的とする。	第2章 計画の基本 方針に記載
1	1	1	2 計画の位置づけ この計画は、指定行政機関、指定公共機関等が作成する防災業務計画、東京都地域防災計画等、各種計画と整合を図るとともに、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づき、災害救助事務を包含する市の防災対策の基本方針を示す総合的計画である。	2 計画の位置付け この計画は、指定行政機関、指定公共機関等が作成する防災業務計画、東京都地域防災計画等、各種 計画と整合を図るとともに、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づき、災害救助事務を包含する 福生市の防災対策の基本方針を示す総合的計画である。	語句の適正
1	1	1	3 計画の修正 この計画は、災害対策基本法第42条の規定により毎年検討を加え、必要があるときは修正する。各関係機関は、関係のある事項について、計画修正案を市防災会議(事務局:福生市安全安心まちづくり課)に提出する。修正の手順については次のとおりである。 (1) 市又は関係機関は、修正に係る資料等を整備する。 (2) 市は整備された内容に係る資料等を取りまとめ、地域防災計画修正原案を作成する。 (3) 防災会議は、地域防災計画修正原案を審議し、災害対策基本法の規定に基づき、計画の修正について東京都に報告し、必要に応じ助言・勧告を受ける。 (4) 防災会議は地域防災計画を修正し、その要旨を公表する。	3 計画の修正 この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定により毎年検討を加え、必要があるときは修正する。各関係機関は、関係のある事項について、計画修正案を <u>福生</u> 市防災会議(事務局:福生市 <u>防災危機管理課</u>)に提出する。修正の手順については次のとおりである。 (1) 福生市又は関係機関は、修正に係る資料等を整備する。 (2) 福生市は整備された内容に係る資料等を取りまとめ、 <u>福生市</u> 地域防災計画修正原案を作成する。 (3) 福生市防災会議は、福生市地域防災計画修正原案を審議し、災害対策基本法の規定に基づき、計画の修正について東京都に報告し、必要に応じ助言・勧告を受ける。 (4) 福生市防災会議は福生市地域防災計画を修正し、その要旨を公表する。	語句の適正
1	1	1	4 計画の習熟 各関係機関は、危機管理や災害の予防対策に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割等を 踏まえた防災訓練等を実施し、本計画の習熟に努めるとともに市民への周知を図るため広報・啓発活動に努める。	4 計画の習熟 各関係機関は、危機管理や災害の予防対策に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた防災訓練等を実施し、 <u>この</u> 計画の習熟に努めるとともに市民への周知を図るため広報・啓発活動に努める。	語句の適正
1	1	1	5 計画の構成 本計画は第1編「総則」、第2編「地震災害対策計画」、第3編「風水害対策計画」、第4編「その他 災害対策計画」及び「資料編」から構成する。	5 計画の構成 <u>この</u> 計画は第1編「総則」、第2編「地震災害対策計画」、第3編「風水害対策計画」、第4編「その他 災害対策計画」及び「資料編」から構成する。	語句の適正
1	1	1		6 活動体制の経過措置 この計画の活動体制については、令和6年4月1日時点の福生市の組織に基づいたものとし、同日前 においては、その時点のこれに対応する部署が所掌するものとする。	令和6年4月1日付 けの福生市組織改正 への対応
1	2		(2) 人口・世帯の動向 福生市の人口は、東京のベッドタウンとして昭和 30 年代から増加傾向を示していたが、平成7年頃 からはほぼ横ばいとなり、平成20 年頃からやや減少傾向になっている。 平成30年11月1日の総人口は58,403人(住民基本台帳及び外国人登録)で、世帯数は30,596世帯、1世帯当たりの人員は1.91人である。また、昭和50年以降から少子高齢化の傾向が明らかになり、平成15年には、65歳以上の人口比率が15歳未満人口比率を上回り、平成30年では約2.4倍となっている。	1 都市の概要 (2) 人口・世帯の動向 福生市の人口は、東京のベッドタウンとして昭和30年代から増加傾向を示していたが、平成7年頃からはほぼ横ばいとなり、平成20年頃からやや減少傾向になっている。今和6年1月1日の総人口は56,512人(住民基本台帳)で、世帯数は31,022世帯、1世帯当たりの人員は1.82人である。また、昭和50年以降から少子高齢化の傾向が明らかになり、平成15年には、65歳以上の人口比率が15歳未満人口比率を上回り、今和6年では約2.84倍となっている。	
1	2			(3) 都市構造 市街地は福生駅を中心として市の全域に広がる。市街化区域の約8割が住居系用途で占められ、特に、第1種低層住居専用地域の割合が最も多く、市街化区域全体の約44%を占めている。主要幹線道路は、国道16号、奥多摩街道、新奥多摩街道、五日市街道の4本が走っている。このうち、国道16号、	語句の適正

章	節	頁	現行	修正	理由
			奥多摩 <u>・</u> 新奥多摩街道は、地域を南北に横断し、これらに交差する形で <u>一般</u> 都道5路線及び市道が走	奥多摩街道、新奥多摩街道は、地域を南北に横断し、これらに交差する形で都道5路線及び市道が走っ	
			っている。鉄道は、JR青梅線、JR五日市線及びJR八高線の3路線があり、駅数は5駅である。	ている。鉄道は、JR青梅線、JR五日市線及びJR八高線の3路線があり、駅数は5駅である。	
1	2	2	2 自然条件	2 自然条件	語句の適正
			(1) 地形・地質	(1) 地形・地質	
			市域の台地部は、古多摩川水系によって形成された武蔵野台地の南縁部西端に当り、河岸段丘上に	市域の台地部は、古多摩川水系によって形成された武蔵野台地の南縁部西端に当り、河岸段丘上に存	
			存在する。本地域を構成する段丘は形成が古い順に上位より、立川段丘(立川面)、拝島段丘(拝島	在する。 <u>この</u> 地域を構成する段丘は形成が古い順に上位より、立川段丘(立川面)、拝島段丘(拝島	
			面)、沖積段丘である2段の低位段丘(天ヶ瀬面、千ヶ瀬面)からなる。また、多摩川沿いには、現多	面)、沖積段丘である2段の低位段丘(天ヶ瀬面、千ヶ瀬面)からなる。また、多摩川沿いには、現多摩	
			摩川によって形成された沖積低地が南北に長く広がり、現在は盛土されて住宅地となっている。	川によって形成された沖積低地が南北に長く広がり、現在は盛土されて住宅地となっている。	
			地質構成は第三系の加住 <mark>礫層</mark> (上総層群)を基盤として、最上位の立川段丘では段丘 <mark>礫層</mark> の上に火	地質構成は第三系の加住 <u>れき層</u> (上総層群)を基盤として、最上位の立川段丘では段丘 <u>れき層</u> の上に	
			山灰層(立川ローム層)が重なる。下位段丘面では <mark>礫層</mark> 上を直接表土が覆うのみであり、多摩川沿い	火山灰層(立川ローム層)が重なる。下位段丘面では <u>れき層</u> 上を直接表土が覆うのみであり、多摩川沿	
			の沖積低地では基盤上に直接現河床の堆積物が乗る。	いの沖積低地では基盤上に直接現河床の堆積物が乗る。	
1	2	2	(2) 気象	(2) 気象	最新データへの更新
			福生市近辺の年平均気温は <u>14.4</u> ℃前後 <u>気象観測メッシュ気候値〈気象庁〉30 年間観測値</u>)で都心に比	福生市近辺の年平均気温は $\underline{14.3}$ \mathbb{C} 前後(<u>青梅観測点 30 年間値の平均</u> で都心に比べ 2 \mathbb{C} 程度低く、年	
			べ2℃程度低く、年降水量は <u>1600mm 程度</u> である。 <u>本市での観測値(福生市本町5番地:福生市庁舎屋</u>	降水量は <u>1,563mm (青梅観測点 30 年間値の平均)</u> である。	
			上)としては、平成29年11月1日~平成30年10月31日の1年間の降水量は1326.5mm、降水量が最		
			も多かった9月の月降水量は425mm、1日最大雨量は79.5mm(9月30日)であった。		
			【段丘区分と地質断面の概略図】	【段丘区分と地質断面の概略図】	
			〈図略〉	〈図略〉	
1	3	3		1 地震災害の可能性	語句の適正
			(1) 関東地方の地震の状況	(1) 関東地方の地震の状況	
			また、200~300 年間隔で発生する関東大地震クラス(<u>1923 年</u> 、マグニチュード(以下「M」と表	また、200~300 年間隔で発生する関東大地震クラス (<u>大正 12 年</u> 、マグニチュード(以下「M」と表	
				記)7.9) の地震の間に、M7クラスの直下型地震が数回発生することが知られており、こうしたタイプ	
			プの地震の切迫性が指摘されている。(※今後30年以内での関東地域でのM6.8以上の地震発生確率は		
				70%程度: 地震調査研究推進本部)	
				福生市に近い立川断層帯(長さ約33km)は、市の北部2km程度に北西-南東方向に延びており、文部	
				科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価(令和5年1月13日)によれば、立川断層帯の	
				平均活動間隔は1万年~1万 <u>5,000</u> 年程度、今後30年以内の地震発生確率は0.5-2.0%としているが、	
			が、平成23年3月東北地方太平洋沖地震に伴い、立川断層帯の地震発生確率がこの値より高くなって	平成23年3月東北地方太平洋沖地震に伴い、立川断層帯の地震発生確率がこの値より高くなっている可	
				能性があるとしている。	
			【立川断層帯】	【立川断層帯】	
-1	0	4		〈図略〉	
	3	4		削除	東京都地震被害想定
			平成23年3月11日に、従来の災害の概念に収まらない未曽有の大災害であった東日本大震災が発生した。この電災により、電源からまく離れた初中により、アナ海岸ルやタイの県営田継来が発生され		の見直し
			生した。この震災により、震源から遠く離れた都内においても液状化や多くの帰宅困難者が発生する		
			などの被害が発生したことから、東京都では東日本大震災の経験を踏まえ、首都直下地震などへの備		
			えを講じていくため、「首都直下地震による東京の被害想定」(平成18年5月)を、国による被害想定 の検討に先駆けて見直し、平成24年4月「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。		
			この見直しは、客観的なデータや科学的な裏付けに基づき、より実際に即した被害想定として、従		
			来の首都直下地震を再検証するとともに活断層で発生する「立川断層帯地震」及び海溝型の「元禄型 関東地震」も追加され、福生市の地震による被害想定が大きく変更となった。		
			さらに、M9クラスの巨大地震の被害像を示すため、発生確率が高いと懸念される東海地震、東南海地震、南海地震を包括する南海トラフを震源域とした「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想		
			一世 では、 日本 では、		
1	3	4	<u>た」(十成 25 年 5月)を公表した。</u> (3) 地震災害の履歴	(2) 地震災害の履歴	語句の適正
			福生市で記録に残る地震のうち、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震においては、震度	福生市で記録に残る地震のうち、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)に	HH . 7 . > VGTTT
				おいては、震度4を観測し、人的被害や建物被害はなかったが、大きな影響を及ぼした。	
	1			THE TOTAL TO BRING OF A MAINTER TO THE ROLL OF THE COURS	1

章	節	頁			現行			修正	理由
	3	4	【地震災害の履歴】			【地震災害の履歴】			語句の適正
			年 月 日	地震名	被害の概要	年 月 日	地震名	被害等の概要	
			1923年(大正 12 年) 9月1日	関東大地震 (関東大震 災)	西多摩郡は、東京府の中で最も地震の影響が少なく東部の東 秋留、石畑、福生の3村でわずかの被害をみたにとどまって いる(多摩川誌) ※福生市での被害の記述はなし(福生市史)	大正12年9月1日	震	西多摩郡は、東京府の中で最も地震の影響が少なく東部の東 秋留、石畑、福生の3村でわずかの被害をみたにとどまって いる(多摩川誌) ※福生市での被害の記述はなし(福生市史)	
			2011 年(平成 23 年 <u>)</u> 3月 11 日	東北地方 太平洋沖地 震 (東日本大 震災)	東北地方太平洋沖地震により、福生市内では震度4を観測。 人的・建物被害はなかったが、市は緊急対策会議を開催し対応した。 ア JRの踏切封鎖により市内各所で渋滞発生 イ 拝島駅、牛浜駅及び福生駅において帰宅困難者が発生 東京都の受入れ要請を受け、市民会館大ホール及びロビー において受入れを実施(総避難者数126人、ピークは平成 23年3月12日午前4時の92人、12日午前7時まで開設)	平成23年3月11日	東北地方 太平洋沖地 震 (東日本力 震災)	ア JRの踏切封鎖により市内各所で渋滞発生 イ 拝島駅、牛浜駅及び福生駅において帰宅困難者が発生	
1	3		から、多摩川下流の神 発生した場合は、地盤は、関東地方南部のい 生頻度は極めて低いも 福生市での被害として 盛土部等での地割れの ては、 礫 分が多い砂 <mark>礫</mark>	好な地盤がほ 積平野等に比 の性質に <mark>関</mark> わ がずれかにおい のの直近にあ は、①地震動 形成に伴う被 質の土質であ 箇所で地下水	害、④段丘崖の崖崩れ等、が問題となる。このうち低地部についり液状化の危険性が特に高いとはいえない。しかし、旧河道を埋位が高い場所などでは、埋土・盛土材や工法により地盤の液状化	ら、多摩川下流の沖積 した場合は、地盤の性 東地方南部のいずれか 極めて低いものの直近 福生市での被害として 土部等での地割れの形 は、 <u>れき</u> 分が多い砂れ	好な地盤がい 平野等に比っ 質に <u>かか</u> わい において発生 にある立川は は、①地震 成に伴う被 き き 質所で地下	まとんどを占め、多摩川沿いの低地においても軟弱層厚が薄いことかべ地震動の増幅は小さい。しかし、震源距離が近い大規模地震が発生らず強震動となり大きな被害を受ける。こうしたケースとしては、関生が懸念されるプレート境界・プレート内の浅い地震及び発生頻度は断層帯での地震等が挙げられる。動による建物等の倒壊、②低地部での地盤の液状化による被害、③盛害、④段丘崖の崖崩れ等、が問題となる。このうち低地部についてであり液状化の危険性が特に高いとはいえない。しかし、旧河道を埋水位が高い場所などでは、埋土・盛土材や工法により地盤の液状化やある。	
1	3		2 風水害の可能性	, , , <u> </u>		2 風水害の可能性	, , , _, ,		最新データへの更新
			タ <u>から計算すると</u> 、1	時間降水量が	、ほぼ同様の条件を持つ青梅地域気象観測所(アメダス)のデー30mm を超え <u>る降雨の再現期間は2年程度に1回</u> 、50mm を超え <u>る降</u> 降雨は30年程度に1回と推計される。		によると、	は、ほぼ同様の条件を持つ青梅地域気象観測所(アメダス)の <u>最近 10</u> 1 時間降水量が 30mm を超え <u>た日は 20 日</u> 、50mm を超え <u>た日は 2 日</u> 、	2
1	3	5			THING OF TEXTS I DETERMINE A CAROLOGO	(2) 風水害の履歴	1 (4) 21(0		語句の適正
				の水害・土砂	災害の既往の災害は、次のとおりである。 福生市での被害及び気象概況	福生市における近年		砂災害の既往の災害は、次のとおりである。 の詰まり等が原因で発生する床下・床上浸水等は、含まない。	履歴の追加
				台風		年月日	要因	被害等の概要	
			<u>1983 年(</u> 昭和 58 年 <u>)</u> 8月 17日	5 · 台厘	風5・6号による大雨 <u>。</u> 室川の永田橋上流左岸堤防侵食(災害記録)	昭和 58 年 8 月 17	台風 <u>第</u> 5・6	台風 <u>第</u> 5・6号による大雨 多摩川の永田橋上流左岸堤防侵食(災害記録)	
			1988 年 (昭和 63 年) 8月 12日 1991 年 (平成 3	大雨 録	雨による石垣の崩壊が <mark>福生市</mark> 福生 574 <u></u> 3、4で発生。(災害記 昭和 63 年崖崩れ関係) 雨で多摩川増水 <u>。</u>	昭和63年8月12	号	大雨による石垣の崩壊が <u>大字</u> 福生 574 <u>番地</u> 3、4で発生 <u>した</u> 。 (災害記録 昭和 63 年崖崩れ関係)	
			<u>1991 年(</u> 平成 3 年 <u>)</u> 8月 21 日 <u>1991 年(</u> 平成 3	不同福生	Rで多摩川増小。 上南公園、多摩川中央公園冠水。(災害記録) Rで多摩川増水。	平成3年8月21日	7 55	大雨で多摩川増水 福生南公園、多摩川中央公園冠水(災害記録)	
			年 <u>9</u> 月19日 2001年(平成13	大雨 多摩	摩川中央公園冠水。(災害記録) 生南公園、多摩川中央公園冠水。	平成3年9月19日	大雨	大雨で多摩川増水 多摩川中央公園冠水 (災害記録)	
			年 <u>9</u> 月11日	15 号 小河	可内観測所の総雨量 649mm <u>。</u>	平成13年9月11日	1 1	福生南公園、多摩川中央公園冠水 小河内観測所の総雨量 649mm	

章	節	頁		現行			修正	理由
			2002 年 (平成 14 台風	降雨により公園内及び民地からの流入により道路及び敷地内に雨	平成 14 年 10 月 1	台風	降雨により公園内及び民地からの流入により道路及び敷地内に雨	
			年_10月1日 21号	房 水冠水、2 <u>カ</u> 所で敷地内冠水 <u>。</u> (京浜河川事務所出水情報)	日	<u>第</u> 21 号	水冠水、2 か所で敷地内冠水(京浜河川事務所出水情報)	
			2003年(平成15	 中央公園等の立ち木に被害、第四小学校前で倒木、武蔵野台二丁		台風	<u>多摩川</u> 中央公園等の立ち木に被害、第四小学校前で倒木、武蔵野	
			1年 8月8日~9	号 目の民家で倒木、道路冠水や道路から民地内への雨水の流入等。	~9日	第10号	台二丁目の民家で倒木、道路冠水や道路から民地内への雨水の流	
			日 10 %	_		7/7/10 15	入等	
			2007年(平成19 台風	台風9号の豪雨により、小河内ダム地点の総雨量は、観測史上最		台風	台風9号の豪雨により、小河内ダム地点の総雨量は、観測史上最	
			年) 9月7日 9号	, 大の 710 mmとなった。多摩川河川敷の南公園及び中央公園が被災	平成19年9月7日	<u>第</u> 9号	大の710 mmとなった。多摩川河川敷の <u>福生</u> 南公園及び <u>多摩川</u> 中央	
			<u> </u>	した。		 	公園が彼次した。	
			2008年(平成20	多摩川上流出張所で総雨量 196 mmを観測。ポンプ故障のため床下	平成 20 年 8 月 28	大雨	多摩川上流出張所で総雨量 196 mmを観測 <u>した</u> 。床下浸水 1 件、落	
			年) 8月28日 大麻	浸水1件、 <u>店舗1件が浸水、</u> 落雷により火災警報器の誤作動が1			雷により火災警報器の誤作動が1件	
				件 <u>。</u>	平成 28 年 8 月 22	台風	午前5時から午後6時までの総雨量は市が設置している雨量計で	
			2016年 (東井20 4年	午前5時から午後6時までの総雨量は市が設置している雨量計で		<u>第</u> 9号	250mm を観測した。公園内での倒木 5 件、冠水した立体交差道路	
				□ 250mm を観測。 その影響により床上浸水 2件、床下浸水 3件、公園□ 内での倒木 5 件、冠水した立体交差道路で自動車が 2 台水没し			で自動車が2台水没した。 八王子市では、島しょ部を除く東京都内で観測史上2番目の強さ	
			十 <u>7</u> 0万22日	7 「「「「「「「「「」」」」」、「「「」」、「「」」、「「」」、「「」」、「「	平成30年9月30	台風	となる、最大瞬間風速 45.6m/s を観測した。福生市内では、人的	
				//。 八王子市では、島しょ部を除く東京都内で観測史上2番目の強さと		<u>第</u> 24 号	被害はなかったものの、倒木や看板等の飛散が多数発生した。	
			2018年(平成30 台風				静岡県、関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大	
			年)_9月30日 24号	かったものの、倒木や看板等の飛散が多数発生した。			雨となった。10日からの総雨量は、檜原村小沢で 649mm、奥多摩	
				W STE OSSIVE PARTY PARTY SAME TO TEST			町小河内で 610.5mm に達した。江戸川区臨海では、最大瞬間風速	
							43.8メートルを観測するなど、広い範囲で非常に強い風を観測	
					<u>令和元年 10 月 11</u>	台風	した。	
					日~12 日	第19号	福生市では、人的被害、住家の浸水はなかったものの、福生南公	
							園、多摩川中央公園等が冠水した。市では、南田園地区、北田園	
							地区全域 3,493 世帯、6,814 人に避難指示を発令し、最大 1,571	
							人が避難所に避難した。	
1	3	6	(3) 風水害(土砂災害)の	可能性	(3) 風水害(土砂災	害)の可能	性	語句の適正
			ア・多摩川の氾濫		ア多摩川の氾濫	<i>₩</i>) /Ππ .		
				昭和32年 <u>竣</u> 工)の洪水調節及び堤防整備等が進んだ結果、昭和30年以ない。しかし、数十~百年に一度の豪雨に見舞われた場合には、現行の			132年 <u>しゅん</u> 工)の洪水調節及び堤防整備等が進んだ結果、昭和30年	
				ない。 しかし、			い。しかし、数十~百年に <u>1</u> 度の豪雨に見舞われた場合には、現行の は水となることも考えられる。特に、多摩川沿いの低地部で、睦橋より	
				は、堤防が完備されていないため浸水危険性は相対的に高い。			場が完備されていないため浸水危険性は相対的に高い。	
			の 「	io(>cl>)がフロMi C4 v く v · s v · 7 C v / IXハハロ(大) L I s 4 [日 N] H J i C FI V · 5	〈略〉	111/10、54	EDAM NUMBER CALCALIXANON CONTINUED A 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1	
			ウ段丘崖のがけ崩れ		ウ段丘崖の崖崩れ			
				崖の <mark>がけ崩れ</mark> が挙げられ、過去にも拝島段丘崖で崩壊が記録されてい		、段丘崖の	D崖崩れが挙げられ、過去にも拝島段丘崖で崩壊が記録されている。崖	
				おむね100mmを超すと発生しやすくなるが、あまり前兆現象がなく、急			nを超すと発生しやすくなるが、あまり前兆現象がなく、急激に崩れる	
				な被害を受けやすい。拝島段丘崖は、高低差が比較的大きく、勾配が急			ずい。拝島段丘崖は、高低差が比較的大きく、勾配が急であるととも	
			であるとともに、豪雨時には	加住 <u>礫</u> 層上位の滞水層で地下水位が上昇し、非常に崩れやすくなる。	に、豪雨時には加住れ	き層上位の	滞水層で地下水位が上昇し、非常に崩れやすくなる。	
1	4	7	1 地震に関する被害想定		1 地震に関する被害	想定		東京都地震被害想定
			「首都直下地震等による東ブ	京の被害想定報告書」(<u>平成 24 年 4 月</u> 東京都)及び「南海トラフ巨大地震	「首都直下地震等に	よる東京の	被害想定報告書」(<u>令和4年5月</u> 東京都 <u>防災会議</u>)及び「南海トラフ巨	の見直し
			等による東京の被害想定」(平	Z成25年5月東京都)では、福生市の被害を次のように想定している。	大地震等による東京の	被害想定」	(平成25年5月東京都 <u>防災会議</u>) では、福生市の被害を次のように想	
					定している。			
1	4	7	(1) 首都直下地震等による	被害想定の概要	(1) 首都直下地震等	による被害	想定の概要	東京都地震被害想定
			ア前提条件		ア前提条件			の見直し
			(ア) 想定地震		(ア) 想定地震			
			<u>項目</u>	<u>内 容</u>	<u>項目</u>	m > ==== 1 · · · · ·	<u>内容</u>	
				北部地震 多摩直下地震 元禄型関東地震 立川断層帯地震	1	邓心南部直		
			震源 東京	湾北部 東京都多摩地域 神奈川県西部 東京都多摩地域	規模		<u>M7.3</u> <u>M8クラス</u> <u>M7.4</u>	

章 節 頁	現行			理由
	<u>規模</u> <u>M7.3</u>	<u>M8. 2</u> <u>M7. 4</u>	<u>今後30年以内0~</u>	
	<u>震源深さ</u> <u>20km~35km</u>	<u>0km∼30km</u> <u>2km∼20km</u>	発生確率 今後30年以内70%(南関東地域におけるM7クラスの確率) 6%(180年から590年の発生間 今後30年以内0.5~2%	
			[編 <u>]</u>	
1 4 7	(イ) 気象条件等		(イ) 気象条件等	東京都地震被害想定
	季節 時刻 風	想定される被害	季節 時刻 風 想定される被害	の更新
	朝 5 時 <u>E</u> 死者が発生する危険性 c オフィスや繁華街の屋 ない。	t寝中に被災するため、家屋倒壊による はが高い。 陸内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少	a 兵庫県南部地震と同じ発生時間 b 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による 朝 5 時 で者が発生する危険性が高い。 c オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。	
	昼12時 4m/s が集中しており、店舗等 険性が高い。 多 b 住宅内滞留者数は、1 倒壊による死者数は朝き		を	
	因とする出火数が最も多 b オフィスや繁華街周辺 タ 18 時 め <u>多数の人が滞留</u> c ビル倒壊や落下物等に	2、ターミナル駅では、帰宅、飲食のた こより被災する危険性が高い。 アシュ時に近い状況で人的被害や交通機	日壊による死者数は朝夕と比較して少ない。 a 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース b オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため滞留者が多数存在する。 c ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。 d 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。	
1 4 7	福生市における最大震度は、首都南部直下地震で5強、で6強、立川断層帯地震で7が想定された。 液状化危険度は、多摩川と玉川上水に <u>はさまれた</u> 土地低い」と想定された。 (ア) 最大震度7の地域が出るとともに、震度6強の (イ) 建物被害 東京湾北部地震、多摩直下地震では、区部の木造住宅元禄型関東地震では、区部の木造住宅密集地域や多層立川断層帯地震では、医部の木造住宅密集地域や多層立川断層帯地震では、展源が浅いことから他の地震とい。 (エ) 道路や鉄道の橋梁などの被害は、区部の震度6 ほとんどの鉄道は一時運行停止し、また、緊急輸送が、 (オ) ライフラインは、東京湾北部地震及び多摩直下元禄型関東地震では、区部南部や多摩南部に被害が多立川断層帯地震では、区部南部や多摩南部に被害が多い。 (カ) 避難者は、東京湾北部地震が最大となり、約33	で「低い」、その他の土地では、「極めて地域が広範囲に発生する。 医密集地域を中心に発生する。 全中部を中心に発生する。 と比較して狭い範囲で発生する。 物倒壊及び火災を原因とするものが多り。 強のエリア内で発生する。 強路の渋滞も発生する。 地震では、区部東部に被害が多い。 9万人の避難者が発生する。	イ 地震動・液状化 福生市における最大震度は、首都南部直下地震で5強、多摩東部直下地震で6強、大正関東地震 6強、立川断層帯地震で7が想定された。 液状化危険度は、多摩川と玉川上水に挟まれた土地で「低い」、その他の土地では、「極めて低い」 と想定された。	
	(キ) 鉄道等の運行停止により、多くの帰宅困難者が 等が集中し、混乱する。 (ク) エレベーターの閉じ込めが都内全域にわたり発 (ケ) 津波被害は、東京湾北部地震及び元禄型関東地 海岸の堤防を越えるような津波高はなく、福生市にお	生する。 震のいずれの地震においても、河川及び		

章	節	頁	現行	修正	理由
1	4	7	ウ 福生市における被害想定	ウ 人的・物的被害	東京都地震被害想定
				<u>福生市で想定された被害は、次のとおりである。</u>	の見直し
			【福生市の被害想定の前提】	【福生市の被害想定の前提】	
			夜間人口(人) <u>59,796</u> 人	夜間人口(人) <u>56, 414</u> 人	
			昼間人口(人) 52,442 人	昼間人口(人) <u>52,564</u> 人	
			建物棟数 <u>15, 106</u> 棟	建物棟数 14,927 棟	
				大造 <u>11, 683</u> 棟	
			<u> </u>	非木造 <u>3,244</u> 棟	
1	4	9	(ア) <u>東京湾北部地震</u>	(ア) 都心南部直下地震	東京都地震被害想定
			<u>⟨表略⟩</u>	〈表略〉差し替え	の見直し
1	4	10	(イ) <u>多摩直下地震</u>	(イ) 多摩東部直下地震	東京都地震被害想定
			<u>〈表略〉</u>	〈表略〉差し替え	の見直し
1	4	11	(ウ) <u>元禄型関東地震</u>	(ウ) <u>大正関東地震</u>	東京都地震被害想定
			<u>〈表略〉</u>	〈表略〉差し替え	の見直し
1	4	12	(工) 立川断層帯地震	(工) 立川断層帯地震	東京都地震被害想定
			<u>〈表略〉</u>	<u>〈表略〉差し替え</u>	の見直し
1	4	13	2 水害に関する被害想定	2 水害に関する被害想定	語句の適正
			国上大学がは、おけどの担立によりなとした担立日上担体のエ(夕安川大学の11日の処工日	(1) 外水氾濫 同日本深少は、大阪は、中央では、これでは、これで見上担性吹玉(夕度川本は、0月間の公玉見、500))	最新データへの更新
			国土交通省は、水防法の規定により定められた想定最大規模降雨(多摩川流域2日間の総雨量	国土交通省は、水防法の規定により定められた想定最大規模降雨(多摩川流域2日間の総雨量 588mm)	
			288mm)による多摩川の「洪水浸水想定区域図」(平成 28 年 5 月 30 日)を作成・公表している。これによると本市では、拝島段丘崖下の多摩川低地部が広く浸水し、南田園 1 丁目付近では最大 5 m~10	による多摩川の「洪水浸水想定区域図」(平成28年5月30日)を作成・公表している。これによると <mark>福</mark> 生市では、拝島段丘崖下の多摩川低地部が広く浸水し、南田園一丁目付近では最大5m~10m未満の浸	
			m未満の浸水高、72 時間の洪水継続時間が想定されている。	本高、72 時間の洪水継続時間が想定されている。	
			なお、平成30年現在は福生市で5箇所が重要水防箇所として指定されている。	なお、令和5年現在は福生市で9か所が重要水防箇所として指定されている。	
			(略)		
1	4	14	【被害予想】	【被害予想】	語句の適正
			項目被害備考	項目 被害	
			避難人口•世帯数 〈略〉 〈略〉	避難人□ ⟨略⟩	
			五礫発生量 44,584 トン 浸水想定区域外への流出がないものとして想定する。	世帯数	
				がれき発生量 44,584 <u>t</u> 浸水想定区域外への流出がないものとして想定する。	
1	4	14	〈新規〉	(2) 内水氾濫	想定の追加
				福生市は、水防法の規定に基づき、想定最大規模降雨(時間最大雨量 153mm/h、総雨量 690mm/d)によ	
				り、下水道管等が雨水を排水できない場合に浸水が想定される区域等をまとめ、「福生市内水浸水想定区は経歴」などはよっている。	
				域図」を作成している。	
				【福生市内水浸水想定区域図】 〈図略〉	
1	Λ	15		<u>へ図略/</u> 3 土砂災害の危険箇所	語句の適正
1	4	19		3 工役及告の危険固別 東京都建設局は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57	
				号。以下「土砂災害防止法」という。)に基づき、「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」	-
			る。	を指定している。福生市では、「土砂災害特別警戒区域」14か所及び「土砂災害警戒区域」17か所箇所	
				である。	
1	4	15	4 雪害	4 雪害	語句の適正
			平成26年2月、関東・甲信越・東北地方を中心に記録的な降雪を観測した「平成26年豪雪」により、		
			日本各地で多くの人的・物的被害がもたらされた。	日本各地で多くの人的・物的被害がもたらされた。	
			本市内においても 60cm の積雪があり、鉄道、路線バス等が運休し、交通機関がまひするなど、都市機	福生市内においても 60cm の積雪があり、鉄道、路線バス等が運休し、交通機関がまひするなど、都市	ĵ
			ー 能における大雪に対する <u>脆</u> 弱性が明らかとなった。	機能における大雪に対するぜい弱性が明らかとなった。	
			そのような災害に備えるために、除雪や情報提供等の雪害への対応について想定するものである。	そのような災害に備えるために、除雪や情報提供等の雪害への対応について想定するものである。	
Ь		1		I	I .

章	節	頁	現行	修正	理由		
1				5 原子力災害	語句の適正		
			指針に基づく緊急時防護措置を準備する区域に、本市及び東京都の地域は含まれていない。この	(1) 目的等 市内及び都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても、原子力災害対策指ことか 針 (平成24年10月31日原子力規制委員会制定) に基づく緊急時防護措置を準備する区域に、 <u>福生</u> 市及 び東京都の地域は含まれていない。このことから国内の原子力施設において放射性物質又は放射線が異常な水準で施設外に放出される等の原子力緊急事態が発生した場合において、 <u>福生</u> 市は、市民の避難等の対応を迫られるものではない。			
1	4	16	18	(2) 東京都における協議の対象となる原子力事業所	社名の変更		
			所在地等 神奈川県川崎市川崎区浮島町4番1号	所在地等 神奈川県川崎市川崎区浮島町 4-1			
			事業者名 名 称:株式会社東芝	事業者名 東芝エネルギーシステムズ株式会社			
			原子炉施設等 東芝臨界実験装置(NCA: Nuclear Critical Assembly) 核燃料使用施設	原子炉施設等 東芝臨界実験装置(NCA: Nuclear Critical Assembly) 核燃料使用施設			
			出典:「東京都地域防災計画 原子力災害編」(平成24年修正)	出典:「東京都地域防災計画 原子力災害編」(令和3年修正)			
1	1	10	-	6 火山災害 引き起 引き起 影響を を 大山はないが、富士山において宝永噴火と同等の大規模な噴火が起こった場合、火山灰等の影響を受ける可能性がある。 《略》	語句の適正		
1	4	17	7 大規模事故災害 本市においては、東京都地域防災計画(大規模事故編)を参考に、本市に関わる大規模事故との災害を計画の対象とする。 (1) 危険物事故 危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射線施設等における事故の発生 ※本市には、大規模な危険物貯蔵所や火薬類を扱う施設は無いが、小規模な施設であっても、事生した場合にはそこで働く者や周辺住民に影響が及ぶことが想定される。 〈略〉 (3) 道路・橋梁災害 車両の多重衝突、危険物等積載車量からの流出等の事故の発生 (4) NBC災害 Nuclear (核物質)、Biological (生物剤)、Chemical (化学剤) が使用される災害・事故の発生 (略〉	次の災害を計画の対象とする。 (1) 危険物事故 危険物事故 危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射線施設等における事故の発生 変所や火薬類を扱う施設は無いが、小規模な施設であっても、事故が発 や周辺住民に影響が及ぶことが想定される。 (1) 危険物事故 危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射線施設等における事故の発生 ※福生市には、大規模な危険物貯蔵所や火薬類を扱う施設はないが、小規模な施設であっても、事故が発 生した場合にはそこで働く者や周辺住民に影響が及ぶことが想定される。 〈略〉 (3) 道路・橋りょう災害 車両の多重衝突、危険物等積載車量からの流出等の事故の発生 (4) CBRNE災害			
2	1	18	第1節 計画の方針 本市では、都市化の進行に伴い、複合的な都市災害の危険性が増加している。このため、本市	災害 び関係機関の防災機能の充実と、これら機関と市民や事業者の連携を強化するなどにより、様々な災害 規模 に対処する防災態勢を確立する。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災のような大規模か つ広範囲での被害が発生した場合、行政による「公助」は限界を超える事態も考えられることから、市 民・事業者等の相互協力の「自助」、「共助」による被害の発生・拡大防止など自主防災力の向上を促 す。さらに中期的に、都市施設の耐震化・不燃化の促進、避難地等の安全性確保など災害に強いまちづくりを推進する。	語句の適正 多様性への対応の追加		

章	節	頁	現行	修正	理由
2 1		18	1 基本目標	1 基本目標	語句の適正
			~ 災害に強く安全なまちづくりの推進 ~	~ 災害に強く安全なまちづくりの推進 ~	
			市民、事業者、行政のそれぞれの役割に応じた取組を進め、災害の防止、減災対策とともに、災	市民、事業者、行政のそれぞれの役割に応じた取組を進め、災害の防止、減災対策とともに、災害・	
			害・非常時に即応できる地域防災 <mark>体制</mark> の充実を図り、災害に強いまちづくりを推進する。	非常時に即応できる地域防災 <u>能勢</u> の充実を図り、災害に強いまちづくりを推進する。	
2 1	1	18	2 防災施策の大綱	2 防災施策の大綱	語句の適正
			〈略〉	〈略〉	
			(2) 災害に強いまちづくりの推進	(2) 災害に強いまちづくりの推進	
			市をはじめ関係機関は、都市の防災基盤の強化を図るため、市街地の耐震化・不燃化、都市基盤施	<u>福生</u> 市をはじめ関係機関は、都市の防災基盤の強化を図るため、市街地の耐震化・不燃化、都市基盤	
			設の防災機能の強化、防災空間の確保など、災害に強い安全・安心なまちづくりを計画的に推進す	施設の防災機能の強化、防災空間の確保など、災害に強い安全・安心なまちづくりを計画的に推進す	
			る。	る。	
			(3) 災害に備えたシステムづくり	(3) 災害に備えたシステムづくり	
			市をはじめ関係機関は、防災に係る <mark>組織体制の整備・</mark> 充実を図るとともに、災害対策活動を迅速か	<u>福生</u> 市をはじめ関係機関は、防災に係る <u>平時からの取組の</u> 充実を図るとともに、災害対策活動を迅速	
			つ的確に実施できる組織体制、職員の配備 <u>体制</u> 及び参集 <u>体制</u> を災害規模に応じて整備する。	かつ的確に実施できる組織体制、職員の配備及び参集に関する計画を災害規模に応じて整備する。	
			(4) 災害への適切な対応	(4) 災害への適切な対応	
			〈略〉	〈略〉	
			地域防災計画と この計画をより現状に即したものとするため常に検討を加え、各種災害に	地域防災計画と この計画をより現状に即したものとするため常に検討を加え、各種災害に	
			防災 <mark>体制</mark> の充実 対応するための総合的な防災 <mark>体制</mark> の確立を図る。	防災 <u>能勢</u> の充実 対応するための総合的な防災 <u>能勢</u> の確立を図る。	
			〈略〉	〈略〉	
2 1	1	19	3 防災施策の重点	3 防災施策の重点	記載内容の適正
			<u>本</u> 計画を着実に推進するため、特に次の対策に努める。	<u>この</u> 計画を着実に推進するため、特に次の対策に努める。	
			(1) 自主防災組織体制の強化	(1) 自主防災組織体制の強化	
			(2) 各防災関係機関・事業所等との連携 <u>体制</u> の強化 <u>(防災対策協議会等の確立)</u>	(2) 各防災関係機関・事業所等との連携 <u>態勢</u> の強化	
			(3) 防災行政無線 <u>のデジタル化</u> による災害情報の入手・伝達の強化	(3) 防災行政無線の他の情報伝達手段の多重化による災害情報の入手・伝達の強化	
			〈略〉	〈略〉	
			(8) 災害 <u>時の</u> 協定締結などによる、応援・協力 <u>体制</u> と広域的な連携 <u>体制</u> の強化	(8) 災害 <u>協力</u> 協定 <u>の</u> 締結などによる、応援・協力 <u>能勢</u> と広域的な連携 <u>能勢</u> の強化	
2 2	2	19	第2節 減災目標	第2節 減災目標	東京都地域防災計画
			東京都は、東京都地域防災計画 <u>(平成 19 年修正版)</u> の中で、地震時における減災目標を定め、区市	東京都は、東京都地域防災計画の中で、地震時における減災目標を定め、区市町村及び都民、事業者	との整合
			町村及び都民、事業者と協力して対策を推進していくとした。その後、平成24年修正版の中で、減災	と協力して対策を推進していくとした。その後、平成24年修正版の中で、減災だけではなく生活や活動	
			だけではなく生活や活動を早期に復旧・復興させることも重要とされ、「被害軽減と都市再生に向けた	を早期に復旧・復興させることも重要とされ、「被害軽減と都市再生に向けた目標」として再度目標を定	
			目標」として再度目標を定めている。また、この目標は、10年以内に達成するとしている。	め、さらに、令和5年修正版において令和12年度までに達成すべき減災目標を定めている。	
			市は、地震に関する被害想定と東京都地域防災計画との整合性を図り、3つの視点 <u>のもと、具体的</u>	<u>福生</u> 市は、地震に関する被害想定と東京都地域防災計画との整合性を図り、 <u>減災目標を定めるととも</u>	
				<u>に、</u> 3つの視点 <u>と分野横断的な視点のそれぞれについて目標とすべき指標を定め</u> 、市民、事業者、関係	
			指す。	機関と協力して「災害に強く安全なまちづくりの推進」を目指す。	
				これらの指標は、次のとおりである。	
$2 \mid 2$	2	19		<u>〈指標〉</u>	東京都地域防災計画
			対策の視点1 自助・共助・公助を束ねた地震に強いまちづくり	視点1: <u>家庭や地域における防災・減災対策の推進</u>	及び市事業計画との
			<u>< 減災目標 ></u> 	<u>指標となる項目</u> <u>令和 12 年度の目標</u>	整合
			(1) 死者を約6割減少させる。	出火防止対策実施率(感震ブレーカー設置) 感震ブレーカー設置率 25%	
			(2) 避難者を約4割減少させる。	初期消火対策実施率(消火器設置) 消火器保有率 60%	
			(3) 建築物の全壊棟数を約6割減少させる。	家具類の転倒・落下・移動防止対策 75%	
				自助の備えを講じている住民の割合 100%	
			※東京都による立川断層帯地震の想定被害(福生市の最大値) 形式の1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	視点2:住民の生命と我が国の首都機能を守る応急態勢の強化	
			死者90人、避難者約23,000人、建物の全壊・焼失棟数約2,800棟	<u>指標となる項目</u> <u>令和 12 年度の目標</u>	
			< 目標を達成するための市の主な対策 >	緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進 ・特定沿道 総合到達率100%(令和7年度)	
			ア 建築物等の耐震化の促進	・一般沿道 耐震化率 90%(令和 7 年度)	
			(ア) 耐震診断・耐震改修事業等により平成32年度末までに住宅の耐震化率を95%以上にする。	福生市事業継続計画(BCP)の見直し 福生市事業継続計画(BCP)の定期的見直	
	1				

節 頁	現行		修正	理
	(イ) 緊急輸送路等地震発生時に閉塞を防ぐべき道路における沿道建築物等の耐震化を推進す	市の受援応援態勢の充実強化	福生市受援計画の策定	
	<u> </u>		<u> </u>	
		把握している事業者の割合	70%	
		一時滞在施設の確保	想定する帰宅困難者の収容率 90%	
	(オ) 耐震化に係る相談体制の整備	視点3:全ての被災者の安全で質の高い生活		
	(カ) 安価で信頼できる耐震化工法・装置の普及	指標となる項目	令和12年度の目標	
	イの防災市街地の整備	つながる通信の確保	全ての避難所において通信環境を確保	
	(ア) 住宅・建築物の不燃化を推進	→ スペルの無日本大田区	全ての避難所における安全で質の高い生活環	
	(イ) 幹線道路沿道建築物の不燃化、公共施設の緑化等を図り、延焼遮断帯を形成	避難所環境の向上	境の確保	
	ウ 緑・オープンスペースの整備	災害時トイレの確保	災害時トイレ空白エリア解消	
	(ア) 公園・緑地、広場等を整備し防災拠点や延焼遮断帯に活用	分野横断的な視点:ハード対策	<u> </u>	
		ガ <u>野傾め内は祝忌・ハード列来</u> 指標となる項目	令和 12 年度の目標	
	エー消防力の充実・強化	<u> </u>	- 特定沿道 総合到達率 100% (令和 7 年度)	
		緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進	・ 特定行道 総合到達率 100% (市和 7 年度)・ 一般沿道 耐震化率 90% (令和 7 年度)	
	(イ) 防火水槽の計画的整備、河川・用水、プール、雨水貯水槽等を活用した消防用水利の整備			
	オ地域防災力の向上		・旧耐震基準の耐震性が不十分な住宅をおお	
	(ア) 東京防災隣組活動の推進	住宅の耐震化	むね解消(令和7年度)	
	(イ) 市民の防災意識を向上し、自主防災組織の強化・充実		・新耐震基準の耐震性が不十分な木造住宅を	
	(ウ) 市民・事業所等の出火防止と火災対応力の向上		半減(令和7年度)	
	a 事業所の防災計画の作成を推進し、防災訓練の実施、事業所相互や市民組織との連携を図	整備地域の不燃化	全整備地域の不燃領域率 70%達成	
	り、火災対応力を強化	特定整備路線の整備	全線整備(令和7年度末)	
	b 消防署と協力して、住宅用火災警報器の設置促進	無電柱化の推進	第一次緊急輸送道路 50%の完了(令和 6 年度	
	カ 家具類の転倒防止	<u> </u>	<u>まで)</u>	
	(ア) 家具転倒・落下・移動防止器具の設置促進	水道管路の耐震継手化	断水率が高いと想定される地域の解消(令和	
	(イ) 家具転倒・落下・移動防止器具の効果的な設置方法の普及	<u> </u>	<u>10 年度まで)</u>	
	キ ブロック塀等の倒壊防止		・耐震化等を実施した施設の割合93%(令和	
	(ア) 生け垣設置等補助事業の普及	 下水道管路の耐震化推進	7年度)_	
	(イ) 塀の技術基準についての周知	/ // / / / / / / / / / / / / / / / /	・浮上抑制対策を実施した道路の割合 93%	
	クその他		<u>(令和7年度)</u>	
	(ア) 救出・救護体制の整備			
	(イ) 土砂災害対策の実施	〈減災目標の達成に向けた取組〉		
	(ウ) 応急危険度判定の迅速な実施	福生市は、「第2編 地震災害対策計画 第1	部 災害予防計画」における各事業及び「福生市国土強	
	(エ) エレベーターの効率的な復旧	靱化地域計画」等に基づき、減災目標の達成に向	向けた取組を実施する。	
	(オ) 自立・分散型電源の導入による多様なエネルギー確保の促進			
	(カ) ボランティアコーディネーターの計画的養成 等			
	対策の視点2 市民の命を守る危機管理の体制づくり			
	< 減災目標 >			
	<u> </u>			
	(1) 中枢機能を支える機関(市、病院等)の機能停止を回避する。			
	(2) 企業等の備蓄や一時滞在施設の確保により、帰宅困難者約1万人の安全を確保する。			
	L			
	<u> 日保と達成するための用の生な対象 / </u> 【中枢機能の維持対策】			
	アー福生市の災害対応・行政機能の発揮・継続			
	(ア) 市庁舎における情報連絡・広報機能の維持対策 (イ) タばわ様却連絡が、対策の整備について検討			
	(イ) 多様な情報連絡ツール等の整備について検討			
	<u>イ 医療機能の維持</u> (マ) 医妊娠の まなばなる。 そど 教徒があない。 ではない まない			
	(ア) 医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会等との連携の強化			
	(イ) 災害拠点病院である公立福生病院の機能維持・強化			
	<u>(ウ) 災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制を構築</u>			

章 節 頁		現行		修正	理由
	ウ 広域応援部隊等との連	<u>携強化</u>			
	_ 自衛隊や広域応援部	隊との連携を強化し、受入れ態勢を整備			
	エ 非常時のための備蓄の				
	【帰宅困難者の安全確保				
		<u>後条例に基づく対策の周知</u>			
	(ア) 一斉帰宅抑制の				
		3日分の備蓄確保の取組推進			
	イ 帰宅困難者に対する支	<u>(な</u>)ための一時滞在施設の確保・開設・運営			
		がための一時衛往旭鼓の確保・開設・連貫 受要領の検討(情報の提供・飲料水の提供・誘導等)			
		最安原の機能(順報の提供・飲料がの提供・ <u>助等等)</u> 帰宅困難者のための代替輸送手段等の確保・誘導			
		する情報の提供・飲料水等の提供等			
		生活を支え、福生市を早期に再生する仕組みづくり			
		- 日中17 (本言物)と0.0 N(中) 2.0 F() N(L) 同名と2			
		<u> </u>			
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	応急仮設住宅への入居などを進め、早期に被災者の生活再建の道筋を			
	<u>つける。</u>	THE PROPERTY OF THE PROPERTY O			
		ナのナかななく			
	<u><目標を達成するための</u>	<u> </u>			
-		最化の推進及の心态度に佔動体制の整備 業者は、各施設の耐震化等を進め、被災後の復旧体制を整備			
	(イ) 下水道施設の耐				
		復旧拠点を迅速に確保			
	イ被災住宅の応急危険度				
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	(イ) 応急危険度判定				
	ウ り災証明業務の迅速化				
	エ 避難所の確保と管理・	運営体制の充実			
	オエレベーターの効率的	<u>な復旧</u>			
		、日本エレベーター協会等と協力して、地震発生時に全ての住宅・建築物の			
		01ビル1台のみ復旧させて最低限の縦動線を確保していく「1ビル1台復			
	旧ルール」の普及を徹底				
	力仮設住宅確保のための				
2 3 20	第3節 市・関係機関の業		第3節 <u>福生</u> 市·関係機関		語句の適正
	1 市及び関係機関の役割		1 <u>福生</u> 市及び関係機関の		
		防災の第一次責任を有する地方公共団体として、市民の生命、身体及び財産ない。		防災の地域における第一次的防災機関として、市民の生命、身体及び財産	
		産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て 防災活動を実施する。	福生市	を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防 災活動を実施する。	
	〈略〉	例外位割を 天心り る。 〈略〉	〈略〉	次百到で 天旭 y る。 〈略〉	
	東京都の機関	自ら防災活動を実施し、本市及び指定地方公共機関が処理する防災に関す	東京都の機関	自ら防災活動を実施し、福生市及び指定地方公共機関が処理する防災に関	
	ンペンハイリックリ及ば	る事務又は業務を援助する。		する事務又は業務を援助する。	
	〈略〉	(略)	〈略〉	「	
	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	
	〈略〉	(略)	〈略〉	〈略〉	
		平素から災害予防 <mark>体制</mark> の整備を図るとともに災害時には防災対策業務を行		平素から災害予防態勢の整備を図るとともに災害時には防災対策業務を行	
		い、市その他の各防災関係機関の防災活動に協力する。	要な施設の管理者	い、市その他の各防災関係機関の防災活動に協力する。	
					'

章	節	頁		現行		修正	理由
2	3	21	2 市民・事業所の (1) 市民の役割 〈略〉	役割	2 市民・事業所の (1) 市民の役割 〈略〉	役割	語句の適正
			個人の役割	ア 食料等の備蓄や建物の補強、家具の転倒防止措置、居所連絡先の明確化等を 行う。 イ 市及び東京都が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に 協力する。	個人の役割	ア 食料等の備蓄や建物の補強・出火防止対策、家具の転倒防止措置、居所連絡 先の明確化等を行う。 イ <u>福生</u> 市及び東京都が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活 動に協力する。	
			自主防災組織の 役割	ア 「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感を持ち、地域住民が協力 して消火、救助活動ができる防災体制の確立を図る。 イ 市及び東京都が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に 協力する。	自主防災組織の 役割	ア 「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感を持ち、地域住民が協力 して消火、救助活動ができる <u>自主</u> 防災 <u>組織</u> 体制の確立を図る。 イ <u>福生</u> 市及び東京都が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活 動に協力する。	
			〈略〉		〈略〉		
2	3	21	事業所は、従業員や顧客の安全確保をはじめ、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識し、 体制の整備 や防災訓練の実施に努めるとともに、地域の防災対策に協力する。		し、組織的な防災対	 や顧客の安全確保をはじめ、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識 策の推進や防災訓練の実施に努めるとともに、地域の防災対策に協力する。	語句の適正
			従業員、利用 者等の安全確 保	防火管理体制を強化するとともに、各種の災害に備えた防災 <mark>体制</mark> の充実を図り、従業員、利用者等の安全を確保する。	従業員、利用 者等の安全確 保	防火管理体制を強化するとともに、各種の災害に備えた防災 <u>対策</u> の充実を図り、従業員、利用者等の安全を確保する。	
			地域への貢献	事業活動に当たっては、地域構成員であることを自覚し、災害に強いまちづく り及び災害に強い社会づくりのため、地域の防災活動に積極的に協力する。	地域への貢献	事業活動に当たっては、地域構成員であることを自覚し、災害に強いまちづく り及び災害に強い社会づくりのため、地域の防災活動に積極的に協力する。	
			応急対策活動への協力	市及び東京都が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。	応急対策活動 への協力	福生市及び東京都が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動 に協力する。	
2	3	21	3 市及び関係機関 (1) 福生市	別の業務の大綱	3 市及び関係機関 (1) 福生市	の業務の大綱	東京都地域防災計画 との整合
			災害予防対策	ア 防災会議に関すること。 イ 各種施策に対する防災対策の検討及び実施に関すること。 ウ 防災組織の整備に関すること。 エ 防災の調査研究、教育及び訓練に関すること。 オ 食料その他物資の備蓄及び確保に関すること。 カ 防災施設及び設備の整備に関すること。 キ 市民の防災活動の啓発、指導に関すること。 ク その他、 <u>市の</u> 地域の災害予防対策に関すること。 ア 関係機関との連絡調整に関すること。	災害予防対策	ア 福生市防災会議に関すること。 イ 各種施策に対する防災対策の検討及び実施に関すること。 ウ 防災組織の整備に関すること。 エ 防災の調査研究、教育及び訓練に関すること。 オ 食料その他物資の備蓄及び確保に関すること。 カ 防災施設及び設備の整備に関すること。 キ 市民の防災活動の啓発、指導に関すること。 ク 過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 ケ その他、地域の災害予防対策に関すること。	
			災害応急対策	イ 気象情報の伝達、避難情報の発令、避難所の開設に関すること。 ウ 情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 エ 消防、水防その他の応急措置及び被害拡大の防止措置に関すること。 オ 被災者の救護及び保護に関すること。 カ 給食・給水、保健衛生等の応急措置に関すること。 キ 被災児童、生徒の応急教育に関すること。 ク ボランティア活動に対する支援に関すること。 ケ 緊急輸送道路の確保に関すること。 その他、市の地域に係る災害応急対策において必要と認める措置に関すること。 ア 公共土木施設の復旧整備に関すること。 イ 学校教育施設及び社会教育施設の復旧整備に関すること。	災害応急対策	ア 関係機関との連絡調整に関すること。 イ 気象情報の伝達、避難情報の発令、避難所の開設に関すること。 ウ 情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 エ 消防、水防その他の応急措置及び被害拡大の防止措置に関すること。 オ 被災者の救護及び保護に関すること。 カ 給食・給水等の応急措置に関すること。 キ 被災児童、生徒の応急教育に関すること。 ク ボランティア活動に対する支援に関すること。 ク 緊急輸送道路の確保に関すること。 サ 医療、防疫及び保健衛生に関すること。 シ その他、地域に係る災害応急対策において必要と認める措置に関すること。	
			災害復旧対策	ウ 社会福祉施設の復旧整備に関すること。 エ 下水道施設の復旧整備に関すること。		- こうにいるがにからの人口が心がりがに続い、くれると聞いりが月世に内が分とと。	

章	節	頁		現行		修正	理由
				オ その他 <u>の</u> 災害復旧事業に関すること。	災害復旧 <u>・</u> <u>復興</u> 対策	ア 公共土木施設の復旧整備に関すること。 イ 学校教育施設及び社会教育施設の復旧整備に関すること。 ウ 社会福祉施設の復旧整備に関すること。 エ 下水道施設の復旧整備に関すること。 オ その他災害復旧事業に関すること。 カ 災害復興に関すること。	
						<u>ル 火音後無に因すること。</u>	
2	3	22	(3) 東京都の機関		(3) 東京都の機関		東京都地域防災計画
			総務局 総合防災部	ア 災害予防、災害応急対策等の通信情報対策に関すること。 イ 東京都が実施する災害予防、災害応急対策等業務の連絡調整に関すること。 ウ 区市町村の災害対策事務の指導連絡に関すること。 エ その他、東京都が行うべき災害予防、災害応急対策等に関すること。 ア 高圧ガス及び火薬類等による災害の防止のための情報連絡に関すること。		ア 東京都防災会議に関すること。	との整合
			環境局	イ ごみ及びし尿の処理に係る広域連絡に関すること。 ウ 災害廃棄物の処理に係る調整に関すること。 エ その他、環境に関すること。		カ 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関すること。 キ 緊急輸送の確保に関すること。 ク 被災者の救出及び避難誘導に関すること。	
			福祉保健局	ア 医療及び防疫に関すること。 イ 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者、難病患者等の救護、安全確保及び支援 に関すること。 ウ 救助物資の備蓄、輸送及び配分に関すること。 エ 避難者の移送及び避難所の設営に関すること。 オ 遺体の検案及びこれに必要な措置に関すること。 カ 義援金の募集・受付・配分及び義援物資の取扱に関すること。 キ その他、保健衛生、救助及び保護に関すること。	東京都	ケ 人命の救助及び救急に関すること。 コ 消防及び水防に関すること。 サ 医療、防疫及び保健衛生に関すること。 シ 外出者の支援に関すること。 ス 応急給水に関すること。 セ 救助物資の備蓄及び調達に関すること。 ソ 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。 タ 区市町村による防災市民組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過	
			西多摩	ア 所管する道路、橋梁、河川の防災対策及び復旧対策に関すること。		去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。	
			建設事務所	イ その他防災に係る事務又は業務に関すること。		チ 公共施設の応急復旧に関すること。	
			東京消防庁福生消防署	ア 水害・火災及びその他災害の救助・救急情報に関すること。 イ 水害・火災及びその他災害の予防、警戒及び防ぎょに関すること。 ウ 人命の救助及び救急に関すること。 生 危険物施設、火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関すること。 せ 市民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関すること。	西多摩	ツ 災害復興に関すること。 テ 区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 ト 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。 ナ 事業所防災に関すること。 ニ 防災教育及び防災訓練に関すること。 ヌ その他被害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。 ア 所管する道路、橋梁、河川の防災対策及び復旧対策に関すること。	
				カ 応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関すること。			
			西多摩保健所	ア 防疫その他保健衛生に関すること。 イ 医療に関する情報提供、連絡調整に関すること。 ア 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。	東京消防庁福生消防署	ア 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 イ 救急及び救助に関すること。 ウ 危険物等の措置に関すること。	
			警視庁 福生警察署	イ <u>交通規制に関すること。</u> ウ <u>被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。</u> エ <u>行方不明者の捜索及び調査に関すること。</u> オ 遺体の調査等及び検視に関すること。	西多摩保健原	エ その他消防に関すること。 ア 防疫その他保健衛生に関すること。 イ 医療に関する情報提供、連絡調整に関すること。 ア 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。	
			水道局	カ 公共の安全と秩序の維持に関すること。 ア 応急給水に関すること。 イ 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。	警視庁福生警察署	イ 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 ウ 行方不明者の捜索及び調査に関すること。 エ 遺体の調査等及び検視に関すること。	
			下水道局	ア 下水施設の点検、整備及び復旧に関すること。 イ 仮設トイレ <u>等</u> のし尿の処理に関すること。		オ 緊急通行車両確認標章の交付に関すること。 カ 公共の安全と秩序の維持に関すること。	
					水道局	ア 応急給水に関すること。	

茸	節	頁	現行			理由
					イ 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。	
					ア 下水施設の点検、整備及び復旧に関すること。	
				下水道局	イ 仮設トイレ等のし尿の受入れ及び処理に関すること。	
				L		
2	3	23	(5) 指定地方行政機関	(5) 指定地方行政機	関	東京都地域防災計画
			関東農政局 農政事務所が所管する防災に係る事務又は業務に関すること。		ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。	との整合
			果京地域センター		イ 災害時テレコム支援チーム (MIC-TEAM) による災害対応支援に関すること。	
			関東東北産業保安 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関す		ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関するこ	
			監督部 ること。	関東総合通信局	と。 と	
			関東地方整備局 災害時におけるテックフォース及び情報連絡員(リエゾン)の派遣に関するこ		工 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特	
			<u>と。</u> <u>関東地方整備局</u> ア 災害時における多摩川の河川管理施設等の保全に関すること。		新り相定変更及り無縁成補り成直場が新り変更を自顕寺により計論的を11 7行 例措置(臨機の措置)の実施に関すること。	
			関東地方整備局 <u>京浜河川事務所</u> イ 多摩川の雨量、水位、流量等資料収集に関すること。		オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。	
			1 多摩川の附重、水位、加重等資料収集に関すること。 ウ 多摩川管内区域の被害調査と災害応急・復旧工事の実施に関すること。		ア 地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督(災	
			<u>多摩川上流出張所</u>		害時における緊急措置等を含む。)に関すること。	
			ア 災害時における国道 16 号の保全、安全通行確保に関すること。	関東財務局	 国有普通財産の管理及び処分に関すること及び行政財産の総合調整に関する 	
			関果地万整偏局 イ 国道 16 号の被害調査と災害応急・復旧工事の実施に関すること		<u>こと。</u>	
			相武国道事務所 ウ その他防災に係る事務又は業務に関すること。	 関東信越厚生局	ア 被害情報の収集及び伝達に関すること。	
				N/KIII/EJ-F-1/N	<u>イ 関係機関との連絡調整に関すること。</u>	
				東京労働局	ア産業安全(鉱山保安関係を除く。)に関すること。	
					イ 雇用対策に関すること。 マ 典数関係 (切また関する)	
					ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること。 イ 応急用食料・物資の支援に関すること。	
					ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること。	
					エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること。	
					オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること。	
				関東農政局	カ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること。	
					キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること。	
					ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること。	
					ケ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること。	
					コ 被害農業者に対する金融対策に関すること。	
				関東森林管理局	災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること。	
					ア生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。	
				関東経済産業局	イ 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 カ オザ (4 1 人 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
				関東東北産業保安	<u>ウ 被災中小企業の振興に関すること。</u> 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する	
					パ条類、同圧ルグ、他化石油ルグ、電気、ルグ等厄映物等の保女の確保に関する こと。	
					ア 防災上必要な教育及び訓練に関すること。	
					イ 通信施設等の整備に関すること。	
					ウ 公共施設等の整備に関すること。	
					エ 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。	
					オ 官庁施設の災害予防措置に関すること。	
				関東地方整備局	カ 豪雪害の予防に関すること。	
					キ 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関する	
					<u>こと。</u>	
					ク 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。	
					ケ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。	

関東運輸局 ア 鉄道及び軌道の安全保安並びにこと。 東京航空局 火害時における輸送用車両のあった (東京空港事務) で関すること。 所) イ指定地域上空の飛行規制とその周 関東地方測量部 ア災害時等における地理空間情報の名 関東地方測量部 イ復旧・復興のための公共測量に関ウ地設変動の監視に関すること。	関すること。 書時における災害応急対策及び復旧対策に れらの施設及び車両の安全保安に関するこ せんに関すること。 に関し、安全を確保するための必要な措置 知徹底に関すること。
関東運輸局 ア 鉄道及び軌道の安全保安並びにこと。 東京航空局 (東京空港事務) (東京空港事務) (関すること。 ア 災害時における航空機による輸送 所) イ 指定地域上空の飛行規制とその周 ア 災害時等における地理空間情報の 関東地方測量部 イ 復旧・復興のための公共測量に関すること。 ウ 地殻変動の監視に関すること。	せんに関すること。 に関し、安全を確保するための必要な措置 知徹底に関すること。
東京航空局 (東京空港事務 所) ア 災害時における航空機による輸送 に関すること。 イ 指定地域上空の飛行規制とその居 ア 災害時等における地理空間情報の 関東地方測量部 関東地方測量部 ウ 地殻変動の監視に関すること。	に関し、安全を確保するための必要な措置 知徹底に関すること。
(東京空港事務) に関すること。 所) イ 指定地域上空の飛行規制とその周 ア 災害時等における地理空間情報の 関東地方測量部 イ 復旧・復興のための公共測量に関ウ 地殻変動の監視に関すること。	知徹底に関すること。
所) イ 指定地域上空の飛行規制とその周 ア 災害時等における地理空間情報の関東地方測量部 イ 復旧・復興のための公共測量に関ウ 地殻変動の監視に関すること。	
フ 災害時等における地理空間情報の 関東地方測量部 イ 復旧・復興のための公共測量に関ウ 地殻変動の監視に関すること。	
関東地方測量部 イ 復旧・復興のための公共測量に関すること。 ウ 地殻変動の監視に関すること。	
	並びにその成果の収集及び発表に関するこ
<u>と。</u>	生した断層運動による地震動に限る)及び
	主じた例層運動による地展動に取る <u>が及び</u> 情報の発表、伝達及び解説に関すること。
ウ 気象業務に必要な観測、予報及び	
	する技術的な支援・助言に関すること。
オー防災気象情報の理解促進、防災知	
	児の情報収集及び提供に関すること。 ま成変物の28年最終の情報収集に関すること。
	害廃棄物の発生量等の情報収集に関するこ
	兄・動物救護活動の状況等に関する情報収
<u>所</u> 集、提供等に関すること。	
	区集及び提供並びに汚染等の除去への支援
に関すること。	明上フ`古幼田市) z 田上 ファー
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
2 3 25 (6) 指定公共機関 (6) 指定公共機関	東京都地域防災計画
	及び医療救護等(助産・遺体の処理を含との整合
イ 災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び救護対策 し む。)の実施に関すること。	字用=□□フィ№年处)~用1 トフ~)
日本郵便株式会社 <u>に関すること。</u> ウ 地方公共団体又は郵便局が収集した被災者の避難所開設状況等の情報の相関 ウ こころのケア活動に関すること。	州親設及の連宮に関すること。
互提供に関すること。 工場は、対象に関すること。 工場は、対象に関すること。	ること。
エ 避難所における臨時の郵便差出箱の設置に関すること。 オ 輸血用血液製剤の確保及び供給に	
	と (原則として義援物資については受け
	<u>・困難者支援所)の設置・運営に関する</u>
東日本電信電話 ア電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 ケロ赤医療施設等の保全及び運営に	
株式会社 イ 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。 コ 外国人の安否調査に関すること。	
サ 遺体の検案協力に関すること。	7-M-2#;) - BB 1-7-206+ 0 (77-H2) - BB 1-7-2
	<u>害救護に関する訓練の実施に関するこ</u>
ションズ株式会社 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	兄等を含む。) に関すること。

章	節	頁	現行			理由
			株式会社NTTド ア 携帯電話等の移動通信施設の建設並びにこれらの施設の保全に関		イ 広報 (避難所等への受信機の貸与等を含む。) に関すること。	
			コモーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー		ウ 放送施設の保全に関すること。	
			<u>ソフトバンク株式</u> 会社 イ 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。		ア 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること。	
			ア・重要通信の確保に関すること。		<u>こ。</u> イ 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること。	
			KDDI株式会社 イ 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関するこ	日本郵便株式会社	(ア)被災者に対する郵便葉書等の無償交付	
			と。		(イ)被災者が差し出す郵便物の料金免除	
			日本通運株式会社		(ウ) 被災地宛救助用郵便物の料金免除	
			福山通運株式会社 災害時における貨物自動車(トラック)等による救助物資等の輸送に関するこ		(エ)被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分	
				± n + 15 / 200. Y	ア 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること。	
			ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	東日本旅客鉄道 株式会社	イ 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関する こと。	
			東京電力パワーグアで電力施設等の建設及び安全保安に関すること。		ここ。 ウ 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。	
			リッド株式会社 イ 電力需給に関すること。			
				株式会社	災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること。	
					ア 電気通信設備の建設及び保全に関すること。	
					<u>イ 重要通信の確保に関すること。</u>	
				株式会社	ウ 気象予警報の伝達に関すること。	
					エ 通信ネットワークの信頼性向上に関すること。	
				エヌ・ティ・テ	オ 災害時の電気通信設備の復旧に関すること。	
					ア 国内・国際電話等の通信の確保に関すること。	
				ションズ株式会社	イ 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。	
				KDDI株式会社		
				株式会社NTTド		
				<u> 그モ</u>	ア 重要通信の確保に関すること。	
				ソフトバンク株式	イ 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関するこ 、	
				会社 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	٤.	
				※天モバイル株式 会社		
				日本通運株式会社		
				福山通運株式会社	/// (*** *** *** *** *** *** *** *** ***	
				佐川急便株式会社	災害時における貨物自動車(トラック)等による救助物資等の輸送に関するこ	
				ヤマト運輸株式会社		
				西濃運輸株式会社		
				東京電力グループ	ア 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。	
				<u>各社</u>	イ 電力需給に関すること。	
2	3	26	(7) 指定地方公共機関	 (7) 指定地方公共機	関	東京都地域防災計画
			ア 竪 会輸 送 体制 の 整 備 に 関 す る こ と	一般社団法人		との整合
			一般社団法人 / 災害時における救助物資 避難者等の緊急輸送の協力に関すること	東京都トラック	災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者等の輸送の	
			東京都トラック 協会 (多摩支部) 復旧資材等の輸送協力に関すること。	協会(多摩支部)	<u>協力に関すること。</u>	
			<u>エーその他防災に係る事務又は業務に関すること。</u>		ア医療に関すること。	
			公益社団法人 ア 医療に関すること。	東京都医師会	イ 防疫の協力に関すること。	
			東京都医師会 イ 防疫の協力に関すること。 公益社団法人 はない ロス・スティン	公益社団法人	<u>ウ 遺体の検案の協力に関すること。</u>	
			公金性団伝人 東京都歯科医師会 歯科医療活動に関すること	公益性団法人 東京都歯科医師会	歯科医療活動に関すること。	
			〈略〉	〈略〉	〈略〉	
<u> </u>			in His	LI YEH!	NH.	

節	頁			現行			修正	理由
		〈略〉		〈略〉	〈略〉		〈略〉	
		〈略〉		〈略〉	〈略〉		〈略〉	
		一般社団治	去人 バフによる絵	送の確保に関すること。	民間放送	ア 災害時	における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。	
		東京バス協	協会	さい惟床に関すること。	<u> </u>	大 放送施	<u>設の保全に関すること。</u>	
		〈略〉		〈略〉	一般社団 東京バス	- ハスピトス	輸送の確保に関すること。	
					<u>一般社団法</u> <u>ハイヤー・</u> <u>一協会</u>	タクシ イ ※ ※ B は	ゲー、ハイヤーによる輸送の確保に関すること。 近の災害情報の収集・伝達に関すること。	
					<u>一般社団法</u> <u>都個人タク</u> 会		こよる輸送の確保に関すること。	
					〈略〉		〈略〉	
3	27	(8) 公共的団]体及び防災上重要な抗	記記の管理者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(8) 公共的	団体及び防災上重要	な施設の管理者	語句の適正
			〈略〉	〈略〉	_	<略>	<略>	
			〈略〉	〈略〉	_	〈略〉	〈略〉	
			〈略〉	〈略〉	_	〈略〉	〈略〉	
			〈略〉	<略>	_	〈略〉	〈略〉	
		○ # 竹田休	ア 災害時における被災者及び中小企業への融資の斡旋、資金	ア 災害時における被災者及び中小企業への融資の斡旋、資金 導入計画等の協力に関すること。 イ その他防災に係る事務又は業務に関すること。				
	(略) (略) (略) (略) (略) (本格) (本格) (本格) (本子の他、「 (本子の他 (本子の) (本子の他 (本子の他 (本子の他 (本子の) (本子の) (本子の) (本子の) (本子の) (本子の) (本子の) (**) (***)	⟨暇各⟩	□ □ 公共的団体	〈略〉	〈略〉			
			〈略〉	〈略〉	_	〈略〉	〈略〉	
			社会福祉法人 福生市社会福祉協議 会	ア間子ストレ		社会福祉法人福生市社会福祉協会	ア 災害時におけるボランティア活動、福祉サービス等の協力 に関すること。 イ 福生市災害ボランティアセンターの開設に関すること。 ウ その他防災に係る事務又は業務に関すること。	
				7 - 2 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1				
			〈略〉	〈略〉	_	〈略〉	〈略〉	
		〈略〉	<略><略>		-	<略> <略>	<略><	

福生市地域防災計画 新旧対照表

第2編 地震災害対策計画 第1部 災害予防計画

章	節員	Ī │ 現行	修正	理由
1		第1節 防災知識の普及	第1節 防災知識の普及	語句の適正
		〔総務部、教育部、生活環境部〕	〔総務部、教育部、生活環境部〕	
		《基本方針》	《基本方針》	
		市民が、平常時から災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう防災	市民が、平常時から災害に対する備えを心掛け、災害時においては自発的な防災活動を行うよう防災意	
		意識・知識の普及啓発に努める。	識・知識の普及啓発に努める。	
1	1 2	1 市民に対する防災知識の普及と意識啓発	1 市民に対する防災知識の普及と意識啓発	語句の適正
		市は、大規模災害時における生活行動基準、各家庭における対応の指針等の防災パンフレット配布、	<u>福生</u> 市は、大規模災害時における生活行動基準、各家庭における対応の指針等の防災パンフレット配布、	多様性への対応の
		防災展の開催、ホームページや講習会等によって、災害・防災に関する知識の普及を図り、市民の防災	防災展の開催、ホームページや講習会等によって、災害・防災に関する知識の普及を図り、市民の防災意識	追加
		意識の高揚に努める。防災知識の普及等を推進する際には、 <u>性別による</u> 視点の違いに配慮し、 <u>女性</u> の参	の高揚に努める。防災知識の普及等を推進する際には、 <u>女性及び子供、性的マイノリティ、国籍のほか、要</u>	
		画の促進に努めるものとする。	<u>配慮者の</u> 視点の違いに配慮し、 <u>多様な主体</u> の参画の促進に努めるものとする。	
		特に、3日分(推奨1週間以上)の食料・飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常	特に、住宅の耐震化・出火防止対策、3日分(推奨1週間以上)の食料・飲料水、携帯トイレ、トイレッ	
		持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、安否確認手段、負傷の防止や避難路の確保の	トペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、安否確認手段、負傷の	
		観点からの家具類の転倒・落下・移動防止対策、ブロック塀等の転倒防止対策等を通じて家庭での予防	防止や避難路の確保の観点からの家具類の転倒・落下・移動防止対策、ブロック塀等の転倒防止対策等を通	
		安全対策について普及・啓発を行う。	じて家庭での予防安全対策について普及・啓発を行う。	
		また、自主防災組織や市民団体等を通じて正しい応急手当の方法などの知識の普及、啓発に努める。	また、自主防災組織や市民団体等を通じて正しい応急手当の方法などの知識の普及、啓発に努める。	
1	1 3	2 学校教育・社会教育における防災教育	2 学校教育・社会教育における防災教育	語句の適正
		市は、防災の手引を作成するとともに東京都教育委員会発行の「防災ノート〜災害と安全〜」や立川	福生市は、防災の手引を作成するとともに東京都教育委員会発行の「防災ノート〜災害と安全〜」や立川	
		防災館を活用して、児童・生徒に対する防災教育の実施とその充実を図る。また、社会教育活動などに	防災館を活用して、児童・生徒に対する防災教育の実施とその充実を図る。また、社会教育活動などにおい	
		おいても、防災教育の実施とその充実を図る。	ても、防災教育の実施とその充実を図る。	
1	1 3	3 事業所における防災知識の普及	3 事業所における防災知識の普及	語句の適正
		市は、大規模災害時における行動や地域との連携、災害時の対応方法について、従業員の防災意識が	<u>福生</u> 市は、大規模災害時における行動や地域との連携、災害時の対応方法について、従業員の防災意識が	
		高揚されるよう、地域との協定締結の促進や合同訓練の実施、帰宅困難者対策を含む事業所単位での防	高揚されるよう、地域との協定締結の促進や合同訓練の実施、帰宅困難者対策を含む事業所単位での防災マ	
		災マニュアル等を作成するよう啓発に努める。	ニュアル等を作成するよう啓発に努める。	
		また、事業活動に対する被害の最小化と活動の継続を図るため、特に市内の経済を支える重要な企業	また、事業活動に対する被害の最小化と活動の継続を図るため、特に市内の経済を支える重要な企業の事	
		の事業活動を早期に復旧するため、事業者団体等を通じて、事業者が災害発生時等に短時間で重要な機	業活動を早期に復旧するため、事業者団体等を通じて、事業者が災害発生時等に短時間で重要な機能を再開	
		能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するBCP	し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成する <u>事業継続計画(BCP</u>	
		(Business Continuity Plan) の策定を推進するよう働き <u>か</u> ける。	(Business Continuity Plan) <u></u> の策定を推進するよう働き <u>掛</u> ける。	
1	2 3) 第2節 自助による市民の防災力向上	第2節 自助による市民の防災力向上	語句の適正
		《基本方針》	《基本方針》	
		自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民一人ひとりがその自覚を持ち、平常時よ	自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民一人ひとりがその自覚を持ち、平常時より、災	
		り、災害に対する備えを心 <u>が</u> けるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要	害に対する備えを心 <u>掛</u> けるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。ま	
		である。また、発災時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動	た、発災時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所 <u>又は避難所</u> で自ら活動す	
		する、あるいは、行政等が行っている防災活動に協力するなど、防災への自助意識を高めることが求め	る、あるいは、行政等が行っている防災活動に協力するなど、防災への自助意識を高めることが求められ	
		られる。	る。 	
		市民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策に努める。	市民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策に努める。	
		〈略〉	〈略〉	
		6 水(目安として1日 <u>一人</u> 3 <u>リットル</u>)、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備	6 水(目安として1日 <u>1人</u> 3 <u>0</u>)、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備 7 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認	
		7 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認	8 地震時のマイ・タイムライン (防災行動計画) の作成	
		8 市や自主防災組織が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加	9 市や自主防災組織が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加	
		9 町会・自治会等が行う、地域の相互協力体制の構築への協力	10 町会・自治会等が行う、地域の相互協力態勢の構築への協力	
		10 災害発生時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検	11 災害発生時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検	
		11 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与	12 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与	

章 節			現行		修正	理由
3	31	第3節 自主防災組織		第3節 自主防災組織	<u>等</u> による共助の推進	語句の適正
			〔総務部、生活環境部、教育部、福生消防署〕		〔総務部、生活環境部、教育部、福生消防署〕	
		《基本方針》		《基本方針》		
		市民及び事業所による	自主的な防災活動が、人命救助や被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、防災	市民及び事業所による	自主的な防災活動が、人命救助や被害の拡大の防止に果たす役割を <mark>踏</mark> まえ、防災リー	
		リーダーの育成、多様だ	は世代が参加できる環境の醸成など、地域における自主防災体制の整備に努め	ダーの育成、多様な世代	代が参加できる環境の醸成など、地域における自主防災 <u>組織</u> 体制の整備に努める。	
		る。				
3	31	1 自主防災組織等への	D支援	1 自主防災組織等への	の支援	市事業との整
				自主防災組織は、	共助の観点から、防災訓練等により地域における自主防災力の向上に努める。	
		市及び消防署は、地域	或住民による自主防災組織が行う消火・救助・救護活動を支援するため、技術的	福生市及び福生消	防署は、地域住民による自主防災組織が行う消火・救助・救護活動を支援するため、	
		指導や資機材の整備助品	艾等に努める。	技術的指導や資機材の	の整備助成等に努める。	
			自主防災組織のリーダー講習会等の実施に努め、防災活動の技術的指導、助		自主防災組織は、地区ごとに防災訓練を推進し、災害に対する意識啓発を図	
		技術的指導	言を行う。		り、初期消火、避難誘導、救出・救護活動等の地域における自主防災力の向	
			防火・防災講習会、防災訓練、応急手当訓練等の支援に努める。	自主防災力の向上	上に努める。なお、避難訓練の実施に際しては、障害者、高齢者、幼児、病	
			地区内危険箇所、避難ルート・避難場所、消防水利・機器などの状況を市民		弱者等の保護に配慮した訓練を実施する。	
		防災マップ・災害マ	が調べ、共有化する防災マップづくりを支援する。		自主防災組織のリーダー講習会等の実施に努め、防災活動の技術的指導、助	
			発災初動期の自主防災組織による活動 <mark>体制</mark> を強化するため、災害マニュアル	技術的指導	言を行う。	
			の作成を支援する。		防火・防災講習会、防災訓練、応急手当訓練等の支援に努める。	
		資機材の整備助成等	自主防災組織活動に必要な資機材の整備助成等に努める。		地区内危険箇所、避難ルート・避難場所、消防水利・機器などの状況を市民	
			東京都が推進する「東京防災隣組制度」を活用し、自主防災組織の活動を支	防災マップ・災害マ	が調べ、共有化する防災マップづくりを支援する。	
		活用	援する。		発災初動期の自主防災組織による活動 <u>能勢</u> を強化するため、災害マニュアル	
			大規模災害における自助・共助の地域防災力の強化と人的被害の軽減等を図		の作成を支援する。	
			るため、消防団〇Bにより結成された「福生市災害活動応援隊」の活動を支	資機材の整備助成等	自主防災組織活動に必要な資機材の整備助成等に努める。	
		支援	接する。		大規模災害における自助・共助の地域防災力の強化と人的被害の軽減等を図	
		入版	地域の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条の2に基づく地区		るため、消防団〇Bにより結成された「福生市災害活動応援隊」の活動を支	
			防災計画(一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓	支援	援する。	
		地区防災計画の	練、備蓄等の計画)を提案した場合、防災会議において本計画へ定める必要	N/A	地域の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条の2に基づく地区	
		作成	があるかどうかを判断し、必要と認める場合は地区防災計画を本計画に定め		防災計画(一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓	
			る。必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。	地区防災計画の	練、備蓄等の計画)を提案した場合、防災会議において <u>この</u> 計画へ定める必	
			る。必要がないと刊的した物質は、この注曲等を提来行に思想する。	作成	要があるかどうかを判断し、必要と認める場合は地区防災計画をこの計画に	
					定める。必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。	
					地域の自主防災組織、学校関係者、市職員等で避難所運営連絡会を立ち上げ	
				避難所運営連絡会の		
				<u>活動</u>	て、避難所運営マニュアルを作成し、定期的に避難所運営について検討を行	
					<u> </u>	
2	01	の 東米ボルトスウナル	ナベノナギの乾井	の 東米記による白子に	ナ (火災 (4) 素の 本 (大災 (4) 素の 本 (大災 (4) 素の 本 (4) また。	市事業との整
3	31	2 事業所による自主院	7火 <mark>体制</mark> の釜順 パ利用者等の安全確保と、事業所が立地する地域での的確な防災活動を実施する	2 事業所による自主に	の火 <u>忠勢</u> の金偏 び利用者等の安全確保と、事業所が立地する地域での的確な防災活動を実施するた	川争耒との登
			別の充実強化と地域の自主防災組織との連携強化を図る。			
		ため、争未例の例火 <u>件</u>	<u>町</u> の元夫独信と地域の日土例火組献との建務独信を図る。	め、争未別の <u>日土的な</u> !	防災 <u>態勢</u> の充実強化と地域の自主防災組織との連携強化を図る。	
		〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	
		〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	
			社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄(従業員の3	A 75 10 11 66	社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄(従業員の3	
		安全確保対策	日分が目安)等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制を整備する。	安全確保対策	日分が目安)等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認態勢を整備する。	
		地域の防災活動への	組織力を生かした地域活動への参加、自主防災組織等との協力、帰宅困難者	minutes and the	事業所ごとに定例的な防災訓練を推進するとともに、組織力を生かした地域	
		協力	対策の確立など地域社会の安全性向上対策を進める。	防災訓練及び地域と	活動への参加、自主防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社	
				<u>の協力</u>	会の安全性向上対策を進める。	

章 節	頁		現行		修正	理由
1 3		3 防災訓練への参加		削除		市事業との整合
		市民及び事業所は、	方災訓練を実施し自主防止力の向上に努め <u>る</u>			
			地区ごとに防災訓練を推進し、災害に対する意識啓発を図り、初期消火、避			
			難誘導、救出・救護活動等の地域における自主防災力の向上に努める。			
	市民 東	避難訓練の実施に際しては、障害者、高齢者、幼児、病弱者等の保護に配慮				
			した訓練を実施する。			
			事業所ごとの定例的な防災訓練を推進するとともに、避難誘導、救護活動等			
		事業所	の地域と密着した自主防災力の向上に努める。			
			避難所に指定されている学校は、各地域で実施する防災訓練等に参加するよ			
		L				
1 4	32			第4節 各主体の連携		語句の適正
						防災基本計画の修
		,.	役 割 等		役 割 等	正
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		16	
					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		\HU/	WHY	\HU/	** H.	
		事業者		 事業者		
		7人口		7人口		
		ボランティア				
	救護、復旧及び復興時の雇用の場の確保等防災対策を実施するよう努める。 淡害応急対策及び復旧・復興対策が効果的に実施されるよう、市及び自主防 災組織と連携し、きめ細かな被災者の支援に努める。 ボランティア 災組織と連携し、きめ細かな被災者の支援に努める。 ボランティア ボランティア ボランティア ボランティア ボランティア また、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援、活					
					<u> </u>	
1 5	32	第5節 要配慮者の安?		 第5節 要配慮者の安	· 	語句の適正
		《基本方針》		《基本方針》		
		市及び関係機関は、領	礼幼児、障害者、病人、寝たきり者、高齢者、妊産婦、外国人などの要配慮者の	福生市及び関係機関	は、乳幼児、障害者、病人、寝たきり者、高齢者、妊産婦、外国人などの要配慮者の	
		安全確保のため、社会社	B祉施設・民間福祉団体・NPO・社会福祉協議会等の相互の連携に努め、地域	安全確保のため、社会	福祉施設・民間福祉団体・NPO・社会福祉協議会等の相互の連携に努め、地域ぐる	
	(旅)					
1 5	33	1 社会福祉施設等に	おける対策	1 社会福祉施設等に	おける対策	語句の適正
		社会福祉施設等は、力	施設利用者等の安全を確保するために防災 <mark>体制を構築</mark> する。	社会福祉施設等は、	施設利用者等の安全を確保するために防災対策を推進する。	記載箇所の変更
		P+///	災害時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連	14/11	災害時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連	
			絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災マニュアルを施設ごとに策定す			
		東正	る。	東定	る。	
			地域防災計画に位置づけられた浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配	11+/// =11/0+ o +1+/-	円滑に消火や避難等が行えるように施設ごとに定期的に防災訓練を実施す	
					る。	
		避難確保計画の作	慮者利用施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定め	りがいかなり光地		
				りがいかが、シスカー	スプリンクラーの設置や消防機関と直結する火災通報装置、避難路となるバ	
			た避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、避難確保計画に基づき		スプリンクラーの設置や消防機関と直結する火災通報装置、避難路となるバ に ルコニー等を含むバリアフリー対策を進めるとともに、施設や附属する危険	
		成及び訓練の実施	た避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、避難確保計画に基づき 避難訓練を実施する。		ルコニー等を含むバリアフリー対策を進めるとともに、施設や <u>附属</u> する危険	
		成及び訓練の実施	た避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、避難確保計画に基づき 避難訓練を実施する。 円滑に消火や避難等が行えるように施設ごとに定期的に防災訓練を実施す	施設等の安全対策	ルコニー等を含むバリアフリー対策を進めるとともに、施設や <u>附属</u> する危険	
		成及び訓練の実施	た避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、避難確保計画に基づき 避難訓練を実施する。 円滑に消火や避難等が行えるように施設ごとに定期的に防災訓練を実施す る。	施設等の安全対策地域社会との	ルコニー等を含むバリアフリー対策を進めるとともに、施設や <u>附属</u> する危険 物を常時点検する。	
		成及び訓練の実施防災訓練の実施	た避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、避難確保計画に基づき 避難訓練を実施する。 円滑に消火や避難等が行えるように施設ごとに定期的に防災訓練を実施す る。 スプリンクラーの設置や消防機関と直結する火災通報装置、避難路となるバ	施設等の安全対策地域社会との	ルコニー等を含むバリアフリー対策を進めるとともに、施設や <u>附属</u> する危険物を常時点検する。 社会福祉施設の入居者は避難が困難である者が多く、避難に当たっては、施設職員だけでは不十分である。このため地域住民やボランティア組織の協力	
		成及び訓練の実施防災訓練の実施	た避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、避難確保計画に基づき 避難訓練を実施する。 円滑に消火や避難等が行えるように施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。 スプリンクラーの設置や消防機関と直結する火災通報装置、避難路となるバルコニー等を含むバリアフリー対策を進めるとともに、施設や付属する危険	施設等の安全対策地域社会との	ルコニー等を含むバリアフリー対策を進めるとともに、施設や <u>附属</u> する危険物を常時点検する。 社会福祉施設の入居者は避難が困難である者が多く、避難に当たっては、施設職員だけでは不十分である。このため地域住民やボランティア組織の協力	
		成及び訓練の実施防災訓練の実施	た避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、避難確保計画に基づき 避難訓練を実施する。 円滑に消火や避難等が行えるように施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。 スプリンクラーの設置や消防機関と直結する火災通報装置、避難路となるバルコニー等を含むバリアフリー対策を進めるとともに、施設や付属する危険	施設等の安全対策地域社会との	ルコニー等を含むバリアフリー対策を進めるとともに、施設や <u>附属</u> する危険物を常時点検する。 社会福祉施設の入居者は避難が困難である者が多く、避難に当たっては、施設職員だけでは不十分である。このため地域住民やボランティア組織の協力	

章節	頁		現行		修正	理由
		地域社会との 連携	社会福祉施設の入居者は避難が困難である者が多く、避難に当たっては、施設職員だけでは不十分である。このため地域住民やボランティア組織の協力を得る応援協定の締結など体制づくりを推進する。			
1 5	33 2	2 要配慮者対策		2 要配慮者対策		市事業との整合
		〈略〉		〈略〉		東京都意見
		避難行動要支援者 の名簿作成	災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の 確保を図るため特に支援を要する者について名簿を作成し、個人情報保護に 配慮して地域の自主防災組織、関係機関・団体と共有する。なお、「福生市 災害時要援護者登録制度」に基づく登録者は、本名簿に移行する。 (1) 名簿に掲載する者の範囲 〈略〉 (2) 名簿を提供する避難支援関係者及び情報漏えい措置 〈略〉 (3) 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法 〈略〉	避難行動要支援者 の名簿作成	災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の 確保を図るため特に支援を要する者について名簿を作成し、個人情報保護に 配慮して地域の自主防災組織、関係機関・団体と共有する。 (1)避難支援等関係者となる者 〈略〉 (2)名簿に掲載する者の範囲 〈略〉 (3)名簿作成に必要な個人情報及び入手方法 〈略〉 (4)名簿の更新に関する事項 〈略〉 (5)情報漏えいの防止措置	
) 避難行動要支援者	東京都「災害時要援護者への災害対策推進のための指針」、内閣府「避難行		〈略〉	
		支援マニュアル (全体計画)の作 成	動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等を参考に、関係各課は関係機関、自主防災組織、本人・家族・ボランティア団体等の参画を得て支援マニュアルを作成する。また、災害時には災害対策本部情報・調査部への情報の一元化を図り、各対応部の活動へとつなぐ <u>体制</u> を整備する。	支援マニュアル	東京都「災害時要 <u>配慮者</u> への災害対策推進のための指針」、内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等を参考に、関係各課は関係機関、自主防災組織、本人・家族・ボランティア団体等の参画を得て <u>、避難支援等関係者の安全確保措置に関する事項を含む避難行動要支援者</u> 支援マニュアルを作成する。また、災害時には災害対策本部要配慮者対策班への情報	
	・ 遊覧 では、	避難行動要支援者を把握し、要支援者一人ひとりの <u>「避難支援プラン」</u> を策定する。),X	の一元化を図り、各対応部の活動へとつなぐ <u>能勢</u> を整備する。 避難行動要支援者を把握し、要支援者一人ひとりの個別避難計画を策定す		
		防災知識の普及・ 啓発 地域における	〈略〉 東京都「災害時 <u>要援護者</u> への災害対策推進のための指針」 〈略〉 自主防災組織等において、地域内の避難行動要支援者の把握に努め、その支	個別 <u>避難</u> 計画の策 定	る。 また、事前に福祉避難所ごとに受入対象者の調整等を行い、日頃から利用している施設を福祉避難所の指定を行う等、避難時に当該施設へ直接避難する ことを検討する。	
			援 <mark>体制</mark> を検討し、災害時には対象者の安全確保に協力する。また、福生消防 署と連携し、「地域協力体制づくり」を進める。		また、要支援者には、避難支援を保証するものではないこと、避難支援等関係者が法的な責任・義務を負うものではないことの周知に努める。	
	情報連絡手段の整備 災害時に情報入手が困難な聴覚障害者等へ、日常生活用具の給付などを 通じて情報伝達手段の整備を進める。 防災知識の普及・ 東京都「災害時要配慮者への災害対策推進	〈略〉 東京都「災害時 <u>要配慮者</u> への災害対策推進のための指針」 〈略〉				
		医療救護の配慮	要配慮者へ配慮した医療救護に関し、事前にそのあり方等の検討を行う。	地域における	自主防災組織等において、地域内の避難行動要支援者の把握に努め、その支	
		<略>< < < < 	<略><略>	救出・救護 <u>態勢</u> の 充実	援 <u>態勢</u> を検討し、災害時には対象者の安全確保に協力する。また、福生消防 署と連携し、「地域協力 <u>態勢</u> づくり」を進める。	
				避難情報の通知又 は警告の配慮	市長は警戒レベル3「高齢者等避難」発令し、避難に時間を要する高齢者等 の避難を促す。また、その伝達に当たっては防災行政無線(戸別受信機を含 む。)や広報車による情報伝達に努める。	
				〈略〉	〈略〉	
				医療救護の配慮	要配慮者へ配慮した医療救護に関し、事前にその在り方等の検討を行う。	
				〈略〉	〈略〉	
				〈略〉	〈略〉	
1 5		3 外国人等への対策 前記以外の要配慮者とし	して、言葉に不自由又は地理に不案内な外国人、旅行者等が考えられる。	3 外国人等への対策 前記以外の要配慮者と	して、言葉に不自由又は地理に不案内な外国人、旅行者等が考えられる。	語句の適正
			対して、安心して行動できるような環境づくりに努める。		やに対して、安心して行動できるような環境づくりに努める。	
		防災情報の提供・	〈略〉	防災情報の提供・	〈略〉	
		防災知識の普及	〈略〉	防災知識の普及	〈略〉	

章	節員					理由
			〈略〉		〈略〉	
			地域での支援 <u>体制</u> づくりに努めるとともに、避難所等に通訳ボランティア		地域での支援 <u>能勢</u> づくりに努めるとともに、避難所等に通訳ボランティア	
		地域社会との	等の派遣ができるよう、平常時から福生市社会福祉協議会との連携を図	地域社会との	等の派遣ができるよう、平常時から福生市社会福祉協議会との連携を図	
		連携	る。	連携	る。	
			〈略〉		〈略〉	
1 6	6 35	第6節 ボランティア語		第6節 ボランティア		語句の適正
			〔福生消防署、総務部、生活環境部、福祉保健部、福生市社会福祉協議会〕		〔福生消防署、総務部、生活環境部、福祉保健部、福生市社会福祉協議会)
		《基本方針》		《基本方針》		
			上東京都支部、東京都社会福祉協議会、福生市社会福祉協議会、その他ボランテ		社東京都支部、東京都社会福祉協議会、福生市社会福祉協議会、その他ボランティア	
					O等と相互に連携するとともに、中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動	
					組織の活動調整を行う組織)を含めた連携 <u>能勢</u> を構築し、ボランティアやNPOが適	
			できるよう、必要な環境整備を図る。		必要な環境整備を図る。	
1 6	6 35			1 受入 <u>態勢</u> の整備		語句の適正
			上協議会等と連携して、災害ボランティアの受入 <mark>れ体制</mark> を整備する。		:会福祉協議会等と連携して、災害ボランティアの受入 <u>能勢</u> を整備する。	
		受入れ窓口の整備	〈略〉	受入窓口の整備	〈略〉	
		連携体制の整備	東京都災害ボランティアセンターや東京都社会福祉協議会との連携を図り、	連携の推進	東京都災害ボランティアセンターや東京都社会福祉協議会と、迅速な派遣要	
			迅速な派遣要請を行う体制を整備する。		<u>請・受入れに係る連携を推進</u> する。	
		〈略〉	〈略〉	〈略〉	《略》	
		〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	
					Maria Individual and	
1 6	6 35	2 事前登録の推進、活		2 事前登録の推進、		語句の適正
			『社会福祉協議会、福生消防署、福生市社会福祉協議会等との連携の <u>もと</u> に、ボ		東京都社会福祉協議会、福生消防署、福生市社会福祉協議会等との連携の下に、ボラ	福生消防署意見
			<u> </u>		: 努めるとともに、活動支援 <u>能勢</u> を整備する。	
		〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	
			地震時等における消防隊の現場活動の支援として、応急救護をはじめ、専門		地震時等における消防隊の現場活動の支援として、応急救護をはじめ、専門	
			的な知識技術を有する <mark>福生消防ボランティア</mark> の協力を得るため事前に登録し		的な知識技術を有する東京消防庁災害時支援ボランティアの協力を得るため	
			た <u>福生消防ボランティア</u> の受入 <u>れ体制</u> を確立するとともに、育成指導を図		事前に登録した <u>東京消防庁災害時支援ボランティア</u> の受入 <u>態勢</u> を確立すると	
			<u>る。</u>		ともに、育成指導を図る。	
			登録資格者		登録資格者	
			 原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域内に勤務		原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域内に勤務	
			若しくは通学する者であり、かつ震災時等において消防活動支援を行う意思		若しくは通学する者であり、かつ、震災時等において消防活動支援を行う意	
			がある15歳(中学生を除く。)以上の者で次のいずれかの要件を満たす者		思がある15歳(中学生を除く。)以上の者で次のいずれかの要件を満たす者	
			(1) 応急救護に関する知識を有する者		(1) 応急救護に関する知識を有する者	
		東京消防庁災害時	(2) 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者		(2) 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者	
		支援ボランティア	(3) 元東京消防庁職員	東京消防庁災害時		
		(福生消防ボラン	(4) 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術を有する者	支援ボランティア		
		<u>ティア)</u>	災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員		災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員	
			の指導と助言により、次の支援活動を実施する。		の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実	
			(1) 応急救護活動			
			(2) 消火活動の支援			
			(3) 救助活動の支援			
			(4) 災害情報収集活動、消防用設備等の応急措置支援			
			(5) 参集受付、チーム編成等の消防署内での活動			
			(6) 消防署内での後方支援活動			
			(7) その他、必要な支援活動			
			平常時には次の活動を実施する。		平常時には次の活動を実施する。	
			丁巾町には仄∨州白男で大肥りる。		丁市町には次7万割で大肥する。	

章節	頁		現行			理由
			(1) 災害時の活動に備え、各種訓練、行事への参加 (2) チームリーダー以上を目指す人を対象とした「リーダー講習」、「コーディネーター講習」、「震災時消防活動支援特別講習」への参加 (3) その他、登録消防署の要請による活動		(1) 災害時の活動に備え、各種訓練、行事への参加 (2) チームリーダー以上を目指す人を対象とした「リーダー講習」、「コーディネーター講習」への参加 (3) その他、登録消防署の要請による活動	
		市内災害ボランティア体制の構築	〈略〉	市内災害ボランティアネットワーク	〈即各〉	
		活動支援体制の整 備	〈略〉	の構築 <u>ボランティア活動</u> <u>に係る環境</u> 整備	〈即各〉	
1 6	36	3 人材の育成 市は、東京都等の関係 の人材育成を促進する。	系機関と連携して、災害ボランティアの取組 <mark>み</mark> について周知を図り、リーダー等	3 人材の育成 福生市は、東京都等の 人材育成を促進する。	の関係機関と連携して、災害ボランティアの取組について周知を図り、リーダー等の	語句の適正
		人材の育成	〈略〉 東京都防災ボランティア <u>育成</u> 制度及び東京消防庁災害時ボランティア制 度の活用等、東京都との事前調整を行う。	人材の育成	〈略〉 東京都防災ボランティア制度及び東京消防庁災害時 <u>支援</u> ボランティア制 度の活用等、東京都との事前調整を行う。	
		<略>	〈略〉	〈略〉	<略>	
1 7	36		[総務部、各部] 空迅速に実現し、市民の生命、財産、生活及び社会経済活動への支障を軽減する 面(BCP)について、訓練等を通じて実効性を確認し、把握した問題点や教訓	《基本方針》 被災からの復旧・復興を	「総務部、各部」を迅速に実現し、市民の生命、財産、生活及び社会経済活動への支障を軽減するた計画(BCP)について、訓練等を通じて実効性を確認し、把握した問題点や教訓等	語句の適正
1 7	37	1 BCPの役割 〈略〉	次の特徴を持っている。	1 BCPの役割 〈略〉 事業継続の取組は、次の 〈略〉		語句の適正
1 7	37	2 市政のBCP等の5 市は、災害時に市の名	見直し 外部課の機能が最短の期間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的 画 <mark>を見直し、迅速な復旧体制を構築する。</mark>	2 市政のBCP等の <u>福生</u> 市は、災害時にī	見直し 市の各部課の機能が最短の期間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的 画(BCP)の不断の見直しを行う。	語句の適正
2 1	38	第1節 都市の防災機能 《基本方針》 市をはじめ関係機関に 造物の耐震対策の実施、		第1節 都市の防災機能 《基本方針》 福生市をはじめ関係を 造物の耐震対策の実施、		組織名等の変更語句の適正
2 1	38	配置による都市防災機能を高める都市施設配置 置	アープランや緑の基本計画等に基づいて、市街地の不燃化や公園・道路等の効果的 との強化を図り、災害に強いまちづくりを推進する。 本市では土地区画整理事業による面整備が行われた市街地が多いが、既成市街 他の一部では木造家屋の密集と細街路が目立ち延焼の危険性の高い地域もあ る。このため、都市計画道路を中心とした主要幹線道路、鉄道、玉川上水、公園、学校等で構成される延焼遮断帯で囲む防災生活圏の形成をめざした施設配置に努める。	配置による都市防災機能を高める都市施設配置は古街地の再開発	マスタープランや緑の基本計画等に基づいて、市街地の不燃化や公園・道路等の効果的能の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進する。 富生市では土地区画整理事業による面整備が行われた市街地が多いが、既成市街地の一部では木造家屋の密集と細街路が目立ち延焼の危険性の高い地域もある。このため、都市計画道路を中心とした主要幹線道路、鉄道、玉川上水、公園、学校等で構成される延焼遮断帯で囲む防災生活圏の形成を目指した施設配置に努める。 富生駅西口地区市街地再開発により、耐震化・不燃化等を確保した避難所等の防災拠点となる施設、安全な避難を確保する道路等を整備する。 	語句の適正 市事業との整合

節	頁		現行		修正	理由
		市街地の不燃化 の促進	区計画制度等により地区整備の方針を策定し、建築物の用途・形態の制限や生	市街地の不燃化の促進	道路等の都市基盤施設が整わないまま次第に市街化された地域については、地 区計画制度等により地区整備の方針を策定し、建築物の用途・形態の制限や生	
		緊急輸送道路の 確保	活道路の拡幅整備、公共空地の確保等に努める。 国及び東京都指定の緊急輸送道路に連接していない災害対策活動の拠点等に対する緊急輸送道路を指定し、確保する。	緊急輸送道路の 確保	活道路の拡幅整備、公共空地の確保等に努める。 国及び東京都指定の緊急輸送道路に連接していない災害対策活動の拠点 <u>と指定済みの緊急輸送道路とを結ぶ道路、既に指定済みの緊急輸送道路を連結する道</u>	
		〈略〉	〈略〉	〈略〉	路を緊急輸送道路として 指定し、確保する。 〈略〉	
1		保を図るとともに、『	防災機能の整備 公園・緑地、道路、河川等オープンスペースの効果的整備に努め、防災空間の確 防災機能の整備を進める。	保を図るとともに、防	防災機能の強化 関は、公園・緑地、道路、河川等オープンスペースの効果的整備に努め、防災空間の確 防災機能の整備を進める。	語句の適正
1		《略》 3 土木構造物の耐能 市及び関係機関は、 めの諸施策を実施する	土木構造物ごとに、被害を最小限に <u>L</u> めるための耐震性の強化及び被害軽減のた	《略》 3 土木構造物の耐潤 福生市及び関係機関 ための諸施策を実施す	関は、土木構造物ごとに、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減の	語句の適正
		道路施設	《略》 一般橋 <mark>梁</mark> 、横断歩道橋等については、定期的に点検を実施し、危険箇所には必要な対策を講じる。	道路施設	《略》 一般橋 <u>りょう</u> 、横断歩道橋等については、定期的に点検を実施し、危険箇所に は必要な対策を講じる。	
		鉄道施設 〈略〉	駅舎、橋 <mark>梁</mark> 、高架部、盛土部等の点検を行い、耐震対策を実施する。 〈略〉	鉄道施設 〈略〉	駅舎、橋 <u>りょう</u> 、高架部、盛土部等の点検を行い、耐震対策を実施する。 〈略〉	
		〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	
1			ガス、通信、ごみ・し尿処理などのライフライン等に関わる事業者は、各種災害るため、施設・設備の強化と保全に努めるとともに、迅速な応急復旧を行うための		役の安全化 ガス、通信、ごみ・し尿処理などのライフライン等に関わる事業者は、各種災害によめ、施設・設備の強化と保全に努めるとともに、迅速な応急復旧を行うための防災 <u>能勢</u>	語句の適正
1	40	(2) 下水道		(2) 下水道		語句の適正
		下水道施設の 耐震化	管 <mark>渠</mark> については、変位を吸収する措置等による耐震性の向上を図るとともに、施設の流入・流出管の接合部の不等沈下、損傷を防止するため、当該部の耐震化に努める。	下水道施設の 耐震化	管 <u>きょ</u> については、変位を吸収する措置等による耐震性の向上を図るとともに、施設の流入・流出管の接合部の不等沈下、損傷を防止するため、当該部の耐震化に努める。	
1	40	(4) ガス供給施設		(4) ガス供給施設		語句の適正
1	40	ガス供給施設の	供給所等のガス施設について、各種災害に耐え <u>うる</u> 十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図るとともに、中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可とう性継手等の使用に努める。特に、低圧導管には可とう性の高いポリエチレン管の使用を促進する。	ガス供給施設の耐震性等の確保	供給所等のガス施設について、各種災害に耐え <u>得る</u> 十分な強度の確保と、緊急 操作設備の充実強化を図るとともに、中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手 には、耐震性の高い管材料及び伸縮可とう性継手等の使用に努める。特に、低 圧導管には可とう性の高いポリエチレン管の使用を促進する。	HI FJV//JUJIL
		〈略〉 〈略〉	<略>< < < < 	<略> <略>	<略>< < < < 	
		一一一	、 呼位/	│ │ │ │ │ │ 	、 叫台/	
1			防止、ライフラインの安全性及び信頼性の確保、はしご車架 <mark>梯</mark> 障害の排除等、都市 まちづくりという観点から、他の道路管理者及びライフライン事業者と協力して共	I —	害の防止、ライフラインの安全性及び信頼性の確保、はしご車架 <u>てい</u> 障害の排除等、都いまちづくりという観点から、他の道路管理者及びライフライン事業者と協力して共同	語句の適正
1		(7) 多様なエネル 市は、応急・復旧? ネルギーの確保を推定	舌動の拠点となる施設や事業所、家庭への自立・分散型電源の導入による多様なエ	(7) 多様なエネル キ <u>福生</u> 市は、応急・後 ネルギーの確保を推進	复旧活動の拠点となる施設や事業所、家庭への自立・分散型電源の導入による多様なエ	語句の適正
2 2		第2節 建築物等の		第2節 建築物等の3		組織名等の変更 語句の適正

章	節員		現行			修正	理由
		《基本方針》		《基	基本方針》		
		市、東京都及び関係	幾関は、地震及び大火災による建築物被害の防止並びに軽減を図るため、建物の	1 1	福生市、東京都及び	関係機関は、地震及び大火災による建築物被害の防止並びに軽減を図るため、建物の	
		点検整備を強化し、耐力	震・耐火性を保つよう対応する。特に、教育施設、庁舎、会館等の公共建築物に	点	検整備を強化し、耐力	雲・耐火性を保つよう対応する。特に、教育施設、庁舎、会館等の公共建築物につい	
		ついて耐震化・不燃化	を推進する。また、民間の建築物についても、耐震化・不燃化の促進を図るとと	て「	耐震化・不燃化を推済	進する。また、民間の建築物についても、耐震化・不燃化の促進を図るとともに、そ	
		もに、その重要度に応	じて防災対策の周知徹底を図り、安全性の指導に努める。	の	重要度に応じて防災が	対策の周知徹底を図り、安全性の指導に努める。	
2	2 41	1 建築物等の耐震対策	表	1	建築物等の耐震対策	表	市事業との整合
		市、東京都及び関係植	幾関は、地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合しない建築物、いわゆ	1 1	福生市、東京都及び関	曷係機関は、地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合しない建築物、いわゆ	
		る新耐震基準施行(昭和	n 56 年) 以前の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するとともに、それ以後の	る	新耐震基準施行(昭和	n 56 年) 以前の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するとともに、それ以後の建築	
		建築物においても、防御	災上の重要度に応じて耐震性の向上を図る。	物	においても、防災上の	の重要度に応じて耐震性の向上を図る。	
			「福生市耐震改修促進計画」(平成28年3月)に基づき、平成32年度までに			公共施設の耐震化率は、おおむね 100%を達成しており、今後は、非構造部	
			耐震化率 100%を達成する。		1) [[.7th/b/csl.]	材の耐震化等を進める。	
		公共建築物の	設備等の耐震対策		公共建築物の		
		耐震化	(1) 天井の落下防止対策		耐震化	(2) 機器や備品の転倒防止やガラスの飛散防止	
		101/12(10	(2) 機器や備品の転倒防止やガラスの飛散防止			(3) エネルギー源の多重化と自己電源・自己水源の確保	
			(3) エネルギー源の多重化と自己電源・自己水源の確保			「福生市耐震改修促進計画」(令和4年3月)に基づき、令和7年度末までに	
						耐震性が不十分な住宅をおおむね解消するため、木造住宅の耐震診断費用及	
			「福生市耐震改修促進計画」に基づき、平成32年度までに耐震化率95%以		l 1 ⁻	び耐震改修費用の一部を支援するとともに周知を図る。また、耐震改修工法	
			上を達成するため、木造住宅の耐震診断費用及び耐震改修費用の一部を支援			等の事例を収集し、市民に周知する。	
			9 るとともに同却を凶る。また、胴展以修工法寺の事例を収集し、甲氏に向	不特定多数の人々が利用する民間特定建築物(一定規模以上の病院・診療			
			知する。		震化	所、幼稚園・保育園等)についても、令和7年度末までに耐震化率95%を目	
			不特定多数の人々が利用する民間特定建築物(一定規模以上の病院・診療		及门口	標として耐震化促進のための支援策を検討する。	
		震化	所、幼稚園・保育園等)についても耐震化促進のための支援策を検討する。			家具の固定・ガラスの飛散防止対策を促進するため、家具転倒防止装置の支	
		72,10	ブロック塀等の所有者に対して安全点検と倒壊防止策、フェンスへの転換や				
			<u>改善指導に努めるとともに、生け垣助成の周知を図る。</u>			施で印式思識の合光により、家具類の転倒・洛下・移動的工器具の設置を促 進する。	
			家具の固定・ガラスの飛散防止対策を促進するため、家具転倒防止装置の支		/m/r \		
			給や市民意識の啓発により、家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置を促		〈略〉	(略)	
			進する。		特定緊急輸送道路	特定緊急輸送道路の沿道建築物で一定の高さ以上の建築物について、今和7	
		〈略〉	〈略〉		沿道建築物	年度末までに耐震化率 100%を目標として、東京都と連携して所有者に対す	
		性学取与松光首牧	特定緊急輸送道路の沿道建築物で一定の高さ以上の建築物について、平成37		- ジ トロサップ	る取組を促進する。	
			<u>年度末</u> までに耐震化率 100%を目標として、東京都と連携して所有者に対す		ブロック塀等の耐	市内の住家と避難所を結ぶ全ての道路を避難路として位置付けるとともに、	
			る取組みを促進する。		震化	<u>避難路のブロック塀等の耐震化促進を図るため支援を推進する。</u>	
2	2 41			1	建築物等の防火・	安全対策	語句の適正
		市及び東京都は、建築	英基準法等に基づく指導・助言及び消防法に基づく立入検査等を行い建築物などの	1	福生市及び東京都は、	建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 等に基づく指導・助言及び消防法 (昭和 23 年	
		安全対策を推進する。	また、不特定多数の人々が利用する建築物等のバリアフリー対策を促進する。	法	<u>律第 186 号)</u> に基づく	〈立入検査等を行い建築物などの安全対策を推進する。また、不特定多数の人々が利用	
		〈略〉	〈略〉	す	る建築物等のバリア	フリー対策を促進する。	
		事業所防災 <u>体制</u> の	〈毗各〉		〈略〉	〈暇答〉	
		強化	\mud/				
			不特定多数の人々が出入りする特殊建築物(建築基準法第12条第1項)及び		事業所防災力の強	〈明各〉	
			同条第項に規定する建築設備については、建築基準法に基づく定期報告の時期		化	(単合/	
		特定 禁忌 輸送 連路	に防災上必要な指導を行う。			不特定多数の人々が出入りする特殊建築物(建築基準法第12条第1項)及び	
			火災報知器、消火設備、避雷設備などの防災設備の設置又は改修、警備体制の			同条第2項に規定する建築設備については、建築基準法に基づく定期報告の時	
		特殊建築物、建築	充実を指導する。			ー 期に防災上必要な指導を行う。	
			地震対策を含めた自主防火管理 <mark>体制</mark> の確立・強化を指導するとともに、防火管		特殊建築物、建築	火災報知器、消火設備、避雷設備などの防災設備の設置又は改修、警備態勢の	
			理研修会、防火講演会等を通じて防火管理が適切に実行されるよう指導を行		設備の安全確保	充実を指導する。	
			7.		DATABLE AND A TABLETON	地震対策を含めた自主防火管理態勢の確立・強化を指導するとともに、防火管	
			プロップ プロップ アプロップ アプロッ			理研修会、防火講演会等を通じて防火管理が適切に実行されるよう指導を行	
			保持・適正管理等に関する規制と指導を行う。			う。	
		〈略〉					
		/#II./	\http://				

章	節	頁	現行	修正	理由
			落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物については、関係機関との連携 屋外広告物等の落	定期的あるいは随時に立入検査を実施し、防火管理及び消防用設備等の機能保	
				等 持・適正管理等に関する規制と指導を行う。	
			下防止の転倒防止策について指導する。	〈略〉	
			東京都及び一般社団法人日本エレベーター協会等と協力して「1ビル1台復	屋外広告物等の落落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物については、関係機関との連携の	
			エレベーターの早 旧」ルールの徹底をエレベーター保守管理会社に要請するとともに、広く市	下防止 下防止 下に、設置者に対して改善措置を講じるよう指導する。また、自動販売機等の	
			期復旧 <u>体制</u> の整備 民・事業者等に普及啓発する。	転倒防止策について指導する。	
			市の施設へのエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を促進する。	東京都及び一般社団法人日本エレベーター協会等と協力して「1ビル1台復	
				エレベーターの早 旧」ルールの徹底をエレベーター保守管理会社に要請するとともに、広く市	
				期復旧態勢の整備 民・事業者等に普及啓発する。	
				<u>福生</u> 市の施設へのエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を促進する。	
				空家の倒壊による被害を防止するため、「福生市空家等対策計画」(令和3年3	
				空家対策の促進 月)に基づき、適正管理の促進、管理不全な空家等の除却等の促進を進める。	
2	2	42	3 文化財の保護対策	3 文化財の保護対策	語句の適正
			市及び文化財の所有者は、文化財の貴重性を十分に認識し、予想される災害に対して、保存のためには、		
			慮を行うとともに、良好な状況の <u>もと</u> に文化財を維持管理するよう努める。	慮を行うとともに、良好な状況の <u>下</u> に文化財を維持管理するよう努める。	
			〈略〉 〈略〉	<ms><略></ms>	
			〈略〉	文化財の保全態勢 - オペンパリングによる マイト・ケース (1971年) (1971年) マンナリケース (1971年)	
			<u>予防体制</u> の確立 自衛消防 <u>体制</u> の確立、各防災関係機関及び地域住民との連携の強化などによ		
			り、 <u>予防体制</u> の確立を図る。 消防用設備の整 消防用設備、避雷設備などの防災設備の設置又は改修を推進するとともに、	り、 <u>文化財の保全態勢</u> の確立を図る。 深 消防用設備の整 消防用設備、避雷設備などの防災設備の設置又は改修を推進するとともに、保	
			情め用故偏の登 情的用故偏、避留故偏などの的炎故偏の故直又は以修を推進するとともに、 備、保存施設等の 護対象物の保存施設の整備・充実並びに警備 <mark>体制</mark> の充実を図る。また、棚、		
			一	英 「	
			ル大 パク ハ、後子城寺の回足兵寺を副辰七・元辰七ヶ分。	九大 小ケ ハ、後子候寺の回足会寺を副辰化・元辰化する。	
2	3	42	 第3節 地盤災害予防対策の推進	第3節 地盤災害予防対策の推進	語句の適正
			〔総務部、都市建設部、東京都、関係機	関〕 <u>企画財政部、</u> 総務部、都市建設部、東京都、関係機関〕	
			《基本方針》	《基本方針》	
			市・東京都及び関係機関は、地盤の液状化等による被害の軽減を図る。	<u>福生</u> 市・東京都及び関係機関は、地盤の液状化等による被害の軽減を図る。	
2	3	42		1 地盤災害の防止対策	語句の適正
				条件 <u>福生</u> 市においては液状化の危険性が高い地域はないが、旧河川等を埋土した箇所や盛土などで地盤条件が	
				る。 変わる境界があり、強震動を受けた場合、建築物・土木構造物・地下埋設物等の被害の可能性がある。このた	
			このため、市は、 <u>微地形条件・地下水位等の把握に努め、</u> 重要施設について <u>は</u> 液状化の判定、対策工	生を め、 <u>福生</u> 市は、重要施設について液状化の判定、対策工法を採用し施設の安全化を図る。	
		_	採用し施設の安全化を図る。		
2	4	43	第4節 出火防止対策の推進	第4節 出火防止対策の推進	語句の適正
			〔福生消防署、総務部、東京		
			《基本方針》	《基本方針》	
				五人 福生消防署及び <u>福生</u> 市等は、火災の発生及び拡大を防止するため、消防関係法令に基づく規制や指導、立入	
				推進 検査を行うとともに、市民に対する防火等に関する知識の啓蒙や防災行動力を高めるための訓練を推進する。	
		10			# L 0 \\
2	4	43	2 石油等危険物施設の安全化	2 石油等危険物施設の安全化	語句の適正
				暴発 石油等危険物施設については、地震動等によりその施設が損傷し、危険物の飛散・漏えいや火災・爆発等に	福生消防者意見
				を障しよって広範囲に被害を及ぼすおそれがあり、また、幹線道路沿い等の場合は市民の避難行動等に支障を <u>来す</u> こ	
				ご努しとから、福生消防署は、次の対策を推進し、出火防止や流出防止対策、適正な貯蔵取扱いに努め流出事故等の は1985年はよる図表	
			め流出事故等の未然防止を図る。	未然防止を図る。	
			(1) 建物及び施設等の耐震性強化の指導	(1) 事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導	
1 1			(2) <u>自主保安管理体制の充実</u>	(2) 石油等危険物施設の安全化	
			(3) 防災資機材の整備増強 (4) 立入検査の強化		

章節	i 頁		現行		修正	理由
2 4	43	囲に被害を及ぼすおそれら、東京都は、次の対策 未然防止を図る。	いては、地震動等によりその施設が損傷し、ガス漏れや火災・爆発等によって広範れがあり、また、幹線道路沿い等の場合は市民の避難行動等に支障をきたすことかまる推進し、出火防止や流出防止対策、適正な貯蔵取扱いに努めガス漏れ事故等の設等の耐震性強化の指導制の整備の整備促進	被害を及ぼすおそれがあ は、次の対策を推進し、	いては、地震動等によりその施設が損傷し、ガス漏れや火災・爆発等によって広範囲にあり、また、幹線道路沿い等の場合は市民の避難行動等に支障を <u>来す</u> ことから、東京都出火防止や流出防止対策、適正な貯蔵取扱いに努めガス漏れ事故等の未然防止を図る。設等の耐震性強化の指導 (季)の整備 での整備促進	語句の適正
2 4	43	管適正化について次の。 〈略〉 また、電気設備等の安 き、出火防止等の安全を	文、病院、研究所等に対して、東京都は、個別的、具体的な安全対策を指導し、保 こうな指導を推進する。 全化については、火災予防条例に定める位置、構造及び管理に関する基準に基づ	適正化について次のよう 《略》 また、電気設備等の多 及び管理に関する基準に	学校、病院、研究所等に対して、東京都は、個別的、具体的な安全対策を指導し、保管	
2 4	44 5 火薬類保管施設の安全化 福生市内には、大規模な火薬類を扱う施設はないが、小規模のところがあり、東京都は、火薬類取締法 に基づき、火薬類の販売、貯蔵、消費の各段階における指導を実施するとともに、取扱関係者の保安意識 の高揚を図り、火薬類による事故発生の未然防止を図る。 5 火薬類保管施設の安全化 福生市内には、大規模な火薬類を扱う施設はないが、小規模のところがあり、東京都は、火薬類取締法 本 25 年法律第 149 号)に基づき、火薬類の販売、貯蔵、消費の各段階における指導を実施するとともに、					語句の適正
2 4	44	6 出火防止のためのる 〈略〉	<m各><m各></m各></m各>	6 出火防止のための3 〈略〉 〈略〉	< m各 > < m各 >	語句の適正
		《略》 事業所防災計画 の作成指導	〈略〉 各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況 を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。	〈略〉 事業所防災計画 の作成指導	《略》 各事業所に対して、東京都震災対策条例 <u>(平成12年条例第202号)</u> に基づ く事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、 計画の作成を指導する。	
3 1	46		「総務部、各部、関係機関」 空常時から、自らの組織動員 <mark>体制</mark> 及び資機材等の整備を図るとともに、防災活動を	《基本方針》 <u>福生</u> 市及び関係機関に	D整備 「総務部、各部、関係機関」 は、平常時から、自らの組織動員 <u>計画</u> 及び資機材等の整備を図るとともに、防災活動を 備や、防災訓練の実施などを通じ、関係機関と相互に連携しながら総合的な防災 <u>能勢</u> の	語句の適正
3 1	46	1 活動組織の整備・3 市は、 <u>地域防災</u> 計画に	上基づき、防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、平常時から防災に係る組合とともに、災害時の応急対策活動を的確に実施できるよう職員の配備 <mark>体制・剪制</mark> の整備を図る。 災害種別、状況に応じた適切な防災活動が行われるよう、組織改正等を踏まえた配備基準の見直しを適宜実施する。		工基づき、防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、平常時から防災に係る組織体ともに、災害時の応急対策活動を的確に実施できるよう職員の配備 <u>態勢</u> ・勤務時間外 整備を図る。 災害種別、状況に応じた適切な防災活動が行われるよう、組織改正等を踏まえ た配備基準の見直しを適宜実施する。	語句の適正 市事業との整合
		勤務時間外におけ る <u>動員体制</u>	市災害等緊急対策会議等の主要防災担当職員に対し、情報伝達の迅速化を図る ため、携帯電話(災害時優先電話:発信)等を携帯させる。 災害応急対策を早期に実施できる体制を整えるため、各部において現地情報収 集担当職員を指名し、その役割の周知徹底を図る。		緊急招集に備え、常に所属職員の住所・電話番号等を把握し、速やかに連絡が 取れる <u>態勢</u> を整備する。 迅速な初動活動を確保するため、あらかじめ職員に参集場所を指定するととも に周知徹底を図る。	

章 節 [頁		現行			理由
		取れる <u>体制</u> を整備する。	「属職員の住所・電話番号等を把握し、速やかに連絡が ロスなな、よくなどは際号にお集場でよれなよう。		被災直後から避難所における初動対応を迅速に行うため、主として市内及び周辺自治体に居住する職員を中心に参集 <u>能勢</u> を整備する。	
		に周知徹底を図る。	「るため、あらかじめ職員に参集場所を指定するととも ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
		被災直後から避難所になっている集集を中心に参集	3ける初動対応を迅速に行うため、主として市内に居住 <mark>*制</mark> を整備する。			
3 1 4	16			2 行動マニュアルの	作成	語句の適正
	10		芯急対策が行えるよう、各種行動マニュアルを整備する。	福生市は、災害時に	おいて、迅速かつ的確な災害応急対策が行えるよう、各種行動マニュアルを整備する 災害対策業務ごとのマニュアル、避難行動要支援者支援マニュアル、避難・避	
		マニュアル(/)	アル、避難行動要支援者支援マニュアル、避難・避難所 防災組織マニュアル、災害時ボランティア対応マニュア	マニュアルの 作成	難所運営マニュアル、自主防災組織マニュアル、災害時ボランティア対応マニュアル等を作成する。	
		作成	ガ火組織マーユ / /レ、火音時か / ン / イ / 刈心マーユ /	マニュアルの	福生市地域防災計画の修正、組織改正等により、随時修正を加えるとともに、	
		マニュアルの 地域防災計画の改定、	II織改正等により、随時修正を加えるとともに、図上シ II練時における諸問題等を踏まえ改善を図る。	修正	図上シミュレーションや防災訓練時における諸問題等を踏まえ改善を図る。	
3 1 4	46	3 防災拠点機能等の充実		3 防災拠点機能等の		語句の適正
		市は、災害発生時に速やかに災害応急活動体	<mark>引</mark> を <u>と</u> れるよう、防災拠点機能等の充実を図る。	福生市は、災害発生	時に速やかに災害応急活動 <u>態勢</u> を <u>取</u> れるよう、防災拠点機能等の充実を図る。	
			〈略〉		(明4)	
			〈略〉		< 略 > < 略 > < 略 > < 略 > < 略 > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < © < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < © < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < © < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < ® > < © < © < © < © < © < © < © < © < © <	
			(略)		、	
		防災拠点施設等・地域の防災拠点となる	ト施設及び小・中学校と災害対策本部との連絡 <mark>体制</mark> を整		地域の防災拠点となる各施設及び小・中学校と災害対策本部との連絡態勢を整	
			格拠点としての充実を図る。	防災拠点施設等	備し、災害時の地域連絡拠点としての充実を図る。	
			〈略〉	の整備	〈略〉	
			〈略〉		〈略〉	
		福生駅周辺に、帰宅困難	維者が一時滞在施設として利用可能な、備蓄機能を併せ		福生駅西口地区市街地再開発に伴い、防災拠点として非常用発電機、災害用ト	
		持つ災害時対応施設を			イレ、飲料水、防災備蓄倉庫等の設備を備え、避難者の受入機能を有する公共	
			飲料水・食料、燃料等を備蓄するとともに、車両、水		施設を整備する。	
		び資機材の点検 防資材、救助用資機材質	等の定期的な点検を行う。		防災用倉庫等を整備し、飲料水・食料、燃料等を備蓄するとともに、車両、水 防資材、救助用資機材等の定期的な点検を行う。	
1 4	47	4 関係機関等との連携 <mark>体制の整備</mark>		4 関係機関等との連		語句の適正
		市は、関係機関との連携体制の整備に努める。		福生市は、関係機関	との連携体制の整備に努める。	
		の <u>連携及び</u> 協力 <u>体制</u> を研	は施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織と市と 全立するため、各種協定等の締結、定期的な情報交換、		関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織と <u>福生</u> 市との協力 <u>関係</u> を確立するため、各種協定等の締結、定期的な情報交換、合同	
		合同の防災訓練に努める 関係機関・民間団	(略)	関係機関・民間団	の防災訓練に努める。	
			 滑な救助の実施 <mark>体制の構築に向けて</mark> 、あらかじめ救助	体等との連携体制	災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施 <u>のため</u> 、あらかじめ救助に必要な施	
			日等について意見交換を行うとともに、事務委任制度		設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施	
			函的に活用し役割分担を明確化するなど、調整に努め		市制度を積極的に活用し役割分担を明確化するなど、調整に努める。	
		් ්රි		白生民して主体	自衛隊との連絡 <u>態勢</u> の強化や派遣の要請手続の迅速化など、連携 <u>の推進</u> に努め	
		自衛隊との連携体 自衛隊との連絡体制の	強化や派遣の要請手続 <u>き</u> の迅速化など、連携 <mark>体制の整備</mark>	自衛隊との連携	るとともに、ヘリポートや活動拠点を確保する。	
		_	リポートや活動拠点を確保する。	〈略〉	〈略〉	
		〈略〉	〈略〉			
3 1 4	47			5 防災訓練の実施		語句の適正
1 1	11				等の習熟、 <mark>関係機関との</mark> 連携体制の強化及び市民の防災意識の向上を図ることを目的と	1

章節	頁		現行		修正	理由
		的として、組織動員、	避難、通信等の総合訓練、その他災害別防災訓練などの実施に努める。	して、組織動員、避難	、通信等の総合訓練、その他災害別防災訓練などの実施に努める。	
		〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	
		自主防災訓練	防災意識の高揚を目的に、自主防災組織を中心として、地域の実情に <u>あ</u> った防災訓練を促進する。	自主防災訓練	防災意識の高揚を目的に、自主防災組織を中心として、地域の実情に <u>合</u> った防災訓練を促進する。	
		非常登庁訓練	<u>効果的</u> に災害応急対策に着手する態勢を確立することを目的とし、職員の非常登庁訓練を実施する。	非常登庁訓練	迅速に災害応急対策に着手する態勢を確立することを目的とし、職員の非常登 庁訓練を実施する。	
		〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	
		〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	
		〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	
		消防訓練	災害状況に応じた消防計画の習熟を図るため、福生消防署と連携し、消防団の 非常招集、通信連絡、火災防ぎょ技術、救助等の訓練を実施する。	消防訓練	災害状況に応じた消防計画の習熟を図るため、福生消防署と連携し、消防団の 非常招集、通信連絡、火災防ぎょ技術、救助等の訓練を実施する。	
				図上訓練	災害発生を想定して地図上に危険箇所、避難ルート、避難場所等を記入しながら対策を検討する図上訓練を実施する。	
3 1	48	 6 人材の育成		6 人材の育成		語句の適正
		,	5止と被害の軽減を図り、総合的な防災対策を推進するため、災害要因及び被害想定 5とともに、円滑な災害復興が行えるよう、まちづくりの研究を推進する。		然防止と被害の軽減を図り、総合的な防災対策を推進するため、災害要因及び被害想定とともに、円滑な災害復興が行えるよう、まちづくりの研究を推進する。	È
3 1	48			7 防災に関する調査	研究の推進	語句の適正
		市は、災害の未然防	5止と被害の軽減を図り、総合的な防災対策を推進するため、災害要因及び被害想定 5とともに、円滑な災害復興が行えるよう、まちづくりの研究を推進する。	福生市は、災害の未	然防止と被害の軽減を図り、総合的な防災対策を推進するため、災害要因及び被害想だ とともに、円滑な災害復興が行えるよう、まちづくりの研究を推進する。	
		被害想定等の 調査研究	市は、総合的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定、防災 <u>体制</u> 等について調査研究を継続的に実施する。	被害想定等の 調査研究	福生市は、総合的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定、防災 <u>対策</u> 等について調査研究を継続的に実施する。	
		災害復興のまちつ くりの研究	地震災害や大規模市街地火災によって、木造密集市街地等が壊滅的な被害を受けた場合、被災後の市街地の復興(新しいまちづくり)が円滑に進められるよう、あらかじめ木造密集市街地等の整備のあり方、整備手法、土地利用計画などについて市民とともに検討を推進する。		地震災害や大規模市街地火災によって、市街地が壊滅的な被害を受けた場合、 被災後の市街地の復興(新しいまちづくり)が円滑に進められるよう、あらか じめ木造密集市街地等の整備の在り方、整備手法、土地利用計画などについて 検討を推進する。	
3 2	48	第2節 情報収集伝達	を <mark>体制</mark> の整備	第2節 情報収集伝達	<u>態勢</u> の整備	語句の適正
			〔企画財政部、総務部、東京都、関係機関)	〔企画財政部、総務部、都市建設部、東京都、関係機関	
			機関は、気象・地震情報や水防情報を把握し、迅速に対応するため、情報収集シス るめる。また、災害発生時に、被害情報を迅速に収集し、相互の情報連絡が円滑に行		関係機関は、気象・地震情報や水防情報を把握し、迅速に対応するため、情報収集シンめる。また、災害発生時に、被害情報を迅速に収集し、相互の情報連絡が円滑に行われ	
			设等の整備拡充など、情報収集伝達 <mark>体制</mark> の確立に努める。		整備拡充など、情報収集伝達 <u>能勢</u> の確立に努める。	
3 2	48	1 情報収集システム	ムの整備・充実	1 情報収集システム	の整備・充実	語句の適正
		市は、気象・地震情報は気象・地震情報は集システム	情報等の <u>収集体制</u> の充実を図る。 平常時から防災に係る気象・地震情報収集 <u>体制</u> の充実を図るとともに、 <u>。情報</u> <u>伝達体制の整備を図る</u> 。また、民間気象情報サービスシステム等による気象情報収集システム <u>の強化を進める</u> 。		震情報等の <u>情報収集システム</u> の充実を図る。 平常時から防災に係る気象・地震情報収集 <u>システム</u> の充実を図るとともに、 <u>操</u> 作方法の習熟に努める。また、民間気象情報サービスシステム等による気象情報収集システム等の導入も検討し、気象・地震情報を利用しやすい形で迅速に収集する手段を模索する。	
3 2		2 通信手段の整備 市は、災害発生時の 底を行う。	・ 情報連絡体制を確保するため、平常時から通信手段の整備を図るとともに管理の循	2 通信手段の整備 強 <u>福生</u> 市は、災害発生 う。	:時の <u>通信</u> を確保するため、平常時から通信手段の整備を図るとともに管理の徹底を行	語句の適正 市事業との整合
		〈略〉	〈略〉	く略〉	〈略〉	
		通信手段の 多様化	防災拠点同士の専用回線、災害時優先電話、衛星携帯電話、無線電話等の整備 充実を図り、非常時の連絡体制を強化するとともに、情報収集の機動力の向上 に努める。	通信手段の 多様化	防災拠点同士の専用回線、災害時優先電話、 <u>防災行政無線(移動系)</u> 等の整備 充実を図り、非常時の <u>通信</u> を強化するとともに、情報収集の機動力の向上に努 める。	

章	節	頁		現行			修正	理由
			東京都防災行政無 線等の活用 市防災行政無線の	災害時における連絡・広域的被害把握のため東京都防災行政無線等の運用を習熟する。 (1) 東京都防災行政無線:東京都への被害情報伝達、各機関との連絡 (2) 東京都災害情報システム:各種気象情報、区市町村等の被害・措置等に関する情報、地図情報 (3) 画像通信システム(東京都):災害現場の状況把握、地震被害判読システム 防災行政無線のデジタル化に伴う双方向同時送受信の確保、聴覚障害者への文			(2) 東京都災害情報システム:各種気象情報、区市町村等の被害・措置等に関する情報、地図情報等 (3) 画像通信システム(東京都):災害現場の状況把握、地震被害判読システム 防災行政無線 <u>(固定系)</u> の音達エリアの改善のほか、福生市が発信する情報を	
			駅前文字表示盤の 運用強化 市内アマチュア無	字情報の伝達、複数の相手へのデータ送信の実施など運用の強化を図る。 福生駅、牛浜駅、拝島駅周辺の文字表示盤を市民及び帰宅困難者への情報伝達拠点として活用できるよう運用を強化する。 福生アマチュア無線クラブ等との協力体制を整備し、災害発生時に必要な非常通信を確保の協力を依頼する。		用強化 駅前文字表示盤の 運用強化 市内アマチュア無	SNS、福生市公式アプリ、ふっさ情報メール、FAX等の媒体へ一斉送信する機能の導入について検討する。 福生駅、牛浜駅、拝島駅周辺の文字表示盤を市民及び帰宅困難者への情報伝達拠点として活用する。 福生アマチュア無線クラブ等と <u>連携</u> し、災害発生時に必要な非常通信 <u>を確保</u> を依頼する。	
3	2 4			情 の情報伝達ができるよう災害広報 <u>体制</u> の整備に努める。 CATV による情報提供を行うほか、市ホームページ、ふっさ情報メールに	- 1	災害広報 <u>態勢</u> の整備 <u>福生</u> 市は、的確に市民	構 民への情報伝達ができるよう災害広報 <u>態勢</u> の整備に努める。	語句の適正市事業との整合
			市民への 情報提供 <u>体制</u>	よる情報提供を検討する。		市民への 情報提供 <u>態勢</u>	大学	
			〈略〉	〈略〉			<u>害・避難情報を確認できることについて、周知を図る。</u>	
			災害時の広聴 (本利) 空整備 望、意見等に対して適切に対応できるよう、 相談窓口などの広聴 (本制) の整備に努める。 報道機関等との		災害時	〈略〉 災害時の広聴 <u>態勢</u> の整備	〈略〉 市民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況に関する問合せ、要望、 意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談 窓口などの広聴態勢の整備に努める。	
			連携体制の整備	新聞社及び放送機関との <u>連携体制を整備する</u> 。		報道機関等との 連携	新聞社及び放送機関との協力関係を構築する。	
3	2 4	Ī	災害情報共有化の指 市は、災害情報を各部 システム <mark>の構築</mark> を <mark>検診</mark>	『で共有することによって、災害応急・復旧対策を迅速に実施できるよう、地図情	左		推進 を各部で共有することによって、災害応急・復旧対策を迅速に実施できるよう、 <u>東京</u> IS)等の地図情報システムを <u>活用</u> する。	語句の適正
3	3 4	19 第	3節 消防・救助・救	女急 <mark>体制</mark> の整備	第	3 節 消防・救助・非	数急 <u>態勢</u> の整備	語句の適正
		1	た各種災害に対応する	【福生消防署、総務部、消防団 災害時においても迅速な消火・救助・救急活動を実施するため <u>、被害の態様に関</u> が消防計画を樹立し、初動措置、情報収集、消火、救助・救急等 <u>消防体制の充実</u> を	<u>[]</u>		「福生消防署、総務部、消防団 市は、災害時においても迅速な消火・救助・救急活動を実施するため消防計画を樹立し を図り、初動措置、情報収集、消火、救助・救急等 <u>の防災活動の強化</u> を図る。	
3	3 5	50 1	市民、事業所の初期 市民及び事業所は、自 市民の防災行動力 の向上 事業所の自主防災 体制の強化 初期消火用資機材	開消火体制の強化 国助、共助の考え方により、発災時における初期消火体制の整備に努める。 発災直後から段階的に体験できるような訓練を推進し、避難行動要支援者支援 を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。 事業所に対し、防災計画作成の推進、各種の訓練や指導等を通じた防災行動力 の向上及び自主防災体制の強化を図り、事業所相互間の協力体制や市民組織等 との連携を強めるとともに保有資器材を整備して地域との協力体制づくりを推 進する。 消火器、エアゾール式簡易消火具のほか三角バケツ、住宅用火災警報器、 住宅用スプリンクラー等の普及に努める。	1	市民の防災行動力 の向上 事業所の自主防災 <u>態勢</u> の強化	明消火態勢の強化 自助、共助の考え方により、発災時における初期消火態勢の強化を図る。 発災後の時間経過に沿った体験型の訓練を推進し、初期消火や避難誘導等を含 めた地域ぐるみの自主防災力の向上を図る。 保有資器材を拡充の促進、防災計画作成の推進、各種の訓練や指導等を通じた 自主防災力体制の強化を図り、事業所間相互の協力や市民組織等との連携を強 める。 消火器、エアゾール式簡易消火具のほか住宅用火災警報器、住宅用スプリ ンクラー等の普及に努める。	語句の適正 市事業との整合

章節	頁		現行		修正	理由
	<u> </u>					
3 3	50	2 消防力の充実		2 消防力の充実		語句の適正
		東京消防庁(福生消	方署) 及び市は、大規模火災などに備えて、次の施策により消防力の充実に努める。 	東京消防庁(福生消	方署)及び <u>福生</u> 市は、大規模火災などに備えて、次の施策により消防力の充実に努める。	市事業との整合
		〈略〉	〈略〉	(略)	〈略〉	
		\FU/	〈略〉	, PH,	〈略〉	
			〈略〉		〈略〉	
		〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	
			〈略〉		〈略〉	
			〈略〉		〈略〉	
			リーダーの育成、青年層等の消防団活動への積極的な参加の促進、事業所の従 業員に対する入団促進、教育訓練などによって、組織の強化に努める。		リーダーの育成、青年層等の消防団活動への積極的な参加の促進、 <u>女性消防団</u> <u>員の確保・育成、</u> 事業所の従業員に対する入団促進、教育訓練などによって、	
		消防団 <mark>体制</mark> の	〈略〉	消防団の	組織の強化に努める。	
		強化	〈略〉	強化	〈略〉	
			〈略〉		〈略〉	
			協力事業所の拡充に努める。		〈略〉	
					福生市消防団協力事業所の拡充に努める。	
3 3	50	3 救助・救急 <mark>体制</mark> の	·····································	3 救助・救急 <u>態勢</u> の		語句の適正
	30		署)及び市は、消防団員や市民への指導を通じて、救助・救急 <mark>体制</mark> の充実を図る。		署)及び <u>福生</u> 市は、消防団員や市民への指導を通じて、救助・救急 <u>態勢</u> の充実を図る。	
		来水相例// (周王相例/	育/ 及び付ける、行けの回貨、付けて、ジョーを通じて、3枚切り 4枚30 <mark>円間</mark> ジルスを図る。 消防署の救急隊の配置をはじめ、倒壊家屋からの救助対策として、救助用器材		消防署の救急隊の配置をはじめ、倒壊家屋からの救助対策として、救助用資器	
		 救助 <mark>体制</mark> の強化	では一般には、	粉助能熱の強化	<u> </u>	
		1次均 <u> 平町 </u>				
				が等を指導する。 肝 <u>資</u> 器材の取扱い等を指導する。		
			右切及財際域関戦員をはじめ、川政に対して右卵 <u>麻土</u> ・心心狭度文明を自及り ス			
		救命措置の普及	AED(自動体外式除細動器)機器の配備を推進し、救命事象の多発に備え	救命措置の普及	AED(自動体外式除細動器)機器の配備を推進し、救命事象の多発に備え	
			る。		る。	
3 3	51	4 広域広奨休制の充	±	4 広域応援 <u>態勢</u> の充	±	語句の適正
					へ 災等の災害に対処するため、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 39 条に基づき、	
			制を強化するほか、受入 <mark>れ体制</mark> の整備に努める。		の消防機関との連携態勢を強化するほか、受入態勢の整備に努める。	
9 4	51	第4節 応急医療体制		第4節 応急医療態勢		語句の適正
3 4	51	另4即 心心区凉 <mark>冲啊</mark> 。	の金偏 〔福祉保健部、西多摩保健所〕		の金偏 〔総務部、福祉保健部、西多摩保健所〕	品可グル連正
		《基本方針》	(相似体)。四夕岸体)	 《基本方針》	(<u>秘伤即、</u> 抽他体健即、四岁库体健加)	
			表明が採用しま様したがら 医療性和の原作に支佐制 医療が進むの散供 巛字		医療関係機関し実権しながら 医療棒却の恒焦に表式肌の強促 医療式)の知	
			療関係機関と連携しながら、医療情報の収集伝達 <mark>体制</mark> 、医療 <u>救護班</u> の <u>整備</u> 、災害 薬品の確保等を図り、災害時の医療 <mark>体制</mark> を整備する		、医療関係機関と連携しながら、医療情報の収集伝達 <u>手段の確保</u> 、医療 <u>チーム</u> の <u>組</u> 確保、医薬品の確保等を図り、災害時の医療態勢を整備する。	
0 4	-					語句の適正
3 4	51			1 応急医療 <u>態勢</u> の整備		韶何の週上
			力し、多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害によって被災地域に医療の空 団な医療が実体できるよう。医療整理体制な異常時から 軟件せる		と協力し、多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害によって被災地域に医療の空間な医療が実施でなるとなった。	
			切な医療が実施できるよう、医療救護 <u>体制</u> を平常時から整備する。 T		切な医療が実施できるよう、医療救護 <u>態勢</u> を平常時から整備する。 T	
		災害医療情報の収 集伝達 <mark>体制の整備</mark>	〈晒各〉	災害医療情報の収 集伝達手段の確保	<略>	
		2140 150 <u>11 114 5 dtal/114</u>	福生市内の医療・救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う福生	NICE AND A BURKLA	福生市内の医療・救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う福生	
			市災害医療コーディネーターを設置するとともに、情報連絡体制を構築する。		市災害医療コーディネーターを設置するとともに、情報連絡態勢を構築する。	
		災害医療コーディ	地域災害拠点中核病院(青梅市立総合病院)に東京都が設置する二次保健医療	災害医療コーディ	地域災害拠点中核病院(青梅市立総合医療センター)に東京都が設置する二次	
		ネーターの設置と	圏医療対策拠点における東京都地域災害医療コーディネーター等との情報連絡	ネーターの設置と	保健医療圏医療対策拠点における東京都地域災害医療コーディネーター等との	
		二次保健医療圏医	体制を構築する。	二次保健医療圏医	情報連絡態勢を構築する。	
		療対策拠点及び市	東京都地域災害医療コーディネーターが招集する西多摩地域災害医療連携会議	療対策拠点及び市	東京都地域災害医療コーディネーターが招集する西多摩地域災害医療連携会議	
		域内の情報連絡 <u>体</u>	に出席し、情報共有や災害医療に係る具体的な方策、医療連携体制等について	域内の情報連絡 <u>態</u>	に出席し、情報共有や災害医療に係る具体的な方策、医療連携態勢等について	
		<u>制</u> の構築	に山席し、情報共有で次音医療に保る共体的な方束、医療連携 <u>体制</u> 寺について 検討し、構築する。	勢の構築	に山席し、情報共有で次音医療に保る共体的な方束、医療連携 <u>態労</u> 寺について 検討し、構築する。	
			市内医療機関及び医療 <mark>救護班</mark> 等との連絡 <mark>体制</mark> を構築する。		市内医療機関及び医療 <u>チーム</u> 等との <u>情報</u> 連絡 <u>体制</u> を構築する。	

章節	頁					理由
		医師会との協力体 制の強化	西多摩医師会等との協力 <mark>体制</mark> を強化するなど、確実な応急医療 <u>体制</u> を整備する。	医師会との協力体 制の強化	西多摩医師会等との協力を強化するなど、確実な応急医療 <u>能勢</u> を整備する。	
		医療 <u>救護班</u> の整備	西多摩医師会等の協力を得て、医療 <u>救護班</u> の編成数や構成、派遣基準や派遣方法等について事前協議を推進する。	医療チームの整備	西多摩医師会等の協力を得て、医療 <u>チーム</u> の編成数や構成、派遣基準や派遣方 法等について事前協議を推進する。	
		医療救護所の 設置	医療救護所設置予定場所を事前に調査し、災害の発生・拡大の状況をみながら 数箇所に医療救護所が設置可能な <mark>体制</mark> を整える。	医療救護所の 設置	医療救護所設置予定場所を事前に調査し、災害の発生・拡大の状況をみながら 医療救護所が設置可能な <u>能勢</u> を整える。	
		医療 <mark>救護</mark> 活動拠点 の設置	急性期以降に、福生市災害医療コーディネーターを中心に、医療救護に関する情報交換や必要な活動について検討を行う福生市医療 <u>救護</u> 活動拠点 <u>の設置体制</u> を構築する。	医療活動拠点の設 置	急性期以降に、福生市災害医療コーディネーターを中心に、医療救護に関する情報交換や必要な活動について検討を行う福生市医療活動拠点が設置可能な態 <u>勢</u> を構築する。	
3 4	51		実 気病院となっている公立福生病院と連携し、多数の患者の収容力を確保するととも 舌用した後方医療 <mark>体制</mark> の <mark>整備</mark> に努める。		実 害拠点病院となっている公立福生病院と連携し、多数の患者の収容力を確保するとと 活用した後方医療 <u>態勢</u> の <u>充実</u> に努める。	語句の適正
1		〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	
		搬送 <mark>体制</mark> の整備	〈略〉	搬送 <u>能勢</u> の整備	〈略〉	
		地域医療連携の推進	医療スタッフの受入れ及び医療資器材等の応援要請 <u>の円滑化を確保するため</u> 、協力病院、西多摩医師会等と連携し <u>た医療体制づくりを推進する</u> 。	地域医療連携の推進	医療スタッフの受入れ及び医療資器材等の応援要請 <u>への対応を円滑に実施する</u> ため、協力病院、西多摩医師会等と連携し <u>、後方医療態勢を強化する</u> 。	
3 4	52	3 医薬品等の確保体	ーニー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 医薬品等の確保の		 語句の適正
			 連携して、災害時に使用する医薬品・医療用資器材等の確保 <mark>体制の整備に努める</mark>	·	等と連携して、災害時に使用する医薬品・医療用資器材等の確保 <u>を推進する</u> 。	
		医療用資器材の 確保 <mark>体制の整備</mark>	緊急に必要となる医薬品・医療用資器材等について備蓄を推進する(目安として発災から3日分)。また、西多摩医師会や薬剤師会、卸売販売業者等の関連業者との協力によって医薬品・医療用資器材の調達体制の整備を図る。	医療用資器材の 確保	緊急に必要となる医薬品・医療用資器材等について備蓄を推進する(目安として発災から3日分)。また、西多摩医師会や薬剤師会、卸売販売業者等の関連業者との協力によって医薬品・医療用資器材の調達先を確保する。	
		医薬品等の確保 <u>供</u> <u>給体制の整備</u>	医療品等の備蓄を推進するとともに、福生市薬剤師会や関連業者との協力体制の整備に努める。また、備蓄のあり方についての検討を進める。	医薬品等の確保	医療品等の備蓄を推進するとともに、福生市薬剤師会や関連業者との協力関係を構築する。また、備蓄の在り方についての検討を進める。 〈略〉	
			/MI/	J	VHI/	
3 4	52 4 防疫<u>体制</u>の整備 市は、東京都及び関係団体等と連携して防疫用資器材の備蓄や動物救護 <mark>体制</mark> の整備に努める。			4 防疫 <u>態勢</u> の整備 <u>福生</u> 市は、東京都及	び関係団体等と連携して防疫用資器材の備蓄や動物救護態勢の整備に努める。	語句の適正
			災害時に必要となる防疫用資器材の備蓄を推進するとともに、調達・配布計 画を策定する。	防疫用資器材の 備蓄 <u>の推進</u>	災害時に必要となる防疫用資器材の備蓄を推進するとともに、調達・配布計 画を策定する。	
		動物救護 <mark>体制</mark> の整 備	東京都及び関係団体等と連携した動物救護 <mark>体制</mark> を <mark>整備</mark> する。	動物救護 <u>態勢</u> の整 備	東京都及び関係団体等と連携した動物救護 <u>能勢</u> を <u>確立</u> する。	
3 4	52	5 遺体の取扱い		5 遺体の取扱い		語句の適正
		市は、遺体の収容になる。	関し、関係機関と連携して条件整備に努める。	福生市は、遺体の収 〈略〉	容に関し、関係機関と連携して条件整備に努める。	
3 5	52	第5節 避難 <mark>体制</mark> の確立		第5節 避難 <u>態勢</u> の確		語句の適正
		《基本方針》	「総務部、福祉保健部、都市建設部、教育委員会	《基本方針》	「総務部、福祉保健部、都市建設部、教育委員会	
		市は、災害時の安全が定・避難所機能の充実		選難所機能の充実を図	全な避難を行うため、避難誘導 <u>態勢</u> の整備を進めるとともに、避難場所、避難所の選定 ろ	. •
3 5			<u> </u>	1 避難誘導態勢の整		語句の適正
			"" 掌が迅速かつ的確に実施できるよう避難誘導 <mark>体制</mark> を整備する。		難誘導が迅速かつ的確に実施できるよう避難誘導 <u>態勢</u> を整備する。	
		案内標識等の 設置	指定緊急避難場所(一時避難場所、広域避難場所)、指定避難所等に案内標識、誘導標識等の設置を推進し、平常時から市民への周知を図る。設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害に対応す		指定緊急避難場所(一時避難場所、広域避難場所)、指定避難所等に案内標識、誘導標識等の設置を推進し、平常時から市民への周知を図る。設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害に対応す	
			る避難場所であるかを明示するよう努める。		る避難場所であるかを明示するよう努める。	

章節	頁	現行		修正	理由
	避難行動要支援者の避難誘導体制の	王防災組織等 <mark>の協力体制つくり</mark> を推進する。	避難行動要支援者の避難誘導態勢の	高齢者、障害者、外国人等避難行動要支援者の避難が円滑になされるよう、自 主防災組織等 <u>による避難誘導の取組</u> を推進する。	
	整備	選難行動要支援者の避難支援 <mark>体制</mark> について、自主防災組織、消防署、社会福祉 協議会、民生委員等と協議を推進する。	整備	避難行動要支援者の避難支援 <u>能勢</u> について、自主防災組織、 <u>福生</u> 消防署、 <u>福生</u> <u>市</u> 社会福祉協議会、 <u>福生市</u> 民生委員等と協議を推進する。	
	〈略〉	〈略〉	<略>	〈略〉	
3 5	53 2 避難場所、避難所	がの指定	2 緊急避難場所、避	難所の指定	語句の適正
		は等を指定緊急避難場所及び指定避難所等に指定し、市民の安全な避難を確保する。		施設等を指定緊急避難場所及び指定避難所等に指定し、市民の安全な避難を確保する。	
	一時集合場所の選	一時避難場所に至る前に近隣の避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序 正しい避難(休制を整える場所として、事前に一時集会場所を選定する、一時集	一時集合場所の選定	一時避難場所に至る前に近隣の避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難能勢を敷える提所として、事前に一時集合提所を選定する。一時集	の定義等の明確化
	定	と結びついた神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等を基準として自主 防災組織など地域で協議しながら選定する。		一 防災組織など地域で協議しながら選定する。 災害時の円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、一定の基準に	
	緊急避難場所の指 定	災害時の円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、一定の基準に 適合する施設又は場所、災害の種別ごとに指定する。次の避難場所がこれに該 当する。 (1) 一時避難場所 電災時の一時的な避難場所として、学校校庭、公園等の広場を指定する	緊急避難場所の指 定	適合する施設又は場所、災害の種別ごとに指定する。次の避難場所がこれに該当する。 (1) 一時避難場所 震災時の一時的な避難場所として、学校校庭、公園等の広場を指定する。 また、風水害・土砂災害の発生が懸念される場合の避難者収容のため、施設を指定する。指定に当たっては、地域的な特性や過去の教訓、風水害・土砂災害等の災害危険性を考慮する。 (2) 広域避難場所	
		(2) 広域避難場所 周辺市街地大火によるふく射熱の影響を考慮し、市民の生命を守るため大規模 な公園等を指定する。		周辺市街地大火によるふく射熱の影響を考慮し、市民の生命を守るため大規模な公園等を指定する。 避難者を必要な間滞在させ、又は自宅が被災し居住が困難となった被災者を一	
	いかサルニュのようた	住宅の損壊・焼失等による被災者をはじめ、風水害・土砂災害の発生が懸念される場合の避難者を収容するために一定基準に適合する施設を指定する。指定に当たっては、地域的な特性や過去の教訓、風水害・土砂災害等の災害危険を	避難所の指定	時的に滞在させるため、公共施設等を指定する。 避難所施設は耐震・耐火、鉄筋構造の公共施設とし、避難者2人当たり3.3 m ² 以上のスペースを確保できるものとする。	
	避難所の指定	考慮する。 避難所施設は耐震・耐火、鉄筋構造の公共施設とし、避難者2人当たり3.3 ㎡ 以上のスペースを確保できるものとする。	福祉避難所(二次	災害時における高齢者等の一時受入れを推進するため、社会福祉施設との協定 の締結を推進する。 指定した福祉避難所は、その他の避難所と区分するとともに、受入対象者を特	
	二次避難所(福祉 避難所)の 確保	災害時における高齢者等の一時受入れを推進するため、社会福祉施設との協定の締結を推進する。	<u>避難所</u>)の 確保	定して公示する。 また、感染症、熱中症、衛生環境対策等を考慮して必要な備蓄、医学的ケアの ための電源、居室の確保等、機能の強化等に努める。	
	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	
3 5	53 3 避難所 <mark>体制・避</mark> 業	新の充実	3 避難所の管理・機		語句の適正
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	活に備えて、避難所環境の整備や避難者による自主的な運営 <mark>ができる体制</mark> を整備す		の生活に備えて、避難所環境の整備や避難者による自主的な運営 <u>態勢</u> を整備する。 〈略〉	
	避難所の管理 避難所の管理	《略》 《略》 避難所等において、ボランティアを円滑に受入れられるようニーズを把握 し、福生市社会福祉協議会との連携を図る。 避難所に指定されている小学校及び中学校については、管理者及び教育委員 会と使用する施設の区分(校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等) や運営体制等について協議し、災害復旧後の教育活動が速やかに正常化でき	避難所の管理	《略》 避難所等において、ボランティアを円滑に受け入れられるようニーズを把握し、福生市社会福祉協議会との連携を図る。 避難所に指定されている小学校及び中学校については、管理者及び教育委員会と使用する施設の区分(校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等)や運営 <u>能勢</u> 等について協議し、災害復旧後の教育活動が速やかに正常化できるよう努める。	
		るよう努める。	記さまたコロナを全とつ	<略>	
		〈略〉	避難所機能の	〈略〉	

章節	頁	現行			修正		理由
		〈略〉		強化	〈略〉		
		〈略〉			〈略〉		
	and that we have he had	〈略〉			避難所施設へのスロープ、手すり等の整備などバリア	アフリー化を図る。	
	避難所機能の	避難所施設へのスロープ、手 <mark>摺</mark> り等の整備などバリス	アフリー化を図る。		〈略〉		
	<u>整備</u>	<u></u>	. , , = - , , , , , , , , , , , , , , , ,		〈略〉		
		〈略〉			要配慮者の利用を想定して、車椅子使用者対応トイレ		
		〈略〉			の洋式化、育児・介助者同伴や性別に関わらず利用で		
		,eh.			の設置などバリアフリー化を推進する。	CC 00000000000000000000000000000000000	
					<u> </u>		
					\rightarrow \right		
3 5	54 4 応急仮設住宅等対			4 応急仮設住宅等対	 策		語句の適正(災害
	市は、被災者の生活	・ 復旧が迅速に行われるよう、あらかじめ応急仮設住宅	它の建設候補地を確保するな	福生市は、被災者の	生活復旧が迅速に行われるよう、あらかじめ応急仮設	住宅の建設候補地を確保する	な 救助法の改正)
	ど、住宅対策を実施す	<u>-</u> る。		ど、住宅対策を実施す	る。		
	建設候補地の	都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅の建	設候補地を選定する。選定		都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅の建設	投候補地を選定する。選定	
	事前選定	に当たっては、一戸当たり29.7㎡以上の面積を確保		建設候補地の	に当たっては、国の定めに基づき、地域の実情、世初		
	〈略〉	〈略〉	<u> </u>	事前選定	5.	<u> </u>	
		民間賃貸住宅の空き室を確保し、応急住宅としての		〈略〉	〈略〉		
	保	計、協定の締結等に努める。	10円で囚るにの、万仏の機		民間賃貸住宅の空き室を確保し、賃貸型応急住宅と	ての洋田を図るため 古	
						しての位用を図るため、カー	
	〈略〉	〈略〉		保			
				〈略〉	〈略〉		
3 6	「1 年 5 年 取 5 帰次の出	給体制の整備、防災用資機材の調達		生でな 取み場次の出	給体制の整備、防災用資機材の調達		語句の適正
	<u>体制</u> を整備する。また	、防災用資機材の整備充実を図るとともに、関係機関、	、団体等が保持している防災	<u>能勢</u> を整備する。また	り水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、 、防災用資機材の整備充実を図るとともに、関係機関、	団体等が保持している防災用	
0 0		害時に速やかに調達・活用できるよう、連携体制の整	細に劣める。		に速やかに調達・活用できるよう、連携体制の整備に	分りる。	まりの対す
3 6	55 1 給水 <mark>体制</mark> の整備	1. ナ / / / / / / フ ト フ ト こ	1. 仕事は 帯供 トッ	1 給水 <u>態勢</u> の整備	かいししょ はないです フェン かいとかね かかししょっけせか	の外も物数を散出して	語句の適正
	市は、断水時に飲料	・水を供給できるよう、搬送 <mark>体制</mark> や資機材の備蓄等の給		温生市は、断水時に 「	飲料水を供給できるよう、搬送 <u>能勢</u> や資機材の備蓄等(
		災害初期において、被災者1人当たり1日3リット			災害初期において、被災者1人当たり1日3リット/		
		きるよう、震災対策用応急給水槽(明神下公園 1,50	00 m) 及び福生武蔵野台		きるよう、震災対策用応急給水槽(明神下公園 1,500)m)及び福生武蔵野台	
	整備・充実	<u>浄水所</u> (2,540 m) からの搬送 <u>体制</u> を整備する。	for the Law Industry and Later		<u>給水所</u> (2,540 m³) からの搬送 <u>態勢</u> を整備する。	and the second of the second o	
		被災の状況に応じて市内各所の消火栓を活用した応急整備を図る。	急給水を実施する <mark>体制</mark> の	整備・充実	被災の状況に応じて市内各所の消火栓を活用した応急整備を図る。	急給水を実施する <u>態勢</u> の	
	/m&\					古外して外が可分と	
	〈略〉	〈昭各〉			東京都水道局により指定避難所17箇所に配水管から		
				/m/z \	急給水栓が整備されており、当該設備の維持管理及で	<u> </u>	
				〈略〉	〈略〉		
3 6	55 2 食料及び生活必需	これの供給 <mark>休制</mark> の整備		2 食料及び生活必需			東京都地震被害想
		ルースでは、「「「」」。 必需品を供給できるよう、行政備蓄の充実や民間業者等	室レの浦堆に上り供給 <mark>休制</mark> を		11000円10 <u>185</u> 00至111 生活必需品を供給できるよう、行政備蓄の充実や民間業	*	
	整備する。	心而叩る 茂柏 くさるよう、11 英庸留の元夫(戊申未任)	守てり生物により医和 <u>仲間</u> で	整備する。	土伯必而四で 茂柏(さるよう、11以哺苗の九夫(以间末)	そ1 守ての圧動により 医和 <u>服务</u>	被害量に準拠した
	登開する。			(略)			松音単に単拠した
	,	品の備蓄・調達基準】		^{、哈} / 【食料、主な生活必需	具の備 萎・ 調達其准】		東京都意見
		imソ佣亩・ 		【艮代、土は土冶必需	四♥ノI用亩 [・]		水水仰总兄
	必需物資	推計方法	必要量	必需物資	推 計 方 法	必要量	
		<u>達難生活者</u> 数*1×3食×3日	135,792食		<u>達難所避難者</u> 数*1 <u>×1.2*2</u> ×3食×3日	<u>105,732</u> 食	
	調整粉乳	连難乳幼児数*2×135g*3×3日	79, 380 g		Ĕ難乳幼児数*2×1.2*2×乳幼児人口比率*3×135g*4		
1 1						52 705 m l	
		<u>達難乳幼児数×2本</u> 達難生活者数×1 台/75 人	392 本 202 台		(3日	<u>53, 795</u> g	

章節	5 頁	現行	修正	理由
		帰宅困難者数*½×1台/ <u>75</u> 人 <u>142</u> 台	<u>使い捨て哺乳ボ 避難所避難者数*1×1.2*2×乳幼児人口比率*3×5回</u> 1,991本	
		 *1:避難者 <mark>23, 213</mark> 人のうち、 <mark>疎開者</mark> を除いた <u>15, 088</u> 人(「首都直下地震等による東京の被害想定報告	<u>F/V</u>	
		書」 <u>平成24年4月</u> 東京都)	災害用トイレ 避難生活者数*1×1台/約50人*7 196台 帰宅困難者数*6×1台/約50人*7 75台	
		* <u>2</u> : <u>避難生活者数に人口に対する</u> 乳幼児(2歳未満)比率(住民基本台帳 <u>平成30年11月1日</u> 現在)		
		を乗じて算出	*1:避難者 <u>11,517</u> 人のうち、 <u>避難所外避難者</u> を除いた <u>9,789</u> 人(「首都直下地震等による東京の被害想定	
		* 3 : 月齢6か月程度の乳幼児1日当たりの平均量 * 4 : 帰宅困難者数10,596人(「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」平成24年4月東京都)	報告書」 <u>令和4年5月</u> 東京都 <u>による手法</u>) *2:避難所避難者以外からの需要を考慮するための指数(阪神・淡路大震災における被害実績による。)	
		10,550 八 (自仰世) 地展寺による未成りが音心に報日音」 <u>十成 24 十年月</u> 未永仰/	* 2 : 妊娠が 妊娠者以外がらり需要を考慮するための指数(放性・次路人長次における核告美積による。) * 3 :乳幼児(2歳未満)比率(住民基本台帳令和6年1月1日現在)	
			* <u>4</u> : <u>生後</u> 6か月程度の乳幼児1日当たりの平均量	
			*5:生後3か月から1年程度の乳児1日当たりの平均的なミルク授乳回数	
			* <u>6</u> :帰宅困難者数 <u>3,755</u> 人(「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」 <u>令和4年5月</u> 東京都)	
			*7:災害時のトイレの個数(目安)(「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」令和4年4月内 閣府)	
3 6	56	3 市民備蓄の推進	<u> </u>	語句の適正
		市は、市民及び事業所が自助として備蓄を行うよう周知する。	福生市は、市民及び事業所が自助として備蓄を行うよう周知する。	
3 7	56		第7節 帰宅困難者対策の推進	語句の適正
		〔企画財政部、総務部、各施設所管部、各事業所〕	〔企画財政部、総務部、各施設所管部、各事業所〕	
		《基本方針》	《基本方針》	
		大規模な災害が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、駅前のターミナルなど市内において混乱が	大規模な災害が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、駅前のターミナルなど市内において混乱が予想	
		予想される。このため、市は、平時から東京都帰宅困難者対策条例の普及啓発に努めるとともに、東京都	される。このため、 <u>福生</u> 市は、平時から東京都帰宅困難者対策条例の普及啓発に努めるとともに、東京都の帰	
			宅困難者対策実施計画や各種ガイドラインを基に、帰宅困難者対策協議会等を設置して対応策を検討し、徒歩	
			帰宅者の発生抑制、一時滞在施設の確保、情報通信基盤の強化、徒歩帰宅支援策の強化などの対策を構築する。	
		対策を構築する。		
3 7	56	1 「東京都帰宅困難者対策条例」の周知徹底	1 「東京都帰宅困難者対策条例」に基づく取組の周知徹底	語句の適正
		市は、東京都と連携し、ホームページ、パンフレット配布、講習会の実施等により、条例の周知徹底を		
		促進する。 <略>	促進する。 〈略〉	
3 7	56	^ [^]		語句の適正
	30		東京都、福生市、福生警察署、福生消防署、JR東日本各駅及び駅周辺事業者等は、駅前滞留者対策協	
		応策について検討・協議するとともに、災害発生時には、その対応に当たる。	議会を設置し、災害時の各機関の役割や地域の行動ルール等を定める。	
		【帰宅困難者対策協議会の主な所掌事項】	【駅前滞留者対策協議会の主な所掌事項】	
			$$	
		帰宅困難者対策協議会では、首都直下地震発生時の滞留者の安全確保と混乱防止に向けた「地域の行動	駅前滞留者対策協議会では、首都直下地震発生時の滞留者の安全確保と混乱防止に向けた「地域の行動ルー	
		ルール」を策定する。基本となる「地域の行動ルール」は次のとおりである。	ル」を策定する。基本となる「地域の行動ルール」は次のとおりである。	
3 7	57	【地域の行動ルール】	【地域の行動ルール】	東京都地域防災計
		(1) 組織は組織で対応する(自助)	(1) 組織は組織で対応する(自助)	画との整合
		事業所、施設、学校その他組織単位で、従業員・ <u>顧客</u> ・学生等に対応する。	事業所、施設、学校その他組織単位で、従業員・ <u>来所者</u> ・学生等に対応する。	
		(2) 地域が連携して対応する (共助)	(2) 地域が連携して対応する (共助)	
		協議会等が中心となって、組織化されていない買物客、観光客等に地域で対応する。	協議会等が中心となって、地域の事業者等が連携し取組を行う。	
		(3) 公的機関は地域をサポートする(公助)	(3) 公的機関は地域をサポートする(公助)	
3 7	E7	3 情報通信 <mark>基盤</mark> の強化	<u>市が中心となって、東京都、国と連携・協力して、地域の対応を支援する。</u> 3 情報通信態勢の強化	語句の適正
3 1	31	3 1月秋週16 <mark>季盛</mark> の短16 市は、通信事業者の協力を得て、事業者及び帰宅困難者が安否の確認及び情報提供を受けられる <mark>体制</mark> を		IDD HJVノルロエ
			<u>電土</u>	
3 7	57	4 一時滞在施設の確保	4 一時滞在施設の確保	語句の適正
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	福生市は、市が所管する施設を一時滞在施設として指定・周知するとともに、指定管理者や事業者に対して	
			協力を働き掛け、指定管理者や事業者との間で、一時滞在施設の開設・運営又は施設の提供に関する協定を締	
			結するよう努める。	

章	節 頁	Į l					修正	理由
3		7 5			5 徒			語句の適正
			市は、東京都と連携し	ン、災害時帰宅支援ステーション※の拡充を図り、市民・事業者に周知する。	福生	E市は、東京都と連	連携し、災害時帰宅支援ステーション※の拡充を図り、市民・事業者に周知する。	
				ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定す		· ※ 災害時帰宅支援	ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定す	
				の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリー			の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリー	
				リンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提	1 1		リンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提	
				カー等を利用者に見えやすい入口等に掲出している。			か一等を利用者に見えやすい入口等に掲出している。	
				ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、飲料水及びトイレ			ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、飲料水及びトイレ	
				よる道路情報で知り得た通行可能な道路等の情報提供である。			よる道路情報で知り得た通行可能な道路等の情報提供である。	
				被害状況により、実施できない場合もある。			波害状況により、実施できない場合もある。	
			たたし、泊舗サグ	双音 (人) (により、 矢旭 (さない % n もめる。		たたし、店舗9月	双音仏がにより、美施(さな)物目もめる。	
3	8 5	7 第	 8節 ライフラインハ	た急復旧 <mark>体制の</mark> 整備	第8節	カー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		 語句の適正
				〔都市建設部、東京都、関係機関〕	1		〔都市建設部、東京都、関係機関	
		《身	基本方針》		, 《基本:	方針》		
				全上に場合の二次災害の防止をはじめ、応急復旧を迅速に実施するため防災 <mark>体制</mark>			生した場合の二次災害の防止をはじめ、応急復旧を迅速に実施するため防災態勢の	整
			整備に努める。		備に努			ie.
}	8 5		上水道		_	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		語句の適正
			東京都は、上水道の原	芯急復旧が迅速に行われるよう資機材の整備や協力 <u>体制</u> を構築するなど防災 <u>体制</u>	則 東京	京都は、上水道の原	な急復旧が迅速に行われるよう資機材の整備や協力 <mark>関係</mark> を構築するなど防災 <u>態勢</u> の	整
		0)	整備に努める。		備に努	子める。		
			応急復旧 <mark>体制</mark> の強	〈略〉	応	ぶ急復旧 <u>態勢</u> の強	⟨■各⟩	
			化	〈略〉]	化	〈略〉	
				〈略〉			〈略〉	
				応急復旧用資機材の調達 <mark>体制</mark> を整備する。	1		応急復旧用資機材の調達態勢を整備する。	
				(1) 首都中枢機関等への供給にかかわる路線の復旧に係る配管材料は、す	1		(1) 首都中枢機関等への供給に関わる路線の復旧に係る配管材料は、全て東	
				べて都が保有する。また、それ以外の路線(重要路線及び一般路線)の復			京都が保有する。また、それ以外の路線(重要路線及び一般路線)の復旧に	
				旧に係る配管材料のうち、発災後おおむね10日以内に必要な材料について			係る配管材料のうち、発災後おおむね10日以内に必要な材料については、	
			災害対策用資機材	は、都が保有する。		災害対策用資機材	東京都が保有する。	
			の整備点検	(2) 都保有材料は、被害想定を踏まえて的確に配置し、迅速な供給 <mark>体制</mark> を確	.	の整備点検	(2) 東京都保有材料は、被害想定を踏まえて的確に配置し、迅速な供給態勢	
				(2) 和床有物材は、放音心足を踏よれて助催に配直し、迅速な疾病 <mark>体制</mark> を推			を確保する。	
				「ペッ〜。 (3) 復旧活動に必要な配管材料は、迅速・確実に確保する観点から、都が保			(3) 復旧活動に必要な配管材料は、迅速・確実に確保する観点から、東京都	
				有又は調達して、復旧従事業者に支給する方式(支給材方式)で行うことと			が保有又は調達して、復旧従事業者に支給する方式(支給材方式)で行うこ	
							か保有人は制建して、復口促争来自に文和する方式(文和材方式)で11万二ととする。	
				する。 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結	╢┝			
							災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結	
				に努めるなど、協力体制を整備する。			に努めるなど、協力関係の構築を整備する。	
				都県間等の応援協定及び日本水道協会等を利用した広域応援 <u>体制</u> を確保する。			都県間等の応援協定及び日本水道協会等を利用した広域応援 <u>能勢</u> を確保する。	
			協力 <u>体制の整備</u>	また、平常時から区市町村と連携した応急復旧体制の強化・充実に努める。	-	協力関係(/)構築	また、平常時から区市町村と連携した応急復旧態勢の強化・充実に努める。	
				復旧活動に従事する民間事業者について、関係団体との協定や工事請負契約に			復旧活動に従事する民間事業者について、関係団体との協定や工事請負契約に	
				おける協力条項等により、あらかじめ必要な協力能勢を整備する。また、業者			おける協力条項等により、あらかじめ必要な協力関係を構築する。また、業者	
				選定時に緊急時の対応能力等を重視した方式(技術力等審査方式)を採用するこ			選定時に緊急時の対応能力等を重視した方式(技術力等審査方式)を採用するこ	
				とにより、復旧従事業者の意欲向上と高い技術力の確保を図る。	J ∟		とにより、復旧従事業者の意欲向上と高い技術力の確保を図る。	
+	8 5	ς 2			2 下	これば		語句の適正
,				対震化を行うとともに、応急復旧が迅速に行われるよう資機材の整備や協力 <mark>体制</mark>			なの耐震化を行うとともに、応急復旧が迅速に行われるよう資機材の整備や協力関係	
			構築するなど防災体制		·	eするなど防災態勢		-
			11.7K / 3 6 C [74.9K [771]	避難所や災害拠点病院などのトイレ機能を確保するため、下水道管とマンホー	11 [発災時の交通機能、トイレ機能を確保するため、避難所等へのアクセス道路、	
			施設の耐電ル及び	ルの接続部を耐震化する。		マンホール浮上	避難所などから排水を受け入れる路線など、対象エリアを拡大し、マンホール	
				発災時の交通機能、トイレ機能を確保するため、避難所等へのアクセス道		抑制対策	デ 上 抑制を実施する。	
			制対策	路、避難所などから排水を受け入れる路線など、対象エリアを拡大し、マ	11 -	大刍復口能熱の強	被害状況の迅速な把握及び応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高	
			א ניינווו				W音が洗り迅速な指揮及び心志復旧を美地できるよう、めらかしめ損傷度が同いと予想される施設の把握に努める。	
				ンホール浮上抑制を実施する。		化	v·C J がらさ4での他取りが変に分の。	

章	節 頁					理由
			被害状況の迅速な把握及び応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。		下水道事業継続計画 (BCP) や応急復旧マニュアルの整備、施設管理図書の 整備により、災害時の施設管理態勢を確保する。	
		応急復旧 <u>体制</u> の強	下水道事業継続計画(BCP)や応急復旧マニュアルの整備、施設管理図書の		し尿処理のための資機材や車両、乗入ルートの確保など、下水道施設の機能が	
		化	整備により、災害時の施設管理体制を確保する。		停止した際の態勢を整備する。	
			し尿処理のための資機材や車両、乗入ルートの確保など、下水道施設の機能が 停止した際の <mark>体制</mark> を整備する。	災害対策用資機材 の整備点検	応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、保有資機材の整備点検を図 る。	
		災害対策用資機材	応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、保有資機材の整備点検を図 る。	07至III.不快	応急復旧用資機材の調達 <u>先を確保</u> する。 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結	
		の整備点検	応急復旧用資機材の調達 <mark>体制を整備</mark> する。	協力関係の構築	に努めるなど、協力 <u>関係を構築</u> する。	
		拉士体制の軟件	災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結 に努めるなど、協力 <mark>体制を整備</mark> する。	励刀 <u>気体♥/博采</u>	東京都と協力して広域的な支援 <u>能勢</u> の整備をはじめ、国、他の地方公共団体等との相互支援要請 <u>態勢</u> を推進する。	
		協力 <mark>体制の整備</mark>	東京都と協力して広域的な支援 <mark>体制</mark> の整備をはじめ、国、他の地方公共団体等との相互支援要請 <u>体制</u> を推進する。			
	8 58 3	_		3 電力		語句の適正
		東京電力パワーグリッ 急復旧を実施するよう <mark>(</mark>	ルドは、災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応 は は 大脚を整備する。	東京電力パワーグリンな応急復旧を実施する。	ッド <u>株式会社</u> は、災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確よう <u>態勢</u> を整備する。	
		応急復旧 <mark>体制</mark> の強	被害状況を迅速に把握する <mark>体制</mark> やシステムの整備、対策要員の動員 <mark>体制</mark> の整備 とともに、優先復旧計画の策定を推進する。		被害状況を迅速に把握する <u>能勢</u> やシステムの整備、対策要員の動員 <u>計画</u> の整備 とともに、優先復旧計画の策定を推進する。	
		化	災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から市との連携 <u>体制</u> の 整備を図る。	化	災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から <u>福生</u> 市との連携 <u>態</u> 勢の整備を図る。	
		〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	
			資機材の確保 <mark>体制</mark> 、災害対策用設備の整備とともに、災害対策用車両の配備増 強等を推進する。	災害復旧用資機材 の整備点検	資機材の確保、災害対策用設備の整備とともに、災害対策用車両の配備増強等 を推進する。	
			災害復旧資機材を確保するため、関係機関等の協力 <mark>体制</mark> を整備する。		災害復旧資機材を確保するため、関係機関等の協力関係の構築を整備する。	
;	8 59 4		こおける二次災害等の被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急	4 ガス 武陽ガス株式会社は、	災害時における二次災害等の被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な	語句の適正
	復	夏旧が実施されるよう <mark>を</mark>		応急復旧が実施される。		
		〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	
		応急復旧 <mark>体制</mark> の強	応急措置判断支援システムの開発・導入、被害状況と復旧作業工程に応じた効率的な動員体制や連絡体制の整備とともに、応急復旧計画の策定を推進する。	1 1	応急措置判断支援システムの開発・導入、被害状況と復旧作業工程に応じた効率的な動員 <u>計画</u> や連絡 <u>態勢</u> の整備とともに、応急復旧計画の策定を推進する。	
		化	災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から市との <u>連携体制の</u> 整備 を図る。	化	災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から <u>福生</u> 市との <u>協力関</u> <u>係の構築</u> を図る。	
			資機材及び代替燃料の確保 <mark>体制の整備</mark> とともに、消火・防火設備の充実を推進する。	災害復旧用資機材 の整備点検	資機材及び代替燃料の確保とともに、消火・防火設備の充実を推進する。	
		協力 <mark>体制</mark> の整備	「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」(日本ガス協会)に基づき、 単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者からの協力を得る <u>体制</u> づくりを推進 する。また、東京都高圧ガス地域防災協議会の相互応援 <u>体制</u> を整備する。	協力 <u>態勢</u> の整備	「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」(日本ガス協会)に基づき、 単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者からの協力を得る <u>態勢</u> づくりを推進 する。また、東京都高圧ガス地域防災協議会の相互応援 <u>能勢</u> を整備する。	
	8 69 5	5 電気通信		5 電気通信		語句の適正
			特における通信サービスの確保とともに、災害によって電気通信施設又は回線に 迅速な応急復旧が実施されるよう <mark>体制</mark> を整備する。		寺における通信サービスの確保とともに、災害によって電気通信施設又は回線に故障 速な応急復旧が実施されるよう <mark>態勢</mark> を整備する。	
		応急復旧 <mark>体制</mark> の	大規模地震発生等、広範囲の地域において災害が発生した場合、被災設備等の 迅速な応急復旧を図り、通信が確保されるよう、作業 <u>体制</u> や応急復旧用資機材 の確保体制等が確立されるよう推進する。	応急復旧 <u>態勢</u> の	大規模地震発生等、広範囲の地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な応急復旧を図り、通信が確保されるよう、 <u>応急復旧</u> 作業や応急復旧用資機材の確保に係る態勢を確立する。	
		強化	災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から市との <u>連携体制の</u> 整備を図る。	強化 	災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から <u>福生</u> 市との <u>協力</u> 関係を構築する。	

章節	頁		現行		修正	理由
			平常時から復旧用資材、災害対策用機器、消耗品の確保とともに、必要な 整備点検の実施を推進する。	災害復旧用資機材 の整備点検	平常時から復旧用資機材、災害対策用機器、消耗品の確保とともに、必要な整備点検の実施を推進する。	
		協力 <mark>体制の整備</mark>	グループ会社、工事会社と協調するとともに、商用電源、発電用燃料、冷却 水等の確保及び緊急輸送等の協力 <u>体制づくりを推進</u> する。	協力関係の構築	グループ会社、工事会社と協調するとともに、商用電源、発電用燃料、冷却 水等の確保及び緊急輸送等の協力 <u>関係を構築</u> する。	
3 8	60	6 市民への広報 (略)		6 市民への広報 〈略〉		語句の適正
		〈略〉	〈略〉	〈略〉	(略)	
		通信施設	《略》 災害時の通信 <mark>輻輳</mark> 緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛、災害時伝言ダイヤルの利用等、災害時の電話利用における注意事項について平常時から広報する。	通信施設	《略》 災害時の通信 <u>ふくそう</u> 緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛、災害時伝言 ダイヤルの利用等、災害時の電話利用における注意事項について平常時から 広報する。	
3 9	60	第9節 ごみ・がれきぬ		第9節 環境・衛生対策	 策の推進	語句の適正
		物は、市民生活に著しい		《基本方針》 大規模地震や風水害の発 市民生活に著しい混乱を を実施するとともに、こ	【生活環境部、東京都】 発生後、大量に発生するごみ・がれきや倒壊物・落下物・流出物等による障害物は、 をもたらすことが予想される。このため、 <u>福生</u> 市及び東京都は、処理施設の防災対策 ごみ・がれき処理活動が迅速に行われるよう処理 <u>態勢</u> の整備を推進する。 から、動物救護体制の整備に努める。	東京都意見
3 9	60	資源循環組合及び西多 場合の対策として、近隣	なの市町及び関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。東京都とともに、都道府県間及び市町村間における広域支援体制の整備に関し、必要な	資源循環組合及び西多層 の対策として、近隣のi	れき処理に係る災害時応急対策を定めるとともに、ごみ・がれき処理が東京たま広域 摩衛生組合の処理能力を超える場合、並びに処理施設が被災し使用不能になった場合 市町及び関係団体等と調整し、災害時の相互協力 <u>能勢</u> を整備する。東京都は、技術的 都道府県間及び市町村間における広域支援 <u>能勢</u> の整備に関し、必要な指導・助言その	語句の適正
3 9	61		を備 ごみ・がれき処理に係る災害時応急 <mark>体制</mark> を整備するため、次の措置に努める。 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行う。 収集運搬車両や清掃機器等を常時整備する。 ごみ・がれきの収集・処理に必要な人員・運搬車両等が不足する場合の対策を 検討する。		整備 ごみ・がれき処理に係る災害時応急 <u>態勢</u> を整備するため、次の措置に努める。 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行う。 収集運搬車両や清掃機器等を常時整備する。 ごみ・がれきの収集・処理に必要な人員・運搬車両等が不足する場合の対策を検討する。	語句の適正
3 9	60		ごみを処理するため、廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、マンパワーや 食証する。また、東京都と協力して処理機能の確保など処理 <mark>体制</mark> を構築する。		寺のごみを処理するため、廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、マンパワーや 倹証する。また、東京都と協力して処理機能の確保など処理態勢を構築する。	語句の適正
3 9	60	4 がれき処理 市は、災害時のがれる 理 <u>体制</u> を整備する。 〈略〉	を処理するため、がれき処理マニュアルに基づき、東京都と協力して迅速な処	4 がれき処理 <u>福生</u> 市は、災害時の 理 <u>態勢</u> を整備する。 〈略〉	 がれきを処理するため、がれき処理マニュアルに基づき、東京都と協力して迅速な処	語句の適正
3 9	61	新規		5 災害用トイレ 福生市は、災害用災害用トイレの 確保	トイレを確保するとともに、災害トイレの知識の普及啓発に努める。 (1) 避難者 50 人当たり 1 基の災害用トイレの確保に努める。 (2) 仮設トイレ以外の携帯トイレや簡易トイレ等も確保する。 (3) 要配慮者用トイレ(洋式トイレ等)の備蓄に配慮する。 (4) 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保する。 (5) 仮設トイレ等の設置・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。	記載箇所の変更

章	節	頁	現行	修正	理由
				(6) 事業所及び各家庭は、3日分の災害用トイレ、トイレ用品の備蓄とともに、水のくみ置き等により生活用水を確保する。 書用トイレの普及啓発 (1) 仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。 (2) 災害用トイレを使用した訓練を実施する。	
3	9	61	<u>6 L</u>	尿の収集・運搬	トイレに関する考
				Fは、し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車や乗り入れルート等を確保する。	え方の追加
3	9	61		を態勢等の整備 方は、東京都及び関係団体等と連携して防疫用資器材の備蓄や動物救護態勢の整備に努める。	東京都意見
			推進 動物教 <u>ペット</u>	選能勢の整備 の飼養に関する 災害時の動物の適正な飼養のため、ペットのための避難用品、所有者明示、しつ	
			<u> </u>	<u>だとは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では</u>	
3	10		「総務部、市民部、生活環境部、福祉保健部、福生消防署、各事業所」 《基本方針》 災害により被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期再建を図るため、国、東京 都、市及び福生消防署により、迅速な被害調査とり災証明の発行手続きの実施、義援金の募集と迅速・生市及び	生活再建のための支援 <u>態勢</u> の整備 「総務部、市民部、福祉保健部、都市建設部、福生消防署、各事業所〕 針》 こより被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期再建を図るため、国、東京都、福 が福生消防署により、迅速な被害調査と、り災証明書の発行手続の実施、義援金の募集と迅速・適切 など、被災者の生活再建のための支援 <u>態勢</u> を整備する。	語句の適正
3	10	61	1 迅速なり災証明の発行 市は、住家被害認定調査や、り災証明発行に活用する「被災者生活再建支援システム」の使用を前提と <u>福生</u> 市	まなり災証明書の発行 市は、住家被害認定調査や、り災証明書発行に活用する「被災者生活再建支援システム」の使用を前提 間査手法や、り災証明事務手続に関する職員研修を実施する。	語句の適正
3	10	62		――――――――――――――――――――――――――――――――――――	語句の適正
3	10	62	3 災害用トイレを確保するとともに、災害トイレの知識に関して普及啓発に努める。 (1) 避難者 75 人当たり1 基の災害用トイレの確保に努める。 (2) 仮設トイレ以外の携帯トイレや簡易トイレ等も確保する。 (3) 要配慮者用トイレ(洋式トイレ等)の備蓄に配慮する。 (4) 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保する。 (5) 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。 (6) 事業所及び各家庭は、3日分の災害用トイレ、トイレ用品の備蓄とともに、水の汲み置き等により生活用水を確保する。 (1) 仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。 (2) 災害用トイレを使用した訓練を実施する。		記載箇所の変更
3	10	62	4 し尿の収集・運搬 削除		記載箇所の変更

章	節	頁	現行	修正	理由
			市は、し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車や乗り入れルート等を確保する。また、東京都下水道局が管理する水再生センターへの収集・運搬体制等を確保する。		
3	10	62	5 災害救助法の適用 災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときはその旨を知事に直	3 災害救助法の適用 災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときはその旨を知事に直ちに報告しなければならないため、職員は、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる <u>能勢</u> を整備する。	語句の適正
3	10	62	_	- 大規模災害が発生した場合は、知事に速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告しなければならな	語句の適正
3	10	62	7 復興に備えた事前措置	5 復興に備えた事前措置	項目番号の変更

福生市地域防災計画 新旧対照表

第2編 地震災害対策計画 第2部 応急・復旧計画

章魚	页	現行	修正	理由
1	63	〈新規〉	第1章 災害対策のながれ	地震発生から対策の
			地震が発生した場合、市、消防・警察をはじめとする関係機関、市民、事業所は、時間の経過に伴	対応時期が理解でき
			い、次の対策を行うことを想定する。	るように記載
	0.5	か。 立 ・ マモル (A to)	<u>〈図〉挿入</u>	またのサ ア
2	65	第 <u>1</u> 章 活動体制	第2章 活動体制 対断(28%後ようなかって9時間)は、たいては、古民の仕合・財産及び完合の体化のために古民	語句の適正
		<u>震災後の即時対応期</u> (発災後おおむね72時間以内)においては、市民の生命・財産及び安全の確保のために市民、事業所、防災関係機関の連携・協力の上、地域の総力をもって災害応急対策を実施する。即時対		
		応期の活動がおおむね終了し、避難の長期化への対応、がれき処理、ライフライン等の復旧へと活動の重点	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		を移行する時期(発災後おおむね72時間以降) を復旧対応期とする。	る時期(発災後おおむね72時間以降)に復旧対応を行う。	
		また、都市・生活復興計画の目標を「被災を繰り返さない、環境と共生した都市の形成」とし、早期の本		
		格的な生活再建に向けた都市復興の準備をはじめる。		
		<u>〈図略〉</u>	<u>〈図略〉 削除</u>	
2 1	65	1 組織動員	1 組織動員	語句の適正
		地震による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、福生市災害対策本部条例(昭和39年11		
		月2日条例第42号。以下「災害本部条例」という。)及び同施行規則、福生市災害等緊急対策会議設置要綱(エトロンストロンストロンストロンストロンストロンストロンストロンストロンストロンス		
		(平成13年11月16日決定。以下「設置要綱」という。)の定めにより、迅速かつ的確に災害応急対策活動	(平成13年11月16日決定。以下「設置要綱」という。)の定めにより、迅速かつ的確に災害応急対策 活動を行うため、災害発生規模に応じた活動組織の設置、職員の動員配備を行う。	
		を行うため、災害発生規模に応じた活動組織の設置、職員の動員配備を行う。 【活動体制の流れ】	活動を1] 7 にめ、灰青発生規模に応じた活動組織の設直、職員の動員配備を1] 7。	
		<u>【/日当/坪市内の/加入し】</u> 〈図略〉		
		※自動配備:本人及び家族の安全を確認した上、参集命令がなくても自動的に速やかに参集する(参集	※自動配備:本人及び家族の安全を確認した上、参集命令がなくても自動的に速やかに参集する(参	
		場所:市役所本庁舎)。	集場所:市役所本庁舎)。	
		※災害対策組織の設置場所:緊急対策会議及び災害対策本部の設置場所は、市役所第1棟2階に設置す	※災害対策組織の設置場所:緊急対策会議及び災害対策本部の設置場所は、市役所第1棟2階に設置	
		るが、もくせい会館(代替順位第1位)、その他公共施設(代替順位第2位)を代替施設とする。	するが、もくせい会館(代替順位第1位)、その他公共施設(代替順位第2位)を代替施設とする。	
		施設名		
		福生市役所 福生市本町5番地	施設名 所在地	
		もくせい会館 福生市本町18番地	福生市役所 福生市本町5	
			もくせい会館 福生市本町18	
2 1	65	2 災害対策組織の設置基準	2 災害対策組織の設置基準	 語句の適正
		次の場合には、 <mark>設置要綱又は災害本部条例</mark> に基づく災害対策組織を設置する。	次の場合には、災害本部条例又は設置要綱に基づく災害対策組織を設置する。	HI . 7 . > X-2
		(1) 取名場等の計器 ア 福生市内に震度5弱の地震が発生した場合	(1) 取合物等の部署 ア 福生市内に震度5弱の地震が発生した場合	
		(1) 緊急対策会議の設置 イ 副市長が必要と認め <u>たとき</u>	(1) 緊急対策会議の設置 イ 副市長が必要と認め <u>る場合</u>	
		ア 福生市内に震度5強以上の地震が発生した場合	ア 福生市内に震度 5 強以上の地震が発生した場合	
		(2) 災害対策本部の設置 イ 緊急対策会議では対応できない状況の場合	(2) 災害対策本部の設置 イ 緊急対策会議では対応できない状況の場合	
		ウ 市長が必要と認め たとき	ウ 市長が必要と認め <u>る場合</u>	
0 1	CC	2 北学司供能熱の及今甘淮・会集甘淮	2 北労刑供能熱の整合甘淮、会住甘淮	知嫌友性の亦正
2 1	. 66	3 非常配備態勢の発令基準・参集基準 福生市内の震度階に応じ、次の非常配備態勢(自動決定)とする。(休日・夜間等の勤務時間外に地震が	3 非常配備態勢の発令基準・参集基準 福生市内の震度階に応じ、次の非常配備態勢(自動決定)とする。(休日・夜間等の勤務時間外に地	組織名等の変更
		一個エロアの展及時に応じ、次の非市配備思労(自動次定)とする。(バロ・牧间寺の勤労時间)下に地震が 発生した場合も同様。)	個土川内の長及間に応じ、伏の作品に開窓券(日勤人足)とする。(内口・牧司寺の勤務時間がに地 震が発生した場合も同様)	
			(略)	
		【配備体制】		
		非常配備のなみは彼の参集のでは、おります。 災害対策 配備態勢・	非常配備 参集 災害対策 <u>非常</u> 配備態勢 <u>発令</u> ・ 配備要員 災害対策 <u>非常</u> 配備態勢 <u>発令</u> ・	
		新聞記聞 発令基準 多米 配備要員 八百八米 記聞思男	態勢	

章	節 頁				現行						修正			理由
			震度5弱の地 震が発生	自動参集	会議部:副市長、教育長、各部長秘書広報課長、安全安心ま		自動配備・自動設置		震度5弱の地 震が発生	自動参集	会議部:副市長、教育長、各部長 <u>相当</u> 職、企画財政部主幹		自動 <u>発令</u> ・自動設置	
		緊急対策 会議態勢	副市長が必要 と判断	連絡	ちづくり課長、まち づくり計画課長、都 市建設部主幹、道路 下水道課長、施設公 <u>園課長、</u> 消防団長 対応班: <u>災害対策本</u>	緊急対策会議	副市長の判断	緊急対策 会議 <u>配備</u> 態 勢	副市長が必要 と判断	連絡	(公共施設担当)、 秘書広報課長、防災 危機管理課長、消防 団長 対応班:各課長相当 職、防災危機管理課	緊急対 策会議	副市長の判断 情報連絡網による参集 指示	
					部の全班長(全課 長)、安全安心まち づくり課、都市建設 部職員				震度5強の地 震が発生	参集	災害対策本部の各班 50%の出動 <u>・市内在住職員</u> ・あきる野市、羽村		自動発令・自動設置	
			震度5強の地 震が発生	自動参集	災害対策本部の各班 50%の出動		自動配備・自動設置	第一非常配備態勢	市長が必要と	連絡	市、昭島市、立川市、瑞穂町、青梅		<u>市長の判断</u> 情報連絡網による参集	
		第一非常配備態勢	古長が必要と		1. 市内在住職員 2. あきる野市、羽村 市、昭島市、立川 市及び瑞穂町に居		 		判断	上 注	市、武蔵村山市、 八王子市及び日の 出町に居住する職 <u>員</u>	災害対 策本部	指示	
		日山州 (忠安)	市長が必要と 判断	連絡	連絡住する職員3. 青梅市、武蔵村山 市、八王子市及び 日の出町に居住す る職員	災害対 策本部	情報連絡網による参集指示	第二非常配備態勢	〈略〉	〈略〉	<略>		自動発令・自動設置 市長の判断 情報連絡網による参集 指示	
			〈略〉	〈略〉	<u>る概貝</u>		 自動配備・自動設置							
		第二非常配備態勢	〈略〉	〈略〉	<略>		情報連絡網による参集指示							
2	1 66 4	非常配備態	勢の部及び班編成勢の組織は、次の		である。				(勢の部及び班編局 (勢の組織は、次の		である。			組織名等の変更
		【非常配備態勢の組織】 震度4の場合 副市長の判断で 緊急対策会議に会議部と緊急対応班を置く。 ・会議部は、副市長、教育長、各部長秘書広報課長、安全安心ま とっている。 ・会議部は、副市長、教育長、各部長秘書広報課長、安全安心ま とっている。 ・会議部は、副市長、教育長、各部長秘書広報課長、安全安心ま とっている。 ・会議部は、副市長、教育長、各部長秘書広報課長、安全安心ま とっている。 ・会議部は、副市長、教育長、各部長秘書広報課長、安全安心ま とっている。 ・会議部は、副市長、教育長、各部長秘書広報課長、安全安心ま とっている。				震度4の場合	副市長の判断で 緊急対策会議を 設置する	• 会議 <u>共施</u>	<u>設担当)</u> 、秘書広報課長	各部長相当	置く。 <u>当職、企画財政部主幹(公</u> <u>幾管理</u> 課長及び消防団長と			
		震度 5 弱の 場合	緊急対策会議を 自動設置する	・ 緊 ・ 総 東 え	じて弾力的に運用する。 <mark>務部安全安心まちづくり</mark> 京都災害情報システムに ず収集し、災害が発生す	部の部制と <mark>課</mark> は、気象 よる東京都	する。なお、震災状況に	震度5弱の場合	緊急対策会議を 自動設置する	・緊急 じて ・ <u>防災</u> シス が発	する。 ・緊急対応班は、災害対策本部の部制とする。なお、震災状況に応じて弾力的に運用する。 ・ <u>防災危機管理課</u> は、気象庁が発表する地震情報、東京都災害情報システムによる東京都多摩西部地域の震度をたえず収集し、災害が発生するおそれのある場合は、市長及び副市長に報告する。			
		恵 市長に報告する。 震度 5 強以 災害対策本部を 上の場合 災害対策本部室と 7つの 負動設置する 災害対策本部室と 7つの 災害対応部を置く。		震度 5 強以 上の場合 ※災害対応部	災害対策本部を 自動設置する 『の部長及び班長・	災害対	策本部 <u>長</u> 室と災害対応部 一が不在の場合は、当該		者のうち上位者がその任に					
				リーダー	一が不在の場合は、当該	組織の上位		当たる。	- ALMINO ATY	, ,	· 1 12/2/10/10/ 11/9/	71-14114(*/2 <u>9</u> -7-7-1		
2	2 67 1		の組織は、次のと	おりで	ある。				『の組織は、次のと			r		災害対策本部の構成、役割分担の見直 プ
		《災害対策本部	WJ組献 <u></u>						災害対策本部長	至	災害対応部	<u> </u>	担当課	V

節 頁	現	行			修正			理由
<u>災害対策</u> 本部 <u>災害対策本部</u>	<u>災害対応部</u>	担 当 課	↓ -\tau ==		調整部 ◎議会事務局長	調整班	議会事務局	
本部長・副本語 本部員 (議会) 局長、企画財政	<u>本部管理部</u>	議会事務局、企画調整課、財政課、行政管理 課、秘書広報課、総務課、安全安心まちづく り課、職員課、契約管財課、会計課	<u>本部長</u> (市長)		復興企画部 ◎企画財政部長	企画班 財政班	<u>企画調整課</u> <u>財政課</u>	
長、総務部長、 本部長 民部長、生活理	市 <u>競</u>	収納課、保険年金課、社会福祉課、子ども育 成課、子ども家庭支援課、教育総務課(教育			秘書広報部◎企画財政部長情報部	<u>秘書広報班</u> 情報班	<u>秘書広報課</u> 情報政策課	
(市長) 部長、福祉保保 長、子ども家庭 長、都市建設	選票所対応部	総務係)、教育指導課、教育支援課、学校給 食課(即時対応期)、生涯学習推進課、スポ 一ツ推進課、公民館、図書館、小中学校(市			○企画財政部長防災部○総務部長	防災班	総務課、防災危機管理課、契 約管財課	
長、都市建設等 事、会計管理等 教育委員会事務	教急・福祉対	職員) 障害福祉課、介護福祉課、健康課	_		<u>職員部</u> <u>◎総務部長</u>	職員班	職員課	
教育部長、教育 員会事務局参	が資・輸送・ 環境部	シティセールス推進課、環境課、協働推進 課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局			出納部○会計管理者建築部	出納班	会計課 公共施設マネジメント課、ま	
企画財政部主義 <u>(基地・渉外</u> 当)、秘書広	給食・給水対	まちづくり計画課(計画グループ及び用地グループ)、道路下水道課、施設公園課(施設公園グループ)、学校給食課、学校給食セン			○企画財政部参事市民相談部○市民部長	市民相談班	<u>ちづくり計画課</u> 総合窓口課、保険年金課	
副本部長 (副市長) がくり計画課	55 55	ター 情報システム課、総合窓口課、課税課、施設		★加目	被害認定調査部 ◎市民部長	被害認定調査	課税課、収納課	
(教育長) 都市建設部主輸 道路下水道課 」	<u>情報・調査部</u> <u>表、</u>	公園課 (建築グループ) 、教育総務課 (学校施設係)、まちづくり計画課 (住宅グループ)		/// → I/I/ k-km=m == A	プロンド レインインド ロド	物資班	シティセールス推進課、環境 政策課、協働推進課	
施設公園課長、 <u>举管理委員会</u> 局長、監査委員	<u> </u>	<u>消防団</u>	<u>副本部長</u> (副市長)		◎生活環境部長要配慮者対策部◎福祉保健部長	廃棄物対策班 要配慮者対策 班	<u>ごみ減量対策課</u> 社会福祉課、障害福祉課、介 護福祉課	
<u>務局長及び消撃</u> <u>長)</u>	<u></u>		(教育長)		<u>医療救護部</u> <u>③子ども家庭部参事</u>	左安	健康課、こども家庭センター 課	
					給水部 ◎都市建設部長 復旧部	給水班	【再掲】まちづくり計画課	
					◎都市建設部長	復旧班 避難所統括班	<u>道路下水道課</u> 教育総務課、教育指導課	
					避難所部_◎教育部長子ども家庭部長教育部参事	避難所対応班	【再掲】企画調整課、【再掲】 財政課、子ども政策課、子ど も育成課、【再掲】会計課、選 挙管理委員会事務局、監査委 員事務局、学務課、教育支援 課、小・中学校、生涯学習推 進課、スポーツ推進課、公民 館、図書館	
					給食部 ②教育部長	給食班	【再掲】学務課	
					消防部 ◎消防団長	消防班	消防団	
			(略)					

章節	頁	現行	修正	理由
2 2	68	2 各部・各班の職務・分掌事務	2 各部・各班の職務・分掌事務	語句の適正
		※1つの任務を複数の課で行う場合には、 平常時の それぞれの課長がリーダーとなり活動する。	(1) 各部・各班の運営	
		<u>※部班長会議:</u> 必要に応じ、各部班内の調整及び他関係部班との調整を図るため部 <u>班</u> 長会議を設ける。	1つの任務を複数の課で行う場合には、それぞれの課長がリーダーとなり活動する。	
		※各班の班長は、次長、課長又は係長を充てる。	<u>また、</u> 必要に応じ、各部班内の調整及び他関係部班との調整を図るため部長会議を設ける。	
2 2	68	新規	(2) 避難所運営職員の配置	職員配置に関する新
			避難所の運営支援に関しては、避難所部が主となって当たることとするが、人員の不足があるときは	たな方針の追加
			全職員(応援職員等を含める。)をもって人員の調整を行う。	
			(3) 専門性を生かした職員の配置	
			災害対策業務に活用できる資格(保健師等)又は技能を有する職員は、その旨を職員班に申告するこ	
			<u>ととする。</u>	
			職員班は、班の人員の多寡や各職員が有する資格又は技能等を勘案し、災害対策業務全体の効率化の	
			ため、柔軟に職員配置を行う。	
			なお、各班は、専門性を持った職員の応援を職員班に要請できる。	
			_ <u>〈表略〉</u>	
2 2	68		削除	災害対策本部の構
		主な職務:情報収集、広報、記録、出納、災害対策本部事務		成、役割分担の見直
		本部管理部長:総務部長、副部長:議会事務局長、企画財政部長、会計管理者		L
		<u>〈表略〉</u>		
		<u>※財政課は、適宜、防災班の応援に当たる。</u>		
		※その他の課は、状況により部内の人員不足等の班の応援に当たる。		
		(2) 避難所対応部		
		主な職務:避難所の開設・運営		
		避難所対応部長:教育委員会事務局教育部長、副部長:子ども家庭部長、教育委員会事務局参事		
		<u>〈表略〉</u>		
		※各課は、状況により部内の人員不足等の班の応援に当たる。		
		(3) 救急・福祉対応部		
		主な職務:医療支援、人命救助、要配慮者への支援、被災者の健康管理、遺体の収容・安置、市内の衛生状		
		態の確保及び防疫		
		救急・福祉対応部長:福祉保健部長、副部長:健康課長		
		<u>〈表略〉</u>		
		※各課は、状況により部内の人員不足等の班の応援に当たる。		
		(4) 物資・輸送・環境部		
		主な職務:緊急物資の搬送、輸送道路の確保		
		物資・輸送・環境部長:生活環境部長、副部長:シティセールス推進課長		
		<u>〈表略〉</u>		
		※各課は、状況により部内の人員不足等の班の応援に当たる。		
		(5) 給食・給水対応部		
		主な職務:食料・飲料水の確保・供給、下水道等の被害状況の把握		
		給水対応部長:都市建設部長、副部長:都市建設部参事、まちづくり計画課長		
		(表略)		
		※各課は、状況により部内の人員不足等の班の応援に当たる。		
		主な職務:市民の安否情報の収集、応急危険度判定の実施、被害状況の集約		
		情報・調査部長:市民部長、副部長:総合窓口課長		
		<u>〈表略〉</u>		
		※各課は、状況により部内の人員不足等の班の応援に当たる。 (3) ※特は初		
		消防部長:消防団長、副部長:副団長		

章	節	頁	現行	修正	理由
2	2		 〈表略〉 ※警戒区域等の危険地域からの退避については主に消防部が担い、避難所等への誘導については主に避難所対応部が担う。 【部・班の分掌事務における共通事項】 〈表略〉 3 地震直後の活動 震災直後においては、おおまかな被害状況を把握し、市の対応だけでは困難な場合、応援要請を行う。また、人命の安全確保を最重視し、火災の延焼防止・救出・避難誘導等及びそれに必要な各緊急対策を実施する。 		語句の適正
2		70	ア 市役所庁舎内及び市の施設内にいる市民の安全確保・避難誘導に努める。(各課で事前に誘導員を決めておく。) イ 各施設の防火管理者は、火災に十分注意する。ウ 各施設管理者は、建物の被害状況を把握するとともに、付近の被害状況を本部管理部に報告する。(災害対策本部設置前は防災係に報告) エ 非常電源、無線機能の確認及び障害がある場合の対処を行う。オ 災害対策本部が設置されたとき、市役所正面玄関に「福生市災害対策本部」の表示を掲出する。 参集者は、地域の被害状況を本部管理部に報告する。※その他は勤務時間内の対応と同じ。 (2) 初動活動のめやす ・ 地震直後 ・ 組織の立ち上げ及び庁舎等の安全確保自動参集(勤務時間外)、応援要請の判断 ・ 被害情報の収集、市民への広報、自衛隊への派遣要請、消防活動、救助・救急活動、医療、応急避難、要配慮者の安全確保、警戒区域の設定、二次災害	ずのでは、 で	組織名等の変更 編の冒頭に地震時の主な災害対策の流れを示したことにより削除
2	3	70	防止、交通規制	1 災害対策本部の廃止基準 (1) 市域において、災害発生のおそれが解消したとき。 (2) 本部長が福生市の地域内において災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合。	語句の適正
2			(2) 本部長が市の地域内において災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合。 (3) 調査の結果、市域内に大きな被害がないと本部長が認めた場合。この場合、必要に応じて 被害状況に即した態勢に移行する。 2 設置及び廃止の通知 総務部長は、市防災行政無線及び電話等を用い、本部管理部防災班を通して、次に掲げる者のうち、必要 と認める者に対し、本部の設置又は廃止を通知する。 〈略〉 3 職務・権限の代行	(3) 調査の結果、市域内に大きな被害がないと本部長が認めた場合。この場合、必要に応じて被害状況に即した <u>体制</u> に移行する。 2 設置及び廃止の通知	組織名等の変更語句の適正

章節	頁 現行	修正	理由
	(1) 災害対策本部の本部長は市長が当たり、本部長不在時、又は本部長に事故があるときは、 <u>福生市</u> 災害対策本部条例の規程により副本部長が代行する。 (2) 緊急対策会議の議長は副市長が当たり、議長不在時、又は議長に事故があるときは、副議 長(教育長)が代行する。 (3) 各部長及び班長の代行は、あらかじめ指名されている者が当たる。	(1) 災害対策本部の本部長は市長が当たり、本部長不在時、又は本部長に事故があるときは、 災害本部条例の規定により副本部長が代行する。 (2) 緊急対策会議の議長は副市長が当たり、議長不在時、又は議長に事故があるときは、副議 長(教育長)が代行する。 (3) 各部長及び班長の代行は、あらかじめ指名されている者が当たる。	
2 3 7:	71	4 各部の本部連絡員及び体制確立後の報告 (1) 災害対策本部の各部長は、本部連絡員を指名する。 (2) 本部連絡員は、災害対策本部の指示事項の伝達など連絡活動を行う。 (3) 各部が体制の確立を完了したときは、直ちに防災班を通じ本部長に報告する。	語句の適正
2 3 7	71 5 動員状況の報告及び各部・各班別の動員要請 (1) 各班長は参集した職員の氏名、時刻等を本部管理部職員班に報告し、職員班は本部管理部長を通じ、本部長に報告する。 (2) 災害時の状況及び応急措置の推移により、部ごとに忙閑のアンバランスが生ずる場合、各部長は必要に応じ応援職員の要請を本部長に行う。	5 動員状況の報告及び各部・各班別の動員要請 (1) 各班長は参集した職員の氏名、時刻等を職員班に報告し、職員班は、本部長に報告する。 (2) 災害時の状況及び応急措置の推移により、部ごとに忙閑のアンバランスが生ずる場合、各部長は必要に応じ応援職員の要請を本部長に行う。	組織名等の変更
2 3 7	71 新規	6 災害対策本部の運営 本部の指揮は、本部長の指示の下、防災班がつかさどる。 また、調整班は、各部・各班との調整、本部員会議の開催、外部機関との調整等の災害対策本部運営 に当たっての庶務を行う。	災害対策本部の構成、役割分担の見直 し
2 3 7:		7 災害対策活動の維持 職員班は、災害対策の第一線で勤務する職員の体力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考 底し、活動の長期化への対処、及び他の市町村の職員等の受入れに際し、福利厚生の充実を図る。 〈略〉	災害対策本部の構成、役割分担の見直 し
3 72	72 第 <u>2</u> 章 情報の収集・伝達・広報 地震発生直後から、東京都及び関係機関との連携協力の <u>もと</u> に、直ちに防災行政無線や東京都災害情報ステム等を活用し、災害情報、被害情報の把握及び応急対策の実施のための情報連絡 <mark>体制</mark> を確立する。 <u>〈図略〉</u>	第 <u>3</u> 章 情報の収集・伝達・広報 地震発生直後から、東京都及び関係機関との連携協力の下に、直ちに防災行政無線や東京都災害情報システム等を活用し、災害情報、被害情報の把握及び応急対策の実施のための情報連絡 <u>態勢</u> を確立する。 〈図略〉 削除	語句の適正 災害対策本部の構 成、役割分担の見直 し
	活動項目 担当班		
	本部管理部 防災班 第1節 情報連絡体制の確立 情報・調査部住民情報班 各部・各班	活動項目 <u>活動を担う組織</u> 防災班 第1節 情報連絡 <u>能勢</u> の確立 情報班	
	第2節 災害情報の収集・伝達 本部管理部 防災班 各部・各班 本部管理部広報・広聴班	第2節 災害情報の収集・伝達 防災班 各部・各班 第3節 広報・広聴 秘書広報班、市民相談班	
3 1 72	72 第1節 情報連絡態勢 <mark>体制の確立</mark> 1 情報の収集・連絡 <mark>体制</mark> 情報・調査部住民情報班は、各部及び関係機関の間で迅速に伝達・報告できる系統を確保するため、情通信機器の点検・復旧を行い、情報収集連絡 <u>体制</u> を確立する。 【情報連絡手段】	横・復旧を行い、情報収集連絡 <u>態勢</u> を確立する。 【情報連絡手段】 情報連絡手段 連絡先	語句の適正 対策の現状の反映
	市防災行政無線(移動系) 各防災関係機関、市の各機関、警察署・消防署 市防災行政無線(同報系) 市民等、避難所(アンサーバック機能)	<u>福生</u> 市防災行政無線(移動系)	

章節	頁		現行		修	正	理由	
		庁内内線電話	市役所内各班			<u>所、ボランティアセンター、福生</u> 警察署・ <u>福生</u>		
		災害対策電話(PHS)	小中学校、教育施設、教育委員会			消防署		
		東京都防災行政無線、東京都災害情報等		庁内内線電話		市役所内各班		
	 	電話、携帯電話、ファクシミリ	各防災関係機関	東京都防災行政無線、東		東京都災害対策本部		
		ホームページ、 <u>ツイッター</u> 、情報メーバ 手段	レ等の通信 各防災関係機関、市民等	モバイルルータによる約 GWAN)接続	総合行政ネットワーク(L	市役所内各班		
		<u>バイク、</u> 自転車を用いた伝令	各防災関係機関	電話、携帯電話、ファク	カシミリ	各防災関係機関		
		<u>テレビ・ラジオ</u> 市民等			電話、携帯電話、ファクシミリ			
				段 自転車等を用いた伝令		各防災関係機関		
						有例外因所成 因		
	<u> </u>	【情報収集系統】 〈 <mark>図略〉</mark>		【情報収集系統】				
		【情報伝達系統】 〈図略〉		【情報伝達系統】 〈図略〉 修正				
3 1 7		通信の確保(障害発生時への対応)		2 通信の確保(障害発生	時への対応)		語句の適正	
· • •			Lの防止に努めるとともに、緊急通信 <mark>体制</mark> を確保する。			努めるとともに、緊急通信を確保する。	7 - /211	
		1) 防災行政無線の通信統制		(1) 防災行政無線の通信		,		
	7	本部管理部防災班は、重要情報を優先し	収集・伝達するため、必要に応じ市防災行政無線の通信統制を	行に情報班は、重要情報を優	先し収集・伝達するため	、必要に応じ福生市防災行政無線の通信統制を行		
	ۇ خ	。 。(移動局相互の通話を禁止し、 <mark>市</mark> 本部	との通話に限定する等)	う。(移動局相互の通話を	禁止し、災害対策本部との)通話に限定する等)		
				(2) 電話の優先利用			語句の適正	
3 1 7	'3 (2	2) 電話の優先利用		(4) 电前の後元利用			hD -7 - 10 - 11	
3 1 7	1		、 電話により通信を確保するが、 <mark>輻輳</mark> などにより利用が制限され		一次的には加入電話によ	り通信を確保するが、 <u>ふくそう</u> などにより利用が制		
3 1 7	場	緊急通信が必要な場合、一次的には加力 合、東日本電信電話株式会社等から指定	人電話により通信を確保するが、 <mark>輻輳</mark> などにより利用が制限され 它を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を行う。 言電話株式会社に避難所等に特設公衆電話の設置を要請する。	る 緊急通信が必要な場合、		り通信を確保するが、 <u>ふくそう</u> などにより利用が制 を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を		
3 1 7	場	緊急通信が必要な場合、一次的には加力 合、東日本電信電話株式会社等から指定	Eを受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を行う。	る 緊急通信が必要な場合、 限される場合、東日本電信 行う。	電話株式会社等から指定			
3 1 7	場	緊急通信が必要な場合、一次的には加力 合、東日本電信電話株式会社等から指定	Eを受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を行う。	る 緊急通信が必要な場合、 限される場合、東日本電信 行う。	電話株式会社等から指定で電信電話株式会社に避難	を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を		
	場 3	緊急通信が必要な場合、一次的には加力 合、東日本電信電話株式会社等から指定 なお、本部管理部防災班は、東日本電信 3) 有線電話途絶時の措置	Eを受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を行う。	る 緊急通信が必要な場合、 限される場合、東日本電信 行う。 なお、 <u>情報班</u> は、東日本 (3) 有線電話途絶時の措	電話株式会社等から指定 電信電話株式会社に避難 置	を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を		
	場 3	緊急通信が必要な場合、一次的には加力 合、東日本電信電話株式会社等から指定 なお、本部管理部防災班は、東日本電信 3) 有線電話途絶時の措置	定を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を行う。 言電話株式会社に避難所等に特設公衆電話の設置を要請する。	る 緊急通信が必要な場合、 限される場合、東日本電信 行う。 なお、 <u>情報班</u> は、東日本 (3) 有線電話途絶時の措	電話株式会社等から指定 電信電話株式会社に避難 置	を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を 所等に特設公衆電話の設置を要請する。		
	場 3	緊急通信が必要な場合、一次的には加え 合、東日本電信電話株式会社等から指定 なお、本部管理部防災班は、東日本電信 3) 有線電話途絶時の措置 本部管理部防災班は、有線電話途絶のた	定を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を行う。 言電話株式会社に避難所等に特設公衆電話の設置を要請する。 とめ、連絡に支障を <u>きたす</u> 場合は、次のような措置を講じる。	る 緊急通信が必要な場合、限される場合、東日本電信行う。 なお、 <u>情報班</u> は、東日本 (3) 有線電話途絶時の指 情報班は、有線電話途絶	電話株式会社等から指定 電信電話株式会社に避難 置	を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を 所等に特設公衆電話の設置を要請する。 <u>す</u> 場合は、次のような措置を講じる。		
	場 3	緊急通信が必要な場合、一次的には加え合、東日本電信電話株式会社等から指定なお、本部管理部防災班は、東日本電信 3) 有線電話途絶時の措置 本部管理部防災班は、有線電話途絶のたる 、<略> 、<的> 、<的> 、<的> 、消防電話・警察電話 他に通信連絡	定を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を行う。 言電話株式会社に避難所等に特設公衆電話の設置を要請する。 ため、連絡に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。 〈略〉 〈略〉 るの手段がなく緊急を要する場合、福生消防署 <u>又は福生警察</u>	る 緊急通信が必要な場合、限される場合、東日本電信行う。 なお、 <u>情報班</u> は、東日本 (3) 有線電話途絶時の指 情報班は、有線電話途絶	電話株式会社等から指定 電信電話株式会社に避難 活置 他のため、連絡に支障を <u>来</u> はかに通信連絡の手段	を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を 所等に特設公衆電話の設置を要請する。 す場合は、次のような措置を講じる。 〈略〉 〈略〉 がなく緊急を要する場合、福生消防署に業務用専		
	場 3	緊急通信が必要な場合、一次的には加え 合、東日本電信電話株式会社等から指定 なお、本部管理部防災班は、東日本電信 3) 有線電話途絶時の措置 本部管理部防災班は、有線電話途絶のた 〈略〉 〈略〉 消防電話・警察電話 等の利用 <u></u> 他に通信連絡 置に業務用専	定を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を行う。 言電話株式会社に避難所等に特設公衆電話の設置を要請する。 とめ、連絡に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。 〈略〉 〈略〉 〈略〉 《略〉 科の手段がなく緊急を要する場合、福生消防署 <u>又は福生警察</u> 専用回線の利用を要請する。	る 緊急通信が必要な場合、限される場合、東日本電信行う。 なお、情報班は、東日本 (3) 有線電話途絶時の指情報班は、有線電話途絶く略〉 〈略〉	電話株式会社等から指定 電信電話株式会社に避難 に をのため、連絡に支障を <u>来</u> とのため、連絡に支障を <u>来</u> とのため、連絡に支障を 所回線の利用を要請する	を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を 所等に特設公衆電話の設置を要請する。		
	場 3	緊急通信が必要な場合、一次的には加え合、東日本電信電話株式会社等から指定なお、本部管理部防災班は、東日本電信 3) 有線電話途絶時の措置 本部管理部防災班は、有線電話途絶のたる	定を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を行う。 言電話株式会社に避難所等に特設公衆電話の設置を要請する。 とめ、連絡に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。 〈略〉 〈略〉 各の手段がなく緊急を要する場合、福生消防署 <u>又は福生警察</u> 専用回線の利用を要請する。 途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法	る 緊急通信が必要な場合、限される場合、東日本電信行う。 なお、情報班は、東日本 (3) 有線電話途絶時の指情報班は、有線電話途絶く略〉 〈略〉	電話株式会社等から指定 電信電話株式会社に避難 造 のため、連絡に支障を <u>来</u> しのため、連絡に支障を <u>来</u> 上かに通信連絡の手段が 用回線の利用を要請する 有線電話が途絶し、か	を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を 所等に特設公衆電話の設置を要請する。 す場合は、次のような措置を講じる。 〈略〉 〈略〉 〈略〉 がなく緊急を要する場合、福生消防署に業務用専 る。 つ、防災行政無線による通信が困難な場合、電波		
	場 3	緊急通信が必要な場合、一次的には加え合、東日本電信電話株式会社等から指定なお、本部管理部防災班は、東日本電信 3) 有線電話途絶時の措置 本部管理部防災班は、有線電話途絶のなる 〈略〉 〈略〉 消防電話・警察電話 等の利用 一位に通信連絡 第52条に基づ	定を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を行う。 言電話株式会社に避難所等に特設公衆電話の設置を要請する。 とめ、連絡に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。 〈略〉 〈略〉 〈略〉 本の手段がなく緊急を要する場合、福生消防署又は福生警察 専用回線の利用を要請する。 途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法 がき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信	る 緊急通信が必要な場合、限される場合、東日本電信行う。 なお、情報班は、東日本 (3) 有線電話途絶時の指情報班は、有線電話途絶く略〉 〈略〉	電話株式会社等から指定 電信電話株式会社に避難 置 他のため、連絡に支障を <u>来</u> 他のため、連絡に支障を <u>来</u> 他のため、連絡に支障を 上 一 はかに通信連絡の手段が 用回線の利用を要請する 有線電話が途絶し、か 法 (昭和25年法律第131	を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を 所等に特設公衆電話の設置を要請する。 す場合は、次のような措置を講じる。 〈略〉 〈略〉 がなく緊急を要する場合、福生消防署に業務用専 る。 つ、防災行政無線による通信が困難な場合、電波 1号)第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局		
	場 3	緊急通信が必要な場合、一次的には加え合、東日本電信電話株式会社等から指定なお、本部管理部防災班は、東日本電信 3) 有線電話途絶時の措置 本部管理部防災班は、有線電話途絶のたる	定を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を行う。 言電話株式会社に避難所等に特設公衆電話の設置を要請する。 とめ、連絡に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。 〈略〉 〈略〉 〈略〉 各の手段がなく緊急を要する場合、福生消防署又は福生警察 専用回線の利用を要請する。 総絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法 がき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信 が。	る 緊急通信が必要な場合、限される場合、東日本電信行う。 なお、情報班は、東日本 (3) 有線電話途絶時の指情報班は、有線電話途絶く略〉 〈略〉	電話株式会社等から指定 電信電話株式会社に避難 置 他のため、連絡に支障を来 性のため、連絡に支障を来 相回線の利用を要請する 有線電話が途絶し、か 法(昭和25年法律第131 を利用し、災害に関する	を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を 所等に特設公衆電話の設置を要請する。 す場合は、次のような措置を講じる。 〈略〉 〈略〉 がなく緊急を要する場合、福生消防署に業務用専る。 つ、防災行政無線による通信が困難な場合、電波 1号)第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局 る通信の確保を図る。		
	場 3	緊急通信が必要な場合、一次的には加え合、東日本電信電話株式会社等から指定なお、本部管理部防災班は、東日本電信 3) 有線電話途絶時の措置 本部管理部防災班は、有線電話途絶のたる略となる。	定を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を行う。 言電話株式会社に避難所等に特設公衆電話の設置を要請する。 とめ、連絡に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。 〈略〉 〈略〉 〈略〉 るの手段がなく緊急を要する場合、福生消防署又は福生警察 専用回線の利用を要請する。 途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法 づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信 る。 関(警視庁、鉄道会社)が保有する無線	る 緊急通信が必要な場合、限される場合、東日本電信行う。 なお、情報班は、東日本 (3) 有線電話途絶時の指情報班は、有線電話途絶く略〉 〈略〉	電話株式会社等から指定 電信電話株式会社に避難 置 他のため、連絡に支障を <u>来</u> 他のため、連絡に支障を <u>来</u> 他のため、連絡に支障を <u>来</u> 性のため、連絡に支障を 所回線の利用を要請する 有線電話が途絶し、か 法 (昭和25年法律第131 を利用し、災害に関する ア 関係機関(警視庁、	を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を所等に特設公衆電話の設置を要請する。		
	場 3	緊急通信が必要な場合、一次的には加え合、東日本電信電話株式会社等から指定なお、本部管理部防災班は、東日本電信 3) 有線電話途絶時の措置 本部管理部防災班は、有線電話途絶のたる 「本部管理部防災班は、有線電話途絶のたるという。」 「本部管理部防災班は、有線電話途絶のたるという。」 「本部管理部防災班は、有線電話途絶のたるという。」 「本部管理部防災班は、有線電話途絶のたるという。」 「本部管理部防災班は、有線電話途絶のたるという。」 「本部管理部防災班は、有線電話が必ずの利用」を関係といる。「本部では、本部では、本部では、本部では、本部では、本部では、本部では、本部では、	定を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を行う。 言電話株式会社に避難所等に特設公衆電話の設置を要請する。 とめ、連絡に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。 〈略〉 〈略〉 〈略〉 〈略〉 各の手段がなく緊急を要する場合、福生消防署又は福生警察 専用回線の利用を要請する。 総絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法 うき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信 る。 関(警視庁、鉄道会社)が保有する無線 の有する無線	る 緊急通信が必要な場合、限される場合、東日本電信行う。 なお、情報班は、東日本 (3) 有線電話途絶時の指情報班は、有線電話途絶く略〉 〈略〉	電話株式会社等から指定 電信電話株式会社に避難 置 のため、連絡に支障を来 他のため、連絡に支障を来 相回線の利用を要請する 有線電話が途絶し、か 法(昭和25年法律第131 を利用し、災害に関する ア 関係機関(警視庁、 イ 放送局の有する無約	を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を所等に特設公衆電話の設置を要請する。		
	場 3	緊急通信が必要な場合、一次的には加え合、東日本電信電話株式会社等から指定なお、本部管理部防災班は、東日本電信 3) 有線電話途絶時の措置 本部管理部防災班は、有線電話途絶のたる略となる。	定を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を行う。 言電話株式会社に避難所等に特設公衆電話の設置を要請する。 とめ、連絡に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。 〈略〉 〈略〉 〈略〉 〈略〉 各の手段がなく緊急を要する場合、福生消防署又は福生警察 専用回線の利用を要請する。 総絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法 うき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信 る。 関(警視庁、鉄道会社)が保有する無線 の有する無線	る 緊急通信が必要な場合、限される場合、東日本電信行う。 なお、情報班は、東日本 (3) 有線電話途絶時の指情報班は、有線電話途絶く略〉 〈略〉	電話株式会社等から指定 電信電話株式会社に避難 置 他のため、連絡に支障を <u>来</u> 他のため、連絡に支障を <u>来</u> 他のため、連絡に支障を <u>来</u> 性のため、連絡に支障を 所回線の利用を要請する 有線電話が途絶し、か 法 (昭和25年法律第131 を利用し、災害に関する ア 関係機関(警視庁、	を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を所等に特設公衆電話の設置を要請する。		
3 1 7	3 (3	緊急通信が必要な場合、一次的には加え合、東日本電信電話株式会社等から指定なお、本部管理部防災班は、東日本電信 3) 有線電話途絶時の措置 本部管理部防災班は、有線電話途絶のたる 「本部管理部防災班は、有線電話途絶のたるという。」 「本部管理部防災班は、有線電話途絶のたるという。」 「本部管理部防災班は、有線電話途絶のたるという。」 「本部管理部防災班は、有線電話途絶のたるという。」 「本部管理部防災班は、有線電話途絶のたるという。」 「本部管理部防災班は、有線電話が送り、事務の利用」を関係機関を関係を図る。 「本部では、東京、大学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	定を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を行う。 言電話株式会社に避難所等に特設公衆電話の設置を要請する。 とめ、連絡に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。 〈略〉 〈略〉 〈略〉 〈略〉 各の手段がなく緊急を要する場合、福生消防署又は福生警察 専用回線の利用を要請する。 総絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法 うき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信 る。 関(警視庁、鉄道会社)が保有する無線 の有する無線	る 緊急通信が必要な場合、限される場合、東日本電信行う。 なお、情報班は、東日本 (3) 有線電話途絶時の指情報班は、有線電話途絶時の指情報班は、有線電話途絶 〈略〉 〈略〉	電話株式会社等から指定電話株式会社に避難していため、連絡に支障を来でいため、連絡に支障を来でいため、連絡に支障を来でいた。 はかに通信連絡の手段が用回線の利用を要請する 有線電話が途絶し、かな (昭和25年法律第131を利用し、災害に関するで、対策局の有する無約で、対策局の有する無約で、アマチュア無線等	を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を所等に特設公衆電話の設置を要請する。	語句の適正	
3 1 7	/3 (3	緊急通信が必要な場合、一次的には加え合、東日本電信電話株式会社等から指定なお、本部管理部防災班は、東日本電信 3) 有線電話途絶時の措置 本部管理部防災班は、有線電話途絶のたる略とは、有線電話途絶のたるである。	定を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を行う。 言電話株式会社に避難所等に特設公衆電話の設置を要請する。 とめ、連絡に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。 〈略〉 〈略〉 〈略〉 各の手段がなく緊急を要する場合、福生消防署 <u>又は福生警察</u> 専用回線の利用を要請する。 会絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法 づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信 る。 関(警視庁、鉄道会社)が保有する無線 つ有する無線 上ア無線等	る 緊急通信が必要な場合、限される場合、東日本電信行う。 なお、情報班は、東日本信行う。 なお、情報班は、東日本 (3) 有線電話途絶時の指情報班は、有線電話途絶 〈略〉 〈略〉	電話株式会社等から指定 電信電話株式会社に避難 置 他のため、連絡に支障を来 性のため、連絡に支障を来 はかに通信連絡の手段。 用回線の利用を要請する 有線電話が途絶し、か 法(昭和25年法律第131 を利用し、災害に関する ア 関係機関(警視庁、 イ 放送局の有する無約 ウ アマチュア無線等	を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を所等に特設公衆電話の設置を要請する。		
3 1 7	73 (3	緊急通信が必要な場合、一次的には加え合、東日本電信電話株式会社等から指定なお、本部管理部防災班は、東日本電信 3) 有線電話途絶時の措置 本部管理部防災班は、有線電話途絶のたる。 《略》 《略》 《略》 《略》 《略》 《略》 《略》 《略》 《	定を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を行う。 電電話株式会社に避難所等に特設公衆電話の設置を要請する。 とめ、連絡に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。 (略) 各の手段がなく緊急を要する場合、福生消防署又は福生警察 専用回線の利用を要請する。 途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法 づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信 る。 関(警視庁、鉄道会社)が保有する無線 つ有する無線 で無線等	る 緊急通信が必要な場合、限される場合、東日本電信行う。 なお、情報班は、東日本信行う。 なお、情報班は、東日本 情報班は、有線電話途絶時の指情報班は、有線電話途絶 〈略〉 〈略〉	電話株式会社等から指定 電信電話株式会社に避難 置 他のため、連絡に支障を来 性のため、連絡に支障を来 はかに通信連絡の手段。 用回線の利用を要請する 有線電話が途絶し、か 法(昭和25年法律第131 を利用し、災害に関する ア 関係機関(警視庁、 イ 放送局の有する無約 ウ アマチュア無線等	を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を所等に特設公衆電話の設置を要請する。	語句の適正語句の適正	
3 1 7	/3 (3 (3 / 2 / 4 1 / 2 / 1 / 2 / 1 / 2 / 1 / 2 / 1 / 2 / 1 / 2 / 1 / 2 / 2	緊急通信が必要な場合、一次的には加え合、東日本電信電話株式会社等から指定なお、本部管理部防災班は、東日本電信 3) 有線電話途絶時の措置 本部管理部防災班は、有線電話途絶のたる (略) 消防電話・警察電話 他に通信連絡署に業務用専有線電話が送第52条に基づの確保を図るア関係機関イ放送局のウァマチュ 地震に関する情報収集 本部管理部防災班は、東京都災害情報を報と収集手段によって地震に関する情報収集	定を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を行う。 電電話株式会社に避難所等に特設公衆電話の設置を要請する。 とめ、連絡に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。 (略) 各の手段がなく緊急を要する場合、福生消防署又は福生警察 専用回線の利用を要請する。 途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法 づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信 る。 関(警視庁、鉄道会社)が保有する無線 つ有する無線 で無線等	る 緊急通信が必要な場合、限される場合、東日本電信行う。 なお、情報班は、東日本信行う。 なお、情報班は、東日本 (3) 有線電話途絶時の指情報班は、有線電話途絶 〈略〉 〈略〉 《略〉 《略〉 《略〉 《略〉 《略〉 《略〉 《 は 質ける情報収集 防災班は、東京都災害情 【地震に関する情報】	電話株式会社等から指定ででである。 電信電話株式会社に避難した。 をである。連絡に支障を来である。 はかに通信連絡の手段が用回線の利用を要請する。 有線電話が途絶し、かは、(昭和25年法律第131を利用し、災害に関するがである。 アー関係機関(警視庁、イー放送局の有する無約で、ウーアマチュア無線等	を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を所等に特設公衆電話の設置を要請する。	語句の適正	
3 1 7	/3 (3 (3 / 2 / 4 1 / 2 / 1 / 2 / 1 / 2 / 1 / 2 / 1 / 2 / 1 / 2 / 1 / 2 / 2	緊急通信が必要な場合、一次的には加え合、東日本電信電話株式会社等から指定なお、本部管理部防災班は、東日本電信 3) 有線電話途絶時の措置 本部管理部防災班は、有線電話途絶のたる。 《略》 《略》 《略》 《略》 《略》 《略》 《略》 《略》 《	定を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を行う。 電電話株式会社に避難所等に特設公衆電話の設置を要請する。 とめ、連絡に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。 〈略〉 〈略〉 各の手段がなく緊急を要する場合、福生消防署又は福生警察 専用回線の利用を要請する。 途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法 づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信 あ。 関(警視庁、鉄道会社)が保有する無線 の有する無線 なア無線等 レステム(DIS)等を用いて、次の情報を収集する。以下に不 限を収集する。	る 緊急通信が必要な場合、限される場合、東日本電信行う。 なお、情報班は、東日本信行う。 なお、情報班は、東日本 情報班は、有線電話途絶時の指情報班は、有線電話途絶 〈略〉 〈略〉	電話株式会社等から指定で電信電話株式会社に避難していため、連絡に支障を来である。連絡に支障を来である。連絡に支障を来である。連絡に支障を来である。連絡に支障を来である。 はかに通信連絡の手段が用回線の利用を要請する。 有線電話が途絶し、かなは、昭和25年法律第131を利用し、災害に関するである。 で利用し、災害に関するである。 では、できます。では、できます。では、できます。では、できままままままままままままままままままままままままままままままままままま	を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を所等に特設公衆電話の設置を要請する。	語句の適正語句の適正	
3 1 7	/3 (3 (3 / 2 / 4 1 / 2 / 1 / 2 / 1 / 2 / 1 / 2 / 1 / 2 / 1 / 2 / 1 / 2 / 2	緊急通信が必要な場合、一次的には加え合、東日本電信電話株式会社等から指定なお、本部管理部防災班は、東日本電信 3) 有線電話途絶時の措置 本部管理部防災班は、有線電話途絶のたる略とは、有線電話途絶のたる。	定を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を行う。 電電話株式会社に避難所等に特設公衆電話の設置を要請する。 とめ、連絡に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。 〈略〉 〈略〉 〈略〉 各の手段がなく緊急を要する場合、福生消防署 <u>又は福生警察</u> 専用回線の利用を要請する。 途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法 づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信 あ。 関(警視庁、鉄道会社)が保有する無線 の有する無線 上ア無線等 レステム(DIS)等を用いて、次の情報を収集する。 <u>以下に</u> 根を収集する。 内容 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測	る 緊急通信が必要な場合、限される場合、東日本電信行う。 なお、情報班は、東日本信行う。 なお、情報班は、東日本情報班は、有線電話途絶時の指情報班は、有線電話途絶時の利用 非常無線通信の利用 非常無線通信の利用 非常無線通信の利用 非常無線通信の利用 振震に関する情報 関連 震度速報・震度3以	電話株式会社等から指定 電信電話株式会社に避難 置 他のため、連絡に支障を来 性のため、連絡に支障を来 はかに通信連絡の手段。 用回線の利用を要請する 有線電話が途絶し、か 法(昭和25年法律第131 を利用し、災害に関する ア 関係機関(警視庁、イ 放送局の有する無約 ウ アマチュア無線等	を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を 所等に特設公衆電話の設置を要請する。 す場合は、次のような措置を講じる。 〈略〉 〈略〉 がなく緊急を要する場合、福生消防署に業務用専る。 つ、防災行政無線による通信が困難な場合、電波 (号) 第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局 る通信の確保を図る。 、鉄道会社)が保有する無線 線	語句の適正語句の適正	
	/3 (3 (3 / 2 / 4 1 / 2 / 1 / 2 / 1 / 2 / 1 / 2 / 1 / 2 / 1 / 2 / 1 / 2 / 2	緊急通信が必要な場合、一次的には加え合、東日本電信電話株式会社等から指定なお、本部管理部防災班は、東日本電信 3) 有線電話途絶時の措置 本部管理部防災班は、有線電話途絶のたる 「本部管理部防災班は、有線電話が通知である。」 「本部管理部防災班は、東京都災害情報を関係である。」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	定を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を行う。 電電話株式会社に避難所等に特設公衆電話の設置を要請する。 とめ、連絡に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。 〈略〉 〈略〉 各の手段がなく緊急を要する場合、福生消防署又は福生警察 専用回線の利用を要請する。 途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法 づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信 あ。 関(警視庁、鉄道会社)が保有する無線 の有する無線 なア無線等 レステム(DIS)等を用いて、次の情報を収集する。以下に不 限を収集する。	る 緊急通信が必要な場合、限される場合、東日本電信行う。 なお、情報班は、東日本信行う。 なお、情報班は、東日本 (3) 有線電話途絶時の指情報班は、有線電話途絶時の指情報班は、有線電話等の利用 非常無線通信の利用 非常無線通信の利用 非常無線通信の利用 「地震に関する情報」 「地震に関する情報」 「種類 震度速報・震度3以 ・震度3以 ・震度3以 ・震度3以	電話株式会社等から指定 電信電話株式会社に避難 置いため、連絡に支障を来 地のため、連絡に支障を来 用回線の利用を要請する 有線電話が途絶し、か 法(昭和25年法律第131 を利用し、災害に関する ア 関係機関(警視庁、 イ 放送局の有する無約 ウ アマチュア無線等 を表基準 上 上 又は津波注意報を発表し	を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を所等に特設公衆電話の設置を要請する。	語句の適正語句の適正	

章節頁			現行			修正		理由
	震源・震 度に関す る情報	(津波警報又は津波注た場合は発表しない。) 以下のいずれかを満た ・震度3以上 ・津波警報又は注意報 ・若干の海面変動が子 ・緊急地震速報(警報	ないが被害の心配はない」旨を付加。 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町 村名を発表。 徳とれる場合 で発表した 大手していない地点がある場合は、その市	度	源・震・温・清報・発	下のいずれかを満たした場合 度3以上 建波警報又は注意報発表時 計一の海面変動が予想される場合 受急地震速報(警報)を発表した 計合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表	
	各地の震 度に関す る情報	場合 ・震度1以上	町村名を発表 <u>。</u> 震度1以上を観測した地点のほか、地震の 発生場所(震源)やその規模(マグニチュ ード)を発表 <u>。</u> 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を 入手していない地点がある場合は、その地	度	情報	度1以上 で発生した地震について以下の	発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を 入手していない地点がある場合は、その地 点名を発表	
	遠地地震 に関する 情報	国外で発生した地震にいずれかを満たした場・M7.0以上 ・都市部など著しい被	点名を発表。		地地震 関する 報 ・ A	「れかを満たした場合等 17.0以上 『市部など著しい被害が発生する 『能性がある地域で規模の大きな 記震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその 規模(マグニチュード)をおおむね30分 以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述 して発表	
	その他の	可能性がある地域で 地震を観測した場合・顕著な地震の震源要	で規模の大さな して発表。 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地	そ情		項著な地震の震源要素を更新した 場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地 震が多発した場合の震度1以上を観測した 地震回数情報等を発表	
	情報 推計震度	場合や地震が多発し	た場合など 地震回数情報等を発表。 観測した各地の震度データをもとに、1km		計震度 市図	度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km 四方ごとに推計した震度(震度4以上)を 図情報として発表	
	分布図	・震度5弱以上	四方ごとに推計した震度(震度4以上)を 図情報として発表 <u>。</u>					
	情報名 南海トラフ 震に関連す 情報(臨時	## 規模な地震と関う	情報発表条件 で異常な現象(※)が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性 て相対的に高まったと評価された場合 の大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなく れた場合	<u>削除</u>				
		<u>地</u> る 治果を発表する ラフ沿いでM7以上の	の地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査 場合 の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変	化				
集	2 地震発生値 各部・各班に	後における被害の概況	要請の必要性等を判断するために、直ちに被害の概況調査を実施し	、収各部	3・各班は、地 集した情報に	こおける被害の概況調査 也震発生後、応援要請の必要性等を は防災班に集約する。	判断するために、直ちに被害の概況調査を実施	災害対策本部の構成、役割分担の見直 し
'	【実施担当班と	:収集すべき概況情報】		_ 【実施		集すべき概況情報】 		1
		担当部署	<u>調査項目</u> (1) 関係機関からの概括的な被害情報 (2) 現地調査員・参集職員からの現地の被害情報等、及び各部		担当部署	(1) 関係機関からの概括的が (2) 現地調査員・参集職員が	<u>調査項目</u> な被害情報 からの現地の被害情報等、及び各部からの情報収	
	本部管理	防災班	 からの情報収集 (3) 東京都災害情報システムからの情報収集 (4) 市庁舎等施設・設備等の被害状況の点検・確認 		<u>防災班</u>	集 (3) 東京都災害情報システム (4) 市庁舎等施設・設備等の	ムからの情報収集	
		広報・広聴班	市民、自主防災組織、テレビ・ラジオ等の報道からの重要情報を 収集		秘書広報班 職員班	市職員等の被災状況等の把握	・ラジオ等の報道からの重要情報を収集	
		職員班	市職員等の被災状況等の把握		<u>達難所班統括</u>			
	避難所対	応部 避難所班	市民の避難状況、避難所の開設状況、避難者の概数等	1 1 1	医療救護班		易者等搬入状況、救出事案の状況等	

Ē j	節	頁			現行
			救急・福祉	庶 務 班	市内医療機関の被害状況、負傷者等搬入状況、救出事案の状況等
			対応部	住民福祉班	市内福祉施設の被害状況、受入れ可能状況
				庶 務 班	市内道路の被害状況等
			物資・輸送		緊急輸送道路・市内道路の被害状況及び事故・渋滞等の状況、住
			• 環境部	物資輸送班	<u>宅等の被害状況、急傾斜地等の災害危険のおそれのある地域</u>
					等の状況等
			1/AA - 1/A-1/2	<u>給 水 班</u>	水道施設の被災状況・消防水利の確保状況等
			給食・給水	給 食 班	給食施設の被害状況等
			対応部	施 設 班	下水道施設等の被害状況等
			桂却	市民相談班	行方不明者等の状況
			情報・調査部	住民情報班	死者、負傷者、避難者の概数等
			消防部	消防班	市内の出火や延焼火災の状況等
			学校等及び公会	共施設管理者	施設の被災状況、児童・生徒・利用者等の状況等

緊急輸送道路・市内道路の被害状況及び事故・渋滞等の状況、急傾斜地等の災 復旧班 害危険のおそれのある地域等の状況等、下水道施設等の被害状況等 建築班 住宅等の建物被害状況 水道施設の被災状況・応急給水施設の確保状況等 給水班 給食機能の被害状況等 給食班 行方不明者等の状況 市民相談班 死者、負傷者の概数等 市内の出火や延焼火災の状況等 消防班 学校等及び公共 施設の被災状況、児童・生徒・利用者等の状況等 施設管理者

修正

要配慮者対策班 市内福祉施設の被害状況、受入可能状況

【各防災関係機関等からの情報収集】

機関名	情報収集項目
〈略〉	〈略〉
〈略〉	〈略〉
	(1) 各施設の建物被害の状況
 各防災関係機関	(2) 各施設のライフラインの被害や対応状況
1 台例火房/水(残)	(3) 各機関における初動対応の状況
	(4) その他 <u>、</u> 各機関にて把握した情報等

【各防災関係機関等からの情報収集】

機関名	情報収集項目
〈略〉	〈略〉
〈略〉	〈略〉
	(1) 各施設の建物被害の状況
各防災関係機	(2) 各施設のライフラインの被害や対応状況
関	(3) 各機関における初動対応の状況
	(4) その他各機関にて把握した情報等

3 2 75 **3 <u>即時対応期以降の</u>情報収集**

/ ||文 |

【実施担当班と収集すべき情報】

<u>‡</u>	<u> 当部署</u>	調査項目			
		東京都の情報	東京都防災情報システムより入手できる情報		
		近隣市町の状況	近隣市町の被害状況等		
		ニノコニ ハノの	電力施設の被害、停電状況、復旧状況等		
本部管理部	防災班	<u>ライフラインの</u> 被害	ガス施設の被害、供給停止状況、復旧状況等		
		<u> </u>	通信施設の被害、通信途絶状況、復旧状況等		
		帰宅困難者の	市内各駅の滞留者の状況		
		<u>状況</u>	一時滞在施設の状況		
避難所対応	部 避難所班	避難状況	避難者数や避難所開設状況等		
救急・福祉	: :	医療施設の被害	市内医療施設の被害、復旧状況、診療状況等		
対応部	<u>//// 1/77 1/71</u>	火葬場等の被害	瑞穂斎場など火葬場の被害状況		
物資・輸送	庶務班	交通機関の被害	市内道路の被害、復旧状況、交通状況等		
・環境部	物資輸送班	<u>XXIIXIXIX IX LI</u>			
	<u>給水班</u>		上水道施設の被害、断水状況、復旧状況等		
給食・給水	給食班	ライフラインの	給食施設の被害状況、復旧状況等		
対応部	施設班	<u>被害</u>	道路・下水道施設の被害、その支障、復旧状		
		Shields I S Ser	<u>況等</u>		
	住民情報班	避難状況	避難者数		
情報・調査	市民相談班	行方不明者の	<u>行方不明者数</u>		
	古人祖太郎	<u>状況</u> 人的被害	玩 学 粉,		
	市内調査班	八印饭吉	<u>死者数、負傷者数</u>		

3 被害情報収集

〈略〉

【実施担当班と収集すべき情報】

【実施担当班と収集 ⁻	すべき情報】	
担当部署		調査項目
	東京都の情報	東京都防災情報システムより入手できる情報
	近隣市町の状況	近隣市町の被害状況等
		電力施設の被害、停電状況、復旧状況等
<u>防災班</u>	ライフラインの被害	ガス施設の被害、供給停止状況、復旧状況等
		通信施設の被害、通信途絶状況、復旧状況等
	担ク田歴老の出 知	市内各駅の滞留者の状況
	帰宅困難者の状況	一時滞在施設の状況
避難所統括班	避難状況	避難者数や避難所開設状況等
医療救護班	医療施設の被害	市内医療施設の被害、復旧状況、診療状況等
市民相談班	火葬場等の被害	瑞穂斎場など火葬場の被害状況
復旧班	道路の被害	市内道路の被害、復旧状況、交通状況等
給水班	ニノコニノンの	上水道施設の被害、断水状況、復旧状況等
給食班	<u>ライフラインの</u> ******	給食機能の被害状況、復旧状況等
復旧班	<u>被害</u>	下水道施設の被害、その支障、復旧状況等
市民相談班	人的被害、安否情報	死者数、負傷者等の市民の安否情報
建築班	7 11 11/m/t/t/-/ *	(大字: 北尺字の地字粉)
被害認定調查班	建物被害	住家・非住家の被害数
建築班	施設被害	公共施設被害の状況
消防班	火災関連の状況	出火数、延焼火災の状況、焼失家屋数等

災害対策本部の構成、役割分担の見直 し、

理由

章節	頁		現行	修正	理由
		<u>(人的・</u>	物 建物被害 市内の住家・非住家の被害数		
		<u>的)</u> 市内調査	TELE		
		(施 設			
		消防部 消防	班 火災関連の状況 出火数、延焼火災の状況、焼失家屋数等		
3 2	7.0	4 特里の集約1.47件		4. 桂邦の佐佐しお仕	まわの文工
3 2	/6	4 情報の集約と報告 (1) 情報の集約と共有		4 情報の集約と報告 (1) 情報の集約と共有	語句の適正
			5災班で実施する。また、各部・各班については、情報の内容に応じて共有を	情報の集約は、防災班で実施する。また、各部・各班については、情報の内容に応じて共有を図る。	
		図る。			
3 2	76			(2) 東京都への報告	語句の適正
				防災班は、東京都に対する被害状況等を東京都災害情報システム(DIS)に入力して報告する。ただし、DISによる報告ができない場合には、防災行政無線、電話、FAXなどあらゆる手段により報	
		報告する。		告する。	
		〈略〉		〈略〉	
3 2	77	(3) 関係機関への情報提供		(3) 関係機関への情報提供	語句の適正
0 0	77		手・集約した情報を必要があると認めた機関等へ電話等によって提供する。	防災班は、 <u>福生</u> 市で入手・集約した情報を必要があると認めた機関等へ電話等によって提供する。	如効ななの亦再
3 3	77	1 広報 (1) 即時対応期の広報内容		1 広報 (1) 即時対応期の広報内容	組織名等の変更語句の適正
			関係機関と協力の上、次の事項を中心に広報活動を実施する。なお、広報内		11 FJ V Z Z Z Z Z
		容は簡潔で誤解を招かない表現	記に努める。	で誤解を招かない表現に努める。	
		【広報の内容】		【広報の内容】	
			地震に関する状況(震度・規模等)	地震に関する状況(震度・規模等)	
		ア 地震発生直後の広報	火気使用厳禁(都市ガス漏えい等) 感電事故防止の呼びかけ	火気使用厳禁(都市ガス漏えい等) ア 地震発生直後の広報 感電事故防止の呼び掛け	
		7 邓水儿工匠仪*7/四十队	被害家屋からの野外待機等安全措置	被害家屋からの野外待機等安全措置	
			余震警戒の呼び <u>か</u> け	余震警戒の呼び <u>掛</u> け	
			火災発生等二次災害発生状況	火災発生等二次災害発生状況	
		イ 緊急措置の広報	一時避難の呼びかけ	一時避難の呼び <u>掛</u> け イ 緊急措置の広報 オヌのよる。 オスのような世界の呼び出は(ゼスや眼は、東天体界の点まな)	
			市民のとるべき措置の呼びかけ(ガス栓閉止、車両使用の自粛等) 自主防災組織の立ち上げ、初期消火・救出の呼びかけ	市民のとるべき措置の呼び <u>掛</u> け(ガス栓閉止、車両使用の自粛等) 自主防災組織の立ち上げ、初期消火・救出の呼び掛け	
			避難情報及び避難方法	避難情報及び避難方法	
		ウ 避難指示・救護に関	避難行動要支援者(安否確認・避難支援)の呼び <u>か</u> け	ウ 避難指示・救護に関 避難行動要支援者(安否確認・避難支援)の呼び <u>掛</u> け	
		する広報	避難の際の安全措置の呼びかけ(ブレーカー遮断、携行品等)	世難の際の安全措置の呼び掛け(プレーカー遮断、携行品等)	
			負傷者搬送の呼び <u>か</u> け及び搬送先の情報 学校等の措置状況	負傷者搬送の呼び掛け及び搬送先の情報 学校等の措置状況	
			子校寺の指直小院 家屋倒壊、延焼被害等の状況	家屋倒壊、延焼被害等の状況	
			警戒区域設定等情報	警戒区域設定等情報	
		エ 被害状況・応急対策	避難所の開設状況	エ 被害状況・応急対策 避難所の開設状況	
		に関する広報	医療機関の開設・医療救護所の設置状況	に関する広報 医療機関の開設・医療救護所の設置状況	
			災害応急対策の状況(地域・コミュニティごとの取組状況)	災害応急対策の状況(地域・コミュニティごとの取組状況)	
			道路交通状況(交通規制等の状況、交通機関の被害状況等) 市民の安否(避難所ごとの避難者数等、行方不明者)	道路交通状況(交通規制等の状況、交通機関の被害状況等) 市民の安否(避難所ごとの避難者数等、行方不明者)	
			災害用伝言ダイヤルの利用	災害用伝言ダイヤルの利用	
		オ 本極性和性の片却	デマ情報の防止、警戒状況の情報	デマ情報の防止・警戒状況の情報	
		オ 支援情報等の広報	ボランティア活動への呼び <mark>か</mark> け	オー支援情報等の広報 ボランティア活動への呼び掛け	
			避難所における給食・給水・生活必需品配給など救護の状況	避難所における給食・給水・生活必需品配給など救護の状況	
			帰宅困難者対策等広域的災害応急対策の状況	帰宅困難者対策等広域的災害応急対策の状況	

구 메	[頁	現行		修正	理由		
		ライフラインの途絶等被災状況		ライフラインの途絶等被災状況			
		臨時休校の情報等		臨時休校の情報等			
		その他市民が必要としている情報		その他市民が必要としている情報			
3 3	78 (2) 復旧対応期の広報		(2) 復旧対応期の広報	(2) 復旧対応期の広報			
		は、市民へ随時、生活情報等を中心に広報を行う。		、生活情報等を中心に広報を行う。	,		
	主に市が実施する災害対	対策に関する情報	主に市が実施する災害対				
	ア避難所に関するこ	1と(避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等)	ア 避難所に関するこ	と(避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等)。			
	イ 医療救護所に関す	⁻ ること	イ 医療救護所に関す	ること <u>。</u>			
	ウ救援物資の配布に	<u>-</u> 関すること	ウ 救援物資の配布に	関すること <u>。</u>			
	エ 給水・給食・入浴	に関すること	エ 給水・給食・入浴	に関すること <u>。</u>			
	オ安否情報に関する	5こと	オ 安否情報に関する	こと <u>。</u>			
	カー防疫・健康維持は	上関すること	カ 防疫・健康維持に	関すること <u>。</u>			
	キ 被災者相談窓口の	設置に関すること。	キ 被災者相談窓口の	設置に関すること。			
	ク 被災者に対する技	受助、助成に関すること	ク 被災者に対する援	助、助成に関すること <u>。</u>			
	ケ その他市民生活に	2必要なこと	ケ その他市民生活に	必要なこと <u>。</u>			
		<u> </u>					
		' 道路の状況及び復旧に関すること		道路の状況及び復旧に関すること <u>。</u>			
		通機関等の復旧に関すること		機関等の復旧に関すること。			
	ウ 電話の復旧に関す		ウ 電話の復旧に関す				
		日による火災等の二次災害防止に関すること		ここ <u>。</u> による火災等の二次災害防止に関すること。			
	一 电风 // / / / / / / / / / / / / / / / / /	による八人子・ハー八人日初上に内すること	二 电风 /////	による人父母ジー人父日別正に因すること <u>。</u>			
3 3	78 (3) 広報手段		(3) 広報手段		語句の適正		
j.							
	広報で活用する手段は、沿	大のとおりである。		つとおりである。	HI FJV/NBIIL		
	広報で活用する手段は、役	欠のとおりである。	広報で活用する手段は、沙	つとおりである。			
		大のとおりである。	広報で活用する手段は、必	(略)	III FJV/ABLILL		
	【広報手段】		広報で活用する手段は、沙 【広報手段】		III FJV/ABLIL		
	【広報手段】	<略><略>	広報で活用する手段は、り 【広報手段】 〈略〉	< 略> < 略> < 略> < 略> < 略 > < 略 > < 略 > < 略 > < 略 > < 略 > < 略 > < ® を > < ® を > < ® を > < ® を > < ® を > < ® を > < ® を > < ® を を を を を を を を を を を を を を を を を を			
	【広報手段】 〈略〉 〈略〉	〈略〉	広報で活用する手段は、沙 【広報手段】 〈略〉 〈略〉	〈略〉			
	【広報手段】	《略》 《略》 ア 広報紙臨時版 (かわら版) をできるだけ早期に発行し、各避難所、	広報で活用する手段は、り 【広報手段】 〈略〉	<略>< < 			
	【広報手段】 〈略〉 〈略〉	《略》 《略》 ア 広報紙臨時版(かわら版)をできるだけ早期に発行し、各避難所、 町会広報掲示板等に配布・掲示する。	広報で活用する手段は、沙 【広報手段】 〈略〉 〈略〉	〈略〉 〈略〉 ア 広報紙臨時版(かわら版)をできるだけ早期に発行し、各避難所、 町会広報掲示板等に配布・掲示する。	III PJV/Juu II.		
	【広報手段】 〈略〉 〈略〉	〈略〉 〈略〉 ア 広報紙臨時版(かわら版)をできるだけ早期に発行し、各避難所、 町会広報掲示板等に配布・掲示する。 イ ホームページによる情報提供を図る。	広報で活用する手段は、沙 【広報手段】 〈略〉 〈略〉	〈略〉 〈略〉 ア 広報紙臨時版(かわら版)をできるだけ早期に発行し、各避難所、 町会広報掲示板等に配布・掲示する。 イ ホームページによる情報提供を図る。			
	【広報手段】	<略><略><	広報で活用する手段は、沙 【広報手段】 〈略〉 〈略〉 その他広報手段	< 略〉			
	【広報手段】 〈略〉 〈略〉 その他広報手段 避難所における広報 放送機関	《略》 《略》 ア 広報紙臨時版 (かわら版) をできるだけ早期に発行し、各避難所、 町会広報掲示板等に配布・掲示する。 イ ホームページによる情報提供を図る。 ウ 携帯電話等メール配信サービスによる情報提供を図る。 避難者に対する災害情報、注意、協力の呼びかけを随時行う。	広報で活用する手段は、り 【広報手段】 〈略〉 〈略〉 その他広報手段 避難所における広報 放送機関	〈略〉 〈略〉 ア 広報紙臨時版(かわら版)をできるだけ早期に発行し、各避難所、 町会広報掲示板等に配布・掲示する。 イ ホームページによる情報提供を図る。 ウ <u>ふっさ情報メール、福生市公式アプリ等</u> による情報提供を図る。 避難者に対する災害情報、注意、協力の呼び掛けを随時行う。			
3 3	【広報手段】 〈略〉 〈略〉 その他広報手段 避難所における広報	《略》 《略》 ア 広報紙臨時版 (かわら版) をできるだけ早期に発行し、各避難所、 町会広報掲示板等に配布・掲示する。 イ ホームページによる情報提供を図る。 ウ 携帯電話等メール配信サービスによる情報提供を図る。 避難者に対する災害情報、注意、協力の呼びかけを随時行う。	広報で活用する手段は、り 【広報手段】 〈略〉 〈略〉 その他広報手段 避難所における広報	〈略〉 〈略〉 ア 広報紙臨時版(かわら版)をできるだけ早期に発行し、各避難所、 町会広報掲示板等に配布・掲示する。 イ ホームページによる情報提供を図る。 ウ <u>ふっさ情報メール、福生市公式アプリ等</u> による情報提供を図る。 避難者に対する災害情報、注意、協力の呼び掛けを随時行う。	組織名等の変更		
3 3	【広報手段】 〈略〉 その他広報手段 避難所における広報 放送機関 78 (4) 要配慮者への広報	《略》 《略》 ア 広報紙臨時版 (かわら版) をできるだけ早期に発行し、各避難所、 町会広報掲示板等に配布・掲示する。 イ ホームページによる情報提供を図る。 ウ 携帯電話等メール配信サービスによる情報提供を図る。 避難者に対する災害情報、注意、協力の呼びかけを随時行う。	広報で活用する手段は、り 【広報手段】 〈略〉 〈略〉 その他広報手段 避難所における広報 放送機関	〈略〉	組織名等の変更		
33 3	【広報手段】 〈略〉 その他広報手段 避難所における広報 放送機関 78 (4) 要配慮者への広報 本部管理部広報・広聴班(《略》 ア 広報紙臨時版(かわら版)をできるだけ早期に発行し、各避難所、町会広報掲示板等に配布・掲示する。 イ ホームページによる情報提供を図る。 ウ 携帯電話等メール配信サービスによる情報提供を図る。 避難者に対する災害情報、注意、協力の呼びかけを随時行う。 (5)報道機関への放送要請・情報発表等を参照	広報で活用する手段は、沙 【広報手段】	〈略〉	組織名等の変更		
	【広報手段】 〈略〉 その他広報手段 遊難所における広報 放送機関 78 (4) 要配慮者への広報 本部管理部広報・広聴班にや手話)、ファクシミリ、テて手話、点字、外国語等に。	《略》 ア 広報紙臨時版(かわら版)をできるだけ早期に発行し、各避難所、町会広報掲示板等に配布・掲示する。 イ ホームページによる情報提供を図る。 ウ 携帯電話等メール配信サービスによる情報提供を図る。 避難者に対する災害情報、注意、協力の呼びかけを随時行う。 (5)報道機関への放送要請・情報発表等を参照 は、要配慮者への広報として、防災行政無線文字表示機能、CATV(文字放レフォンサービス等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力をはる広報活動に努める。	広報で活用する手段は、沙 【広報手段】	〈略〉	組織名等の変更語句の適正		
	【広報手段】 〈略〉 その他広報手段 避難所における広報 放送機関 78 (4) 要配慮者への広報 本部管理部広報・広聴班(や手話)、ファクシミリ、テ	《略》 ア 広報紙臨時版(かわら版)をできるだけ早期に発行し、各避難所、町会広報掲示板等に配布・掲示する。 イ ホームページによる情報提供を図る。 ウ 携帯電話等メール配信サービスによる情報提供を図る。 避難者に対する災害情報、注意、協力の呼びかけを随時行う。 (5)報道機関への放送要請・情報発表等を参照 は、要配慮者への広報として、防災行政無線文字表示機能、CATV(文字放レフォンサービス等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力をはる広報活動に努める。	広報で活用する手段は、沙 【広報手段】	〈略〉 ア 広報紙臨時版(かわら版)をできるだけ早期に発行し、各避難所、町会広報掲示板等に配布・掲示する。 イ ホームページによる情報提供を図る。 ウ ふっさ情報メール、福生市公式アプリ等による情報提供を図る。 避難者に対する災害情報、注意、協力の呼び掛けを随時行う。 (5)報道機関への放送要請・情報発表等を参照 の広報として、防災行政無線文字表示機能、ケーブルテレビ(文字放送やフォンサービス等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力をよる広報活動に努める。	組織名等の変更		
	【広報手段】 〈略〉 その他広報手段 避難所における広報 放送機関 78 (4) 要配慮者への広報 本部管理部広報・広聴班にや手話)、ファクシミリ、テて手話、点字、外国語等に。 78 (5) 報道機関への放送要認	《略》 ア 広報紙臨時版(かわら版)をできるだけ早期に発行し、各避難所、町会広報掲示板等に配布・掲示する。 イ ホームページによる情報提供を図る。 ウ 携帯電話等メール配信サービスによる情報提供を図る。 避難者に対する災害情報、注意、協力の呼びかけを随時行う。 (5)報道機関への放送要請・情報発表等を参照 は、要配慮者への広報として、防災行政無線文字表示機能、CATV(文字放レフォンサービス等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力をはる広報活動に努める。	広報で活用する手段は、か 【広報手段】 (略〉 (略〉 その他広報手段 避難所における広報 放送機関 (4) 要配慮者への広報 秘書広報班は、要配慮者へ 手話)、ファクシミリ、テレー 得て手話、点字、外国語等に (5) 報道機関への放送要請	〈略〉 ア 広報紙臨時版(かわら版)をできるだけ早期に発行し、各避難所、町会広報掲示板等に配布・掲示する。 イ ホームページによる情報提供を図る。 ウ ふっさ情報メール、福生市公式アプリ等による情報提供を図る。 避難者に対する災害情報、注意、協力の呼び掛けを随時行う。 (5)報道機関への放送要請・情報発表等を参照 の広報として、防災行政無線文字表示機能、ケーブルテレビ(文字放送やフォンサービス等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力をよる広報活動に努める。	組織名等の変更語句の適正組織名等の変更		
	【広報手段】 〈略〉 その他広報手段 遊難所における広報 放送機関 78 (4) 要配慮者への広報 本部管理部広報・広聴班にや手話)、ファクシミリ、テて手話、点字、外国語等に、なって手話、点字、外国語等になった。 78 (5) 報道機関への放送要調本部管理部広報・広聴班に	《略》 「ア 広報紙臨時版(かわら版)をできるだけ早期に発行し、各避難所、町会広報掲示板等に配布・掲示する。 イ ホームページによる情報提供を図る。 ウ 携帯電話等メール配信サービスによる情報提供を図る。 避難者に対する災害情報、注意、協力の呼びかけを随時行う。 (5)報道機関への放送要請・情報発表等を参照 は、要配慮者への広報として、防災行政無線文字表示機能、CATV(文字がレフォンサービス等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力をはる広報活動に努める。 まる広報活動に努める。 情報発表等	広報で活用する手段は、沙 【広報手段】 〈略〉 〈略〉 その他広報手段 避難所における広報 放送機関 (4) 要配慮者への広報 が送機関 (4) 要配慮者への広報 が送機関 (5) 報道機関への放送要請 が表する。 (5) 報道機関への放送要請 が書広報班は、Lアラート	《略》 ア 広報紙臨時版(かわら版)をできるだけ早期に発行し、各避難所、町会広報掲示板等に配布・掲示する。 イ ホームページによる情報提供を図る。 ウ ふっさ情報メール、福生市公式アプリ等による情報提供を図る。 避難者に対する災害情報、注意、協力の呼び掛けを随時行う。 (5)報道機関への放送要請・情報発表等を参照 の広報として、防災行政無線文字表示機能、ケーブルテレビ(文字放送やフォンサービス等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力をよる広報活動に努める。 ・情報発表等 ・(災害情報共有システム)を活用して東京都・報道機関と連携して避難指	組織名等の変更 語句の適正 組織名等の変更 語句の適正		
	【広報手段】 〈略〉 その他広報手段 遊難所における広報 放送機関 78 (4) 要配慮者への広報 本部管理部広報・広聴班にや手話)、ファクシミリ、テて手話、点字、外国語等に、なって手話、点字、外国語等になった。 78 (5) 報道機関への放送要調本部管理部広報・広聴班に	《略》 ア 広報紙臨時版(かわら版)をできるだけ早期に発行し、各避難所、町会広報掲示板等に配布・掲示する。 イ ホームページによる情報提供を図る。 ウ 携帯電話等メール配信サービスによる情報提供を図る。 避難者に対する災害情報、注意、協力の呼びかけを随時行う。 (5)報道機関への放送要請・情報発表等を参照 は、要配慮者への広報として、防災行政無線文字表示機能、CATV(文字がレフォンサービス等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力をはる広報活動に努める。 まる広報活動に努める。 情・情報発表等 は、Lアラート(災害情報共有システム)を活用して東京都・報道機関と連携報道する。また、市において収集した災害状況は、その災害規模に応じ、その	広報で活用する手段は、沙 【広報手段】 〈略〉 〈略〉 その他広報手段 避難所における広報 放送機関 (4) 要配慮者への広報 が送機関 (4) 要配慮者への広報 が送機関 (5) 報道機関への放送要請 が表する。 (5) 報道機関への放送要請 が書広報班は、Lアラート	《略》 ア 広報紙臨時版(かわら版)をできるだけ早期に発行し、各避難所、町会広報掲示板等に配布・掲示する。 イ ホームページによる情報提供を図る。 ウ ふっさ情報メール、福生市公式アプリ等による情報提供を図る。 避難者に対する災害情報、注意、協力の呼び掛けを随時行う。 (5)報道機関への放送要請・情報発表等を参照 の広報として、防災行政無線文字表示機能、ケーブルテレビ(文字放送やフォンサービス等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力をよる広報活動に努める。 ・情報発表等 ・(災害情報共有システム)を活用して東京都・報道機関と連携して避難指また、福生市において収集した災害状況は、その災害規模に応じ、その都	組織名等の変更 語句の適正 組織名等の変更 語句の適正		
	【広報手段】 〈略〉 その他広報手段 避難所における広報 放送機関 78 (4) 要配慮者への広報 本部管理部広報・広聴班にや手話)、ファクシミリ、テて手話、点字、外国語等に、ケス手話、点字、外国語等に、な事ができる。 78 (5) 報道機関への放送要調本部管理部広報・広聴班にて避難指示等の緊急情報を表現して、	《略》 ア 広報紙臨時版(かわら版)をできるだけ早期に発行し、各避難所、町会広報掲示板等に配布・掲示する。 イ ホームページによる情報提供を図る。 ウ 携帯電話等メール配信サービスによる情報提供を図る。 避難者に対する災害情報、注意、協力の呼びかけを随時行う。 (5)報道機関への放送要請・情報発表等を参照 は、要配慮者への広報として、防災行政無線文字表示機能、CATV(文字がレフォンサービス等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力をよる広報活動に努める。 ま・情報発表等 は、Lアラート(災害情報共有システム)を活用して東京都・報道機関と連携設道する。また、市において収集した災害状況は、その災害規模に応じ、その限を提供する。	広報で活用する手段は、沙 【広報手段】	《略》 ア 広報紙臨時版(かわら版)をできるだけ早期に発行し、各避難所、町会広報掲示板等に配布・掲示する。 イ ホームページによる情報提供を図る。ウ ふっさ情報メール、福生市公式アプリ等による情報提供を図る。 避難者に対する災害情報、注意、協力の呼び掛けを随時行う。 (5)報道機関への放送要請・情報発表等を参照 の広報として、防災行政無線文字表示機能、ケーブルテレビ(文字放送やフォンサービス等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力をよる広報活動に努める。 ・情報発表等 ・(災害情報共有システム)を活用して東京都・報道機関と連携して避難指また、福生市において収集した災害状況は、その災害規模に応じ、その都とを提供する。	組織名等の変更 語句の適正 組織名等の変更 語句の適正		
	(広報手段)	《略》 ア 広報紙臨時版(かわら版)をできるだけ早期に発行し、各避難所、町会広報掲示板等に配布・掲示する。 イ ホームページによる情報提供を図る。 ウ 携帯電話等メール配信サービスによる情報提供を図る。 避難者に対する災害情報、注意、協力の呼びかけを随時行う。 (5)報道機関への放送要請・情報発表等を参照 は、要配慮者への広報として、防災行政無線文字表示機能、CATV(文字がレフォンサービス等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力をよる広報活動に努める。 ま・情報発表等 は、Lアラート(災害情報共有システム)を活用して東京都・報道機関と連携設道する。また、市において収集した災害状況は、その災害規模に応じ、その限を提供する。	広報で活用する手段は、沙 【広報手段】 《略〉 《略〉 その他広報手段 避難所における広報 放送機関 (4) 要配慮者への広報 放送機関 (4) 要配慮者への広報 (5) 報道機関への放送要請して手話、点字、外国語等には、エアラートで等の緊急情報を報道する。度定時発表回数を定め、情報ア 避難指示等の報道要請	《略》 ア 広報紙臨時版(かわら版)をできるだけ早期に発行し、各避難所、町会広報掲示板等に配布・掲示する。 イ ホームページによる情報提供を図る。ウ ふっさ情報メール、福生市公式アプリ等による情報提供を図る。 避難者に対する災害情報、注意、協力の呼び掛けを随時行う。 (5)報道機関への放送要請・情報発表等を参照 の広報として、防災行政無線文字表示機能、ケーブルテレビ(文字放送やフォンサービス等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力をよる広報活動に努める。 ・情報発表等 ・(災害情報共有システム)を活用して東京都・報道機関と連携して避難指また、福生市において収集した災害状況は、その災害規模に応じ、その都とを提供する。	組織名等の変更 語句の適正 組織名等の変更 語句の適正		
	(広報手段)	《略》 ア 広報紙臨時版 (かわら版)をできるだけ早期に発行し、各避難所、町会広報掲示板等に配布・掲示する。 イ ホームページによる情報提供を図る。 ウ 携帯電話等メール配信サービスによる情報提供を図る。 避難者に対する災害情報、注意、協力の呼びかけを随時行う。 (5)報道機関への放送要請・情報発表等を参照 は、要配慮者への広報として、防災行政無線文字表示機能、CATV (文字放レフォンサービス等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力をよる広報活動に努める。 青・情報発表等 は、Lアラート (災害情報共有システム)を活用して東京都・報道機関と連携と連携を進する。また、市において収集した災害状況は、その災害規模に応じ、その最を提供する。 青	広報で活用する手段は、沙 【広報手段】 「広報手段】 「本報手段」 「本報手段 「本報手段 「本語」 「本語」 「本語」 「本語」 「本語」 「本語」 「本語」 「本語	《略》 ア 広報紙臨時版(かわら版)をできるだけ早期に発行し、各避難所、町会広報掲示板等に配布・掲示する。 イ ホームページによる情報提供を図る。ウ ふっさ情報メール、福生市公式アプリ等による情報提供を図る。避難者に対する災害情報、注意、協力の呼び掛けを随時行う。 (5)報道機関への放送要請・情報発表等を参照 の広報として、防災行政無線文字表示機能、ケーブルテレビ(文字放送やフォンサービス等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力をよる広報活動に努める。 ・情報発表等 ・(災害情報共有システム)を活用して東京都・報道機関と連携して避難指また、福生市において収集した災害状況は、その災害規模に応じ、その都とを提供する。	組織名等の変更語句の適正組織名等の変更語句の適正		
	(広報手段)	《略》 「ア 広報紙臨時版(かわら版)をできるだけ早期に発行し、各避難所、町会広報掲示板等に配布・掲示する。 イ ホームページによる情報提供を図る。 ウ 携帯電話等メール配信サービスによる情報提供を図る。 避難者に対する災害情報、注意、協力の呼びかけを随時行う。 (5)報道機関への放送要請・情報発表等を参照 は、要配慮者への広報として、防災行政無線文字表示機能、CATV(文字がレフォンサービス等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力をよる広報活動に努める。 「情報発表等は、Lアラート(災害情報共有システム)を活用して東京都・報道機関と連携報道する。また、市において収集した災害状況は、その災害規模に応じ、その服を提供する。 「最信設備等の被災により市民に対する緊急情報を伝達できない場合は、「災害	広報で活用する手段は、沙 【広報手段】 《略〉 《略〉 その他広報手段 避難所における広報 放送機関 (4) 要配慮者への広報 放送機関 (4) 要配慮者への広報 (送 手話)、ファクシミリ、テレ得で手話、点字、外国語等に得て手話、点字、外国語等にている。 のでは、している。 変定時発表回数を定め、情報でいる。 変定時発表回数を定め、情報では、している。 変定時発表の報道要には、している。 変定時発表の報道要にある。 変定時発表の報道要にある。 変定時発表の報道要に対している。 変定時発表の報道機関が締結している。 変定時発表の報道機関が締結している。 変定時発表の報道機関が締結している。 変定時発表の報道機関が締結している。	《略》 ア 広報紙臨時版(かわら版)をできるだけ早期に発行し、各避難所、町会広報掲示板等に配布・掲示する。 イ ホームページによる情報提供を図る。 ウ ふっさ情報メール、福生市公式アプリ等による情報提供を図る。 避難者に対する災害情報、注意、協力の呼び掛けを随時行う。 (5)報道機関への放送要請・情報発表等を参照 の広報として、防災行政無線文字表示機能、ケーブルテレビ(文字放送やフォンサービス等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力をよる広報活動に努める。 ・情報発表等 ・(災害情報共有システム)を活用して東京都・報道機関と連携して避難指また、福生市において収集した災害状況は、その災害規模に応じ、その都とを提供する。 ・ 情報等の被災により市民に対する緊急情報を伝達できない場合は、	組織名等の変更語句の適正組織名等の変更語句の適正		
	(広報手段)	《略》 「ア 広報紙臨時版(かわら版)をできるだけ早期に発行し、各避難所、町会広報掲示板等に配布・掲示する。 イ ホームページによる情報提供を図る。 ウ 携帯電話等メール配信サービスによる情報提供を図る。 避難者に対する災害情報、注意、協力の呼びかけを随時行う。 (5)報道機関への放送要請・情報発表等を参照 は、要配慮者への広報として、防災行政無線文字表示機能、CATV(文字がレフォンサービス等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力をよる広報活動に努める。 「情報発表等は、Lアラート(災害情報共有システム)を活用して東京都・報道機関と連携報道する。また、市において収集した災害状況は、その災害規模に応じ、その服を提供する。 「最信設備等の被災により市民に対する緊急情報を伝達できない場合は、「災害	広報で活用する手段は、沙 【広報手段】	《略》 ア 広報紙臨時版(かわら版)をできるだけ早期に発行し、各避難所、町会広報掲示板等に配布・掲示する。 イ ホームページによる情報提供を図る。 ウ ふっさ情報メール、福生市公式アプリ等による情報提供を図る。 避難者に対する災害情報、注意、協力の呼び掛けを随時行う。 (5)報道機関への放送要請・情報発表等を参照 の広報として、防災行政無線文字表示機能、ケーブルテレビ(文字放送やフォンサービス等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力をよる広報活動に努める。 ・情報発表等 ・(災害情報共有システム)を活用して東京都・報道機関と連携して避難指また、福生市において収集した災害状況は、その災害規模に応じ、その都を提供する。 ・ 情報等の被災により市民に対する緊急情報を伝達できない場合は、ている「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、東京都を通じ	組織名等の変更語句の適正組織名等の変更語句の適正		

章郎	節 真	Į		現行			修正		理由
			各部からの災害情報	Bを、 <mark>本部管理部広報・広聴班</mark> で取り	まとめ、報道機関に対し発表を行う。なお、	各部からの災害情	報を、 <u>秘書広報班</u> で取りまとめ、報	道機関に対し発表を行う。なお、個人情報に	
			個人情報については一	一分にプライバシー保護を配慮する。		ついては十分にプラ	イバシー保護を配慮する。		
			市災害対策本部		、各部の発表事項を取りまとめ、あらか	福生市災害対策		表事項を取りまとめ、あらかじめ定めた時	
			からの発表	じめ定めた時間、場所において実施	する。なお、災害対策本部長室での直接	本部からの発表	間、場所において実施する。なお	、災害対策本部長室での直接取材は受け付	
			がらの光衣	取材は受け付けない。		不明がらの元衣	けない。		
				(ア) 災害発生の場所及び発生日	時		(ア) 災害発生の場所及び発生	日時	
				(イ) 被害状況			(イ) 被害状況		
			情報提供の主な	(ウ) 応急対策の状況		情報提供の主な	(ウ) 応急対策の状況		
			項目	(エ) 住民に対する避難指示等の	状況	項目	(エ) 住民に対する避難指示等	の状況	
				(オ) 市民に対する協力要請及び	注意事項		(オ) 市民に対する協力要請及	び注意事項	
				(カ) 支援施策に関すること			(カ) 支援施策に関すること <u>。</u>		
3 3	3 79		2 広聴			2 広聴			組織名等の変更
					被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援			安や悩みを解消し、生活再建を支援するた	
				1を開設し広聴活動を実施する。開設 	時には広報紙等で市民へ周知する。		設し広聴活動を実施する。 開設時に	は広報紙等で市民へ周知する。	
3 3	$3 \mid 79$		1) 市民相談窓口の閉			(1) 市民相談窓口の			語句の適正
					要望事項に対して、その後の復旧対応期には、			て、その後の復旧対応期には、市民からの問	
					からの相談に対応するため、関係機関と連携し	1		応するため、関係機関と連携した上、必要に	
				と所等に市民相談窓口を開設し、市職	員及び専門分野の相談員を配置する。	応じて市役所等に市民	相談窓口を開設し、市職員及び専門	分野の相談員を配置する。	
			〈略〉						
						〈略〉			
4	80	1	克 <u>3</u> 章 受援			第 <u>4</u> 章 受援			災害対策本部の構
					できない場合は、速やかに東京都及び他市町村				
				Kに対し応援を要請するとともに、受	入れ <mark>体制</mark> を整備し、災害応急対策に万全を期す		自衛隊に対し応援を要請するととも	に、受入れ態勢を整備し、災害応急対策に万	L
			, ,			全を期する。			
			<u>〈図略〉</u>			〈図略〉 削除			
		lг		活動項目	担当班		活動項目	活動を担う組織	
			第1 第 片採亜珪 の ¥		本部管理部復興企画班、各部・各班	第1節 応援要請と		防災班、職員班、各部・各班	
		- 1 ⊨	第1節 応援要請の半						
		-	第2節 行政機関との		本部管理部復興企画班	第2節 行政機関と		防災班	
		- 1 ⊦		・民間団体等に対する協力要請	本部管理部復興企画班、各部・各班		関・民間団体等に対する協力要請	防災班、各部・各班	
		- 1 ⊨	第4節 自衛隊に対す		本部管理部復興企画班	第4節 自衛隊に対		防災班、職員班	
		- 1 ⊨	第5節 被災自治体へ		本部管理部職員班	第5節 被災自治体		職員班	
			第6節 在日米軍との	相互支援	<u>本部管理部</u> 防災班	第6節 在日米軍と	の相互支援	防災班	
4 1	1 0	0 44	5 4 年 广泛西洼 小 组版	てして伝の立ると		佐 1 佐 古松西語 古	セクロ 1 や		
	-		第1節 応援要請 <u>の判</u> と	<u>II</u> C心抜い文八化		第1節 応援要請と応	仮い文八ル		本たり 本たり 本たり 本たり 本に はなった ない ない ない ない ない ない ない ない ない な
$\begin{vmatrix} 4 & 1 \end{vmatrix}$	1 80	U 1	応援要請 <u>の判断</u>			1 応援要請	≘±		新たな受援対策の追
			+切目は 十十~ササヤ		夕如 夕水之入,小中极而往入12年出去) 上坛	(1) 総合的な応援要		夕か 夕かなとの中が再生といと出たい	加
					各部・各班からの応援要請などを勘案し、応援			、各部・各班からの応援要請などを勘案し、	
		罗	 导請の実施について判断	下9 る。				代表して行う総合的な応援要請の実施につい	
	, , ,	سبد ٥	rta			て判断する。応援要請			新文 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2
$\begin{vmatrix} 4 \end{vmatrix} 1$	1 80	0 新	T規			(2) 専門的な応援要		去如友口 - 口田本业4 - □4-65~ + □ 1 / m2	新たな受援対策の追
								京都各局、民間事業者・団体等の専門分野に	께
							について判断し、応援要請を行う。		days 3. 2. and first 1 states 1
$\begin{vmatrix} 4 \end{vmatrix} 1$	1 80		2 応援依頼のとりまと		Aberry the content of	2 <u>受援の調整</u>	les), legge 1 and		新たな受援対策の追
					衛隊等の応援要請が必要と判断した場合は、本		援を担当する受援担当者を配置する		加
		剖	『官埋部復興企画班に、	必要となる人員及び活動計画を示し	て 要請する。 			催し、総合的な応援要請、受入れに関する部	
	1	- 1				1内調敷 久証からの更	請による応援者の適正配置等の調整	た/行う	1

章節	頁	現行	修正	理由
		本部管理部復興企画班は、要請に基づき、本部長が必要と判断した場合は要請先を決定し、受援のための要		
		<u>請を行う。</u>		
4 1	80	3 応援の受入れ	3 応援の受入れ	防災基本計画の修正
		(1) 作業計画の作成と準備	(1) 作業計画の作成と準備	災害対策本部の構
		各部・各班は、応援職員に対して、応援を求める作業に関する計画を作成する。また、作業に必要な資器		
		材の準備、施設利用に関する管理者の事前了解 <mark>など</mark> の準備を進める。	資器材の準備、施設利用に関する管理者の事前了解、感染症等に対する健康管理、適切な作業スペース	L
		本部管理部復興企画班は、市に到着した応援職員の人員配置を行い、各部に引き渡す。	等の確保等の準備を進める。	
			<u>職員班</u> は、市に到着した応援職員の人員配置を行い、各部に引き渡す。	
4 1	80	(2) 受入 <mark>九</mark> 拠点の確保	(2) 受入拠点の確保	災害対策本部の構
		本部管理部復興企画班は、応援要員の受入 <u>れ</u> 拠点を、原則、次のとおり確保する。	<u>職員班</u> は、応援要員の受入拠点を、原則、次のとおり確保する。	成、役割分担の見直
	-	〈略〉	〈略〉	L
4 1	81	(3) 食料・資機材等の確保	(3) 食料・資機材等の確保	語句の適正
	-	応援職員の食料・資機材等 <u>は</u> 、原則として応援側 <u>に確保を</u> 要請する。	<u>職員班は、</u> 応援職員の食料・資機材等 <u>について</u> 、原則として応援側 <u>で確保するよう</u> 要請する。	
4 1	81	(4) 宿泊施設の確保	(4) 宿泊施設の確保	語句の適正
		宿泊施設 <u>は</u> 、原則として応援側 <u>に確保を</u> 要請する。また、可能な範囲で公共施設等を提供する。	<u>職員班は、</u> 宿泊施設 <u>について</u> 、原則として応援側 <u>で確保するよう</u> 要請する。また、可能な範囲で公共	
	0.1	Mr. Art. 1-71 W-00 1 A 1-7-1-1-1-1-1-1	施設等を提供する。	///
$\begin{vmatrix} 4 & 2 \end{vmatrix}$	81	第2節 行政機関との相互応援協力	第2節 行政機関との相互応援協力	災害対策本部の構
		東京都への応援要請及び他市町村との相互応援・協力は、本部管理部復興企画班が窓口となり応援協力を		成、役割分担の見直
		求め、各部・各班と連絡・調整の上、応援を受け入れる。 〈略〉	<u>班が</u> 各部・各班と連絡・調整の上、応援を受け入れる。 〈略〉	
4 9	81	1 東京都への応援要請	^ 〒 ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑	災害対策本部の構
4 2	01	「		
			<u>価土</u> 印単低では次音心志対象を的確に美施することができない場合には、知事に対して心族文は心族 のあっせんを要請する。また、本部長は災害救助法に基づく災害応急対策等の実施を知事に要請する。	八八八百万1507元旦
		本部管理部復興企画班は、上記の要請については、東京都総務局(総合防災部防災対策課)に対し、次に		
		掲げる事項について、取り急ぎ口頭又は電話等により要請し後日文書により改めて処理する。	について、取り急ぎ口頭又は電話等により要請し、後日文書により改めて処理する。	
		【連絡先】	V-H /	
		<u>東京都災害対策本部事務局</u> <u>勤務時間内(直通)</u> 03-5388-2455~8		
		防災対策課) 東京都防災行政無線番号 70221		
		223.20.20.20.20.20.20.20.20.20.20.20.20.20.		
4 2	81		2 他の市町村への応援要請	災害対策本部の構
		本部管理部復興企画班は、多摩地区市町村で締結した「震災時等の相互応援に関する協定」及び新都市連	防災班は、多摩地区市町村で締結した「震災時等の相互応援に関する協定」及び新都市連絡協議会で	成、役割分担の見直
		絡協議会で締結した「災害時における相互応援協定」等の協定に基づき他の市町村に応援を要請する。	 締結した「災害時における相互応援協定」等の協定に基づき他の区市町村に応援を要請する。	L
			また、災害対策基本法第67条の規定に基づきその他の区市町村に応援を求める。	記載の追加
4 2	82		 3 指定地方行政機関等への応援要請	記載の追加
		************************************	防災班は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、法令に基づき、知事に	H3770 - 2 12/4H
			対し、次の職員の派遣、あっせんを求める。	
			【指定地方行政機関等への応援要請の内容】	
			内容	
			指定地方行政機関及び特定公共機関の職員の派遣要請 災害対策基本法第29条	
			指定公共機関、指定地方行政機関及び特定公共機関の職員の派 造あっせん <u>災害対策基本法第30条</u>	
			地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条 17 の規定によ	
			る職員の派遣及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118 災害対策基本法第30条	
			<u>号)第 124 条第 1 項の規定による職員の派遣</u>	
4 0	00		4 ₩un m=±	万日至日の亦市
4 2	82	<u>3</u> 撤収要請	<u>4</u> 撤収要請	項目番号の変更

章	節	頁			現行			修正	理由	
4			第3節 指定	公共機関・民間団体	*等に対する協力要請		第3節 指定公共機関・民	間団体等に対する協力要請	災害対策本部の構	
					た災害応急対策を実施するため、必	要に応じて関係機関から災害対策要員	福生市は、発生した災害	規模に即した災害応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関から災害	成、役割分担の見直	
			及び資機材を	. , . , 0			対策要員及び資機材を確保		l	
4	3	82		機関・民間団体等へ	への協力要請		1 指定公共機関・民間団	体等への協力要請	災害対策本部の構	
			〈略〉 •—				〈略〉		成、役割分担の見直	
			【要請の		المراجع الماريخ الماريخ	- 1.50	【要請の方法】	shalfflike Lorrente - L.VI		
				対象	応援協力要請6)方法	対象	応援協力要請の方法		
				公共機関 必要	な各部から <u>本部管理部復興企画班</u> を追	通じて要請	指定公共機関	必要な各部から <u>防災班</u> を通じて要請		
				方公共機関 その 的団体	後、連絡調整及び受入れを実施		指定地方公共機関 公共的団体	その後、連絡調整及び受入れを実施		
						『復聞公面班へ報告	協定団体等	担当部から直接協力要請の後、防災班へ報告		
				団体4 加二	即から巨好勝力安明・クタ、 本即自任命	<u> </u>		15日前50号直接颇为安丽50段、 <u>例次班</u> 、秋日		
4	4	83	1	要請の手続			 1 災害派遣要請の手続		災害対策本部の構	
1	1				R長の判断により - 自衛隊による応援	昔置が必要であると認める場合に次の		により、自衛隊による応援措置が必要であると認める場合に次の事項を明ら	成、役割分担の見直	
			· ·		局総合防災部)に派遣要請の要求を行			防災部)に派遣要請の要求を行い、福生警察署長にも通知する。		
			〈略〉	2 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17			(1,2,3,1,3,1,2,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,	postally to state state the lambdate state of the state o		
							〈略〉			
4	4	83	2 緊急の場	今の連絡先			2 緊急の場合の連絡先		災害対策本部の構	
			本部管理部	<u>复興企画班</u> は、通信	言の途絶等により知事へ要請できない	場合には、その旨及び災害・被害の状	<u>防災班</u> は、通信の途絶等	により知事へ要請できない場合には、その旨及び災害・被害の状況を関係部	成、役割分担の見直	
			況を関係部隊	こ直接通知し、速や	らかに知事に通知する。		隊に直接通知し、速やかに	知事に通知する。	L	
			【自衛隊の連絡先】							
			部隊名等(駐屯地・基地名)				連絡先等は非公表と			
			<u> </u>	1 1 (MI (D)	<u>時間内</u>	時間外			する。	
					第3部長又は同部防衛班長	司令部当直長				
				第1師団司		03-3933-1161				
				(練馬駐屯		<u> 内線207・228</u>				
			壮!卢			東京都防災無線76611 FAX76601				
			陸上自衛	<u>第</u> 1施設力	FAX76601	FAX70601				
				(朝霞駐屯		部隊当直司令048-460-1711				
				(練馬区大泉		内線4898				
				田丁)	<u> 内線4830 FAX4882</u>	1 7/1/12000				
					隊本部企画部	隊本部企画部				
				作戦システム	<u>運用隊</u> 042-553-6611	<u>042-553-6611</u>				
			航空自衛	<u>(横田基地</u>	也) 内線2225	内線2225				
				_(福生市福生	<u>東京都防災無線86491</u>	東京都防災無線86491				
					FAX86490	FAX86490				
4	1	02	2 巛宝派浩	部隊の受入 <mark>れ体制</mark>			3 災害派遣部隊の受入態	泰	災害対策本部の構	
4	4	00			新隊の派遣が沖完 た堪会 - 次の占に	留意して派遣部隊の活動が十分に行え				
			るよう努める				る。		1	
			〈略〉				(略)			
4	1	8/1	4 活動内容				4 活動内容		防衛省防災業務計画	
1	T			舌動は次の項目とす	た る。		4	「目とする」	め、関係を表現ので、一との整合	
						はまれ インパナー・ボー			C */ IE II	
				害状況の把握	(7) 応急医療、救		(1) 被害状況の把握			
				難の援助	(8) 人員及び物資(0) 神災者生活者		(2) 避難の援助	(8) 人員及び物資の緊急輸送		
			(3) (4)	<mark>難者</mark> 等の捜索援助 ・広光動	(9) <u>被災者生活</u> (10) 救援物資の無		(3) <u>遭難者</u> 等の捜索 (4) 水防活動			
			(4) 7	いいは割	(10) 拟抜物質の無	は関則的人は職分		(10) 救援物資の無償貸付又は譲与		

章	節	頁		現行			修正		理由
			(5) 消防活動 (6) 道路又は水路の <u>障害物除去</u>	(11) 危険物の保安及び除去 (12) その他 <mark>臨機の措置等</mark>		(5) 消防活動 (6) 道路又は水路の <mark>啓開</mark>		危険物の保安及び除去 その他	
4	4	84	5 経費の負担 自衛隊の救援活動に要した次に列挙する総 〈略〉 (5) その他救援活動の実施に要する経費で協議する。	経費は、原則として市が負担する。 で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた <mark>を</mark>		5 経費の負担 自衛隊の救援活動に要した次に列挙す 〈略〉 (5) その他救援活動の実施に要する経 とで協議する。		」として <u>福生</u> 市が負担する。 ♪に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた <u>市</u>	語句の適正
4	5	84	2 派遣部隊の編成と職員の勤務体制の検討	討 を編成するとともに、派遣に伴う職員の勤務体制の検討を使	せて	2 派遣部隊の編成と職員の勤務体制の		ともに、派遣に伴う職員の勤務体制の検討を併	語句の適正
4	6		基地第374空輸航空団と福生市との合意に の相互支援について関係機関と調整する。	財産を保護するため、「防災及び災害対策に関する在日米軍 関する覚書」(平成 25 年 12 月)に基づき、在日米軍横田基	黄田 地と		る覚書」(平成 2	防災及び災害対策に関する在日米軍横田基地第 25 年 12 月 <u>4日締結</u>)に基づき、在日米軍横田基	
5		85	第 <mark>4</mark> 章 警備・交通対策 〈略〉 <u>〈図略〉</u>		_	第 <u>5</u> 章 警備・交通対策 〈略〉 <u>〈図略〉 削除</u>			災害対策本部の構成、役割分担の見直 し
			活動項目 第1節 警備 第2節 交通対策	<u>担当班</u> 福生警察署 福生警察署 物資・輸送・環境部庶務班、物資輸送班 本部管理部広報・広聴班	_	活動項目 第1節 警備 第2節 交通対策	福生警察署 福生警察署 復旧班 秘書広報野		
5	1	85		1	_	1 数件能熱の攻立	<u> </u>		語句の適正
			1 道路交通情報の把握	は、市内の道路の被害及び交通状況について、本部への情幸 より把握する。	- 1	1 警備 <u>態勢</u> の確立 1 道路交通情報の把握 <u>復旧班</u> は、市内の道路の被害及び交通状況について、 <u>災害対策</u> 本部への情報収集のほかに、各防災関係機関との連携などにより把握する。			災害対策本部の構
5	2	85	2 交通規制 (1) 交通規制の実施 ア 第一次交通規制(災害発生直後) 〈略〉 イ 第二次交通規制 〈略〉 (ア) 「緊急交通路」は、前記アの「緊急	緊急自動車専用路」を優先的に指定するとともに、被害状況 その中から指定されるが、市内では、五日市街道(国道 16 気	学を	2 交通規制 (1) 交通規制の実施 ア 第1次交通規制(災害発生直後) 〈略〉 イ 第2次交通規制 〈略〉 (ア) 「緊急交通路」は、前記アの	31 路線の中かり	所路」を優先的に指定するとともに、被害状況 ら指定されるが、 <mark>福生</mark> 市内では、五日市街道 定される路線となっている。	語句の適正
5	2	86	(2) 緊急通行車両等の確認事務等 福生警察署は、 <mark>交通検問所等において、</mark> 示している車両)等の確認事務及び交通規制	緊急通行車両(緊急自動車及び災害対策基本法に基づく標準制から除外すべき車両の確認事務を行う。		(2) 緊急通行車両等の確認事務等 福生警察署は、 <u>事前届出をしていない</u> 掲示している車両)等の確認事務及び交		(緊急自動車及び災害対策基本法に基づく標章を ・すべき車両の確認事務を行う。	災害対策基本法の改 正
5	2	86	(4) 広域応援の車両 事前届出済証を所持しているライフライン	ン復旧などの広域応援の車両については、その所管する道所でむを得ない場合は、届出済証の提示により東京都公安3	f県公	(4) 広域応援の車両		受員会から標章の交付 <u>又は事前交付</u> を受ける。	災害対策基本法の改正

章()	節	頁			現行				修正		理由
5 2		86	(6) 緊急交通	路等の実態把握			(6) 緊急交通	通路等の実態把握			災害対策本部の構
			物資・輸送・	環境部物資輸送班は	、緊急交通路(五日市街道、新奥多摩街	道) 等の交通情報について、警	<u>復旧班</u> は、緊	緊急交通路(五日市街	道、新奥多摩街道)等の交通情報につい。	て、警察が行う視察等によ	成、役割分担の見直
			察が行う視察等	による情報収集及び	福生消防署、道路管理者等の関係機関と	の情報交換等により把握する。	る情報収集及び	バ福生消防署、道路管	理者等の関係機関との情報交換等により	把握する。	L
5 2	2	87	(8) 広報活動	<u></u>			(8) 広報活動				災害対策本部の構
			本部管理部広	、 <mark>報・広聴班</mark> と警察署	は連携して、交通規制の実施について広	報する。警察署は、サインカ	秘書広報班 と	と <u>福生</u> 警察署は連携し	て、交通規制の実施について広報する。	福生警察署は、サインカ	成、役割分担の見直
			ー、パトカー、	白バイ、広報車等に	よる現場広報を行うとともに、運転者の	とるべき措置について広報を行	ー、パトカー、	白バイ、広報車等に	よる現場広報を行うとともに、運転者の	とるべき措置について広報	
			う。								語句の適正
			〈略〉				〈略〉				
5 2	2	87		音輸送路線の指定			削除				災害対策本部の構
					、避難、救助、消火等の初期活動が収束	した段階で、緊急交通路の中か					成、役割分担の見直
2		0.0		色のための路線を指定	<u>する。</u>		# . * 57.4.+	AN4 + 1 Free			//
6		88	3 第 <u>5</u> 章 緊急輸送対策 災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、市の所有する車両を活用する <mark>他</mark> 、運送業者				第 <u>6</u> 章 緊急軸			ナトフェニナバロトフロ	災害対策本部の構
									けや資機材等を輸送するため、 <u>福生</u> 市の所		成、役割分担の見直
				をし、緊急用物質や炎	害復旧資機材等の緊急輸送 <mark>体制</mark> を <mark>確保</mark> す	්ට _ං	<u>///</u> 、運达業有報 〈図略〉 削隊		※急用物資や災害復旧資機材等の緊急輸送	で <u>夫他</u> 9 る。	語句の適正
			<u>〈図略〉</u>					<u>**</u> 活動項目	活動を担う	公日公本	語りの通正
			第1節 緊刍	<u> </u>	物資・輸送・環境部庶務班、物資		第1節 緊急		物資班	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	
			为150 未心		物資・輸送・環境部庶務班	<u>(平的人) グエ</u>		急輸送道路の確保	復旧班		
			第2節 緊急	輸送道路の確保	給食・給水対応部施設班				防災班		
					本部管理部防災班		第3節 車	両輸送	物資班		
			第3節 車両	輸送	物資・輸送・環境部庶務班、物資	輸送班	第4節 航空	空輸送	防災班		
			第4節 航空	 輸送	本部管理部防災班		710 - 211 72 3	11,530	(V) (V)		
$6 \mid 1$	1	88	1 基本的な考え方 都は、震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第一次(区市町村、他県との連絡)、第二次(主要を		1 基本的な表		White a Michelland in the service of		語句の適正		
			都は、震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第一次(区市町村、他県との連絡)、第二次(主要初動対応機関との連絡)、第三次(緊急物資輸送拠点との連絡)の緊急輸送ネットワークを整備する。				東京都は、震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第 <u>1</u> 次(区市町村、他県との連絡)、第 <u>2</u> 次 (主要初動対応機関との連絡)、第3次(緊急物資輸送拠点との連絡)の緊急輸送ネットワークを整備				
				 -			(主要初期対応機関との連絡)、第 <u>3</u> 次(緊急物質輸送拠点との連絡)の緊急輸送不ットワークを整備する。				
			また、市では東京都が設定する緊急輸送道路を補完するため、福生市緊急輸送道路を設定する。 〈略〉				,	ちつけ 東方	「る緊急輸送道路を補完するため、福生市	取与齢半首敗を設定する	
			\mu_1\				よた、 <u>価工</u> () 〈略〉	11 C(3.米尔印//*似是)	る糸心制心坦応を備元するため、 個工II	米心制心坦応で以近りる。	
6 1	1	88	2 緊急輸送ネ				2 緊急輸送ネットワークの分類と市内の指定拠点				語句の適正
					ネットワークにおける市内の指定拠点は	、次のとおりである。	緊急輸送ネットワークの分類と各ネットワークにおける市内の指定拠点は、次のとおりである。			用語の変更(東京都	
			【緊急輸送ネッ			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	【緊急輸送ネットワーク】				地域防災計画との整
			分類	目的	説明	市内の指定拠点	分類	目的	説明	市内の指定拠点	合)
			松 小豆又	東京都と区市町村	応急対策の中枢を担う東京都本庁舎、		左 1 // 原文左	東京都と区市町村	応急対策の中枢を担う東京都本庁舎、		
			第 <u>一</u> 次緊急 輸送ネット	本部間及び東京都	立川地域防災センター、区市町村庁	•福生市役所	第 <u>1</u> 次緊急 輸送ネット	本部間及び東京都	立川地域防災センター、区市町村庁	 ・福生市役所	
				と他県との連絡を	舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空	* 佃土川仅別		と他県との連絡を	舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
				図る。	港等を連絡する輸送路			図る。	港等を連絡する輸送路		
				第一次緊急輸送路	第一次緊急輸送路と放送機関、自衛隊	• 福生警察署		第1次緊急輸送路	第1次緊急輸送路と放送機関、自衛隊	• 福生警察署	
			第二次緊急	と救助、医療、消	や警察・消防・医療機関等の主要初動	• 福生消防署	第2次緊急	と救助、医療、消	や警察・消防・医療機関等の主要初動	・福生消防署	
				火等を行う初動対	対応機関、ライフライン機関、ヘリコ	• 公立福生病院	輸送ネット	火等を行う初動対	対応機関、ライフライン機関、ヘリコ	・公立福生病院	
			ワーク	応機関との連絡を	プター災害時臨時離着陸候補地等を連	・福生市保健センター	ワーク	応機関との連絡を	プター災害時臨時離着陸候補地等を連	・福生市保健センター	
			かール 野マ 左	図る。	絡する輸送路 1 ラックス こより 9 町 ダッドは今半	・航空自衛隊横田基地	左 0 // E7 左	図る。	終する輸送路	・航空自衛隊横田基地	
			第三次緊急	主に緊急物資輸送	トラックターミナルや駅等の広域輸送	(ÁIII.)	第3次緊急	主に緊急物資輸送	トラックターミナルや駅等の広域輸送	(dmt.)	
				拠点間の連絡を図る	拠点、備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送地方等を連絡する輸送路	(無し)	輸送ネット	拠点間の連絡を図	拠点、備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送拠点等を連絡する輸送数	(無し)	
			ワーク	る。	送拠点等を連絡する輸送路		ワーク	る。	送拠点等を連絡する輸送路		
			※市が指定す	る <u>緊急物資集積場所</u>			※ <u>福生</u> 市が打	指定する <u>地域内輸送拠</u>	<u>L点</u>		
					緊急物資の集積場所として、次の <mark>施設</mark> を	指定する。			K急物資の集積場所として、次の <mark>地域内輔</mark>	送拠点を指定する。	
		<u>福生市で</u> は、東京都などからの緊急物資の集積場所として、次の <u>施設</u> を指定する。 【 <mark>緊急物資集積場所</mark> 】						送拠点】			1

章	節	頁		現行				修正	理由
			施設名	所在地		優先順位	施設名	所在地	
			防災食育センター	福生市熊川1606-1		<u>1</u>	防災食育センター	福生市熊川1606-1	
			福生市民会館	福生市福生2455		<u>2</u>	福生市民会館	福生市福生2455	
-	0	0.0		* a 133 da		. E7 /2 \\			///
6	2	89					ド障害物除去路線等の選定		災害対策本部の構
				交通規制を行う路線等を緊急道路障				fう路線等を緊急道路障害物除去路線として指定する。	成、役割分担の見直
				は、道路の被害状況から障害物を除	法する区間を指定する。		道路の被害状況から障害物を	会院去する区間を指定する。	
6	2	89	2 緊急道路障害物除去等				₩ 		災害対策本部の構
			(1) 障害物除去			(1) 障害物	成、役割分担の見直		
								は、通行可能道路の情報や被害情報を収集し、路線間の	
					設局西多摩建設事務所)及び関係業界が有			目武国道事務所及び東京都建設局西多摩建設事務所)及	び関係 語句の適正
			機的かつ迅速な協力体制を確立				」かつ迅速な協力 <mark>関係</mark> を確立し		
								協力を得て市道の障害物除去作業を行う。障害物除去に	
								ても福生市建設防災協力会等から調達する。また、道	
			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		物がある場合は、法令上の取扱いを含めて	壊するおそれ	のある障害物がある場合は、	法令上の取扱いを含めて関係機関が協議して処理する	0
			関係機関が協議して処理する。						
6	2	89	(2) 放置車両の移動等			(2) 放置車	「両の移動等		災害対策本部の構
			〈略〉			〈略〉			成、役割分担の見直
				管理する市道について上記の措置	を実施する。		管理する市道について上記の)措置を実施する。	し
6	3	89	1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			1 車両・燃			災害対策本部の構
				両は、 <mark>本部管理部</mark> 防災班が集中管理			iが所有する全ての車両は、防		成、役割分担の見画
								5多摩運送株式会社、一般社団法人東京都トラック協会	等に協し
				青する。また、それでも不足する場	合は、東京都財務局へ調達あっせんを要請	力を要請す	る。また、それでも不足する	5場合は、東京都財務局へ調達あっせんを要請する。	
			する。						
				<mark>多班</mark> は、燃料を協定先から確保する	とともに、不足する場合は業者から緊急に		は、燃料を協定先から確保す	「るとともに、不足する場合は業者から緊急に調達する	ものと
			調達するものとする。			する。			
6	3	90	2 車両の運用			2 車両の運	用		語句の適正
			本部管理部防災班は、次の。	ように車両の運用を行う。		防災班は、	次のように車両の運用を行う) 。	
			〈略〉			〈略〉			
6	3	90	3 緊急通行車両等の確認			3 緊急通行	車両等の確認		災害対策基本法の改
			<u>本部管理部</u> 防災班は、緊急通	通行車両等の確認を次のように行う	0	防災班は、	正		
			(1) 事前届出済の車両			(1) 事前届	出済の車両		
			事前届出済証の交付を受けて	<u>ている</u> 車両については、 <u>直ちに緊急</u>	<u>通行車両の確認を行い、</u> 標章及び緊急通行	事前届出力	<u>されている</u> 車両については、	標章及び緊急通行車両確認証明書を車両に備え付ける	.0
			車両確認証明書の交付を受ける	<u>5</u> .					
6	3	90	5 緊急輸送活動の実施			5 緊急輸送	活動の実施		災害対策本部の構
			物資・輸送・環境部庶務班及	<mark>及び物資輸送班</mark> は、主に災害用備蓄	倉庫等から災害応急対策に必要な資機材等	物資班は、	主に災害用備蓄倉庫等から災	後害応急対策に必要な資機材等を輸送するとともに、災害応急対策に必要な資機材等を輸送するとともに、災害	善善主 成、役割分担の見直
			を輸送するとともに、災害対策	策上必要な物資の輸送を実施する。		上必要な物質	の輸送を実施する。		L
			輸送に当たっては、調達する	る食料及び生活必需品等の輸送及び	配分の方法について定め、 <mark>緊急物資集積場</mark>	輸送に当た	っては、調達する食料及び生	E活必需品等の輸送及び配分の方法について定め、 <mark>地域</mark>	内輸送 用語の変更(東京都
			<u>所</u> を選定し、東京都 <mark>福祉保健</mark> 周	<mark></mark> に報告する。		<u>拠点</u> を選定し	、東京都に報告する。		地域防災計画との動
									合)
6	4	90	1 輸送手段の確保			1 輸送手段	の確保		語句の適正
			本部管理部防災班は、東京都	部に航空機による輸送を要請する。		防災班は、	東京都に航空機による輸送を	要請する。	
6	4	90	2 輸送基地の確保			2 輸送基地	の確保		語句の適正
			本部管理部防災班は、消防、	警察、自衛隊等と協議し、開設す	る災害時臨時離着陸場を指定し、障害物の	防災班は、	消防、警察、自衛隊等と協議	とし、開設する災害時臨時離着陸場を指定し、障害物の	有無
			有無等、利用可能状況を東京都	都へ報告する。		等、利用可能	状況を東京都へ報告する。		
			【災害時臨時離着陸場指定の貿				離着陸場指定の留意点】		
			アントローンできょう エアロアド・グレログリック	er cars (III) 🗸					

章節	頁		現行			修正	理由	
		(1) 地盤は	、堅固な平坦地のこと (コンクリート、芝生が最適)	(1) 地盤は	、堅固な平坦地のこと	(コンクリート、芝生が最適)。		
			度が6度以内のこと		度が6度以内のこと <u>。</u>			
			以上からの離着陸が可能であること		以上からの離着陸が可			
			時に、支障となる障害物が周辺にないこと			物が周辺にないこと <u>。</u>		
			の進入路があること	1 1				
			(発着) のため必要最小限度の地積が確保できること	<u> </u>	(6) 離着陸(発着)のため必要最小限度の地積が確保できること <u>。</u>			
		〈略〉		〈略〉				
7	92	第 <u>6</u> 章 消防・危険	物対策	第 <u>7</u> 章 消防・危険	物対策		語句の適正	
		〈略〉						
		<u>〈図略〉</u>		<u>〈図略〉 削除</u>				
		活	動項目	To the state of th	舌動項目	活動を担う組織		
		第1節 消防対策	福生消防署、消防 <mark>部</mark> 、福生警察署	第1節 消防対策		福生消防署、消防班、福生警察署		
		第2節 危険物施	本部管理部防災研 福生消防署 福生擎察署 東京都環境	第2節 危険物施	設等の応急措置	防災班、福生消防署、福生警察署、東京都環境局、東京都保健医療局、消防班、各施設管理者		
7 1	02	1 《字及片华汉の		1 《字及片件》	が一	, 	語句の適正	
$\begin{vmatrix} \cdot \end{vmatrix}^1$	92		把握 察署及び市と連携して、より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、通	1 災害発生状況の 垣出消防型は 垣		·連携して、より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図		
			祭者及い中と連携して、より多くの人命の女主権保と被害の拡入防止を図るため、通 施設を効果的に活用して災害情報の収集伝達を行う。			(理携して、より多くの人間の女生確保と被害の拡入的正を図 性的に活用して災害情報の収集伝達を行う。		
		(略)	ル版を別末的に估用して及音情報の収集は圧を11 7。	公にの、地報、有勝 〈略〉	・無例理信旭段を別木	印がに佰用して火音情報の収集は建て行う。		
7 1	92	2 震災時の消防活	動	2 震災時の消防活			語句の適正	
	32	(1) 福生消防署の		(1) 福生消防署の			福生消防署意見	
			の活動態勢により消防活動を実施する。		の活動態勢により消防	活動を実施する。	四二二114124-日1612日	
		四三川かか日13人)人	気象庁の発表で、東京23区、多摩東部及び多摩西部に震度5弱の地震が発生した場合			23区、多摩東部及び多摩西部に震度5強の地震が発生した場		
			や、東京消防庁の地震計ネットワークによる震度が5弱を示す地震が発生した場合、	震災 <u>非常</u> 配備態		災、救助、救急事象が発生し必要と認めた場合は「震災第一		
		震災配備態勢	又はそれ未満であっても火災、救助、救急事象の発生状況により必要と認めた場合は	数 数		して勤務中の署員ほか所要の人員を招集し、震度6弱以上の		
			「震災配備態勢」を発令して勤務中の署員ほか所要の人員を招集し、震度 <u>5強</u> 以上の場合には、「震災非常配備態勢」を発令して全署員を招集し、事前計画に基づく活動		場合には、「 <u>震災第二</u> く活動を開始する。	非常配備態勢」を発令して全署員を招集し、事前計画に基づ		
			物面には、 <mark>展次外角的開態等</mark> 」を光立して主着員を指集し、事間計画に基づく指動			生したときは、全消防力をあげて消防活動を行う。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
			ア 延焼火災が発生したときは、全消防力をあげて消防活動を行う。	V = 1 0 + 1 1 .	,, _ ,	に勢を早期に確立し、消火活動と並行して救助・救急活動		
		活動の基本	イ 震災消防活動体制を早期に確立し、消火活動と並行して救助・救急活動等	活動の基本	等を行う。			
		伯野の基本	を行う。		ウ 延焼火災が少れ	ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。		
			ウ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。	〈略〉		〈略〉		
		〈略〉	《略》	〈略〉		〈略〉		
		〈略〉	〈略〉					
7 1	92	 (2) 消防 <mark>部</mark> の活動		 (2) 消防班の活動	1		語句の適正	
			密着した消防機関として、「福生市消防団震災時における活動態勢」に基づき、警戒態	_		て、「福生市消防団震災時における活動態勢」に基づき、警		
			を確保し、福生市災害活動応援隊(福活隊)及び市民と協力して出火防止、初期消火、			が (福活) 及び市民と協力して出火防止、初		
		延焼防止、救助・救	急活動等に従事する。	期消火、延焼防止、	救助・救急活動等に従	事する。		
		出火防止	発災と同時に付近の住民に対して、出火防止と初期消火を呼び <mark>か</mark> ける。必要により自ら初期消火を行う。	出火防止	発災と同時に付近 により自ら初期消	の住民に対して、出火防止と初期消火を呼び <u>掛</u> ける。必要 火を行う。		
		〈略〉	〈略〉	〈略〉		〈略〉		
		消火活動	分団区域内の消火活動を行う。延焼火災は、署隊指揮者の指揮の <u>もと</u> 連携して延焼防止線の設定等の活動を行う。延焼防止後は、残火処理に当たる。	消火活動		舌動を行う。延焼火災は、署隊指揮者の指揮の <u>下、</u> 連携し 定等の活動を行う。延焼防止後は、残火処理に当たる。		
		〈略〉	〈略〉	〈略〉		〈略〉		
		〈略〉	〈略〉	〈略〉		〈略〉		
		/		/ _ \	**************************************	NT E	37 L 0 140-	
7 1	93	(3) 福生市災害活	動応援隊(福活隊)の活動	(3) 福生市災害活	動応援隊(福活隊) <i>の</i>)沽	語句の適正	

章節	頁			現行		理由	
				援隊(福活隊)は、消防 <mark>部</mark> と連携して出火防止、初期消火、延焼防止、救助・救急活動	福生市災害活動点	正援隊(福活隊)は、消防 <u>班</u> と連携して出火防止、初期消火、延焼防止、救助・救急	
		等	等に従事する。		活動等に従事する。		
7 1	93	3	3 救助活動		3 救助活動		語句の適正
		る		的が <mark>部</mark> は、警察等との密接な連携の <u>もと</u> に、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施す	福生消防署及び消する。	当防 <u>班</u> は、警察等との密接な連携の <u>下</u> に、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施	
			活動の方針	(1) 福生警察署と相互に緊密な連絡を <u>と</u> り、協力して救出に当たる。 (2) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携の <u>もと</u> に行う。 (3) 作業用重機は協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。 (4) 福生警察署、福活隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し 効率的な救助活動を行う。	活動の方針	 (1) 福生警察署と相互に緊密な連絡を取り、協力して救出に当たる。 (2) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携の下に行う。 (3) 作業用重機は協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。 (4) 福生警察署、福活隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。 	
			活動の要領	(1) 消防隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機(器) 材を活用して迅速に組織的で効果的な、救助・救急活動を実施する。 (2) 救助・救急活動に必要な重機、救急資器材に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 (3) 救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署(所)に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。 (4) 傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。	活動の要領	 (1) 消防隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機(器) 材を活用して迅速に組織的で効果的な、救助・救急活動を実施する。 (2) 救助・救急活動に必要な重機、救急資器材に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 (3) 救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。 (4) 傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。 	
7 2	94		1 事故発生時の市	iの応急措置 按害が発生した場合、 <mark>本部管理部</mark> 防災班は、必要に応じ市民に対する避難指示等の措置を	1 事故発生時の市	5の応急措置 故害が発生した場合、防災班は、必要に応じ市民に対する避難指示等の措置を実施す	語句の適正
		美	実施する。	(音が光生した物質、 本即自注印的火丸は、必安に心し川以に対する歴知的、寺 2月10年	る。	文音が光生しに場合、例外班は、必要に応し申氏に対する避難相小寺の相直を美地す	
	95	実	尾施する。 <u>⟨図略⟩</u>		る。 <u>〈図略〉 修正</u>		語句の適正
7 2	95	実	⊭施する。 <mark>〈図略〉</mark> 5 高圧ガス <u>保管</u> 施	記設の応急処置	る。 <u>〈図略〉 修正</u> 5 高圧ガス <u>取扱</u> が	起設の応急処置	語句の適正
	95	実	⊭施する。 <mark>〈図略〉</mark> 5 高圧ガス <mark>保管</mark> 施 〈略〉	を設の応急処置 〈略〉	る。 <u>〈図略〉 修正</u> 5 高圧ガス<u>取扱</u>が 〈略〉	直設の応急処置 〈略〉	語句の適正
	95	実	⊭施する。 <mark>〈図略〉</mark> 5 高圧ガス <u>保管</u> 施	直設の応急処置〈略〉〈略〉	る。 <u>〈図略〉 修正</u> 5 高圧ガス <u>取扱</u> が	起設の応急処置	語句の適正
	95	実	尾施する。 <mark>〈図略〉</mark> 5 高圧ガス<u>保管</u>施 〈略〉 市	 「設の応急処置 〈略〉 〈略〉 ・ 災害の拡大等により、市民を避難させる必要がある場合の市への通報 ・ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまがない場合の関係機関と連携した<u>避難指示</u>及び市へのその内容の通報 ・ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 	る。 <u>〈図略〉 修正</u> 5 高圧ガス<u>取扱</u>が 〈略〉 <u>福生</u> 市	 (略) (略) (略) (略) (・ 災害の拡大等により、市民を避難させる必要がある場合の市への通報・ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまがない場合の関係機関と連携した災害対策基本法50条に掲げる避難指示等及び市へのその内容の通報・ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 	語句の適正
	95	実	E施する。 (図略〉 5 高圧ガス保管施 (略〉 市 (略〉 福生消防署	 (略〉 (略〉 (略〉 (略〉 災害の拡大等により、市民を避難させる必要がある場合の市への通報 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまがない場合の関係機関と連携した避難指示及び市へのその内容の通報 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 災害応急対策の実施 	る。 <u>〈図略〉 修正</u> 5 高圧ガス <u>取扱</u> が 〈略〉 <u>福生</u> 市 〈略〉 福生消防署	本設の応急処置	語句の適正
	95	実	実施する。 <u>〈図略〉</u> 5 高圧ガス <u>保管</u> 施 〈略〉 市 〈略〉	 「設の応急処置 〈略〉 〈略〉 ・ 災害の拡大等により、市民を避難させる必要がある場合の市への通報 ・ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまがない場合の関係機関と連携した<u>避難指示</u>及び市へのその内容の通報 ・ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 	る。 <u>〈図略〉 修正</u> 5 高圧ガス <u>取扱</u> が 〈略〉 <u>福生</u> 市 〈略〉	 (略) (略) (略) (略) (・ 災害の拡大等により、市民を避難させる必要がある場合の市への通報・ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまがない場合の関係機関と連携した災害対策基本法50条に掲げる避難指示等及び市へのその内容の通報・ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 	語句の適正
7 2		(字)	E施する。 (図略〉	 「を設め応急処置 「体トントライン・ (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	る。 <u>〈図略〉 修正</u> 5 高圧ガス <u>取扱</u> が 〈略〉 <u>福生</u> 市 〈略〉 福生消防署	本設の応急処置	
7 2		(字)	E施する。 (図略) 5 高圧ガス保管が (略) 市 (略) 福生消防署 (略) ないる。 高圧がス保管が (略) ないる。 高圧がス保管が (略) ないる。 ないる。 ないる。 ないる。 ないる。 ないる。 ないる。 ないる。	本語の応急処置	る。 <u>〈図略〉修正</u> 5 高圧ガス取扱が 〈略〉 <u>福生</u> 市 〈略〉 福生消防署 〈略〉 福生消防署 〈略〉 本書物・劇物取扱 東京都保健医療局 (健康安全研究で ンター、西多摩係	本設の応急処置	語句の適正語句の適正
7 2		(字)	E施する。 (図略〉 (図略〉 (下) (略〉 福生消防署 (本格〉 <a< th=""><th> </th><th>る。 <u>〈図略〉 修正</u> 5 高圧ガス取扱が 〈略〉 福生市 〈略〉 福生消防署 6 毒物・劇物取が 東京都保健医療局 (健康安全研究と</th><th> 本設の応急処置</th><th></th></a<>		る。 <u>〈図略〉 修正</u> 5 高圧ガス取扱が 〈略〉 福生市 〈略〉 福生消防署 6 毒物・劇物取が 東京都保健医療局 (健康安全研究と	本設の応急処置	
7 2		(字)	E施する。 (図略) 5 高圧ガス保管が (略) 市 (略) 福生消防署 (略) ないる。 高圧がス保管が (略) ないる。 高圧がス保管が (略) ないる。 ないる。 ないる。 ないる。 ないる。 ないる。 ないる。 ないる。	本語の応急処置	る。 <u>〈図略〉修正</u> 5 高圧ガス取扱が 〈略〉 <u>福生</u> 市 〈略〉 福生消防署 〈略〉 福生消防署 〈略〉 本書物・劇物取扱 東京都保健医療局 (健康安全研究で ンター、西多摩係	本語の応急処置	
7 2		(字)	E施する。 Simple Si		る。 < <u>〈図略〉修正</u> 5 高圧ガス取扱が 〈略〉 福生市 〈略〉 福生前 〈略〉 福生消防署 る。 《図略〉修正 4 略〉 4 略〉 福生(本) 4 の では、 できる。 「は、 できる。。 「は、 できる。。。 「は、 できる。。。。 「は、 できる。。。。。。。 「は、 できる。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。	本語の応急処置	

	Į			現行			修正		理由
			人命危険が著し	く切迫し、通報するいとまがない場合の関係機関と連携した <u>避</u>			・ 人命危険が著しく切迫し、通報する	いとまがない場合の関係機関と連携した <u>災</u>	
			難指示及び市へ	のその内容の通報			害対策基本法50条に掲げる避難指示	等及び市へのその内容の通報	
			事故時の広報活	動及び警戒区域に対する規制			事故時の広報活動及び警戒区域に対	けする規制	
			災害応急対策の	実施			・ 災害応急対策の実施		
		〈略〉		〈略〉		〈略〉		〈略〉	
2 9	6 7	7 化学物質関連施設	の応急措置		7 化≐	学物質関連施設	の応急措置		語句の適正
		〈略〉		〈略〉		〈略〉		(略)	
		市		〈略〉		福生市		(略)	
		〈略〉		〈略〉		〈略〉		(略)	
	0 4		十 4加四		0 46	11/01 + 	六 4. 加 💬		またの女子
9	6 8	8 放射線使用施設 <i>0</i>	I	PID=1-4 [\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	8 放射	射線使用施設の			語句の適正
				流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置 <u>が</u>				命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各	
				者 <u>を指導</u> する。 <u>また、消防機関は災害応急活動を行う。</u>			措置をとるよう使用者に要請する。		
		福生消防署		こよる放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置	福	国生消防署		出、流出の防止を図るための緊急措置	
				露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置				険区域の設定等、人命安全に関する応急措置	
			(<u>3</u>) 事故の状況に 等に関する必要な	でに、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急 ♪ 排置を実施			(2) 事故の状況に応じ、火災の消火、 等に関する必要な措置を実施	延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急	
		東京都福祉保健局	寺に因うる地安で		東京	都保健医療局	守に因うる近安な旧画と大地	(Mfr.)	
		及び西多摩保健所		〈略〉	及び	西多摩保健所		〈略〉	
		市		〈略〉		<u>福生</u> 市		《略》	
2 9	6 9				9 危险				語句の適正
		〈略〉		〈略〉		〈略〉		〈略〉	
		〈略〉		〈略〉		〈略〉		〈略〉	
		市		〈略〉		福生市		〈略〉	
		〈略〉		〈略〉		〈略〉		〈略〉	
									·
9	7 3	第 <mark>7</mark> 章 医療救護対策				医療救護対策			語句の適正
				、医療機関、各関係機関等との連携の <mark>もと</mark> に、災害の状況に応じ					
				雙に万全を期す。また、被災者の心身両面での健康を維持し、感			を実施し、貝陽者等の救護に力全を具	所で、また、彼災者の心身両面での健康を維	
	力	正、食甲毒の予防のだ	め、常に良好な衛生	毛状態を保つよりに努めるとともに、健康状態を十分把握し、火	7.四.1.741. 原				
	١,). [III III .). =## 10 ×			1		の予防のため、常に良好な衛生状態を	·保つように努めるとともに、健康状態を十	
	7.	な措置を講じる。			分把握し	し、必要な措置	の予防のため、常に良好な衛生状態を を講じる。		
	7.	な措置を講じる。			分把握しなお、	し、必要な措置 医療救護対策	の予防のため、常に良好な衛生状態を を講じる。	全保つように努めるとともに、健康状態を十 ン(東京都保健医療局)」に基づき行うもの	
			- ス ¬ ブロハ]		分把握 l なお、 とする。	し、必要な措置 医療救護対策	の予防のため、常に良好な衛生状態を を講じる。 は、「災害時医療救護活動ガイドライ		
		【医療救護活動におい			分把握 l なお、 とする。	し、必要な措置 医療救護対策 - 数護活動におけ	の予防のため、常に良好な衛生状態を を講じる。 は、「災害時医療救護活動ガイドライ るフェーズ区分】	ン(東京都保健医療局)」に基づき行うもの	
		【医療救護活動におけ	分	想定される状況	分把握 l なお、 とする。	し、必要な措置 医療救護対策 - 教護活動におけ 区	の予防のため、常に良好な衛生状態を を講じる。 は、「災害時医療救護活動ガイドライ るフェーズ区分】 分	ン (東京都保健医療局)」に基づき行うもの 想定される状況	
		【医療救護活動におい 区 0	分路>	想定される状況 〈略〉	分把握し <u>なお、</u> とする。 【 医療	し、必要な措置 医療救護対策 大きでである。 大きでできできできできできできできできできできできできできできできできできでき	の予防のため、常に良好な衛生状態を を講じる。 は、「災害時医療救護活動ガイドライ るフェーズ区分】 分	ン (東京都保健医療局)」に基づき行うもの 想定される状況 〈略〉	
		【医療救護活動における 区 0 く 1 く	分 答〉 答〉	想定される状況 〈略〉 〈略〉	分把握し なお、 とする。 【 医療 類 0	し、必要な措置 医療救護対策 - 教護活動におけ 区 (間	の予防のため、常に良好な衛生状態を を講じる。 は、「災害時医療救護活動ガイドライ るフェーズ区分】 分	ン (東京都保健医療局)」に基づき行うもの 想定される状況 〈略〉 〈略〉	
		【医療救護活動における 区 0 < 1 < 2 急	分 答〉 答〉 性期 被害》	想定される状況 〈略〉	分把握し <u>なお、</u> とする。 【 医療	し、必要な措置 医療救護対策 - 教護活動におけ 区 (間	の予防のため、常に良好な衛生状態を を講じる。 は、「災害時医療救護活動ガイドライ るフェーズ区分】 分	ン (東京都保健医療局)」に基づき行うもの 想定される状況 〈略〉	
		【医療救護活動における 区 0	分 答〉 答〉 性期 被害》	想定される状況	分把握し なお、 とする。 【 医療 類 0	し、必要な措置 医療救護対策 数 護活動におけ 区 (72時間~	の予防のため、常に良好な衛生状態を を講じる。 は、「災害時医療救護活動ガイドライ るフェーズ区分】 分 各〉 各〉 性期 (大的・物的支援の受入 <u>態</u>	水(東京都保健医療局)」に基づき行うもの 想定される状況 〈略〉 る略〉 はでき、ライフライン等が復旧し始めて、	
		【医療救護活動における 区 0	分 格〉 格〉 生期 被害》 ~1週間) 人的	想定される状況 <略> べ略> 大況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、 ・物的支援の受入<mark>体制</mark>が確立されている状況	分把握し なお、 とする。 【 医療 類 0 1	し、必要な措置 医療救護対策 数護活動におけ 区 (72時間~	の予防のため、常に良好な衛生状態を を講じる。 は、「災害時医療救護活動ガイドライ るフェーズ区分】 分 各〉 各〉 性期 (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大)	ン (東京都保健医療局)」に基づき行うもの 想定される状況 〈略〉 〈略〉 【でき、ライフライン等が復旧し始めて、 【参が確立されている状況	
		【医療救護活動における 区 0	分 格〉 格〉 生期 被害〉 ~1週間) 人的	想定される状況	分把握し なお、 とする。 【 医療 類 0 1	し、必要な措置 医療救護対策 数護活動におけ 区 (72時間~	の予防のため、常に良好な衛生状態を を講じる。 は、「災害時医療救護活動ガイドライ るフェーズ区分】 分 各〉 各〉 性期 (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大)	ン (東京都保健医療局)」に基づき行うもの 想定される状況 〈略〉 〈略〉 【でき、ライフライン等が復旧し始めて、 《参が確立されている状況 〈略〉	
		【医療救護活動における 区 0	分 格〉 格〉 生期 被害? ~1週間) 人的 格〉	想定される状況	分把握し なお、 とする。 【 医療 類 0 1 2	し、必要な措置 医療救護対策 数護活動におけ 区 (72時間~ (72時間~	の予防のため、常に良好な衛生状態を を講じる。 は、「災害時医療救護活動ガイドライ るフェーズ区分】 分 各〉 各〉 性期 (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大)	ン (東京都保健医療局)」に基づき行うもの 想定される状況 〈略〉 〈略〉 【でき、ライフライン等が復旧し始めて、 《参が確立されている状況 〈略〉 〈略〉	
		【医療救護活動における 区 0	分 格〉 性期 被害〉 ~1週間) 人的 格〉 格〉 格〉	想定される状況	分把握いたまする。 【医療材 0 1 2 3 4 5	し、必要な措置 医療救護対策 数護活動におけ 区 (72時間~ (72時間~	の予防のため、常に良好な衛生状態を を講じる。 は、「災害時医療救護活動ガイドライ るフェーズ区分】 分 各〉 各〉 各〉 と は期 と1週間) 人的・物的支援の受入 を 各〉 各〉 各〉 各〉 各〉	と (東京都保健医療局)」に基づき行うもの 想定される状況 〈略〉 をでき、ライフライン等が復旧し始めて、 会内 〈略〉 〈略〉 〈略〉 〈略〉 〈略〉	

章節	頁			現行						修正				理由
		第2節	医薬品・医療資器材の確	保 救急・福祉対応	部庶務班		第	第2節	医薬品・医療資器材の確保	医療救護班				
		第3節	医療施設の確保	救急・福祉対応	部庶務班		第	第3節	医療施設の確保	医療救護班				
		第4節	防疫 <mark>体制</mark> の確立	救急・福祉対応	部庶務班		第	第4節	防疫 <u>態勢</u> の確立	医療救護班				
		第5節	食品衛生管理	救急・福祉対応	部庶務班		第	第5節	食品衛生管理	医療救護班				
8 1	98	第1節 初					第1	1節 初	刃動医療<u>態勢</u>					組織名等の変更
		1 医療情	 情報の収集・伝達				1	医療情	 情報の収集・伝達					最新データへの更新
			<u> 福祉対応部庶務班</u> は、西多						<u>選班</u> は、西多摩医師会及び福					
									「及び薬局等医療機関の被災					
					ネーターに報告す	ける。この際、医療救護			るめ、圏域内医療対策拠点・		ーター	に報告する。この際	※、医療救護所	
			医療機関の活動状況を市民	に周知する。					記や医療機関の活動状況を市	民に周知する。				
			恒後の連携イメージ 】						道後の連携イメージ 】					
		<u>〈図略〉</u>	\ ↓ [\rightarres					図略〉						
		<u>都立・ク</u>		一场归烛后床座\【				都立病院 【去言*	-	· 6.12.145 (未图) 【				
		【果只有	『災害拠点病院等(西多摩 「		<u> </u>	学	, <u>-</u>	【果只有	『災害拠点病院等(西多摩二 │	火保健医療圏/】 	卡比			
		区分	病院名	所在地	TEL	病床 備考		区分	病院名	所在地	病床数	備考		
			青梅市立総合病院	青梅市東青梅 4-16-5	0428-22-3191	<u>562</u> 三次救急・ヘリ	(54	災害拠	青梅市立総合医療センター	青梅市東青梅 4-16-5	<u>529</u>	三次救急・ヘリ		
			公立阿伎留医療センタ	 あきる野市引田78-1	042-558-0321	310		大音戏 点病院	公立阿伎留医療センター	あきる野市引田78-1	<u>309</u>			
		点病院	<u></u>				. I ∟		公立福生病院	福生市加美平1-6-1	316			
		/// eta lian	公立福生病院	福生市加美平1-6-1	042-551-1111	316	1 11		高木病院	青梅市今寺5-18-9	180			
			高木病院 目白第二病院	青梅市今寺5-18-9 福生市福生1980	0428-31-5255 042-553-3511	180 160	1 11	点連携 病院	目白第二病院	福生市福生1980	160 116			
		病院	大聖病院	福生市福生871	042-551-1311	116	1 -		大聖病院 京病院:主に重症者の収容・	福生市福生871 治療を行う東京都が指定		性		
			<u> 八王州紀</u> 京病院:主に重症者の収容	** * * * * * * * * * * * * * * * * * * *		110	-		京連携病院:主に単独する状況				『が指定する病	
			京連携病院:主に中等症者			を行う都が指定する病院		院	11XZ494/14/20 - TX = 1 14/TE 11/20		- 114	11/2/ C 17 / 2/10/2/ II	11/2 / 3/11	
		災害医療	寮支援病院:主に専門医療	、慢性疾患への対応等を	行う病院(上記る	を除く全ての病院)	纵	災害医療	寮支援病院:主に専門医療、	慢性疾患への対応等を行	う病院	(上記を除く全ての	病院)	
8 1	99	2 即時效	<mark>付応期の</mark> 医療救護活動				2	医療刺	対護活動					組織名等の変更
		救急・福	<u> 福祉対応部庶務班</u> は、福生	市災害医療コーディネー	ターの助言を受り	け、市内の医療救護活動	等を統 医	医療救護	<u>護班</u> は、福生市災害医療コー	ディネーターの助言を受	:け、市	内の医療救護活動等	を統括・調整	
		括・調整す	「る。 <u>救急・福祉対応部住</u>	民福祉班は、医療救護活	動を支援する。		する	る。 <u>要</u> 種	己慮者対策班は、医療救護活	動を支援する。				
8 1	99	(1) 医疗	寮救護所の設置				I		医療救護所の設置					緊急医療対策の変更
			後24時間以内に公立福生犯				l l		24 時間以内に公立福生病院に	緊急医療救護所を設置し	し、医師	5会等の協力を得て 	トリアージ、	
			受後24~48時間以内に避難	所医療救護所を設置し、	運営する。避難所	所医療救護所の設置場所	は、	軽症者	香への治療等の対応を行う。					
			<u> : おりとする。</u> ************************************	•										
		<u>【近</u> 異	<u>性所医療救護所の設置場所</u>											
			施設名	<u>所在地</u>	0 1									
			福生市中央体育館 第四世紀本	福生市北田園 2-										
			<u>熊川地域体育館</u> 福生地域体育館	福生市熊川380-										
		 	横土地域体育館 豪救護所の役割】		<u> </u>			【竪魚匠	医療救護所の役割】					
					記さなの。丘埣州や	- 沙罟される医療粉雑託	- ,		おむね超急性期まで〕主に	災害拠点病院等の近接地	等に設制	置される医療救護所	:]	
			(ア) トリア		別元寺り延安地寺	-		_	ア)トリアージ		.1 (-15/2			
			<u>松急</u> (イ) 軽症者	(慢性疾患等を含む)に対	対する治療			(-	イ) 軽症者(慢性疾患等を	含む <u>。</u>)に対する治療				
		<u>医</u>	大教護所 (ウ) (必要)	こ応じて)中等症者・重然	症者に対する治療	\$		1		症者・重症者に対する治	治療			
				での応急処置				(3	エ) 搬送までの応急処置					
		NH.		期まで]避難所に設置され	れる医療救護所									
			<u>(ア) トリア</u>		サナス 沙皮									
		<u>医</u>		<u>(慢性疾患等を含む)に対しまれた。</u> 能な医療機関までの搬送										
			<u> (ソ) 文八円</u>	比は区別成民まての版区										

章郎	頁	現行	修正	理由
		(エ) 中等症者・重症者に対する応急処置 (オ) 避難者等に対する健康相談 (カ) 助産救護 [おおむね急性期以降] 巡回診療などを行う医療救護所 (ア) 傷病者に対する治療 (イ) 避難者等に対する健康相談		
8 1	99	(2) 医療活動拠点 医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整するため、 <mark>災害対策本部</mark> に設置する。	(2) 医療活動拠点 医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整するため、福生市保健センターに設置する。	使用施設の変更
8 1	99	(3) 医療救護体制 医療救護班の体制と業務は、次のとおりである。 医療救護班が不足する場合には、医療対策拠点に応援を要請する。 【医療救護班の体制】 ア 医療救護班 1 チームの編成は医師、看護師、事務職員各1名とし、災害の規模等の状況に応じて増班する。 イ 柔道整復師会は、医師の指示により柔道整復師法に規定された業務を実施する。 ウ 歯科医療救護班は、歯科医師、歯科衛生士又は歯科技工士、事務その他各1名とする。 【医療救護班等の業務】 医療救護班は、多数の負傷者に対応するトリアージを行い、傷病者を災害拠点病院等へ搬送する。	(3) 医療救護態勢 医療チーム等の体制と業務は、次のとおりである。 医療チーム等が不足する場合には、二次保健医療圏(西多摩)の医療活動拠点に応援を要請する。 【医療救護班の体制】 ア 医療チーム等 1 チームの編成は医師、看護師、事務職員各 1 名とし、災害の規模等の状況に応じて増班する。	組織名等の変更
		医療 <u>物護班</u> は、多級の負傷有に対応するトリノーンを刊い、傷柄有を灰音拠点柄阮寺へ搬送する。 医療 <mark>救護班</mark> 〈略〉	佐原 <u>ナーム等</u> は、多級の負傷有に対応するトリナーンを打い、傷柄者を灰音拠点柄阮寺へ搬送する。	
		歯科医療 <u>救護班</u> 〈略〉	医療 <u>チーム</u> 〈略〉	
		薬剤師 近	歯科医療 <u>チーム</u> 〈略〉	
			<u>薬</u> 剤師 <u>チーム</u> (略)	
8 1	100	3 負傷者等の搬送体制 救急・福祉対応部庶務班 救急・福祉対応部庶務班 大の順位に従って、搬送する。 (1) 福生消防署への搬送の要請 (2) 医療救護班の自動車での搬送 (3) 市公用車での搬送 (3) 市公用車での搬送 (3) 市公用車での搬送 (4) 連に患者搬送を行う。 (4) 「本部で開係機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、ヘリコスター等を活用して搬送する。 (5) 「本部管理部防災班は、東京都にヘリコズター出動を要請する。 (6) 「本部管理部防災班は、東京都にヘリコズター出動を要請する。) (6) 「本部管理部防災班は、東京都にヘリコズター出動を要請する。) (6) 「本部管理部防災班は、東京都にヘリコズター出動を要請する。) (6) 「本部管理部防災班は、東京都にヘリコズター出動を要請する。) (6) 「本部管理部防災班は、東京都にヘリコズター出動を要請する。) (6) 「本部管理部 (6) 「大部管理部 (6) 「大部で開始 (6) 「大部で用が (6) 「大部が (6) 「大部で用が (6) 「大部で用が (6) 「大部で用が (6) 「大部で用が (3 負傷者等の搬送態勢 医療救護班は、搬送手段を有する機関と連携して、緊急度や搬送人数等に応じた搬送手段を確保する。傷病者の災害拠点病院等への搬送は、消防等関係機関と連携し、車両・ヘリコプターにより行う。また、福生市が派遣する医療スタッフの搬送は、原則として福生市が関係機関等と調整する。 【負傷者の搬送】 次の順位に従って、搬送する。 (1) 福生消防署への搬送の要請 (2) 医療チームの自動車での搬送 (3) 市公用車での搬送 (3) 市公用車での搬送 番焼送を行う。 〈略〉 「かの医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、ヘリコプター当動を要請する。この場合、防災班は、東京都にヘリコプター出動を要請する。	組織名等の変更
8 1	100	新規	4 避難者への医療活動 (1) 医療救護所の設置 医療救護班は、発災後24~48時間以内に福生市保健センターに医療救護所を設置し、避難所の巡回医	緊急医療対策の変更
			療の拠点とする。医療救護所の設置場所は、次のとおりとする。 【医療救護所の設置場所】 施設名 所在地	

2 1 100	組織名等の変更 語句の適正
8 1 100 新規	組織名等の変更 語句の適正
1 100	組織名等の変更 語句の適正
R 1 100 4 保健衛生体制	組織名等の変更 語句の適正
2 1 100 4 保健衛生性制 探索・電子・大き・大き・大き・大き・大き・大き・大き・大き・大き・大き・大き・大き・大き・	組織名等の変更 語句の適正
2 上級機能活動は、全種側形に放散線スペースを確保して行う。 上級機能活動は、全種側形に動き速化を図る。 上級機能活動に、実施を図る。 上級機能活動 上級機能工動 大きし、水田、木戸保藤内上活動・透路を図る。 全人、水田、木戸保藤内上活動・透路を図る。 全人、水田、木戸保藤内上活動・透路を図る。 全人、水田、水田、大田、東部部が、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、	組織名等の変更 語句の適正
*** *** ** ** ** ** **	語句の適正
8 1 100 4 保健衛生注制 2 4 保健衛生注制 2 2 2 2 2 3 3 4 4 3 4 4 4 4 4	語句の適正
接急・溶社対応動性物能及び住民福祉制は、保健活動を実施する。	語句の適正
1 100 10 保健活動 保健師・来養士との他必要な職種からなる保健活動更を編成し、被災住民に対する健康に関する相談を行うという。 たま、応援が必要な場合には、東京都語社学健康に応援要請を行うとともに、交入1・修送修制を確立し、活動拠点を確保する。 たま、成長が必要な場合には、東京都経典医療に応援要請を行うとともに、交入・	
保健師・栄養士その他必要な職種からなる保健活動型を編成し、核災住民に対する健康に関する相談を行う。なお、成接が必要な場合には、東京都経性区が目の機能に関する健康に関する健康に対する健康に関する健康に対する健康に対する健康に対する健康に対する健康に対して、意力性、検験性限を確保する。 8 1 101 (2) こころのケア 必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置するとともに、彼災住民の心的外傷後ストレス障害(PTSD)をも提野に入れて、メンタルへルスケア <mark>は動態傷を図り、 被災の状況に即して活動地域を確保する。 </mark>	
9、たお、応接が必要な場合には、東京都福祉保健局に応接要請を行うとともに、受入・・・ 株送体制を確立 1 101 (2) こころのケア 必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置するとともに、被災住民の心的外傷後ストレス障害 (P TSD) をも視野に入れて、メンタルヘルスケア(小野艦者を図り) 被災の状況に即して活動する。なお、応援が必要な場合には、東京都医療と保護・大力で、大力のルールスケア(小野艦者を図り) 被災の状況に即して活動する。なお、応援が必要な場合には、東京都医療治療を確立し、活動拠点を確定し、被災の状況に即して活動する。なお、応援が必要な場合には、東京都医療治療を確立し、被災の状況に即して活動・水ので、大力・機送体制を確立し、活動拠点を確保する。	·る
し、活動拠点を確保する。 101 (2) こころのケア 必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置するとともに、被災住民の心的外傷後ストレス障害 (P T S D) され側手に入れて、メンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。なお、応援が必要な場合には、東京都災害派遣特神医療子の人、東京D P A T) に応援要請を行うとともに、受人担・搬送体制や確立し、活動拠点を確保する。 20	i
8 1 101 (2) こころのケア	送
必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置するとともに、被災住民の心的外傷後ストレス障害(P TSD)をも視野に入れて、メンタルへルスケア(本制整備を図り、被災の状況に即して活動する。なお、応 扱が必要な場合には、東京都災害派遣精神医療チーム(東京DPAT)に応援要請を行うとともに、受入 九・搬送権制を確立し、活動拠点を確保する。 8 1 101 (3) 在宅難病患者への対応 在宅難病患者への対応 在宅難病患者への対応 (3) 在宅難病患者への対応 (3) 在宅難病患者への対応 (4) 在宅人工呼吸器使用者への対応 「災害時人工呼吸器使用者への対応 「災害時人工呼吸器使用者の対応」「災害時人工呼吸器使用者の安査確認を行い、医療機関と連携し で、人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供し、出来るだけ在宅療養が 継続できるよう支援する。 8 1 101 (5) 透析患者等への対応	
TSD)をも視野に入れて、メンタルヘルスケア (本創整備を図り、被災の状況に即して活動する。なお、応 技が必要を場合には、東京都災害派遣精神医療チーム(東京DPAT)に応援要請を行うとともに、受人 九・撥送体割を確立し、活動拠点を確保する。 (PTSD)をも視野に入れて、メンタルヘルスケア (東京和アロース (東京DPAT)に応援要請を行うとともに、受人 九・撥送体割を確立し、活動拠点を確保する。 (101 (3) 在宅難病患者の対応 在宅難病患者の対応 在宅難病患者の対応 在宅難病患者の対応 在宅難病患者の対応 在宅難病患者の対応 在宅難病患者の対応 在を関係性者 リスト」を基に、在宅人工呼吸器使用者の対応 「災害時人工呼吸器使用者 リスト」を基に、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行い、医療機関と連携して、人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供し、「災害時人工呼吸器使用者の対応」で、人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供し、「災害時人工呼吸器使用者の安否確認を行い、医療機関と連携して、人工呼吸器使用者の安否確認を行い、医療機関と連携して、人工呼吸器使用者の安否確認を行い、医療機関と連携して、人工呼吸器使用者の安否確認を行い、医療機関の解験状況等の情報を提供し、「変るだけ在宅療養が継続できるよう支援、 (4) 在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行い、医療機関の開設状況等の情報を提供し、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援を事がある。 第 2 節 医薬品・医療資器材の確保 変急・描社が応能性移動に、東京都、医療機関、災害医療コーディネーター、薬剤師会、日本赤十字社東京都京京歌等と協力し、医薬品、医療資器材及び輸血用血液を調達・確保する。 (国売販売業者からの医薬品等調達の流れ) (図略・修正 医薬品・医療資器材及び輸血用血液を調達・確保する。 (国売販売業者からの医薬品等調達の流れ) (図略・修正	語句の適正
援が必要な場合には、東京都災害派遣精神医療チーム(東京DPAT)に応援要請を行うとともに、受人 れ、搬送作制を確立し、活動拠点を確保する。 101 (3) 在宅難病患者への対応 在宅離病患者の対応 在宅離病患者の対応 を接後要請する。	害
2 ともに、受入・搬送艦砂を確立し、活動拠点を確保する。 2 ともに、受入・搬送艦砂を確立し、活動拠点を確保する。 2 ともに、受入・搬送艦砂を確立し、活動拠点を確保する。 2 ともに、受入・搬送艦砂を確立し、活動拠点を確保する。 3 在宅難病患者への対応	す
8 1 101 (3) 在宅難病患者への対応	· う
在宅難病患者の状況把握に努めるとともに必要に応じ、東京都に対し在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援を要請する。 8 1 101 (4) 在宅人工呼吸器使用者への対応 「災害時人工呼吸器使用者りスト」を基に、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行い、医療機関と連携して、人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供し、出来るだけ在宅療養が機能できるよう支援する。 8 1 101 (5) 透析患者等への対応 透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問い合むせに対して情報提供できる体制を取る。 8 2 101 第 2 節 医薬品・医療資器材の確保 来2 節 医薬品・医療資器材の確保 京都安等と協力し、医療機関、災害医療コーディネーター、薬剤師会、日本赤十字社東京都等を協力し、医薬機関、災害医療コーディネーター、薬剤師会、日本赤十字社東京都等を協力し、医薬品、医療資器材及び輸血用血液を調達・確保する。 【卸売販売業者からの医薬品等調達の流れ】 在宅難病患者の状況把握に努めるとともに必要に応じ、東京都に対し在宅難病患者の搬送及び救養の支援を要請する。 (4) 在宅人工呼吸器使用者への対応 東京都在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行い、医療機関と連携して、人工呼吸器使用者リト」を基に、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行い、医療機関に変情と連携して、人工呼吸器使用者及び、国際機関の開設状況等の情報を提供し、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援る。 (5) 透析患者等への対応 透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問合せに対して情報提供できる態勢を取る。 第 2 節 医薬品・医療資器材の確保 医療效性理に、東京都、医療機関、災害医療コーディネーター、薬剤師会、日本赤十字社東京都等と協力し、医薬品、医療資器材及び輸血用血液を調達・確保する。 【卸売販売業者からの医薬品等調達の流れ】 (図略) 修正	
支援を要請する。 支援を要請する。 支援を要請する。 支援を要請する。 支援を要請する。 支援を要請する。 大工呼吸器使用者への対応 「災害時人工呼吸器使用者リスト」を基に、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行い、医療機関と連携して、人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供し、出来るだけ在宅療養が継続できるよう支援・ 上来るだけ在宅療養が継続できるよう支援 上来を提関の解験状況等の情報を提供し、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援 上来を担いて情報ときる性料を収入しまます。 上来を収集し、透析医療機関及び患者からの間合せに対して情報ときる整整を取る。 第2節 医薬品・医療資器材の確保 上来の部を集まする。 上来の部を機関、災害医療コーディネーター、薬剤師会、日本赤十字社専京都等と協力し、医薬品、医療資器材及び輸血用血液を調達・確保する。 上来の表に表すると協力し、医薬品、医療資器材及び輸血用血液を調達・確保する。 上来の表に表すると協力し、医薬品、医療資器材及び輸血用血液を調達・確保する。 上来の表に表すると協力し、医薬品、医療資器材及び輸血用血液を調達・確保する。 上来の表に表すると協力し、医薬品・医療資器材及び輸血用血液を調達・確保する。 上来の表に表すると協力し、医薬品、医療資器材及び輸血用血液を調達・確保する。 上来の表に表するとは方は、東京都、医療機関、災害医療コーディネーター、薬剤師会、日本赤十字社専京都等と協力し、医薬品、医療資器材及び輸血用血液を調達・確保する。 上来の表に表するとは方は、東京都、医療機関・災害を療力・のと薬品等調達の流れ 上来の表に表するとは方は、東京都・企成者は大きなが、東京	語句の適正
8 1 101 (4) 在宅人工呼吸器使用者への対応	態
「災害時人工呼吸器使用者リスト」を基に、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行い、医療機関と連携して、人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供し、出来るだけ在宅療養が機続できるよう支援する。 8 1 101 (5) 透析患者等への対応 透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析医療機関及び患者からの間い合むせに対して情報提供できる体制を取る。 8 2 101 第2節 医薬品・医療資器材の確保 教急・福祉対応部庶務班は、東京都、医療機関、災害医療コーディネーター、薬剤師会、日本赤十字社東京都 容と協力し、医薬品、医療資器材及び輸血用血液を調達・確保する。 【卸売販売業者からの医薬品等調達の流れ】 (図略) 修正	
て、人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供し、出来るだけ在宅療養が 継続できるよう支援する。 8 1 101 (5) 透析患者等への対応 透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対して情報提供できる体制を取る。 8 2 101 第 2 節 医薬品・医療資器材の確保 教念・福祉対応部庶務班は、東京都、医療機関、災害医療コーディネーター、薬剤師会、日本赤十字社東京都京都支部等と協力し、医薬品、医療資器材及び輸血用血液を調達・確保する。 【卸売販売業者からの医薬品等調達の流れ】 「図略」を取る。 8 2 101 第 2 節 医薬品・医療資器材の確保 教念・福祉対応部庶務班は、東京都、医療機関、災害医療コーディネーター、薬剤師会、日本赤十字社東京都等と協力し、医薬品、医療資器材及び輸血用血液を調達・確保する。 【即売販売業者からの医薬品等調達の流れ】 「図略」を基に、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行い、医療機関と連携して、人工呼吸器使用者及 族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供し、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援 る。 (5) 透析患者等への対応 透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問合せに対して情報提供できる態勢を取る。 第 2 節 医薬品・医療資器材の確保 医療救護班は、東京都、医療機関、災害医療コーディネーター、薬剤師会、日本赤十字社東京都等と協力し、医薬品、医療資器材及び輸血用血液を調達・確保する。 【即売販売業者からの医薬品等調達の流れ】 「図略」修正	記載の追加
機続できるよう支援する。 上記	
8 1 101 (5) 透析患者等への対応 透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問い合かせに対して情報提供で きる体制を取る。 (5) 透析患者等への対応 透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問合せに対して情報提供で きる <u>体制</u> を取る。 8 2 101 第2節 医薬品・医療資器材の確保 救急・福祉対応部庶務班は、東京都、医療機関、災害医療コーディネーター、薬剤師会、日本赤十字社東京都京都支部等と協力し、医薬品、医療資器材及び輸血用血液を調達・確保する。 【卸売販売業者からの医薬品等調達の流れ】 (図略) 第2節 医薬品・医療資器材及び輸血用血液を調達・確保する。 【卸売販売業者からの医薬品等調達の流れ】 (図略) 第2節 医薬品・医療資器材及び輸血用血液を調達・確保する。 【卸売販売業者からの医薬品等調達の流れ】 (図略)	
透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問 <u>い合わ</u> せに対して情報提供できる <u>体制</u> を取る。 8 2 101 第2節 医薬品・医療資器材の確保 <u>救急・福祉対応部庶務班</u> は、東京都、医療機関、災害医療コーディネーター、薬剤師会、日本赤十字社東京都京都支部等と協力し、医薬品、医療資器材及び輸血用血液を調達・確保する。 【卸売販売業者からの医薬品等調達の流れ】 <u>〈図略〉</u>	
透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問 <u>い合わ</u> せに対して情報提供できる <u>体制</u> を取る。 8 2 101 第2節 医薬品・医療資器材の確保 <u>救急・福祉対応部庶務班</u> は、東京都、医療機関、災害医療コーディネーター、薬剤師会、日本赤十字社東京都京都支部等と協力し、医薬品、医療資器材及び輸血用血液を調達・確保する。 【卸売販売業者からの医薬品等調達の流れ】 <u>図略</u> 「透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問合せに対して情報提供できる <u>能勢</u> を取る。 第2節 医薬品・医療資器材の確保 <u>医療救護班</u> は、東京都、医療機関、災害医療コーディネーター、薬剤師会、日本赤十字社東京都等と協力し、医薬品、医療資器材及び輸血用血液を調達・確保する。 【即売販売業者からの医薬品等調達の流れ】 <u>図略</u>	
きる <u>体制</u> を取る。 きる <u>体制</u> を取る。 きる <u>能勢</u> を取る。 きる <u>態勢</u> を取る。 第2節 医薬品・医療資器材の確保	語句の適正
8 2 101 第2節 医薬品・医療資器材の確保 救急・福祉対応部庶務班は、東京都、医療機関、災害医療コーディネーター、薬剤師会、日本赤十字社東京都京都支部等と協力し、医薬品、医療資器材及び輸血用血液を調達・確保する。 第2節 医薬品・医療資器材の確保 「海売販売業者からの医薬品等調達の流れ」 「国売販売業者からの医薬品等調達の流れ」 (図略) 修正	
<u>救急・福祉対応部庶務班</u> は、東京都、医療機関、災害医療コーディネーター、薬剤師会、日本赤十字社東 京都支部等と協力し、医薬品、医療資器材及び輸血用血液を調達・確保する。 【卸売販売業者からの医薬品等調達の流れ】 〈図略〉	如做点数の亦更
京都支部等と協力し、医薬品、医療資器材及び輸血用血液を調達・確保する。 【卸売販売業者からの医薬品等調達の流れ】 〈図略〉 「図略〉	組織名等の変更
【卸売販売業者からの医薬品等調達の流れ】 <u>〈図略〉</u>	(百.
<u>〈図略〉</u>	
8 2 102 1 災害薬事センターの設置	組織名等の変更
0 2 102 1 2 103 1 2 103 1 2 104 2 105 105 2 105 105 2 105 105 2 105 105 2 105 105 2 105 105 2 105 105 2	
となる災害薬事センターを設置する。災害薬事コーディネーターは、薬剤師会から選任する。	
8 2 102 2 市が使用する医薬品の業務手順 2 市が使用する医薬品の業務手順	語句の適正
	一部ツツ道上
(1) 市の備蓄品を使用する	詩でリソノ地上
災害発生時には医師会、歯科医師会、薬剤師会と協議の上、市の備蓄を優先的に使用する。備蓄だけで対 災害発生時には医師会、歯科医師会、薬剤師会と協議の上、 <u>福生</u> 市の備蓄を優先的に使用する。	66 HJV 力固止
応ができない場合は、薬剤師会医薬品管理センターや薬局等へ提供を要請する。 だけで対応ができない場合は、薬剤師会医薬品管理センターや薬局等へ提供を要請する。	

章	節	頁		現行			修正		理由
			(2) 東京都の備蓄品を			(2) 東京都の備蓄品を	使用する		語句の適正
					出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が配送 に示す卸売販売業者からの調達を行う)。			都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の 備蓄供出要請の前に、(3)に示す卸売販売業者	
8	2	103	(3) 市が卸売販売業者	から調達する		(3) 市が卸売販売業者	から調達する		語句の適正
				な場合】東京都に対し調達を要	センターがとりまとめて行う)。 請する。東京都は、災害時協力協定締結団体へ調 員卸売販売業者へ依頼する。			センターがとりまとめて行う)。 を要請する。東京都は、災害時協力協定締結団 、団体が会員卸売販売業者へ依頼する。	
8	2				護所で使用する医薬品は各医療救護所へ、避難所で			療救護所で使用する医薬品は各医療救護所へ、 納品する。)。	語句の適正
8	3		第3節 医療施設の確保			第3節 医療施設の確保		пли / Ф 0 / 0	語句の適正
			災害時には、多くの傷病 ことが必要である。この	者等に対応するため、 <u>すべて</u> の	医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を図る は、必要に応じ二次保健医療圏内の医療機関に対	災害時には、多くの傷	病者等に対応するため、 <u>全て</u> の このため、 <u>医療救護班</u> は、必要(医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を に応じ二次保健医療圏内の医療機関に対し、空	組織名等の変更
8	4	103	第4節 防疫 <mark>体制</mark> の確立			第4節 防疫態勢の確立			語句の適正
				、救急・福祉対応部庶務班は、	法律及び災害防疫実施要網(昭和 40 年厚生省公衆 東京都と緊密な連携をとりながら、防疫計画を策定		局長通知)に基づき、 <u>保健活動チ</u>	る医療に関する法律及び災害防疫実施要網(昭一一ムを編成し、東京都が派遣する環境衛生指	
			〈略〉		〈略〉	〈略〉		〈略〉	
				速やかにねずみ族、昆虫等の駒 被災地や避難所における感染症		ねずみ族、昆虫 <u>等</u> の駆 除	(速やかにねずみ族、昆虫等の駆		
			感染症の予防	と連携して対応する。また、流行う。 1 必要に応じて、「防疫班」 る。 2 防疫活動の実施に当たって	施する。感染症の集団発生時には西多摩保健所 肖毒班を編成し、患者発生時の消毒(指導)を 、「消毒班」を編成し、防疫活動を実施す て、対応能力が十分でない場合には東京都 <u>福祉</u> は西多摩医師会に協力を要請する。 まえ、予防接種を実施する。	感染症の予防	に、必要に応じ予防接種を実施と連携して対応する。また、消行う。 1 必要に応じて、「防疫班」 る。 2 防疫活動の実施に当たって	医の発生状況を把握し、予防対策を行うととも 面する。感染症の集団発生時には西多摩保健所 消毒班を編成し、患者発生時の消毒(指導)を 、「消毒班」を編成し、防疫活動を実施す 、対応能力が十分でない場合には東京都保健 は西多摩医師会に協力を要請する。	
			〈略〉		〈略〉		3 感染症の流行状況等を踏ま	え、予防接種を実施する。	
			〈略〉		〈略〉	〈略〉		〈略〉	
						〈略〉		〈略〉	
8	5	104	【食品衛生管理の方法】 〈略〉 食中毒発生時の対 <u>*</u>	女 <mark>急・福祉対応部</mark> は、食中毒患者	など、西多摩保健所の活動に協力する。 〈略〉 香が発生した場合、東京都食品衛生監視員によ 它明及び被害の拡大防止に努める。	【食品衛生管理の方法】 〈略〉 食中毒発生時の対 <u>2</u>	この徹底を推進するなど、西多摩修 医療救護班は、食中毒患者が発生 の検査等に協力し、原因究明及び	〈略〉 :した場合、東京都食品衛生監視員による所要	組織名等の変更
9		105	第 <u>8</u> 章 避難者対策 〈略〉 〈図略〉			第 <u>9</u> 章 避難者対策 〈略〉 〈 <u>図略〉削除</u>			災害対策本部の構 成、役割分担の見直 し
				活動項目	担当班		活動項目	活動を担う組織	
			第1節 避難情報		本部管理部防災班、 <u>広報・広聴班、避難所対</u> <u>応部避難所班</u> 、消防 <u>部</u>	第1節 避難の基本			

章節	頁	現行		修正		理由
			避難所対応部庶務班、避難所班、救急・福祉	第2節 避難情報	防災班、情報班、秘書広報班、消防班	
		第2節 避難所の開設・管理運営	対応部住民福祉班、物資・輸送・環境部物資		避難所統括班、避難所対応班、要配慮者対策	
			管理班、給食・給水対応部	第3節 避難所の開設・管理運営	班	
		第3節 被災者の他地区への移送	本部管理部防災班	第4節 被災者の他地区への移送	防災班	
		第4節 避難における避難行動要支援者への対策	<u>本部管理部</u> 防災班、 <u>避難所対応部避難所班</u> 、 <u>救急・福祉対応部住民福祉班</u>	第5節 避難における避難行動要支援者への対策	防災班、避難所統括班、避難所対応班、要配 虚者対策班	
9 1	105			第1節 避難の基本		地震時の行動につい
		1 地震時の避難行動 地震時は、次の避難行動を行うことを基本とする。		1 地震時の避難行動 地震時は、次の避難行動を行うことを基本とする。 (1) 地震直後は、地域の安全、避難行動要支援者の (2) 地域に危険がない場合は、耐震性の確保された (3) 自宅等の被害、延焼火災、崖崩れ等の危険がある。 で避難誘導、避難支援を行い、一時避難場所又に (4) 地域の危険性が解消された場合は、自宅等でな (5) 自宅等の被害で居住することができない場合に等を確保し生活する。 2 避難先 地震直後の避難先は、一時避難場所又は広域避難場所 自宅での居住が不可能な場合は、避難所のほか、密を ル・旅館等に分散避難を行い、避難生活を行うものとな	と避けるため各自が確保した親戚・知人宅、ホテ	て、防災基本計画の 修正等にあわせて追 加
		<u>〈図略〉</u>		【 <u>避難の流れ】</u> 〈図略〉 修正		
9 2	106	第1節 避難情報		第2節 避難情報		語句の適正
		本部管理部防災班は、地震の発生によって、延焼火災	、 <mark>がけ</mark> 崩れ等の危険性がある地域の住民に対し、警	防災班は、地震の発生によって、延焼火災、崖崩れ等	等の危険性がある地域の住民に対し、警察署・消	
		察署・消防署等関係機関と相互に連絡を <u>と</u> りながら、速	やかに避難の指示を行い、避難誘導を行う。	防署等関係機関と相互に連絡を取りながら、速やかに通	<u>廃難の指示を行い、避難誘導を行う。</u>	
9 2	106	1 避難情報 本部長は、人の生命又は身体を災害から保護し、そ認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住 本部管理部防災班は、避難指示を行う場合、警察署 先を定めて指示するとともに、速やかに東京都に報告 また、避難のための立退きを行うことにより、かえり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときはし、緊急安全確保措置を指示する。 なお、避難指示に先立ち、市民等の避難準備と避難 難を伝達する。 【避難情報の基準】 〈表略〉	者等に対し、避難のための立退きを指示する。 長及び消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難する(解除の場合も同様とする)。 って人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあ 、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対	1 避難情報 本部長は、人の生命又は身体を災害から保護し、そと認めるときは、必要と認める地域の必要と認める原難指示) する。 防災班は、避難指示を行う場合、警察署長及び消防で指示するとともに、速やかに東京都に報告する(角	居住者等に対し、避難のための立退きを指示 <u>(避</u> 方署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定め	避難情報の変更
		<略>		<u> </u>		
9 2	107	2 避難指示の伝達 <u>本部管理部広報・広聴班</u> は、次のように避難指示の伝	達を行う。	2 避難指示の伝達 情報班及び秘書広報班は、次のように避難指示の伝達	を行う。	災害対策本部の構 成、役割分担の見直 し
9 2	107	(2) 伝達の方法 避難指示を行う場合、次の手段を用いるものとする。		(2) 伝達の方法 避難指示を行う場合、次の手段を用いるものとする。		現況との整合
		ア 防災行政無線(防災行政無線塔・文字表示盤・) イ ふっさ情報メール	戸別受信機)	ア <u>福生市</u> 防災行政無線(防災行政無線塔・文字表 イ ふっさ情報メール	長示盤・戸別受信機)	

章 節 耳	頁			現行				修正		理由
		ウ あんまちツイッタ 工 広報車 オ Lアラート(報道	_	道)		ウ 福生市公式アプリ エ SNS オ 広報車 カ Lアラート (報道 キ エリアメール ク 消防団等による呼	1機関からの報	道)		
9 2 10		3 警戒区域の設定 (1) 警戒区域の設定権者 警戒区域の設定権者及び 【警戒区域の設定権者及び	要件は、次の	とおりである。		3 警戒区域の設定 (1) 警戒区域の設定権者 警戒区域の設定権者及ひ 【警戒区域の設定権者及ひ	が要件は、次の)とおりである。		語句の適正
		実施責任者	種別	要件	根拠	実施責任者	種別	要件	根拠	
		市長	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている 場合で、人の生命又は身体に対する危険を 防止するため、特に必要があると認めると き	災害対策 基本法63条	市長	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき。	災害対策 基本法 <u>第</u> 63条	
		警察官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策 基本法63条	警察官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその 委任を受けた市職員が現場にいないと き、又はこれらの者から要求があったと	災害対策 基本法 <u>第</u> 63条	
		災害派遣を命ぜられた 部隊等の自衛官 消防吏員又は	災害全般水害を除く	同上の場合において、市長等、警察官がその場にいないとき 災害の現場において、消防警戒区域を設定	災害対策 基本法63条 消防法28条	災害派遣を命ぜられた 部隊等の自衛官	災害全般	き <u>。</u> 同上の場合において、市長等、警察官が その場にいないとき。	災害対策 基本法第63条	
		消防団員	災害全般	し活動確保する必要があるとき	消防法36条	消防吏員又は消防団員	水害を除く 災害全般	災害の現場において、消防警戒区域を設 定し活動確保する必要があるとき。	消防法 <u>第</u> 28条 消防法 <u>第</u> 36条	
2 10	08 ((2) 規制の実施 <u>本部管理部</u> 防災班は、警 〈略〉	戒区域の規制	に当たって次の措置をとる。		(2) 規制の実施 防災班は、警戒区域の規 〈略〉	見制に当たって	次の措置をとる。		語句の適正
2 10	ž	4 避難誘導	、避難所対応	<mark>部避難所班及び</mark> 消防 <mark>部</mark> が自主防災組織や <mark>民生</mark>	<mark>委員</mark> 等と協力して行	4 避難誘導	て、消防 <u>班</u> が自	主防災組織や <u>避難支援者</u> 等と協力して行う。	ものとする。	対策の変更語句の適正
		指定緊急避難場所•	じめ地域で定	された場合、市民が自主防災組織や事業所等の めた一時集合場所に集合し、自主防災組織や事 、集団で指定緊急避難場所(一時避難所)や指 〈略〉	事業所等のリー	指定緊急避難場所·	じめ地域で定	された場合、市民が自主防災組織や事業所等 めた一時集合場所に集合し、自主防災組織や 、集団で指定緊急避難場所(一時避難 <u>場</u> 所) 〈略〉	P事業所等のリー	
				者等の避難行動要支援者を、地域住民,自主防 適切に避難誘導し、安否確認を行う。 〈略〉	方災組織等の協	1 1		者等の避難行動要支援者を、地域住民,自主力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を 〈略〉		
		〈略〉		〈略〉		〈略〉		〈略〉		
1	08	6 避難に当たっての留意				6 避難に当たっての留意		・田勿然でする		語句の適正
2 10		<u>本部管埋部</u> 防災班は、避 〈略〉	難に当たり、	次の事項を周知徹底する。		防災班は、避難に当たり (略)	、伙の争項を	川和飯底りる。		

章節	頁	現行	修正	理由
9 3	_		1 避難所の開設 (1) 開設の方針 震度 5 強以上の地震が発生した場合、避難所運営連絡会構成員は、避難所に自主的に参集し避難所の開設を行う。 ア 市内に震度 5 強以上の地震(気象庁発表)が発生し、多数の避難者が予測される場合は、指定する避難所の全てを開設する。 イ 同様に震度 5 弱以下の場合は、避難状況に応じて開設する。	市の新たな災害対策の追加
9 3	109		(2) 避難所の開設 避難所対応 <u>班</u> は、施設管理者や自主防災組織等と連携し、速やかに施設の安全を確認し、受入態勢を	災害対策本部の構成、役割分担の見直し
		び開設予定期間等を速やかに、東京都福祉保健局、福生警察署、福生消防署等 関係機関への通知 関係機関に報告・通知する。 東京都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム(DIS) への入力等により行う。個別の連絡調整は東京都防災行政無線で行う。	防災班は、避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに、東京都、福生警察署、福生消防署等の関係機関に報告・通知する。 東京都への報告は、原則として東京都災害情報システム(DIS)への入力等により行う。個別の連絡調整は東京都防災行政無線で行う。	
9 3	109	2 二次避難所 (福祉避難所) の開設 救急・福祉対応部住民福祉班は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、協定に基づき福祉避難所を開設し、不足する場合は社会福祉施設、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。 二次避難所 (福祉避難所) を開設したときは、開設日時、場所、避難者数 (介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む)、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、東京都福祉保健局及び福生警察署、福生消防署等関係機関に連絡する。	館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。 福祉避難所(二次避難所)を開設したときは、開設日時、場所、避難者数(介護等に特段の配慮を要	組織名等の変更用語の変更
9 3	110	3 避難所が不足する場合の対応 避難所対応部庶務班は、指定避難所だけでは不足する場合は、他の公共及び民間の施設管理者に対し、過難所としての施設の提供を要請する。 また、一時的に被災者を受け入れるため野外に受入施設を開設する。なお、野外受入施設を開設する資材が不足するときは、東京都福祉保健局に調達を要請する。 〈略〉	3 避難所が不足する場合の対応 (1) 避難所の指定 避難所統括班は、指定避難所だけでは不足する場合は、中央図書館を始めとする他の公共施設及び民間施設の管理者に対し、避難所としての施設の提供を要請する。	語句の適正
9 3	110	新規	(2) 親戚・知人宅への避難促進 避難所対応班は、市指定の避難所だけでなく親戚・知人宅、旅館、ホテル等の各自で確保した避難先 への避難を呼び掛ける。その際に、所在を市に連絡するよう要請する。	防災基本計画の修正
9 3	110	4 食料・生活必需品等の供給・貸与 〈略〉 (1) 炊き出し等の <u>体制</u> が整うまでの間は、市及び東京都の備蓄又は調達する食料等を支給する。 〈略〉	4 食料・生活必需品等の供給・貸与 〈略〉 (1) 炊き出し等の <u>能勢</u> が整うまでの間は、 <u>福生</u> 市及び東京都の備蓄又は調達する食料等を支給する。 〈略〉	語句の適正
9 3	110	5 運営	5 運営	他被災自治体におけ る災害教訓の反映

章節	頁		現行		修正	理由
			班は、自主防災組織等を中心とした住民組織を主体とした運営 <u>連絡会</u> を設置するな		主防災組織等を中心とした住民組織を主体とした <u>避難所</u> 運営 <u>組織</u> を設置するな	
		ど、避難所内避難者や たる。	ボランティア等の協力を得て、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所の運営に当	ダンドライン との とり とう	ボランティア等の協力を得て、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所の運営	
					難所で必要な設備等の状況は、避難所統括班に報告する。	
					料・物資担当、医療担当等の関係班で構成する避難所運営の専門チームを本部内	
					ーティングによる情報共有、避難者支援の問題点の解決を図る。	I LIVE SEE A
$\begin{vmatrix} 9 & 3 \end{vmatrix}$	111	(2) 運営主体	2.1.1.4. 体口如做2.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4	(2) 運営主体	シンフェ ひ口如体 パウンルングボーン ロンマン・フェン・ウンサ (の) 中の 小士・学歴	市の対策との整合
			心とした住民組織が自主的な活動で運営できるよう、自主防災組織の代表、学校等が			語句の適止
		所運営連絡会には女性	ランティアの代表、市職員等が参画する避難所運営 <mark>連絡会</mark> を立ち上げる。なお、避難 を含めるものとする		、	
		MEA <u>EMA</u> CIASIL	2 A W S C Y S O	運営組織には女性を含		
		また、避難所運営に	ついて専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう情報共有に努め、管理責任		難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう情報共有に	
		者及び避難者の代表と	協議しながら、避難所運営を補助する。	努め、管理責任者及び	避難者の代表と協議しながら、避難所運営を補助する。	
9 3	111	(3) 避難所の運営		(3) 避難所の運営		災害対策本部の構
			、次のとおりである。		、次のとおりである。	成、役割分担の見直
		【避難所の運営方法		【避難所の運営方法		L
			避難所運営連絡会は、避難者カードを配布・回収の上、これを基に避難者名		選難所運営組織は、避難者カードを配布・回収の上、これを基に避難者名簿	語句の適正
		簿の作成	簿等をできる限り早期に作成し、管理責任者に提出する。 マーデージョダーのは、下が下へはできなったのが、 サエン電目 このは地域を	簿の作成	等をできる限り早期に作成し、管理責任者に提出する。	
			ア 運営連絡会は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資 の必要数を取りまとめ、管理責任者に提出する。管理責任者は、物資管理		ア <u>避難所</u> 運営 <u>組織</u> は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他 物資の必要数を取りまとめ、管理責任者に提出する。管理責任者は、 <u>避難</u>	
		 食料、生活必需品			所統括班に報告する。	
		の調達・配布	イ 運営連絡会及び管理責任者は、到着した食料や物資を受け取った場合	 食料、生活必需品	イ 避難所統括班は、各避難所の必要数をとりまとめ、物資班に調達、配送	
			は、その都度、避難所物品受払簿に記入の上、避難者やボランティア等の	の調達・配布	<u>を要請する。</u>	
			協力を得て配布する。		<u>ウ</u> <u>避難所</u> 運営 <u>組織</u> 及び管理責任者は、到着した食料や物資を受け取った場	
			ア ごみの排出方法、トイレの使用方法など、衛生管理上の留意事項を周知		合は、その都度、避難所物品受払簿に記入の上、避難者やボランティア等	
		清掃・衛生対策	する。		の協力を得て配布する。	
			イ 避難者の協力により、トイレ・ごみ置き場等の自主的な清掃 <u>体制</u> を確立		ア <u>避難所運営組織及び管理責任者は</u> ごみの排出方法、トイレの使用方法な ど、衛生管理上の留意事項を周知する。	
			する。 ア 学校プール等によって生活用水を確保し、水洗機能の回復を図る。	清掃・衛生対策	と、 衛生官理工の留息事項を向知りる。 イ 避難所運営組織は、避難者の協力により、トイレ・ごみ置き場等の自主	
		トイレ機能の確保	イ 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。		的な清掃態勢を確立する。	
		プライバシーの保			ア 避難所運営組織及び管理責任者は学校プール等によって生活用水を確保	
		護	避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー確保に留意する。		し、水洗機能の回復を図る。	
			平時の訓練参加や防災活動を通して避難所運営連絡会への女性の参加を呼び	1 1 2 小文市口マンド田ノハ	イ 選 選 選 選 選 選 選 選	
		1.44の提上での時	掛け、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズ		イレ等を確保し、対応する。	
		女性の視点での避難所運営	の違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣 室、授乳室の設置や、女性による生理用品や女性用下着の配布、避難所にお	サインティアンーの保 護	<u>避難所運営組織及び管理責任者は、</u> 避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー確保に留意する。	
		無別連名	主、投れ主の設置や、女性による生産用品や女性用下有の配布、避難所にお ける安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営		避難所運営組織及び管理責任者は、避難所運営組織への女性の参加を呼び掛	
			に努める。		け、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの	
		NH44601 - 1-4-1-11 -	避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレ	女性の視点での避	違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、	
		避難者への情報の	ビ・ラジオ等の設置、広報紙臨時版(かわら版)の配布、インターネット、	難所運営	授乳室の設置や、女性による生理用品や女性用下着の配布、避難所における	
		提供	FAX等の整備に努め、被災者の特性に応じた情報提供手段をとる。		安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努	
			避難所ごとに避難者情報の早期把握及び避難所以外に滞在している被災者の		める。	
		情報の把握、報告	情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、東京都等に報告	Section to the con-	避難所運営組織及び管理責任者は、避難所に避難した被災者に対し、正確か	
		N	する。		つ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、広報紙臨時版(か	
			市災害ボランティアセンター等 <u>を通じて</u> 、避難所で活動するボランティア <u>を</u>	提供	わら版)の配布、インターネット、FAX等の整備に努め、被災者の特性に 内にた時報提供手段ないス	
		遣	派遣する。		応じた情報提供手段をとる。	
		る取組	ア 立入禁止区域、土足禁止区域、分煙区域を設定する。			
		、 シャズルロ				I

章節	頁	現行	修正	理由
		イ 避難の長期化等必要に応じて、避難者や運営スタッフ等の健康状態を把握し、必要な措置を講じる。 ウ 避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じる。 エ インフルエンザ等の感染症予防(手洗い、うがい等)の励行の周知及び患者発生時の感染拡大防止対策を実施する。 オ 管理責任者は、防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。	情報の把握、報告 福生市は、避難所ごとに避難者情報の早期把握及び避難所以外に滞在している被災者の情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、東京都等に報告する。 ボランティアの派遣生市は、避難所ごとにボランティアのニーズを調査し、福生市災害ボランティアセンター等に対して、避難所で活動するボランティアの派遣を要請する。 ア 避難所運営組織及び管理責任者は、立入禁止区域、土足禁止区域、分煙区域を設定する。 イ 避難所運営組織及び管理責任者は、避難の長期化等必要に応じて、避難者や運営スタッフ等の健康状態を把握し、必要な措置を講じる。ウ 避難所運営組織及び管理責任者は、避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じる。エ 避難所運営組織及び管理責任者は、新型インフルエンザ等感染症などの感染症予防(手洗い、うがい等)の励行の周知及び患者発生時の感染拡大防止対策を実施する。オ 管理責任者は、防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。	
9 3	112	新規	(4) 新型インフルエンザ等感染症などの感染症対策 避難所統括班は、新型インフルエンザ等感染症などの感染症が流行している場合、医療救護班と連携して、次の事項に留意して避難所の開設、運営を行う。 ア 健康状態の確認 避難受付時に検温、問診等を行い、感染の疑いがある者、濃厚接触者等を判別し、保健所に連絡する。感染の疑いがある者は、隔離し、医療機関等への移送等の措置を保健所に要請する。 イ 専用スペースの確保 感染の疑いのある者のスペース、家族等の濃厚接触者のスペース、専用のトイレの指定等、専用スペースを確保するとともに、施設内での動線を区分する。 ウ 衛生環境の確保 手洗いの実施、マスクの着用、十分な換気、定期的な消毒等を励行する。 エ 自宅療養者の受入れ 自宅療養等を行っている軽症者は、専用のスペースへの受入れ又は保健所と連携して専用施設等への搬送を行う。	防災基本計画の修正、国の通達等との整合
		6 避難所以外に滞在する避難者への支援 避難所以外の場所(自宅ガレージやテント等)で避難生活を送る避難者について <u>も</u> 情報提供や避難所での物資等の提供、保健師等の巡回等により健康管理を図るなど、必要な支援を行う。	6 避難所以外に滞在する避難者への支援 (1) 所在の把握 避難所対応班は、避難所以外の場所(自宅ガレージやテント等)で避難生活を送る避難者について、 市職員、自主防災組織、地域の消防団、保健活動チーム等から所在に関する情報を収集する。 (2) 避難所以外の避難者への支援 避難所対応班は、情報提供や避難所での物資等の提供、保健師等の巡回等により健康管理を図るなど、必要な支援を行う。	災害対策基本法の改正
9 3		 避難所対応部庶務班及び避難所班 は、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の集約及び閉鎖を図る。 (1) 本部長から集約及び閉鎖の指示があった場合は、運営連絡会を通じ、その旨を避難者等に伝える。 (2) 管理責任者は、避難所を閉鎖した旨を避難所対応部庶務 班に報告するとともに、施設管理者(学校長等)にも報告する。 	(1) 本部長から集約及び閉鎖の指示があった場合は、<u>避難所</u>運営組織を通じ、その旨を避難者等に伝える。(2) 管理責任者は、避難所を閉鎖した旨を避難所<u>統括</u>班に報告するとともに、施設管理者(校長等)にも報告する。	災害対策本部の構成、役割分担の見直し
\vdash		第 <mark>3</mark> 節 被災者の他地区への移送	第4節 被災者の他地区への移送	項目番号の変更
9 4	113	新規	<u>1 広域避難</u>	災害対策基本法の改 正

章節	頁	現行	修正	理由
			防災班は、災害対策基本法第61条の4に基づき、避難指示等を発令時に、市内で避難所確保が困難となった場合、都内の他の市町村への住民の受入れについて、当該市町村に直接協議し、他の道府県の市町村への受入れについては、東京都に対し他の道府県との協議を求める。 緊急を要する場合は、東京都に報告した上で、自ら他の道府県内の市町村に協議する。	
9 4	113	新規	2 広域一時滞在 防災班は、大規模な災害が発生し、市内での居住場所の確保が困難となり、市外での一時的滞在(避 難所又は応急仮設住宅等)が必要と判断した場合には、都内の他の市町村への受入れについて、当該市 町村に直接協議し、他の道府県の市町村への受入れについては、東京都に対し他の道府県との協議を求 める。	災害対策基本法の改 正
9 4	113	本部管理部防災班は、市の避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、被災者の他地区 (近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県) への移送について、東京都福祉保健局に要請する。 1 移送先の避難所管理者の指定 他地区への移送を要請した場合は、市職員の中から移送先における避難所管理者を指定して、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。 2 移送された被災者の避難所の運営は、受入れ区市町村の協力を得て、市が行う。 3 市が、東京都の指示により他区市町村から避難者を受け入れる場合は、受入れ態勢を整備するとともに、避難所の運営管理に協力をする。	3 他地区への移送の措置 防災班は、被災者の他地区への移送について、次の対応をとる。 (1) 移送先の避難所管理者の指定 他地区への移送を要請した場合は、市職員の中から移送先における避難所管理者を指定して、移送 先の区市町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。 (2) 移送された被災者の避難所の運営は、受入区市町村の協力を得て、市が行う。 (3) 市が、東京都の指示により他区市町村から避難者を受け入れる場合は、受入態勢を整備するとともに、避難所の運営管理に協力をする。	語句の適正
9 5	113	第4節 避難における避難行動要支援者への対策	第5節 避難における避難行動要支援者への対策	項目番号の変更
9 5	113	1 避難行動 (1) 災害情報の提供 本部管理部防災班は、災害発生時又はそのおそれがある場合は、迅速な避難を促すために、各々の避難行動要支援者が理解できる手段によって、情報提供を行う。また、高齢者等避難が発せられた場合にも同様の措置をとる。		災害対策本部の組 織、役割分担の見直 し
9 5	114	(2) 避難行動支援 地域の自主防災組織、民生委員・児童委員、警察署、消防署、消防団、福生市社会福祉協議会などの社会 福祉関係団体は、避難行動要支援者名簿に基づき避難行動要支援者の避難行動を支援する。	(2) 避難行動支援 地域の自主防災組織、福生市民生委員・児童委員、福生警察署、福生消防署、消防団、福生市社会福祉協議会などの避難支援者は、避難行動要支援者名簿に基づき避難行動要支援者の避難行動を支援する。 <u>なお、個別避難計画等に基づき、日頃から利用している施設を福祉避難所として開設した場合は、当該施設に直接、避難することとする。</u>	語句の適正 防災基本計画の修正
9 5	114	2 避難所生活 (1) 避難状況の調査 管理責任者及び <u>救急・福祉対応部住民福祉班</u> は、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、要配慮者の避難状況を調査し、人数や障害の程度、災害による被害程度などの状況を把握する。 〈略〉	2 避難所生活 (1) 避難状況の調査 管理責任者及び要配慮者対策班は、保健活動チーム、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、要配慮者の避難状況を調査し、人数や障害の程度、災害による被害程度などの状況を把握する。 〈略〉	組織名等の変更
9 5	114	(3) 相談窓口の設置 <u>避難所対応部避難所班</u> は、避難所に要配慮者が避難所生活を送る上でのニーズを把握する窓口を設け、 各々の負担を軽減するように努める。	(3) 相談窓口の設置 <u>避難所統括班及び避難所対応班</u> は、避難所に要配慮者が避難所生活を送る上でのニーズを把握する窓口を設け、各々の負担を軽減するように努める。	組織名等の変更
9 5	114	3 福祉避難所での支援 <u>救急・福祉対応部住民福祉班</u> は、福祉避難所を開設した場合、心身双方の健康状態に配慮し、障害特性や個々の状態、ニーズを把握し、避難所から福祉避難所への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行う。 <u>福祉避難所とは、震災時に、高齢者や障害者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所や自宅での生活が困難で、介護サービスなどの特別な配慮を必要とする人を一時的に受け入れ、保護するための施設。社会福祉施設や地域コミュニティ施設などが対象となる。</u>		組織名等の変更 福祉避難所は一般的 となったため説明文 を削除
10	115	第 <u>9</u> 章 帰宅困難者対策 大地震により交通機能が停止した場合、市内に滞在する滞留者 <u>41,779</u> 人のうち帰宅できない帰宅困難者 は <u>10,596</u> 人発生することが予想されている(「首都直下地震等による東京の被害想定」 <u>平成 24 年 4 月</u> 東京	第10章 帰宅困難者対策 大地震により交通機能が停止した場合、市内に滞在する滞留者47,835人のうち帰宅できない帰宅困 難者は3,755人発生することが予想されている(「首都直下地震等による東京の被害想定」 <u>令和4年5</u>	東京都地震被害想定 の被害量との整合 組織名等の変更

章節			現行			修正	理由	3	
		都)。このため、 <u>滞留者及び</u> 帰宅困難者に対する情報の提供、保護支援、交通手段等の確保について定め			帚宅困難者に対する情報	Bの提供、保護支援、交通手段等の確保について気	官め		
	3	る。 <u>〈図略〉</u>		る。 <u>〈図略〉 削除</u>					
		活動項目		活	動項目	活動を担う組織			
	第1節 駅周辺の混乱防止対策		本部管理部 JR東日本、福生警察署、事業者	第1節 駅周辺の混乱	防止対策	防災班、 <u>秘書広報班</u> JR東日本、福生警察署、事業者			
		第2節 一時滞在施設の確保	本部管理部 施設管理者	第2節 一時滯在施設	の確保	防災班 施設管理者			
		第3節 学校・事業所等における対策	学校・事業所等の管理者	第3節 学校・事業所	等における対策	学校・事業所等の管理者			
		第4節 帰宅支援	本部管理部 JR東日本、バス事業者	第4節 帰宅支援		防災班 JR東日本、バス事業者			
	<u> </u>	TD防災班は、情報提供や誘導先の確保等、外	くの外出者が滞留することが予想される。このため、 <mark>本部管</mark> 出者の安全確保のための対策を実施する。		鉄道駅を中心に、多くの	の外出者が滞留することが予想される。このため 全確保のための対策を実施する。			
10 1 1	15 1	1 駅周辺の混乱防止 本部管理部 防災班及び <u>広報・広聴班</u> は、次 〈略〉		1 駅周辺の混乱防止 防災班及び <u>秘書広報班</u> 〈略〉	組織名等の変使用施設の変				
					(4) <u>扶桑会館、福生市民会館、</u> 防災食育センターを一時滞在施設として開放し、誘導、受入 <u>れ</u> 、管理運営を行う。				
10 2 1	16 1	1 一時滞在施設の開放		1 一時滞在施設の開放					
	ガイドライン」(平成27年2月20日首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議)に基づき一時滞在施設の 運営を行う。			月20日首都直下地震帰宅 【一時滞在施設施設】	27年2				
		【一時滞在施設 <mark>候補</mark> 施設】 施設名 所在:	地 備 考	施設名 <u>扶桑会館</u>	所在地 福生市本町92-5	備考金議室	-		
		福生市民会館 福生市福生2455	大ホール、小ホール、集会室	福生市民会館	福生市福生2455	集会室	-		
		防災食育センター 福生市熊川1606-		防災食育センター	福生市熊川1606-1	研修室、食育展示・見学ホール	1		
		福生高等学校 福生市北田園 2-1		1000XX11 C 1 7	ПШ-1111///// 11000 Т	WELL KING TIVE	_		
		多摩工業高等学校 福生市熊川215							
10 2 1	16 2			2 施設管理者の対応			語句の適正		
	旅	施設管理者は、 <u>市からの</u> 一時滞在施設開設の	要請等により、管理する施設の安全を確認するとともに、行 等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設の開放を行う。	政施設管理者は、一時滞		より、管理する施設の安全を確認するとともに、 よる周辺状況を確認の上、一時滞在施設の開放を	行政機		
10 2 1	16 3	3 帰宅困難者への支援 本部管理部防災班は、一時滞在施設の収容 市に努める。	3 帰宅困難者への支援 防災班は、一時滞在施設の収容した帰宅困難者に対して、水、食料、毛布などの支援物資の配布に努める。						
10 2 1	また、周辺の被害状況、道路、鉄道の運行状況などの情報収集及び帰宅に関する情報の提供を行う。			また、周辺の被害状況、道路、鉄道の運行状況などの情報収集及び帰宅に関する情報の提供を行う。					
10 3 1		1 事業所等における安全の確保 1) 事業所による従業員等の施設内待機	1 事業所等における安(1) 事業所による従業	員等の施設内待機		語句の適正			
	<u> </u>				事業所は、施設の安全を点検し、国や東京都の一斉帰宅抑制呼び <u>掛</u> け後は、従業員等を施設内等の安全な場所に待機させる。				
10 3 1	-+-	<u> </u>		(4) 情報提供態勢の確保			語句の適正		
_ + - + -	_	+/) 旧報(定医 <mark>医師</mark> の) 健保 2 徒歩帰宅者への支援		2 徒歩帰宅者への支援 <u>福生市(防災班)</u> 、東京都、日本赤十字社等は、徒歩帰宅者に対して次の支援を行う。 【各機関の実施する帰宅支援対策】					
		- トラル B	者に対して次の支援を行う。						

章節	頁		現行				修正	理由		
		一時滞在施設への誘導 市が開設した一時滞在施設等において、情報、休憩場所、トイレ等を提供す る。 道路状況、鉄道等の交通機関の状況等に関する情報提供により、徒歩帰宅者 を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。				<u>福生</u> 市の支援	供する。 道路状況、鉄	への誘導 した一時滞在施設等において、情報、休憩場所、トイレ等を提 道等の交通機関の状況等に関する情報提供により、徒歩帰宅者 交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。		
		〈略〉	〈略〉			〈略〉		〈略〉		
		〈略〉	〈略〉			〈略〉		〈略〉		
		〈略〉	〈略〉			〈略〉		〈略〉		
		〈略〉	〈略〉			〈略〉		〈略〉		
11	119	第 <u>10</u> 章 緊急物資の供給対策				第 <u>11</u> 章 緊急物資の供給対策			語句の適正	
		<m><略></m> <td colspan="3"><略> <図略> 削除</td> <td>災害対策本部の構 成、役割分担の見直</td>				<略> <図略> 削除			災害対策本部の構 成、役割分担の見直	
		活動項目	担当班			活動項	:目	活動を担う組織		
		第1節 飲料水の供給 <u>給食・給水対応部</u> 給水班			第	節 飲料水の供給 給水班		給水班		
		第2節 食料の供給 給食・給水対応部給食班			第2節 食料の供給			物資班、給食班		
		第3節 生活必需品の供給	物資・輸送・環境部物資管理班、物資輸送班		第	3節 生活必需品の	供給	物資班		
11 1	119		関係機関と協力し、必要に応じて応援を要請しながら、速やか	な給水に努め	給	業務手順 水班は、関係機関と 各〉 図略〉 削除	協力し、必要に	応じて応援を要請しながら、速やかな給水に努める。	語句の適正	
11 1	119	2 給水計画の立案			2 給水計画の立案				組織名等の変更	
		東京都は、次の情報を収集・	集約して応急給水計画を立案する。	_	東	京都は、次の情報を	収集・集約して	応急給水計画を立案する。		
		(福生市が収集し東京都に幸	设告する情報)			(福生市が収集し東)		情報)		
		(1) 被災人口・家屋等の打	(1) 被災人口・家屋等の把握							
		(2) 優先供給が必要な市民や施設の被災状況					(2) 優先供給が必要な市民や施設の被災状況			
		(3) <u>給食・</u> 給水 <u>対応部</u> の複	医害状况			(3) 給水 <u>班</u> の被害	状況			
		(東京都が収集する情報)				(東京都が収集する	情報)			
	(1) 水道施設の被害と復旧見込の把握					(1) 水道施設の被領	害と復旧見込の	把握		
		(浄水所・給水所等の被	害状況、復旧状況等を確認し、配水量を把握する。)			(浄水所・給水所	で等の被害状況、	復旧状況等を確認し、配水量を把握する。)		
		(2) 給水停止区域の把握	(各給水区域の断水状況の収集・把握)			(2) 給水停止区域(の把握(各給水	区域の断水状況の収集・把握)		

- M	頁				修正	理由
		3 給水活動の基準			3 給水活動の基準	語句の適正
		(1) <u>震災時の</u> 応急給水の方法 <u>給食・給水対応部</u> 給水班は、次のとおり給水活動を行う。 ア 震災が発生した場合、給水状況や市民の避難状況など必要な情報を迅速・的確に把握する。			(1) 応急給水の方法	市の新たな災害対策の追加
					給水班は、次のとおり給水活動を行う。	
					ア 応急給水槽※1、避難所及び浄水場(所)・給水所等の災害時給水ステーション(給水拠点)※2	
		イ 応急給水槽※1、避難所及び浄水場(所)・給水所等の災害時給水ステーション(給水拠点)※2で応			で応急給水を行う。	
					※1 応急給水槽	
		※1 応急給水槽			地震等の災害に備え、都民の居住場所からおおむね2kmの範囲内に、給水拠点のない空白地域	
		地震等の災害に備え、都民の居住場所からおおむね2kmの範囲内に、給水拠点のない空白地域を解				
		消するために設置する応急給水のための水槽をいう。			※2 災害時給水ステーション(給水拠点)	
		※2 災害時給水ステーション(給水拠点) 災害時の断水に備え、飲料水を確保している浄水場、給水所等及び応急給水槽をいう。居住場所からおおむね2km程度の距離内に1カ所ある災害時給水ステーション(給水拠点)には、応急給水用 資器材を配備している。			災害時の断水に備え、飲料水を確保している浄水場、給水所等及び応急給水槽をいう。居住場 所からおおむね2km程度の距離内に1カ所ある災害時給水ステーション(給水拠点)には、応	
					for the second country of the second country	
		【災害時給水ステーション(給水拠点	点)】			
		施設名 有効貯水量		有効貯水量	【災害時給水ステーション(給水拠点)】	
		福生武蔵野台 <u>浄水所</u>	福生市武蔵野台2-32	2, 540 m³	施設名 有効貯水量	
		明神下公園震災対策用応急給水槽	福生市南田園 1 -12- 1	1,500 m³	福生武蔵野台 <u>給水所</u> 福生市武蔵野台2-32 2,540㎡	
					明神下公園震災対策用応急給水槽 福生市南田園 1-12-1 1,500㎡	
					<u>イ</u> 災害時給水ステーション(給水拠点)からの距離がおおむね2km以上離れている避難場所では、	
		<u>ウ</u> 災害時給水ステーション(給水拠。	点)からの距離がおおむね2km以	人上離れている避難場所では、 <mark>状</mark>	東京都及び市が確保した給水車により避難所等を給水ポイントに指定し応急給水を行う。	
		況に応じて災害時給水ステーション	<mark>(車両輸送)による</mark> 応急給水を	行う。	<u>ウ</u> 各自主防災組織は、配備されている消火栓スタンドパイプ、給水用・消火用ホース等の資機材を	
		<u>エ</u> 各自主防災組織は、 <u>応急給断水地</u> は	或の状況、水道施設の復旧状況等	岸に応じて、特に必要がある場合	活用して、自らが地域で応急給水を行う。	
		<u>に、災害時給水ステーション(消火栓等)による応急給水を行う。</u>			工 避難者 (避難所運営組織) は、避難所に整備されている配水管直結の応急給水栓を活用して給水	
					<u>する。</u>	
11 1	120	(2) 医療施設等への応急給水			(2) 医療施設等への応急給水	語句の適正
		<u>給食・給水対応部</u> 給水班は、後方医療機	機関となる医療施設及び重症重原	を心身障害児(者)施設等の福祉施	給水班は、後方医療機関となる医療施設及び重症重度心身障害児(者)施設等の福祉施設への給水を	
		設への給水を東京都に要請する。			東京都に要請する。	
11 1	120				(3) 災害時給水ステーション(給水拠点)での東京都及び <u>福生</u> 市の役割分担	語句の適正
		ア 応急給水槽及び避難所においては、市が応急給水に必要な資機材等の設置及び住民等への応急給水を行			ア 応急給水槽及び避難所においては、市が応急給水に必要な資機材等の設置及び住民等への応急給水	
		う。 イ <u>浄水場 (所)・</u> 給水所等においては、東京都が応急給水に必要な資機材等を設置し、市が住民等への応 急給水を行う。			を行う。	
					イ 給水所等においては、東京都 <u>及び市が</u> 応急給水に必要な資機材等を設置し、 <u>福生</u> 市が住民等への応	
					急給水を行う。	
				区市町村により設置された仮設水槽	ウ 飲料水を車両輸送する必要がある避難場所等においては、東京都が区市町村により設置された仮設	
		まで飲料水を輸送・補給し、市が住民	等への応急給水を行う。		水槽まで飲料水を輸送・補給し、市が住民等への応急給水を行う。	
11 1	120	(4) 飲料水の給水基準			(4) 飲料水の給水基準	語句の適正
		飲料水の給水基準は、1日1人当たり:	3 <u>リットル</u> とする		飲料水の給水基準は、1日1人当たり3 <u>0</u> とする	
	120	(5) 給水体制給食・給水対応部給水体制給食・給水対応部給水体制(5) といった(6) といった(6) といった(7) といった(8) といった(9) といった(1) といった(1) といった(2) といった(3) といった(4) といった(5) といった(6) といった(7) といった(8) といった(9) といった(9)			(5) 給水 <u>態勢</u>	語句の適正
11 1					給水班は、次のように給水 <u>態勢</u> を確立する。	市の新たな災害対策
11 1		/m/4 \			〈略〉	の追加
11 1		(略)				
11 1		イ 応急給水の実施に係る計画を定め、糸			イ 応急給水の実施に係る計画を定め、給水 <u>態勢</u> を確立する。	
11 1		イ 応急給水の実施に係る計画を定め、約 ウ 東京都の役割となっている災害時給ス	 水ステーション(給水拠点)にお		ウ 東京都の役割となっている災害時給水ステーション(給水拠点)において、東京都水道局は、拠点	
11 1		イ 応急給水の実施に係る計画を定め、終 ウ 東京都の役割となっている災害時給ス にあらかじめ要員を指定しており、震	 水ステーション(給水拠点)にお		ウ 東京都の役割となっている災害時給水ステーション(給水拠点)において、東京都水道局は、拠点 ごとにあらかじめ要員を指定しており、震災時にはこれらの要員等と <u>福生</u> 市が連携して、迅速な応	
11 1		イ 応急給水の実施に係る計画を定め、約 ウ 東京都の役割となっている災害時給な にあらかじめ要員を指定しており、震 する。	kステーション(給水拠点)にお 災時にはこれらの要員等と市が	連携して、迅速な応急給水を実施	ウ 東京都の役割となっている災害時給水ステーション(給水拠点)において、東京都水道局は、拠点 ごとにあらかじめ要員を指定しており、震災時にはこれらの要員等と <u>福生</u> 市が連携して、迅速な応 急給水を実施する。	
11 1		イ 応急給水の実施に係る計画を定め、終ウ 東京都の役割となっている災害時給水にあらかじめ要員を指定しており、震する。 エ 車両輸送を必要とする後方医療機関と	kステーション(給水拠点)にお 災時にはこれらの要員等と市が となる医療施設等については、約	連携して、迅速な応急給水を実施 合水タンク、角型容器等の応急給水	ウ 東京都の役割となっている災害時給水ステーション(給水拠点)において、東京都水道局は、拠点 ごとにあらかじめ要員を指定しており、震災時にはこれらの要員等と <u>福生</u> 市が連携して、迅速な応 急給水を実施する。 エ 車両輸送を必要とする後方医療機関となる医療施設等については、給水タンク、角型容器等の応急	
11 1		イ 応急給水の実施に係る計画を定め、終ウ 東京都の役割となっている災害時給死にあらかじめ要員を指定しており、震する。 エ 車両輸送を必要とする後方医療機関と用資器材を活用し、東京都水道局保有	水ステーション(給水拠点)にお 災時にはこれらの要員等と市が となる医療施設等については、約 <u>車両及び借上車両などによって</u>	連携して、迅速な応急給水を実施 合水タンク、角型容器等の応急給水 輸送する。	ウ 東京都の役割となっている災害時給水ステーション(給水拠点)において、東京都水道局は、拠点 ごとにあらかじめ要員を指定しており、震災時にはこれらの要員等と <u>福生</u> 市が連携して、迅速な応 急給水を実施する。 エ 車両輸送を必要とする後方医療機関となる医療施設等については、給水タンク、角型容器等の応急 給水用資器材を活用 <u>する。</u>	
11 1		イ 応急給水の実施に係る計画を定め、終ウ 東京都の役割となっている災害時給水にあらかじめ要員を指定しており、震する。 エ 車両輸送を必要とする後方医療機関と用資器材を活用し、東京都水道局保有オ 輸送が困難な場合には、直ちに道路管	水ステーション(給水拠点)にま 災時にはこれらの要員等と市が となる医療施設等については、終 車両及び借上車両などによって 管理者に輸送路の確保を要請する	連携して、迅速な応急給水を実施 合水タンク、角型容器等の応急給水 輸送する。 うとともに、給水が可能となるまで	ウ 東京都の役割となっている災害時給水ステーション(給水拠点)において、東京都水道局は、拠点 ごとにあらかじめ要員を指定しており、震災時にはこれらの要員等と <u>福生</u> 市が連携して、迅速な応 急給水を実施する。 エ 車両輸送を必要とする後方医療機関となる医療施設等については、給水タンク、角型容器等の応急 給水用資器材を活用 <u>する。</u> オ 飲料水の輸送は東京都に要請するが、福生市は、応援協定を締結した自治体、自衛隊の災害派遣部	
11 1		イ 応急給水の実施に係る計画を定め、終ウ 東京都の役割となっている災害時給なにあらかじめ要員を指定しており、震する。 エ 車両輸送を必要とする後方医療機関と用資器材を活用し、東京都水道局保有が一、大阪が困難な場合には、直ちに道路である。	水ステーション(給水拠点)にま 災時にはこれらの要員等と市が となる医療施設等については、終 車両及び借上車両などによって 管理者に輸送路の確保を要請する 保に努め、生命に係る状況にお	連携して、迅速な応急給水を実施 合水タンク、角型容器等の応急給水 輸送する。 らとともに、給水が可能となるまで いては受水槽の水、ろ過器により	ウ 東京都の役割となっている災害時給水ステーション(給水拠点)において、東京都水道局は、拠点 ごとにあらかじめ要員を指定しており、震災時にはこれらの要員等と <u>福生</u> 市が連携して、迅速な応 急給水を実施する。 エ 車両輸送を必要とする後方医療機関となる医療施設等については、給水タンク、角型容器等の応急 給水用資器材を活用 <u>する。</u> オ 飲料水の輸送は東京都に要請するが、福生市は、応援協定を締結した自治体、自衛隊の災害派遣部 隊等に要請し、給水車を確保する。	
11 1		イ 応急給水の実施に係る計画を定め、終ウ 東京都の役割となっている災害時給水にあらかじめ要員を指定しており、震する。 エ 車両輸送を必要とする後方医療機関と用資器材を活用し、東京都水道局保有オ 輸送が困難な場合には、直ちに道路管	水ステーション(給水拠点)にま 災時にはこれらの要員等と市が となる医療施設等については、終 車両及び借上車両などによって 管理者に輸送路の確保を要請する 保に努め、生命に係る状況にお	連携して、迅速な応急給水を実施 合水タンク、角型容器等の応急給水 輸送する。 らとともに、給水が可能となるまで いては受水槽の水、ろ過器により	ウ 東京都の役割となっている災害時給水ステーション(給水拠点)において、東京都水道局は、拠点 ごとにあらかじめ要員を指定しており、震災時にはこれらの要員等と <u>福生</u> 市が連携して、迅速な応 急給水を実施する。 エ 車両輸送を必要とする後方医療機関となる医療施設等については、給水タンク、角型容器等の応急 給水用資器材を活用 <u>する。</u> オ 飲料水の輸送は東京都に要請するが、福生市は、応援協定を締結した自治体、自衛隊の災害派遣部	

章	節	頁	現行	修正	理由
		121		(<u>7</u>) 水の安全確保	語句の適正
			――――――――――――――――――――――――――――――――――――	ー 給水班は、次のように水の安全を確保する。	東京都意見
			〈略〉	〈略〉	
			イ 応急給水を実施する際、 <mark>環境衛生指導班は、</mark> 飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか確	イ 応急給水を実施する際、 <u>市又は東京都水道局は、</u> 飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されて	
			認を行う。また、確認後は、市民が自主的に消毒を行えるよう消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の	いるか確認を行う。また、確認後は、市民が自主的に消毒を行えるよう消毒薬を配布し、消毒方	
			確認方法を指導する。	法及び消毒の確認方法を指導する。	
					the first state of
11	1	121	4 給水活動	4 給水活動	語句の適正
			給食・給水対応部給水班は、応急給水計画に基づき、速やかに実施する。また、市のみでは給水活動が困		
			難な場合は、東京都水道局及び他市町村に応援を要請する。	は、東京都水道局及び他市町村に応援を要請する。	
1.1	1	101	また、上水道の復旧状況、避難状況や帰宅に伴う給水の需要の変化を把握し、適宜対応する。	また、上水道の復旧状況、避難状況や帰宅に伴う給水の需要の変化を把握し、適宜対応する。	芸力の法工
11	1	121	5 市民への広報	5 市民への広報	語句の適正
			給食・給水対応部給水班は、給水場所、給水時間、給水方法について広報車等により広報を行う。報道機関に対しては、今天的が投れば得られてよる京期的に使用されば出まれ		
			関に対しては、全面的な協力が得られるよう定期的に情報を提供する。	は、全面的な協力が得られるよう定期的に情報を提供する。	
11	0	101	また、飲用井戸等を使用する市民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。 1 食料の供給計画の立案	また、飲用井戸等を使用する市民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。 1 食料の供給計画の立案	災害対策本部の構
11	4	121	1 最初の供給計画の立案 給食・給水対応部給食班は、被災直後に次の情報を収集・集約して、供給活動に関わる被害の範囲や規模		成、役割分担の見直
			を把握し、食料の応急供給計画を立案する。	一切負担人の相及型は、放火直接に大の情報を収集・集がして、疾病活動に関わる放告の範囲へ死候を 把握し、食料の応急供給計画を立案する。	八八八百八五三八九三
			(1) 被災人口・家屋等の把握	(1) 被災人口・家屋等の把握	
			(2) 優先供給が必要な市民や施設の被災状況	(2) 優先供給が必要な市民や施設の被災状況	
			(3) 備蓄物資の状況	(3) 備蓄物資の状況 (4) 協定業者の被災状況と業者による確保の見通し	
			(4) 協定業者の被災状況と業者による確保の見通し		
			(5) 給食 <u>・給水対応部</u> の被害状況	(5) 給食 <u>班</u> の被害状況	
11	2	121	2 供給計画の基準	2 供給計画の基準	語句の適正
			供給活動の基準は次のとおりとする。	供給計画の基準は次のとおりとする。	他被災自治体におけ
			<略>		る災害教訓の反映
			(2) 供給方法	(2) 供給方法	
			供給方法は、次のとおりである。	供給方法は、次のとおりである。	
			ア 備蓄: 備蓄場所から搬出して避難所等へ搬送する。	ア 備蓄:備蓄場所から搬出して避難所等へ搬送する。	
			東京都が市に事前に配置してある備蓄物資(クラッカー等)は、東京都 <mark>福祉保健局長</mark> の承認を	東京都が <u>福生</u> 市に事前に配置してある備蓄物資(クラッカー等)は、東京都の承認を得て、	
			得て、市が輸送し、被災者に給与する。	<u>福生</u> 市が輸送し、被災者に給与する。	
			イ 調達:協定業者等から調達する。また、東京都 <mark>福祉保健局</mark> に調達を要請する。	イ 調達:協定業者等から調達する。また、東京都に調達を要請する。	
			ウ 炊き出し:防災食育センター、自衛隊への要請により炊き出しを行う。	ウ 炊き出し:防災食育センター、自衛隊への要請により炊き出しを行う。 <u>その場合、食物アレルギ</u>	
				一、栄養バランス等に配慮した献立を栄養士等が検討する。	
			エ 救援物資:市町村、企業、団体等からの救援物資を受入れ活用する。	エ 救援物資:市町村、企業、団体等からの救援物資を受入れ活用する。	
			オ 調達食料の搬送:原則として、協定業者等によって避難所等への直接搬送を行う。	オ 調達食料の搬送:原則として、協定業者等によって避難所等への直接搬送を行う。	
				〈	
11	2	122	3 供給活動	3 供給活動	語句の適正
			給食・給水対応部給食班 は、次のように食料の供給活動を行う。	物資班及び給食班は、次のように食料の供給活動を行う。	災害対策本部の構
			(1) 応急供給計画に基づき、速やかに実施する。また、市のみでは供給活動が困難な場合は、搬送を輸送		成、役割分担の見直
			業者に要請する。 (2) 早期の法済体の復用性辺、敗歴性辺や温之に伴る歴際の電画の恋化も無限し、落合社内・フ	送を輸送業者に要請する。	
			(2) 民間の流通等の復旧状況、避難状況や帰宅に伴う物資の需要の変化を把握し、適宜対応する。	(2) 民間の流通等の復旧状況、避難状況や帰宅に伴う物資の需要の変化を把握し、適宜対応する。	
			(3) 東京都食品衛生指導班と連携し、次の点に留意し、食品の安全を確保する。	(3) 東京都食品衛生指導班と連携し、次の点に留意し、食品の安全を確保する。	
			ア 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 イ 食品集積所の衛生確保	ア 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 イ 食品集積所の衛生確保	
			イ 食品集積所の衛生確保 ウ <mark>避難所の食品衛生指導</mark>	1 後前果傾所の衛生確保 ウ 食中毒発生時の対応	
			<u>り </u>	<u>ソ</u> 後甲母衆生時の対応 (4) 食料の供給に当たっては、避難所運営組織の協力を得て避難所で配布する。なお、避難所以外に	
			<u> 一 てソ旭艮叩に旭凶りる凡音光生以初正</u>	(4) 皮付が内部に当たつには、性無別連呂 <u>組織</u> が励力を付い延期所で配布する。なめ、避難所以外に	

章	節	頁	現行		理由
				滞在する被災者に対しても避難所で配布する。	
11	2	122	4 市民への広報 <u>給食・給水対応部</u> 給食班は食料供給を実施するに当たり、供給場所、供給時間、供給方法について広報車 等により広報を行う。報道機関に対しては、全面的な協力が得られるよう定期的に情報を提供する。	4 市民への広報 給食班は食料供給を実施するに当たり、供給場所、供給時間、供給方法について広報車等により広報 を行う。報道機関に対しては、全面的な協力が得られるよう定期的に情報を提供する。	語句の適正
11	2		5 応急給食 おおむね4日目以降は、米飯による応急給食を実施する。 <mark>給食・給水対応部</mark> 給食班は、応急給食の手配を行う。 〈略〉	5 応急給食 おおむね4日目以降は、米飯による応急給食を実施する。給食班は、応急給食の手配を行う。	語句の適正
11	3	123	1 生活必需品の供給計画の立案 物資・輸送・環境部物資管理班は、被災直後に次の情報を収集・集約して、供給活動に関わる被害の範囲 や規模を把握し、生活必需品の応急供給計画を立案する。 〈略〉	1 生活必需品の供給計画の立案	災害対策本部の構 成、役割分担の見直 し
11	3	123	2 供給計画の基準 供給活動の基準は次のとおりとする。 〈略〉 (3) 供給方法 供給方法は、次のとおりである。 ア 備蓄品:備蓄場所から搬出して避難所等へ搬送する。 イ 調達:協定業者等から調達する。また、東京都福祉保健局に調達を要請する。 ウ 救援物資:市町村、企業、団体等からの救援物資を受入れ活用する。 エ 調達必需品の搬送:原則として、協定業者等によって避難所等への直接搬送を行う。 〈略〉	2 供給計画の基準 供給計画の基準は次のとおりとする。 〈略〉 (3) 供給方法 供給方法は、次のとおりである。 ア 備蓄品:備蓄場所から搬出して避難所等へ搬送する。 イ 調達:協定業者等から調達する。また、東京都に調達を要請する。 ウ 救援物資:市町村、企業、団体等からの救援物資を受入れ活用する。 エ 調達必需品の搬送:原則として、協定業者等によって避難所等への直接搬送を行う。 〈略〉	語句の適正
11	3	123	3 供給活動 物資・輸送・環境部物資管理班及び物資輸送班は、次のように生活必需品の供給活動を行う。 〈略〉 (3) 配布は、避難所の運営連絡会の協力を得て避難所で配布する。なお、避難所以外に滞在する被災者に対しても避難所で配布する。	3 供給活動 物資班は、次のように生活必需品の供給活動を行う。 〈略〉 (3) 配布は、避難所運営組織の協力を得て避難所で配布する。なお、避難所以外に滞在する被災者に対しても避難所で配布する。	災害対策本部の構成、役割分担の見直 し
11	3		4 市民への広報	4 市民への広報 物資班は、物資供給を実施するに当たり、供給場所、供給時間、供給方法について広報車等により広	災害対策本部の構成、役割分担の見直 し
11	3	124	5 救援物資の受入れ・配分 (1) 集積拠点の設置・管理 物資・輸送・環境部物資管理班は、救援物資を受け入れるため、 <mark>緊急物資集積場所</mark> を設置し、 <u>ボランティア等の協力を得て</u> 物資の受入れ、保管、仕分けを行う。市で困難な場合は、物流業者に委託する。 【 <mark>緊急物資集積場所</mark> 】 施設名 所在地 防災食育センター 福生市熊川1606ー <u>1</u> 福生市民会館 福生市福生2455	5 救援物資の受入れ・配分 (1) 集積拠点の設置・管理 物資班は、救援物資を受け入れるため、地域内輸送拠点を設置し、物資の受入れ、保管、仕分けを行う。市で困難な場合は、物流業者に委託する。 【地域内輸送拠点】 優先順位 施設名 所在地 1 防災食育センター 福生市熊川1606-1 2 福生市民会館 福生市福生2455	災害対策本部の構成、役割分担の見直し 市の新たな災害対策 の追加
12			第 11 章 環境・衛生対策 し尿、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び迅速な災害復旧活動を促進するため、適切 な処理を実施する。	第12章 環境・衛生対策 し尿、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び迅速な災害復旧活動を促進するため、 「福生市災害廃棄物処理計画」に基づいて適切な処理を実施する。 なお、災害廃棄物の種類は、次のとおりである。 ・一部損壊家屋から排出される家財道具(片付けごみ) ・被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物	福生市災害廃棄物処 理計画との整合 組織名等の変更

章	節	頁	現行	修正 	理由
			活動項目	・道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 ・被災施設の災害用トイレからのし尿 ・被災した事業場からの廃棄物 (事業活動に伴う廃棄物は除く。) ・その他災害に起因する廃棄物 ※通常生活で排出される生活ごみ又は避難所で排出されるごみは災害廃棄物ではなく、通常のごみとして取り扱う。 〈図略〉 削除 活動項目 活動を担う組織 第1節 し尿処理 廃棄物対策班 第2節 災害廃棄物処理 廃棄物対策班 第3節 動物愛護対策 廃棄物対策班 第3節 環境保全対策 物資班 (環境政策課)、廃棄物対策班 第4節 環境保全対策 物資班 (環境政策課)、廃棄物対策班	
12	1		1 対応方針 断水した場合には、学校のプール、 <u>河川・分水路、</u> 雨水貯留槽等で確保した水を使用し、 <u>下水道</u> 機能の <u>活</u> 用を図る。 <u>それでもなお、水洗トイレが不足する場合は、便槽付きの仮設トイレ等を用意する。</u>	1 対応方針 上水道が断水した場合には、学校のプール、雨水貯留槽等で確保した水を使用し、水洗機能の復旧を図る。 下水道施設等が被害を受けた場合には、避難所において避難者数等を把握し、仮設トイレ等の必要数等の計画立案を行う。	語句の適正 新たな災害対策の追加
12	1	125	2 し尿収集計画の立案	2 し尿収集処理計画の立案	組織名等の変更
12	1	125	 物資・輸送・環境部環境班は、次のようにし尿収集計画を立案する。 (1) 仮設トイレの設置 ア 上・下水道等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域における、 し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握し、仮設トイレの設置計画を立案する。 イ し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。 ウ 被災者の生活に支障が生じることのないよう、速やかに仮設トイレを設置する。 エ 仮設トイレを設置する際には、高齢者、障害者、女性、子ども等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定を行う。 	 廃棄物対策班は、次のようにし尿収集処理計画を立案する。 (1) 災害用トイレの設置計画及び処理 ア 上・下水道等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域における 避難者数等から災害用トイレの必要数及びし尿の収集処理見込み量を把握し、災害用トイレの設 置計画を立案する。 イ し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。 ウ 被災者の生活に支障が生じることのないよう、速やかに災害用トイレを設置する。 エ 災害用トイレを設置する際には、高齢者、障害者、女性、子ども等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定を行う。 	語句の適正
12	1	125	(2) 設置の基準 仮設 トイレの設置基準は 1 台/75 人を目安とする	(2) 設置の基準 <u>災害用トイレの設置基準は、次のとおりとする。</u> <u>【災害用トイレの基準】</u> <u>災害発生当初</u> <u>避難が長期化した場合</u> <u>避難者約50人当たり1基</u> <u>※災害時のトイレの個数(目安)(「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」令和4年4月内閣府)</u>	福生市災害廃棄物処 理計画との整合
12	1		(3) 仮設トイレの調達 仮設トイレの必要数を確保するために、備蓄トイレを使用するほか、業界団体と早急に連絡をとるととも に、東京都に協力を要請する。また、トイレットペーパー、清掃用品、屋外設置時の照明施設を手配する。	(3) <u>災害用トイレの調達</u> <u>災害用</u> トイレの必要数を確保するために、備蓄トイレを使用するほか、業界団体と早急に連絡をとる とともに、東京都に協力を要請する。また、トイレットペーパー、清掃用品、屋外設置時の照明施設を 手配する。	語句の適正
12	1	126	3 <u>仮設</u> トイレの管理 <u>・</u> し尿処理 物資・輸送・環境部環境班は、次のように <u>仮設</u> トイレの管理 <u>・</u> し尿処理を行う。	3 <u>災害用トイレの管理及び</u> し尿処理 <u>廃棄物対策班</u> は、次のように <u>災害用</u> トイレの管理 <u>及び</u> し尿処理を行う。	組織名等の変更
12	1	126	(1) <u>仮設</u> トイレの管理 関係業者等と協力し、 <u>仮設</u> トイレの管理を行う。 ア し尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、くみ取り消毒を行う。 イ <u>設置場所管理者及び自主防災組織等の住民</u> に対して、日常の清掃等の管理を要請する。	(1) <u>災害用</u> トイレの管理 関係業者等と協力し、 <u>災害用</u> トイレの管理を行う。 ア し尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、くみ取り消毒を行う。 イ <u>避難所運営組織</u> に対して、日常の清掃等の管理を要請する。	語句の適正

章	節	頁	現行	修正	理由
12			(2) <mark>収集・</mark> 処理	(2) <u>し尿</u> 処理	福生市災害廃棄物処
			ア し尿処理場の被害状況に応じてし尿の収集・処理の <mark>体制</mark> を確定する。	ア し尿処理場の被害状況に応じてし尿の収集・処理の <u>態勢</u> を確定する。	理計画との整合
			イ 各避難所の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握した上で、し尿収集計画を策定し、	イ 各避難所の避難 <u>者</u> 数、災害用トイレ <u>の設置数及び設置場所</u> 、し尿収集車 <u>両</u> 台数等を把握した上	
			タ摩川上流水再生センターへ搬入・処理する。	で、し尿収集計画を策定し、青梅市し尿処理場へ搬入・処理する。	
			ウ し尿収集車が確保できない場合には、東京都に応援を要請する。	ウ し尿収集車が確保できない場合には、東京都に応援を要請する。	
12	1 1	126	4 応援要請	4 応援要請	組織名等の変更
	1	120	物資・輸送・環境部環境班は、市単独でし尿の収集及び処理が困難な場合、必要に応じ東京都、他区市町		
			村、関係団体に応援を要請する。	団体に応援を要請する。	
19	2 1		第2節 ごみ処理	削除	福生市災害廃棄物処
12	_ 1	120	<u> </u>	Lilay	理計画との整合
			<u>・ このを理計画の立案</u> 物資・輸送・環境部環境班は、次の情報を収集・集約して、ごみ処理活動に関わる被害の範囲や規模を把		
			握し、ごみ処理計画を立案する。		
			(1) 被災人口・家屋等の把握		
			(2) 避難所の開設状況		
			(3) ごみ処理施設の被災状況		
			<u>2 ごみ処理の基本的な考え方</u>		
			物資・輸送・環境部環境班は、被害が甚大な場合には、東京都や西多摩衛生組合等と連携して対応する。		
			(1) 分別:可燃物、不燃物、資源物、粗大ごみなど、可能な限り分別する		
			(2) 処理の優先順位:防疫上、早期の収集が必要な生ごみ等腐敗性の高い可燃ごみは、最優先で収集し、		
			処理施設等へ運搬する。		
			力を上回る場合、環境保全に支障のない公有地等を臨時集積地として利用し、一時的にストックする。		
			(4) 公共空間のごみの扱い:道路・河川等に堆積したごみは、原則として管理者が収集し仮置場へ搬入		
			後、最終処分場で処理する。		
			3 ごみ処理活動		
			<u> </u>		
			のごみ処理計画を策定する。		
			<u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>		
			し、処理する。また、処理施設は速やかに点検を行い稼働できるよう措置を講じる。		
			4 応援要請		
			<u>サール版文語</u> 物資・輸送・環境部環境班は、ごみの収集及び処理が困難な場合は、必要に応じて東京都、他区市町村、		
			物質・軸区・原境的原境現は、こかの収集及び定理が困難な場合は、必要に応じて東京都、他区中町村、 関係団体に応援を要請する。		
10	0 1	100		在 0 体 《中京本集加刊	石工士《本本书》
12	$Z \mid I$	126	第 <u>3</u> 節 <mark>がれき処理</mark> 3.加理は割の変素	第 <u>2</u> 節 <u>災害廃棄物処理</u>	福生市災害廃棄物処理は高いの数人
			1 処理 <mark>体制</mark> の確立	1 処理態勢の確立	理計画との整合
				廃棄物対策班は、災害対策本部の決定により、福生市災害廃棄物対策本部を設置し、災害廃棄物処理	
				態勢を確立する。	
				また、必要に応じて西多摩衛生組合及び組合構成市町で構成する災害廃棄物合同処理本部(仮称)を	
				<u>組織する。</u>	
12	2 1	126	<u>1</u> がれき処理計画の立案	2 災害廃棄物処理実行計画の策定	福生市災害廃棄物処
			次の情報を収集・集約して、ごみ処理活動に関わる被害の範囲や規模を把握し、がれき処理計画を立案す	廃棄物対策班は、福生市災害廃棄物処理計画や国の指針等に基づき、災害廃棄物の発生量要処理量、	理計画との整合
			<u>る。_</u>	処理可能量等を勘案し、被災状況に応じた処理方針等を決定し、福生市災害廃棄物処理実行計画を策定	
			(1) 被災人口・家屋等の把握	<u>する。</u>	
			(2) がれきの発生推定量を予測		
			(3) がれき処理のための人員、資機材、運搬車両の確保の見込み		
			(4) 仮置き場の使用可否		
			(5) 処理場の使用可否		
<u> </u>					1

章節	頁	現行		理由
12 2			3 災害廃棄物の処理	福生市災害廃棄物処
		(1) 処理のフロー		理計画との整合
			廃棄物対策班は、次の災害廃棄物の種類別処理フロー(標準処理フロー)により、被災建築物を分別	
			解体するとともに、仮置場を設置し、選別、適正保管等を行い災害時においても再資源化を行う。	
			また、被災した家電4品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)及び自動車	
			については、各種リサイクル法に基づく再資源化を徹底し、危険物及び有害物については、適正な保	
			管、処理を行う。	
			※出典:東京都災害廃棄物処理計画	
12 2	127	新規		与此十八八大家专业和
		W179E	(2) 仮置場の設置	福生市災害廃棄物処
			廃棄物対策班は、被災状況に応じて、災害廃棄物を一時的に集積する一次仮置場を設置する。 ニッパに関係し、パストランスに関係している。	理計画との整合
			二次仮置場は、災害廃棄物合同処理本部(仮称)において、西多摩衛生組合敷地内等の広域的な連携	
			<u>も考慮して設置を検討する。</u>	[→ c]
12 2	127	2 災害発生後の初期におけるがれき処理		福生市災害廃棄物処
		物資・輸送・環境部環境班は、がれき処理における災害初動期の対応を次のとおり実施する。		理計画との整合
		(1) 一次集積場所への仮置き		
		多量のがれきが発生した場合は、物資輸送班及び施設班と調整し、仮置き場として指定している次の5つ		
		の公園等を確保し、仮置きするとともに、がれきの最終処分までの処理ルートの確保を図る。		
		ただし、多摩川緑地福生南公園、多摩川中央公園及び多摩川緑地福生かに坂公園については、河川敷であ	ただし、多摩川緑地福生南公園、多摩川中央公園及び多摩川緑地福生かに坂公園については、河川敷	
		るため台風や集中豪雨などによる河川の増水により仮置き場として適さない場合を考慮する必要がある。	であるため台風や集中豪雨などによる河川の増水により仮置き場として適さない場合を考慮する必要が	
		【 <u>一次集積場所</u> 】	boo.	
		施設名	【 <u>仮置場の候補地</u> 】	
		多摩川緑地福生南公園 福生市南田園 1-1-1	施設名	
		多摩川中央公園 福生市北田園1先	多摩川緑地福生南公園 福生市南田園1-1-1	
		多摩川緑地福生かに坂公園 福生市福生1185-15	多摩川中央公園 福生市北田園1先	
		武蔵野台公園 福生市武蔵野台1-30	多摩川緑地福生かに坂公園 福生市福生1185-15	
		福東グランド 福生市熊川1608	武蔵野台公園 福生市武蔵野台1-30	
			福東グランド 福生市熊川1608	
12 2	128	(2) がれき処理対象範囲の広報	(3) 広報	福生市災害廃棄物処
		がれきの撤去は個人住宅や一部の中小事業所等に限り実施するが、国・東京都等の倒壊建物の解体処理な	廃棄物対策班は、市民に対して、災害廃棄物処理に関する必要な情報について、市広報、ホームペー	理計画との整合
		ど特例措置も含め、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、公表する。	ジ、アプリ、防災行政無線、広報車等を活用して適切な情報を周知する。	
			・発災後の生活ごみの分別、収集方法、収集頻度	
			・避難所における避難所ごみの分別方法	
			・災害廃棄物の分別の必要性、分別方法	
			・災害廃棄物の排出方法 (戸別収集の有無、仮置場への搬入方法等)	
			・便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の不適正処理の禁止	
12 2	128	(3) 東京都への報告	(4) 東京都への報告	組織名等の変更
		廃棄物処理施設の被害状況、がれき発生量、災害廃棄物処理事業費等について、東京都環境局へ報告す	廃棄物対策班は、廃棄物処理施設の被害状況、がれき発生量、災害廃棄物処理事業費等について、東	
		る。	京都環境局へ報告する。	
12 2	128	新規	(5) 災害廃棄物処理の進行管理	福生市災害廃棄物処
			災害廃棄物処理状況及び業務の達成状況、更には人材、資機材、仮置場や処理施設等の状況を把握	理計画との整合
			し、進行管理を行う。その際、短期的な目標を設定し、随時その達成状況等を検証しながら業務の改善	
			を図り、必要に応じて、人材、資機材等を確保する。	
			また、把握した情報は、福生市災害廃棄物対策本部や災害廃棄物合同処理本部(仮称)へ報告するほ	
			か、東京都と情報共有を図る。	
12 2	128	3 がれき処理活動	削除	福生市災害廃棄物処
		物資・輸送・環境部環境班は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、被害状況、がれき発生量等	1140/41	理計画との整合
		に応じて処理計画を策定し、災害にともない発生したがれきを物資輸送班及び施設班と協力して仮置き場及		- API M C 7 12 H
	1	Industrial Control C		L

章	節	頁	現行	修正	理由
			び処理施設へ収集・運搬し又は処理する。また、処理施設は速やかに点検を行い稼働できるよう措置を講じ		
			<u>δ.</u>		
			(1) がれき除去		
			ア 危険なもの、道路通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。		
			イ 住家及びその周辺に発生したがれきを、速やかに除去する。		
			ウ 河川、公共下水道・排水路等巡視を行うとともに、橋脚、暗渠流入口等に引っ掛かっているがれきを除		
			<u>去する。</u>		
			(2) がれき処理 マーン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
			ア 一次集積場所に、がれきの選別等の処理設備を設置し、最終処分の円滑化を図る。		
			イ 倒壊家屋等からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、一次集積場所へ直接搬送し不燃、可燃等 スペリリー 可能が関いませたので、クリート第のリサイカリに探りる		
			<u>に分別し、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。</u> ウ アスベスト等の有害物質を含むがれきについては、専門業者に処理を委託し、環境汚染に十分配慮す		
			<u>リーナスペスト寺の有害物員を占むかれさについては、専門業有に処理を安託し、環境仍案に十万配應り</u>		
10	0 .	100	<u>。。</u> 4 応援要請	4 応援要請	組織名等の変更
12	4 .	128	4 心接安태		祖能名等の変更福生市災害廃棄物処
			物質・ 制度・現場が現場が は、中華独立のかれるの株式・処理が困難な場合、必要に応じて東京都、他区市町村、関係団体に応援を要請する。	<u>廃棄物対象班</u> は、川阜強でのかれるの除去・処理が困難な場合、必要に応じて東京都、他区川町村、 関係団体に応援を要請する。	理計画との整合
			川門代、既保当体に応援を安請する。	実际団体に応援を萎請する。 また、協定に基づき、廃棄物収集運搬委託業者、中間処理委託業者に協力を要請する。	理計画との発音
10	4 -	190			語句の適正
12	4 .	140	第 <u>4</u> 即 動物変護対策 動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼育に関して、東京都や東京都獣医師	第 <u>3</u> 節 動物愛護対策 動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼育に関して、東京都や東京都獣	IPT HJVノ恒工
			動物変遷の観点がら、負傷又は灰と間で小窓の動物の保護で過止な時間に関して、東京都で東京都獣医師会等関係団体との協力 <mark>体制を確立</mark> する。	野物を受けている。自身ではないと同じ、大阪の動物の保護で過止な時間に対して、大阪部で大阪部部に断ち、自身に対して、大阪部で大阪部部にある。	
12	1 -	190		1 被災地における動物保護	組織名等の変更
12	4 .	120	・		組献石寺の変史
			物質・軸区・環境が深境がは、果然能で果然能配合的云寺関係機関をはしめ、動物変遷がフラティテ寺と協力し、飼い主の分からない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護を行う。	<u>廃来物が水が</u> は、米京都や米京都熱医師云寺関係機関をはしめ、動物変遷がブンディデ寺と協力し、 飼い主の分からない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護を行う。	
19	1 .		金 避難所における動物の適正な飼育	2 避難所における動物の適正な飼育	ペット所有者の自己
12	4 .	120	2 歴報別に317る動物の過止な時間 盲導犬、介助犬等を除いた動物の避難スペースへの持ち込みは、原則として禁止する。	2 歴報がにおける動物の過止な時日 盲導犬、介助犬等を除いた動物の避難スペースへの持ち込みは、原則として禁止する。	責任による管理を追
			物資・輸送・環境部環境班は、開設した避難所に、動物の飼養場所を避難所施設に応じて確保する。避難		加
			所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保する。	廃棄物対策班は、開設した避難所に、動物の飼養場所を避難所施設に応じて確保する。 避難所内に同	一 一 言道大笑の取扱いを
					明記
			(5) 避難所等における動物の適正飼養の指導等	(略)	7140
			ア 避難所でのペットの適正管理、衛生管理に注意する。	^^^^ (5) 避難所等における動物の適正飼養の指導等	
			イ 避難所運営 <mark>連絡会でペットの管理について、協議し、ルールを定めるように努める。</mark>	ア 避難所でのペットの適正管理、衛生管理に注意する。	
			ウ 逸走したペットについては、保護に当たるとともに、逸走したペットの情報や飼い主からの相談等によ		
			って、飼い主への返却を進める。	ウ 避難所内に盲導犬、介助犬、身体障害者補助犬等と滞在可能なスペースを確保する。	
				エ 逸走したペットについては、保護に当たるとともに、逸走したペットの情報や飼い主からの相談等	
12	4	129	3 動物愛護の活動 <mark>方針</mark>	3 動物愛護の活動	語句の適正
			4 へい <mark>死</mark> 獣の処理	4 へい獣の処理	語句の適正
			ー <u>物資・輸送・環境部環境班</u> は、へい <u>死</u> 獣発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集する。収集されたへい <u>死</u>	<u>廃棄物対策班</u> は、へい獣発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集する。収集されたへい獣は、定めた	組織名等の変更
			獣は、定めた方法に基づき処理する。	方法に基づき処理する。	
12	4	129	5 危険動物逸走時の応急対策	5 危険動物逸走時の応急対策	語句の適正
			事故時には、必要に応じて次の措置を行う。	<u>廃棄物対策班は、</u> 事故時には、必要に応じて次の措置を行う。	
			〈略〉	〈略〉	
			(6) 危険動物逸走の通報受理及び東京都 <u>福祉保健局</u> への通報	(6) 危険動物逸走の通報受理及び東京都保健医療局への通報	
			(7) 関係機関との連絡	(7) 関係機関との連絡	
			〈図中〉 緊急災害時動物救援本部(一財)ペット災害対策推進協会	〈図中〉 ペット災害支援協議会	
19	5	130	第5節 環境保全対策	第4節 環境保全対策	
-			1 初期対応	1 初期対応 1 	組織名等の変更
14	υ.	190	יאיני (געלנען ו	ا ا	心脈石寺の多史

章(飲	万		現行		修正	理由
		物資・輸送・環境部環境班は、被災に	よって有害物質が漏えいした場合、関係機関への電話、現地調査そ	<u>廃棄物対策班</u> は、被災によって有害物質	が漏えいした場合、関係機関への電話、現地調査その他の方	
		の他の方法によって緊急汚染源調査を行	う。	法によって緊急汚染源調査を行う。		
		また、必要に応じて適切な措置を講じ	るよう指導する。	また、必要に応じて適切な措置を講じる	よう指導する。	
12 5	130	2 建築物の被災又は解体に伴う対策		2 建築物の被災又は解体に伴う対策		組織名等の変更
		(1) 粉塵飛散防止対策		 (1) 粉塵飛散防止対策		語句の適正
		物資・輸送・環境部環境班は、市内調	査班と協力して、建築物の解体作業現場におけるアスベスト飛散防	物資班(環境政策課)は、市内調査班と	協力して、建築物の解体作業現場におけるアスベスト飛散防	
		・ ・ ・ ・ 対策を含む粉 <mark>塵飛散防止対策を指導す</mark>		・ 上対策を含む粉じん飛散防止対策を指導す		
12 5	5 130	130 (2) がれき等の搬出時の飛散防止対策 (2) がれき等の搬出時の飛散防止対策			組織名等の変更	
		物資・輸送・環境部環境班は、がれき	等の搬出を行う車両について、運搬時の荷台シートカバーを義務 <mark>づ</mark>	<u>廃棄物対策班</u> は、がれき等の搬出を行う	車両について、運搬時の荷台シートカバーを義務付けるとと	
		けるとともに、水で湿らせる等の飛散防	止対策や、その他知事が定める作業基準が守られるよう、必要な措	もに、水で湿らせる等の飛散防止対策や、	その他知事が定める作業基準が守られるよう、必要な措置を	
		置を講じる。		講じる。		
13	132	2 第 12 章 行方不明者の捜索・遺体の取扱	δι,	第13章 行方不明者の捜索・遺体の取扱し	١	災害対策本部の構
		〈略〉		<略>		成、役割分担の見直
		<u>〈図略〉</u>		<u>〈図略〉 削除</u>		L
					,	
		活動項目	<u>担当班</u>	活動項目	活動を担う組織	
		 第1節 行方不明者の捜索	福生警察署、福生消防署	 第1節 行方不明者の捜索	福生警察署、福生消防署	
		NO 2 AIV 1999 1 93 1 1 3 2 2 1	情報・調査部市民相談班	20 - 20 - 1323 - 1314 - 3271	市民相談班	
		 第2節 遺体の捜索・収容	福生警察署、福生消防署	 第2節 遺体の捜索・収容	福生警察署、福生消防署	
			<u>救急・福祉対応部庶務班</u> 、消防 <u>部</u>		市民相談班、消防班	
		第3節 検視・検案、遺体の身元確認	福生警察署	 第3節 検視・検案、遺体の身元確認	福生警察署	
			救急・福祉対応部庶務班		市民相談班	
		第4節 遺体の処理	救急・福祉対応部庶務班	第4節遺体の処理	市民相談班	
		第5節 火葬	<u> 救急・福祉対応部庶務班</u>	第5節 火葬	市民相談班	
			情報・調査部市民相談班	Patter true out to		
		/ 15x1 m/z \		【遺体取扱いの流れ】		
10 1	100			<u>〈図略〉 差替え</u>		まわか学士
	. 132	2 1 行方不明者の把握	は協力して、行方が分からない市民に関する問 <u>い</u> 合 <mark>わ</mark> せや、捜索依	1 行方不明者の把握	方が分からない市民に関する問合せや、捜索依頼届出の受付	語句の適正
			は協力して、11万が万からない旧式に関する同 <u>い</u> 百 <u>4</u> 2世代、接条体 作成を行う。名簿作成に当たっては、次の項目について可能な限り			
		詳細に聴き取り、記録する。	FMで行う。石停FMに当たっては、灰の気中に グーて可能な限り	き取り、記録する。	母下及に当たりでは、1人の名目に 20・1年出版が中州に応	
		【聴き取り項目】氏名、住所、年齢、性	別 身長 休重 差衣 その他の特徴	【聴き取り項目】氏名、住所、年齢、性別	身長 休重 差衣 その他の特徴	
13 1	133	3 2 行方不明者の捜索	が、分及、圧重、自然、この間の自体	2 行方不明者の捜索	、万人、下生、有人、この他の利益	語句の適正
	100		者の捜索について災害の規模等の状況を勘案して、消防部、福生警		て災害の規模等の状況を勘案して、消防部、福生警察署、福	11.747/2212
			必要に応じボランティアの協力を得て実施する。	生消防署、関係機関等の協力、必要に応じ		
13 1	133	3 新規		4 不明者情報の扱い		防災基本計画の見直
					ため、行方不明者について、福生警察署、福生消防署等から	
				情報収集を行う。		
				また、東京都、福生警察署、福生消防署	等と連携の上、行方不明者の氏名等を公表し、その安否情報	
				を収集・精査することにより行方不明者の	絞り込みに努める。	
13 2	2 133	3 1 遺体の捜索		1 遺体の捜索		語句の適正
		福生警察署は、次のように遺体を捜索	する。	福生警察署は、次のように遺体を捜索す	る。	
		(1) 福生消防署、消防 <mark>部</mark> と協力して、	救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。	(1) 福生消防署、消防班と協力して、救	助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。	
		<略>		<略>		
13 2	2 133	3 2 遺体の搬送		2 遺体の搬送		災害対策本部の構
			署及び福生消防署等の関係機関と連携して、遺体の捜索及び発見し		署等の関係機関と連携して、遺体の捜索及び発見した遺体の	成、役割分担の見直
		た遺体の遺体収容所への搬送を行う。		遺体収容所への搬送を行う。		し

章	節	頁	現行	修正	理由
	_		3 遺体の収容	3 遺体の収容	災害対策本部の構
			救急・福祉対応部庶務班は、管理棟その他の公共施設に遺体収容所を開設する。開設した場合は、東京都	市民相談班は、S&Dフィールド福生(福生市営競技場)管理棟その他の公共施設に遺体収容所を開	成、役割分担の見直
			及び福生警察署に報告するとともに、住民に周知する。	設する。開設した場合は、東京都及び福生警察署に報告するとともに、住民に周知する。	L
			【遺体収容所候補地】	【遺体収容所候補地】	施設の名称変更
			施設名	施設名	WERK FITTON
			福生市営競技場 福生市福生3232 管理棟	S&Dフィールド福生(福生市営競技場) 福生市福生3232 管理棟	
			<u>田上中日州区</u>	<u> 「 </u>	
13	3	133	1 検視・検案 <mark>体制</mark> の確立	1 検視・検案態勢の確立	災害対策本部の構
10		100		市民相談班、東京都及び福生警察署等は、検視・検案態勢を確立する。	成、役割分担の見直
			(1) 東京都福祉保健局長は、検案班を編成させ、遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案を行う。	(1) 東京都は、検案班を編成させ、遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案を行う。	八八八百万万三八元巨
			(2) 福生警察署は、検視班を遺体収容所に派遣する。	(2) 福生警察署は、検視班を遺体収容所に派遣し、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時	色
			(2) 旧工言宗有(3、快)龙班也退件权付州(5州)追 <u>(3) 3</u> 。	における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及び必要な措置を講じる。	
			(3) 市医師会・市歯科医師会の医療 <u>救護班</u> 等は、市の要請に基づき、必要に応じ遺体の検視・検案に協力		
			(3) 中区叩云・中国代区叩云の区域が受好する、中の安明に至って、必安に心し遺体の使悦・使糸に励力する。	(3) <u>価土</u> 川区叩云・ <u>価土</u> 川圏科区叩云の医療 <u>アーム</u> 寺は、 <u>価土</u> 川の安晴に塞つさ、必安に応し遺体の 検視・検案に協力する。	
1.0	0	104		使悦・使系に励力する。 2 現場指揮	まわの文丁 (初知)(数
13	3	134	2 現場指揮 检探试到 2 即係機則 2 均 力 力 2 效	22 11.61	語句の適正(都組織の変更のため詳細は
			検視・検案活動に関係機関が協力する際、検視活動については、警察署等の検視責任者、検案活動については、事事が振り保健との検索表に表の指揮に基づいて行う。		
1.0	0	104	ては、東京都 <mark>福祉保健局</mark> の検案責任者の指揮に基づいて行う。	ついては、東京都の検案責任者の指揮に基づいて行う。	削除)
13	3	134	3 遺体の身元確認	3 遺体の身元確認	語句の適正
10		101	福生警察署は身元確認作業を行い、身元が判明しない場合は所持金品と共に市に引き継ぐ。	福生警察署は身元確認作業を行い、身元が判明しない場合は所持金品と共に <u>福生</u> 市に引き継ぐ。	///
13	4	134		1 遺体の処理	災害対策本部の構
			<u> 教急・福祉対応部庶務班</u> は、関係機関等の協力を得て、次の遺体の処理を実施する。	<u>市民相談班</u> は、関係機関等の協力を得て、次の遺体の処理を実施する。	成、役割分担の見直
			〈略〉	<略>	
13	4	134	2 遺体の身元確認	2 遺体の身元確認	東京都地域防災計画
			救急・福祉対応部庶務班は福生警察署の協力を得て、身元引受人の発見に努めるが、一定期間(おおむね		との整合
			1週間)経過後も身元不明の場合は火葬し、身元が判明し次第引き渡す。	するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。	
				市民相談班は、警視庁遺体引渡班の指示に従って、身元が確認された遺体を遺族に引き渡す。	- La La Inna La La Del La Carta
13	4	134	3 遺体の引取り	3 遺体の引取り	東京都地域防災計画
			<u> 教急・福祉対応部庶務班</u> は、検視・検案を終えた遺体について、速やかに遺族に引き渡し、死亡届の受	市民相談班は、検視・検案を終えた遺体について、速やかに遺族に引き渡し、死亡届の受理、火葬許	との整合
			理、火葬許可書又は特例許可書を発行する。	可書又は特例許可書を発行する。	
				一定期間(おおむね1週間)経過後も身元不明の場合は火葬し、身元が判明し次第引き渡す。	///
13	5	135	1 火葬に関する相談窓口の開設	1 火葬に関する相談窓口の開設	災害対策本部の構
			<u> 救急・福祉対応部庶務班</u> は、遺体の引渡しを受けた遺族等のため、遺体収容所に火葬等に関する相談窓口	市民相談班は、遺体の引渡しを受けた遺族等のため、遺体収容所に火葬等に関する相談窓口を開設	成、役割分担の見直
			を開設し、火葬手続等の相談に応じる。	し、火葬手続等の相談に応じる。	
			遺族等が火葬を執行することが困難な場合には、災害救助法の適用の範囲内で身元不明遺体に準じて市が		
			代行する。	市が代行する。	
13	5	135	2 火葬許可書の発行	2 火葬許可書の発行	災害対策本部の構
			<u> </u>		
			発行できるよう <mark>体制</mark> を整える。通常の手続が困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を		
			期すため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。	明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。	語句の適正
13	5	135	3 広域火葬の実施	3 広域火葬の実施	災害対策本部の構
			<u> 救急・福祉対応部庶務班</u> は、瑞穂斎場等の被災状況を把握し、火葬を行うことが困難と判断した場合は、	市民相談班は、瑞穂斎場等の被災状況を把握し、火葬を行うことが困難と判断した場合は、東京都に	成、役割分担の見直
			東京都に広域火葬の応援・協力を要請する。	広域火葬の応援・協力を要請する。	L
			(1) 市民に対し、都内全域が広域火葬 <mark>体制</mark> にあることを周知し、理解と協力を求める。	(1) 市民に対し、都内全域が広域火葬 <u>態勢</u> にあることを周知し、理解と協力を求める。	語句の適正
			〈略〉	〈略〉	
13	5	135	4 身元が判明しない遺体への対応	4 身元が判明しない遺体への対応	語句の適正
			1年以内に引 <mark>き</mark> 取 <u>り</u> 手が判明しない場合は、都営納骨堂等に保管する。	<u>市民相談班は、</u> 1年以内に <u>遺骨の</u> 引取手が判明しない場合は、都営納骨堂等に保管する。	
14		136	第 <u>13</u> 章 ライフラインの応急復旧	第 <u>14</u> 章 ライフラインの応急復旧	組織名等の変更
			〈略〉	〈略〉	

章〔	節 頁		現行		修正	理由
		<u>〈図略〉</u>		〈図略〉 削除		
		活動項目	担当班	活動項目	活動を担う組織	1
			本部管理部防災班		防災班	
		第1節 ライフライン被害状況の把握	各ライフライン事業者	第1節 ライフライン被害状況の把握	各ライフライン事業者	
		第2節 上水道	東京都水道局	第2節 上水道	東京都水道局、給水班	
		第3節 下水道	給食・給水対応部施設班	第3節 下水道	復旧班	
		第4節 電力	東京電力パワーグリッド	第4節 電力	東京電力パワーグリッド	
		第5節 都市ガス等	武陽ガス、LPガス事業者	第5節 都市ガス等	武陽ガス、LPガス事業者	
		第6節 通信	通信事業者	第6節 通信	通信事業者	
	1 100					歌与《汝子
$\lfloor 14 \rfloor$	1 136	第1節 ライフライン被害状況の把握 本部管理部防災班は、ライフライン事業者か	プ 却生も巫は、	第1節 ライフライン被害状況の把握 防災班は、ライフライン事業者から報告を	受け、	語句の適正
		<u>本部官理部</u> 防火班は、ブイフブイン事業有が 〈略〉	49報音を交け、次の情報を指揮する。		文り、次の情報を忙佐りる。	
1/1 5	2 136	1.1		^ 1 震災時の活動方針		語句の適正
14 2	2 130	(3) 復旧活動		(3) 復旧活動		10 HJ√\1017
		カー必要に応じて市への技術支援を実施する。		カ 必要に応じて福生市への技術支援を実施	する。	
14 2	2 137	(4) 応急給水活動		(4) 応急給水活動	2	語句の適正
		建物や水道施設の被害状況を踏まえ、適時適	通切に応急給水計画を策定し、市との役割分担に基づいた段階	建物や水道施設の被害状況を踏まえ、適時	適切に応急給水計画を策定し、 <u>福生</u> 市との役割分担に基づ	
		的な応急給水を実施する。		いた段階的な応急給水を実施する。		
14 2	2 137	(5) 広報活動		(5) 広報活動		語句の適正
		東京都本部と連携しながら、被害、復旧及び	『応急給水の状況等を適時適切に広報し、混乱を防止するよう	福生市(給水班)は、東京都本部と連携し	ながら、被害、復旧及び応急給水の状況等を適時適切に広	
		努める。		報し、混乱を防止するよう努める。		
14 2	2 137	3 復旧対策		3 復旧対策		語句の適正
		(1) 管路の復旧計画		(1) 管路の復旧計画		
			断水区域を最小限にした上で、順次復旧作業を進める。な		り断水区域を最小限にした上で、順次復旧作業を進める。	
		や、賃益付の調達、復口 <u>体制</u> 及の復旧の緊急及 施する。	E等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実	はね、資益的の調達、復日 <u>態労</u> 及の復日の祭 旧を実施する。	記及寺を倒条し、必安に応して似門官、 路上町官寺の収復	
14 5	3 137	第3節 下水道		第3節 下水道		語句の適正
11		給食・給水対応部施設班は、下水道施設の応	5急復旧を実施する	復旧班は、下水道施設の応急復旧を実施す	A.	HI FJV/NELIL
		1 活動体制	1.2.00.17 00	1 活動体制	9 0	
			Fが発生するおそれがある場合又は拡大が予想される場合は、		ある場合又は拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働	
		直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。		の停止又は制限を行う。		
		<u>施設班</u> は、保有する資機材等で応急復旧を実	施し、必要に応じ東京都、関係業者等に応援要請を行い、応	復旧班は、保有する資機材等で応急復旧を	実施し、必要に応じ東京都、関係業者等に応援要請を行	
		急復旧に際しての人材・資機材調達の協力を得	₽3°.	い、応急復旧に際しての人材・資機材調達の	嘉力を得る。	
14 3	3 138	3 広報		3 広報		災害対策本部の構
			応急復旧見込み等を提供する。また、市民に対しても公共下			
		水道及び流域下水道の被害状況、復旧状況、施	記設の被害に伴う下水道の使用自粛についての広報活動に努め		施設の被害に伴う下水道の使用自粛についての広報活動に	
1.4	100	る。 4		努める。		語句の適正
14 3	3 138	4 東京都下水道局の対策	・・水車化センター笠の敗各細木及が出界、地中心の細木、眼	4 東京都下水道局の対策 東京教が傍畑ナス海域下水道酔線・ポンプ	で・水車化センター体の取合細木はが出界。 かな心の部	語句の適正
			f・水再生センター等の緊急調査及び措置、被害状況調査、関 ≤行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置			
			:11い、施設の被害に対しては、歯別、程度に応じて心忌相直 :り、被害、復旧、下水道の使用自粛及びし尿処理 <mark>体制</mark> などの			
		を 美施する。 また、 東京師本前 寺との 連携によ 広報活動を行う。	、/、IX日、IAII、IAIIVIXA日本XUUMAAII	の使用自粛及びし尿処理態勢などの広報活動		
14	138	第4節 電力		第4節 電力	⊆ 14 ∕ 0	語句の適正
		東京電力パワーグリッドは、電力施設の応急	復旧を実施する。	東京電力パワーグリッド株式会社は、電力	施設の応急復旧を実施する。	44 7 - VE-114
14 4	138			1 震災時の活動体制		語句の適正

章節	頁		現行			修正	理由
		(1) 非常態勢の組織		(1) 非常態勢の組織			
		非常態勢の組織は、本社及び本社が指定	する事業所(以下 <mark>、</mark> 「第一線機関等」という。)を単位として編制	非常態勢の組織は、	本社及び本社が指定で	する事業所(以下「第一線機関等」という。)を単位として	
		し、非常態勢の発令に基づき設置する。		編制し、非常態勢の発生	令に基づき設置する。		
		<略>		〈略〉			
14 5	139	1 活動体制		1 活動体制			語句の適正
		地震が発生した場合、社で定める対策組	織を設置し、社内各部門の連絡協力のもとに災害応急対策を実施	地震が発生した場合、	、社で定める対策組約	織を設置し、社内各部門の連絡協力の下に災害応急対策を実	
		する。		施する。			
14 5	140	4 広報		4 広報			語句の適正
		市災害対策本部にガス供給施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。また、市民に対しても			こガス供給施設の被領	害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。また、市民に	
		被害状況、復旧状況等についての広報活動		対しても被害状況、復日			
14 5	140	5 LPガス	N-24-2 00	5 LPガス	THE COLUMN TO SERVICE STATE OF THE SERVICE STATE OF THE SERVICE STATE STATE OF THE SERVICE STATE OF THE SERVICE STATE OF THE	-TIMIL MIT -	語句の適正
	110	各LPガスの供給業者は、LPガスの被	実調査及び復旧作業を実施する。		者は、LPガスの被領	書調査及び復旧作業を実施する。	
			が生じた場合、東京都と一般社団法人東京都LPガス協会が協力			3生じた場合、東京都と一般社団法人東京都LPガス協会が協	
			の供給する際には、市もこれに協力するよう努める。			の供給する際には、福生市もこれに協力するよう努める。	
14 6	141	4 広報		4 広報	が異として近天時が「「		語句の適正
	111		害状況、 <mark>輻輳</mark> 状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。また、		木部に通信施設の被急	害状況、ふくそう状況、応急復旧見込み等の情報を提供す	HI 17 1 10 HI
		市民に対しても被害状況、復旧状況等につ		1		け況等についての広報活動に努める。	
15	1/19	第14章 公共施設等の応急・復旧対策	* (*/四十四日到10万で)。	第15章 公共施設等の			組織名等の変更
10	172	〈略〉		お <u>10</u>	/心心 及旧外水		が以れてすり交叉
		<u> </u>		〈図略〉 削除			
		活動項目	担当班	活動	佰日	活動を担う組織	
		第1節 <u>公共施設</u> 等の緊急点検	給食・給水対応部施設班	第1節 道路等の緊急		復旧班	
		第1即 <u>公共旭政</u> 寺の茶心恐快	給食・給水対応部施設班		□ / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	<u>復旧班</u> 復旧班	
		木部管理部防災班		 第2節 道路・橋梁		福生警察署、東京都建設局西多摩建設事務所	
		第2節 道路・橋梁	福生警察署、東京都建設局西多摩建設事務所			国(関東地方整備局相武国道事務所)	
			国(関東地方整備局相武国道事務所)	佐の佐、河 III			
			国 () 関東地方整備局	第3節 河 川		関東地方整備局	
				第4節 危険箇所等		復旧班 Pt-W-TE	
		第4節 危険箇所等	給食・給水対応部施設班	tota = tota Nil. 124		防災班	
		hote - hote NI NA	本部管理部防災班	第5節 鉄 道		J R東日本	
		第5節 鉄 道	J R東日本	第6節 社会公共施設	Ž	建築班、各施設管理者	
		第6節 社会公共施設	各施設管理者				
15 1	142	第1節 公共施設等の緊急点検		第1節 道路等の緊急			災害対策本部の構
			、 <mark>市内調査班と協力し、</mark> 地震発生後、公共施設等の緊急点検を実	復旧班は、地震発生行	後、公共施設等の緊急	急点検を実施する	成、役割分担の見直
		施する					
15 1	142			1 道路・橋梁			語句の適正
		〈略〉	〈略〉	〈略〉		〈略〉	
		│ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │	等によって通行に支障を <u>きた</u> している場合は、当該道路管	세 (/)1 自 1 1 1 1 1 1 1 1 1		等によって通行に支障を <u>来</u> している場合は、当該道路管理	
		考への通報 埋者(相武国道事務所	、東京都建設局西多摩建設事務所)に通報し、応急措置の	考への通報 者		東京都建設局西多摩建設事務所)に通報し、応急措置の実	
		実施を要請する。		施施	を要請する。		
		〈略〉	〈略〉	〈略〉		〈略〉	
		〈略〉	<略>	〈略〉		〈略〉	
15 2	142	第2節 道路・橋梁		第2節 道路・橋梁			語句の適正
		<u>給食・給水対応部施設</u> 班は、被害を受け	た道路・橋 <mark>梁</mark> 施設について速やかに応急復旧を進めるとともに、	復旧班は、被害を受け	けた道路・橋 <u>りょう</u> カ	施設について速やかに応急復旧を進めるとともに、市民に対	
	<u></u>	市民に対して復旧状況等についての情報を	提供する。また、道路・橋梁の交通機能の維持・回復に努める。	して復旧状況等につい	ての情報を提供する。	また、道路・橋梁の交通機能の維持・回復に努める。	
					·		

章節	頁	現行	修正	理由
15 2	143	1 市道	1 市道	語句の適正
		(1) 活動 <mark>体制</mark>	(1) 活動 <mark>概要</mark>	
		被災した道路について、優先 <mark>順位</mark> の高い道路から順に道路機能の早期復旧を図る。	被災した道路について、優先 <u>度</u> の高い道路から順に道路機能の早期復旧を図る。	
15 2	143	(2) 応急復旧対策	(2) 応急復旧対策	語句の適正
		ア 道路・橋梁等の被災状況の把握及び応急復旧の検討	ア 道路・橋りょう等の被災状況の把握及び応急復旧の検討	
		〈略〉	〈略〉	
		ウ 道路上の障害物の除去及び処理	ウ 道路上の障害物の除去及び処理	
		物資輸送班と協力の上、緊急車両の通行及び応急活動に支障を <u>きた</u> す道路上の障害物を除去し適切な処理	緊急車両の通行及び応急活動に支障を来す道路上の障害物を除去し適切な処理を行う。	
		を行う。	エ 緊急輸送道路・交通規制対象路線の情報収集	
		エ 緊急輸送道路・交通規制対象路線の情報収集	東京都、関東地方整備局、福生警察署と道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施す	
		<u>給食・給水対応部施設班及び本部管理部防災班、並びに</u> 東京都、関東地方整備局、福生警察署 <u>は、震災時</u>	るため、相互に情報収集・交換を行う。	
		<u>の</u> 道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報収集・交換を行う。		
15 2	143	3 国道	3 国道	内容の追加
			関東地方整備局相武国道事務所は、国道16号等の応急復旧を実施する。	
15 2	144	(2) 応急復旧対策	(2) 応急復旧対策	語句の適正
		パトロールによる巡視結果等を <u>もと</u> に被害を受けた道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事	パトロールによる巡視結果等を基に被害を受けた道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工	
		を行い、緊急輸送道路としての機能確保に努める。	事を行い、緊急輸送道路としての機能確保に努める。	
15 4	144	1 応急措置及び応急復旧対策	1 応急措置及び応急復旧対策	語句の適正
		<u>給食・給水対応部施設班</u> は、 <mark>物資輸送班、市内調査班と協力し、がけ</mark> 崩れ、土砂災害(特別)警戒区域等	<u>復旧班</u> は、 <u>崖</u> 崩れ、土砂災害(特別)警戒区域等の被害状況を調査し、危険な場合は、警戒区域の設	
		の被害状況を調査し、危険な場合は、警戒区域の設定、避難指示、道路通行規制を実施し、応急的な安全対	定、避難指示、道路通行規制を実施し、応急的な安全対策を講じ、二次災害の防止に努める。	
		策を講じ、二次災害の防止に努める。		
15 4	144	2 情報収集・報告	2 情報収集・報告	語句の適正
		本 <mark>部管理部</mark> 防災班は、土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、東京都建設局に報告する。	防災班は、土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、東京都建設局に報告する。	
15 5	144		1 災害時の活動	語句の適正
	_	2 発災時の安全確保	2 発災時の安全確保	語句の適正
		 (1) 災害対策本部を設置し活動体制を確立するとともに、情報通信連絡 <mark>体制</mark> を確保する。	(1) 災害対策本部を設置し活動体制を確立するとともに、情報通信連絡 <u>態勢</u> を確保する。	
		<略>	< <p></p>	
15 6	145	1 社会公共施設等の応急危険度判定	1 社会公共施設等の応急危険度判定	災害対策本部の構
		 (1) 市有の公共建築物	(1) 市有の公共建築物	成、役割分担の見直
		- その所管する公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。	建築班は、市有の建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。	L
		また、その所管する公共建築物の判定が困難な場合、東京都災害対策本部に判定実施の支援を要請する。	また、その所管する公共建築物の判定が困難な場合、東京都災害対策本部に判定実施の支援を要請す	
		また、 (*ク///百分の公共定未物*ク刊にか四無は勿口、水水即火百刈水平即に刊た天地*ク又抜き女明分の。	よた、 CV///目 する公共産来物や刊足が四種な物目、米水師の日内水平的に刊足失過や久後で安明 する	
15 6	1/15	 (2) 市有以外の社会公共施設	(2) 市有以外の社会公共施設	語句の適正
10 0	140	社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。その際、判定が困難な場合は、	各施設の管理者は、社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。その	HT 1.10 / VIETT
		東京都又は市に判定実施の支援を要請する。	際、判定が困難な場合は、東京都又は市に判定実施の支援を要請する。	
15 6	146	4 学校施設	4 学校施設	
	1-10	サーチ 大川 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(1) 応急対策	
			校長は、次のとおり発災時に応急対策を実施する。	
		(略)	(略)	
			(2) 復旧対策	
		(2) 優間が来 公立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、市教育委員会は、 <mark>学</mark> 校長及		
		公立子校の地談が進入な敬言を支げ、教育活動がくさないと判断した場合に、刑教育委員会は、子校及及 び東京都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に		
		中断が生じないように努める。	動に中断が生じないように努める。	
16	147	第15章 応急生活対策	第16章 応急生活対策	災害対策本部の構
10	141		カ<u>ロ</u>早 心心エル 列東 〈略〉	成、役割分担の見直
			く図略〉 削除	
		<u>√клып√</u>	<u>√578H1√ 11/1kV</u>	
		活動項目 担当班	活動項目 活動を担う組織]
		1口郑广尺日 1旦 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1口判で、日 1口判で、日 1口判で、日 1口判で、日 1口判で、日 1口判で、日 1口判で、日 1口判で、日 1口判で、日 1口判の 1口判の 1口判の 1口判の 1口判の 1口判の 1口判の 1口判の	

章節	頁		現行			修正	理由
		第1節 応急危険度判定の実施	情報・調査部市内調査班	第1節 応急危険度判定	の実施	建築班	
		第2節 住家等被災判定の実施	情報・調査部市内調査班	第2節 住家等被害認定			
		第3節 住居障害物の除去	物資・輸送・環境部物資輸送班	<u>等の発行</u>		被害認定調查班	
		第4節 被災住宅の応急修理	情報・調査部市内調査班	第3節 住居障害物の除	去	復旧班	
			本部管理部防災班	第4節 被災住宅の応急	修理	建築班	
		第5節 応急仮設住宅の供給	情報・調査部市内調査班	第5節 応急仮設住宅の	供給	建築班	
			まちづくり計画課(住宅グループ)	第6節 災害弔慰金等の	支給	市民相談班、福生市社会福祉協議会	
		第6節 災害弔慰金等の支給	福生市	第7節 義援金の受入れ	・配分	出納班	
		第7節 義援金の受入れ・配分	本部管理部出納班	第8節 被災者相談		市民相談班	
		555 O 555 315555 ±15555	本部管理部広報・広聴班	第9節 各種支援制度の	活用	関係各班	
		第8節 被災者相談	情報・調査部市民相談班、住民情報班	第10節 職業のあっせん			
		第9節 り災証明書の発行	情報・調査部市民相談班	第 11 節 租税等の徴収額			
		第 10 節 各種支援制度の活用	関係各班				
		第 12 節 租税等の徴収猶予及び減免等					
16 1	147	1 被災住宅の応急危険度判定		1 被災住宅の応急危険度	判定		語句の適正
		情報・調査部市内調査班は、二次災害防止	のため、概括的被害情報等に基づき建築物の応急危険度判定を	<u>建築班</u> は、二次災害防止	のため、概括的被	害情報等に基づき建築物の応急危険度判定を実施する。	
		実施する。					
		【応急危険度判定の実施方法】		【応急危険度判定の実施方	法】		
		〈略〉	〈略〉	〈略〉		〈略〉	
		応急危険度判定員	有資格者の職員を中心として <u>3</u> 人1組の班を構成す	調査の体制	応急危険度判定員	有資格者の職員を中心として2人1組の班を構成す	
		5°		明旦マンド中間	る。		
			物応急危険度判定を実施することが困難であると判断	-1.01-55-7-6-5-4-		建築物応急危険度判定を実施することが困難であると	
			に応じて知事に対して判定員、判定コーディネーター	応援要請		必要に応じて知事に対して判定員、判定コーディネー	
		の派遣等の支援要	請を行う。 〈略〉	〈略〉	ターの派遣等の支	技安前を付り。	
		\P\(\frac{1}{2}\)	、 単位/			\mid/	
16 1	147	2 被災宅地の危険度判定		2 被災宅地の危険度判定	1		災害対策本部の構
		情報・調査部市内調査班は、二次災害防止	のため、 <u>がけ</u> 崩れ等の危険がある場合、東京都の協力を得て被	建築班は、二次災害防止	:のため、 <u>崖</u> 崩れ等	の危険がある場合、東京都の協力を得て被災宅地危険度判	成、役割分担の見直
		災宅地危険度判定士による危険度判定を実施	する。判定結果は「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」	定士による危険度判定を実	施する。判定結果	は「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の張り紙等	L
		の張り紙等により、居住者・歩行者に周知を	図る。	により、居住者・歩行者に	周知を図る。		
16 2	148	第2節 <u>住家等被災判定の実施</u>		第2節 住家被害認定調査	・り災証明書等の		語句の適正
16 2	148	1 住家被害調査		1 住家被害認定調査			災害救助法の改正
		住家等被害の状況は、災害救助法の適用の	根拠となり、り災証明書の <mark>交付</mark> や各種の被災者 <mark>援護対策</mark> の基礎	住家等被害の状況は、災	害救助法の適用の	根拠となり、り災証明書の <u>発行</u> や各種の被災者 <u>生活再建支</u>	
		となる。情報・調査部市内調査班は、「災害に	ご係る住家の被害認定基準運用指針」(平成25年6月内閣府)を	援の基礎となる。被害認定	調査班は、「住家被	皮害認定調査実施マニュアル」に基づき適正な判定を実施	
		参考とし、あらかじめ被害認定のための具体	<u>的な調査方法や判定方法などを定め、</u> 適正な判定を実施する。	する。			
				調査の区分は、「全壊」「	大規模半壊」「中規	見模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない(一部損	
				壊)」「被害なし」に区分す	<u>る。</u>		
				調査員が不足する場合は	、東京都を通じ全	国の自治体職員等に応援を要請する。	
				なお、調査結果は、被災	者生活再建支援シ	ステムで管理するとともに、東京都に報告する。	
				【調査区分と内容】			
		1 第二次記本		<u>⟨表略⟩</u>			
		1 第一次調査 まゆんぱな場合して が知り知りまして	調木、如ウナブ 調木光にたりに調木さんこと (地戸 りむ)				
			調査・判定する。調査前に住民に調査を行う旨(地区、日程)				
		の広報を実施する。					
		<u>2 第二次調査</u>					
				I			I

11 <u>条行の流れ</u> 松養生活用達支援システムを活用し、被災者からの申添に基づきり災証明書を ※計する。	章節	頁		現行		理由
2 18 報記 2 18 報記 2 18 報記 2 19 2 18 報記 2 19 2 18			第一次調査の結果に	不服のあった住家等及び第一次調査が物理的に不可能であった住家等について、再調		
10 2 14 学校 15 15 15 15 15 15 15 1			査の申し出に基づき、	再調査を実施する。調査時は、必要に応じ居住者又は所有者等の立会の上で立入調査		
10 2 10 10 10 2						
東京語の歌歌地大・歌歌を連行再生変を入ったを発展し、変形からの中部に共りまり以前する 日本 19 2 19	16 2	148	新規			記載箇所の変更
数字子と						
日本の日本語画学・						
16 2 16 17 18 18 18 18 18 18 18						
18						
18 2 14 14 15 14 15 14 15 15						
「株式の製料						
16 2 146 147 148						
10 2 149 22 23 23 23 23 23 23 2						
現立対策及本が第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。	16 2	1/0	(2) 証明の箝囲			(単数助法の改正)
(1) 災害原図 (2) 9 災年月日 (3) 9 災年月日 (4) 9 災日 (4) 9	10 2	149		条第1号に相定する災害で、次の事項について証明する。		火音秋奶伍************************************
(4) り災退度				1		
				(2) り災年月日 (3) り災場所		
イ 物的 (7) 会議、(イ) 大規模半議(2) 半導。 (三) 治肝液(イ)が失、(②) 床上浸水、(②) 床上浸水 (②) 床上浸水 (□) 未浸水 (□) 上层 (□) 未浸水 (□) 未浸				*) ホナ (<i>)</i>) な		
(2) 未上浸水、(2) 未上浸水。(2) 生物(4) り災証明書様式 り災証明書様式 り災証明書がまた。「資料・17 り災証明書の様式は、「資料・17 り災証明書の様式は、「資料・17 り災証明書の様式は、「資料・17 り災証明書の様式は、「資料・17 り災証明書の様式は、「資料・17 り災証明書の様式は、「資料・17 り災証明書のを持ていた。「意味の創まれる」のとおりとする。 16 2 149 新規 第3節 住居障害物の除去 地方・電影は、手により作業の所名からの中語についても、回線の指電ととる。 地交届出受理証の発行 技術といいて、意味があらの場合についても、回線の指電ととる。 地交属出受理証の発行 技術といいて、意味があらの場合についても、回線の指電ととる。 地交届出受理証の機械は、「資料・19 被災届出受理証のとおりとする。 16 2 149 第3節 住居障害物の除去 地方・電影は、不同では、「選集・19 は災量出できばい、「資料・19 は災量出できばい、中央・アイン・アイン・フェルラ・のよりに対している場合、人、役割分担に「住宅障害物除去の方法」 「住宅障害物除去の方法」 「住宅障害物除去の方法」 「企会の対象者 1 直接は、足水等によって、居金、女事場、立間等に停告物が運びらまれ生活、大学を表している者 2 日もの対象者 1 直接は、民産等をもい者 1 物質能変は、協定業者等の協力の上と降出できない者 2 日もの対象は、協定業者等の協力の上に降出できない者 2 日もの対象は、協定業者等の協力の上に降出できない者 2 日も動は、実産を主むいる治療の大変も措置の実施上、必要品に原皮にとどめ、事後の依 日活動に支援をよった。 は実要が、 1 一般が出来に表している場合は、防災患を通じ、 19 季報を表している者 2 日も動は支援を主きない場面による実験に原皮ととどめ、事後の依 日活動に支援をよった。 は実要が、 2 除止作業に関係的が定途を持定のな場を選出し、必要が提出している場合は、防災患を通じ、 に必要が、 2 除止作業に対象的はが高量できない場合は、防災患を通じ、 2 深により住家が中板又は手様上しくはこれらに産する 2 保護の対象を達している者 2 日も動に支援を支むい場合は、防災患を通じ、 2 禁止が悪・ 2 除止が悪・変され、物理とする。 には要が、 2 除止が悪・変され、心の表を達している者 2 日も動に支援を実施したが高力は、 2 保護の対象は、 2						
(全) 東下浸水						
16 2 149 (4) 9災証明書様式 9災証明書様式 9災証明書様式 9災証明書を成立、「資料—17 9災証明書の終えは、「資料—17 9災証明書の終えは、「資料—17 9災証明書の終えは、「資料—17 9災証明書の必要には、「資料—17 9災証明書の必要には、「資料—17 9災証明書の必要には、「資料—17 9災証明書の必要には、「資料—19 9災証明書の必要には、「資料—19 9災証明書の必要には、「資料—19 10円割り、の上がり上さる。 2 2 2 3 2 3 2 3 2 2						
16 2 149 物規 149 物規 149 物規 149 物規 149 149 物規 149 149 地域 149 地域			<u> </u>	<i>)</i>	(力) 水下设水	
9 災証明書の様式は、「資料—17 9 災証明書のをおりとする。 9 災証明書の様式は、「資料—17 9 災証明書」のとおりとする。 3 被災届出受理証の発行 按表記書 技術の 技術の 大きの所書物(所どい、カーボート、場、 中原学)の 被災について、被災者からの周出があった旨を証明する被災届出受理証を発行する。 本意、居住していない性家の所名者からの甲語についても、同様の相響をとる。 技術という場合、その除主を行う。 本語・現意が物質輸送地は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい密含を表している場合、その除主を行う。 (住宅障害物除な力方法) が資・輸送・現意が物質が多ってしては除去できない者 1 物質輸送地は、協定業者等の協力のもとに除去作業を実施する。 1 物質輸送地は、協定業者等の協力のもとに除去作業を実施する。 1 物質輸送地は、協定業者等の協力のもとに除去作業を実施する。 保存の対象者 2 自らの資力をもってしては除去できない者 1 物質輸送地は、協定業者等の協力のもとに除去作業を実施する。 保存・発生・変したの結果を表示ない。 保存・発生・素の協力の下に除去作業を実施する。 保存・発生・素の協力の下に除去作業を実施する。 1 物質輸送地は、協定業者等の協力のもとにな場合は、本部質理部が 大部質理部が 大部で変化を書とない。 1 物質輸送地は、協定業者等の資機材及び入材が調達・あっせんできない場面ととめ、事後の位 旧活動に支障を書とない。 日本の資力をもってしては除去できない。 日本の資力をもってしては除去できない。 日本の資力をもってしては除去できない。 日本の資力をもってしては除去できない。 保全・財産・教の力をもってしては除去できない。 保全・財産・教の力をもってしては除去できない。 保全・財産・表のせんできない場面とする。 保全・財産・素が、財産・表のせんできない場面とする。 保証・財産・財産・素を実施する。 「本語の変力を表していてきない場面とする。 「本語の変力を表していてきない場合は、防災班を主がしている。 株式・財産・素を、事の資材及び入材が調達・あっせんできない場合は、防災班を通じ、東京都・要請する。 第4節 被災住宅の応急修理 技術・関連を要け、上と場合、居住に必要な最小限の応急修理を行う。 大部では、実際は、選生中に災害物助法が適用され、震災により住家が半焼又は半壊者しくはこれらに進する 投充の方と修理を受けたした場合、居住に必要な最小限の応急修理を行う。 大部では、発行・日本に必要な最小限の応急修理を行う。 大部で変力を対し、対すを対し、といいが言がは、対すを対しまし、関係と対する。 「実施は、選生中に災害者の対法が適用され、震災により住家が半焼又は半壊者しくはこれらに進する 投充し、企業を助したと場合、居住に必要な最小限の応急修理を行う。 「大部では、発力した、といいは、といいは、といいは、といいは、といいは、といいは、といいは、といい	16 2	149	 (4) り災証明書様:	式	(4) り災証明書様式	
149 新規		110				
被害認定調査班は、住家以外の工作物(物質、納尾等)、住家の附帯物(間どい、カーボート、財。 四曜学)の被災について、被災者からの届出があった旨を証明する後災届出受理証を発行する。 また、屋住していない住家の所有者からの申請についても、同線の措置をとる。 接災届出受理証の接式は、「資料ー19 被災届出受理証」のとおりとする。 接災届出受理証の接式は、「資料ー19 被災届出受理証」のとおりとする。 接び届せ受理証の接式は、「資料ー19 被災届出受理証」のとおりとする。 接近にないる場合、その除去を行う。 【住宅障害物除去の方法】	16 2	149				市の新たな災害対策
また、居住していない仕家の所有者からの申請についても、同様の措置をとる。 接換品出受理部の除去 物質・輸送・環境部物質輸送班は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を 及ぼしている場合、その除去を行う。 【住宅障害物除去の方法】 が上崩れ、浸水等によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれ 生活に支障を含たしている者 2 自らの資力をもってしては除去できない者 1 物質輸送班は、協定業者等の協力の支上に除去作業を実施する。 除去の対象者 1 物質輸送班は、協定業者等の協力の支上に除去作業を実施する。 除去作業 2 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復 旧活動に支障を含と含ない範囲とする。 応援要請 協定業者等の資機材及び人材が調達・あっせんできない場合は、本部管理部は 協定業者等の資機材及び人材が調達・あっせんできない場合は、本部管理部は 協定業者等の資機材及び人材が調達・あっせんできない場合は、本部管理部は 協定業者等の資機材及び人材が調達・あっせんできない場合は、本部管理部は 協定業者等の資機材及び人材が調達・あっせんできない場合は、応援要請 「成援要請 協定業者等の資機材及び人材が調達・あっせんできない場合は、防災班を通じ 東京都へ要請する。 「などともの応急修理 1 を数し住宅の応急修理 1 を数し住宅が手能又は手機者してはこれらに準ずる 1 を数し住宅の応急修理 1 を数し住宅の応急修理 1 を数したとい場合は、防災・企通し 1 を数し住宅の応急修理 1 を数したとい場合は、防災・企通し 1 を数し住宅の応急修理 2 を部は、が生まれて必要な最小限の応急修理を行う。 2 は 数以住宅の応急修理 2 は 数以住宅の応急修理 2 は 数以住宅の応急修理 2 は 数以住宅の応急修理を行う。 2 は 数以上に必要な最小限の応急修理を行う。 2 は 数以上に必要な最小限の応急修理を行う。 2 は 数以上に発きない 数は ないまない 2 は 数以上に発きない 数は ないまない 2 は 数以上に発きない 数は と 2 は 2 は 2 は 2 は 2 は 2 は 2 は 2 は 2 は					被害認定調査班は、住家以外の工作物(物置、納屋等)、住家の附帯物(雨どい、カーポート、塀、	の追加
16 3 149 第3節 住居障害物の除去 接受 第3節 住居障害物の除去 接上 接上 接上 接上 接上 接上 接上 接					門扉等)の被災について、被災者からの届出があった旨を証明する被災届出受理証を発行する。	
第3節 住居障害物の除去 物資・輸送・環境部物資輸送班は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を 及ぼしている場合、その除去を行う。 【住宅障害物除去の方法】					また、居住していない住家の所有者からの申請についても、同様の措置をとる。	
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##					被災届出受理証の様式は、「資料-19 被災届出受理証〉」のとおりとする。	
及ぼしている場合、その除去を行う。 【住宅障害物除去の方法】	16 3	149	第3節 住居障害物の	除去	第3節 住居障害物の除去	災害対策本部の構
住宅障害物除去の方法						成、役割分担の見直
1 <u>がけ</u> 崩れ、浸水等によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれ 生活に支障をきたしている者 2 自らの資力をもってしては除去できない者 1 物資輸送班は、協定業者等の協力のもとに除去作業を実施する。 除去作業 2 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復 旧活動に支障をきたさない範囲とする。 応援要請 協定業者等の資機材及び人材が調達・あっせんできない場合は、本部管理部防 災班を通じ東京都へ要請する。 1 本部で表している者 2 自らの資力をもってしては除去できない者 1 物資輸送班は、協定業者等の協力の下に除去作業を実施する。 1 物資輸送班は、協定業者等の協力の下に除去作業を実施する。 1 体質・大学と関係を主ない範囲とする。 1 体護・大学と関係を主ない・範囲とする。 1 体護・大学と関係を主ない・経囲とする。 1 体護・大学を表している者 2 自らの資力をもってしては除去できない者 2 に動た支障を主ない・範囲とする。 1 体護・大学を主がして、大学教長に限度にとどめ、事後の復 日活動に支障を主ない・範囲とする。 1 体援・大学を主がいを主がい、本部で理部的 1 体援・大学を主がいを主がい、を表によりにきない場合は、防災班を通じ 1 東京都へ要請する。 2 除去作業 2 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復 日活動に支障を主ない・範囲とする。 2 体援・大学を主がい、を表にといるを主が、表にまない・を表に、を表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表						L
除去の対象者 生活に支障をきたしている者 2 自らの資力をもってしては除去できない者 2 自らの資力をもってしては除去できない者 1 物資輸送班は、協定業者等の協力のもとに除去作業を実施する。 1 物資輸送班は、協定業者等の協力の下に除去作業を実施する。 2 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復 旧活動に支障をきたさない範囲とする。 1 物資輸送班は、協定業者等の協力の下に除去作業を実施する。 2 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復 旧活動に支障を支たさない範囲とする。 1 物資輸送班は、協定業者等の協力の下に除去作業を実施する。 2 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復 旧活動に支障を来さない範囲とする。 1 物資輸送班は、協定業者等の協力の下に除去作業を実施する。 2 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復 旧活動に支障を来さない範囲とする。 1 物資輸送班は、協定業者等の協力の下に除去作業を実施する。 2 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復 旧活動に支障を来さない範囲とする。 1 物資輸送班は、協定業者等の協力の下心急権団 1 物資輸送班は、協定業者等の協力の下心急権団 1 物資輸送班は、協定業者等の協力の下心急権団 1 物資輸送班は、協定業者等の協力の下心急権団 2 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復 日活動に支障を来さない範囲とする。 1 物資輸送班は、協定業者等の協力の下心急権団 2 除去作業は緊急的な応急者で適ととどめ、事後の復 日活動に支障を来さない範囲とする。 1 を要請 1 を要請 1 を要請 1 を要請 2 を要請 2 を要請 2 を要が表する。 2 を要が表する。 3 全額 被災住宅の応急権理 2 を要が表する 3 を要が表する 4 を要がある 4 を要がある 4 を要がある。 4 を要が表する 4 を要が表する 4 を要が表する 4 を要があるに表する 4 を要がある 4 を要がある 4 を要があるに表する 4 を要がある			【住宅障害物除去の方法	·		語句の適正
2 自らの資力をもってしては除去できない者 1 物資輸送班は、協定業者等の協力のもとに除去作業を実施する。 除去作業 2 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障をきたさない範囲とする。 応接要請 協定業者等の資機材及び人材が調達・あっせんできない場合は、本部管理部防災班を通じ東京都へ要請する。 16 4 150 第4節 被災住宅の応急修理 情報・調査部市内調査班は、市に災害教助法が適用され、震災により住家が半焼又は半壊した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行う。			1公士の出布 老			
1 物資輸送班は、協定業者等の協力の <u>もと</u> に除去作業を実施する。 2 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復用活動に支障を <u>きた</u> さない範囲とする。 応援要請			除去の対象有 			
除去作業 2 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復 旧活動に支障をきたさない範囲とする。 応援要請 協定業者等の資機材及び人材が調達・あっせんできない場合は、本部管理部防 災班を通じ東京都へ要請する。 16 4 150 第4節 被災住宅の応急修理 情報・調査部市内調査班は、市に災害救助法が適用され、震災により住家が半焼又は半壊した場合、居住 に必要な最小限の応急修理を行う。 「除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復 旧活動に支障を来さない範囲とする。 協定業者等の資機材及び人材が調達・あっせんできない場合は、防災班を通じ 東京都へ要請する。 「第4節 被災住宅の応急修理 建築班は、福生市に災害救助法が適用され、震災により住家が半焼又は半壊者しくはこれらに準ずる 成、役割分担の し						
応援要請 協定業者等の資機材及び人材が調達・あっせんできない場合は、本部管理部防 災班を通じ東京都へ要請する。			除去作業			
				旧活動に支障を <u>きた</u> さない範囲とする。	旧活動に支障を <u>来</u> さない範囲とする。	
東京都へ要請する。 東京都の書きる。 東京都へ要請する。 東京都へ要請する。 東京都へ要請する。 東京都の書きる。					1. 冷港思議	
情報・調査部市内調査班は、市に災害救助法が適用され、震災により住家が半焼又は半壊した場合、居住 建築班は、福生市に災害救助法が適用され、震災により住家が半焼又は半壊若しくはこれらに準ずる 成、役割分担のに必要な最小限の応急修理を行う。 は、企必要な最小限の応急修理を行う。 し			7,0.3%>40	災班を通じ東京都へ要請する。	東京都へ要請する。	
情報・調査部市内調査班は、市に災害救助法が適用され、震災により住家が半焼又は半壊した場合、居住 建築班は、福生市に災害救助法が適用され、震災により住家が半焼又は半壊若しくはこれらに準ずる 成、役割分担のに必要な最小限の応急修理を行う。 は、必要な最小限の応急修理を行う。 し	16 4	150	第7節 神巛仕ウのさ	今 修理	第 4 第 一神巛仕字の庁刍修理	(公主対策大切の推
に必要な最小限の応急修理を行う。 <u>程度の損傷を受けたした</u> 場合、居住に必要な最小限の応急修理を行う。 し	10 4	190				
						PX、1又市1刀1旦Vノ兄!
						○ 語句の適正
(略) (略) (略) 東京都意見						

章	節 頁		現行		修正	理由
		応急修理の対象者	災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者及び 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した 者	応急修理の対象者	災害のため住家が半壊又は半焼し、 <u>若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、</u> 自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	
			東京都の委任により、市で行う被災者の資力その他生活条件の調査及びり災証 明書に基づき、東京都が定める選定基準による募集・選定を行う。	対象者の調査及び 選定	東京都の委任により、 <u>福生</u> 市で行う被災者の資力その他生活条件の調査及びり 災証明書に基づき、東京都が定める選定基準による募集・選定を行う。	
		修理の方法	1 修理 東京都が、(一社)東京建設業協会のあっせんする建設業者により、応急修理 を行う業者のリストを作成し、市はリストより業者を指定し、居室、炊事 場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。 2 経費 1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。 3 期間 原則として災害発生の日から1か月以内に完了する。	修理の方法	1 修理 東京都が、次の協定を締結した団体があっせんする建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、福生市はリストより業者を指定し、居室、 炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。 ・一般社団法人東京建設業協会 ・全国建設労働組合総連合東京都連合会 ・一般社団法人災害復旧職人派遣協会 2 経費	
		応急修理後の事務	応急修理を実施した場合は、東京都及び市は必要な帳票を整備する。		1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。 3 期間 原則として災害発生の日から3か月以内に完了する。	
				応急修理後の事務		
				害が拡大することを防	の修理」として、住宅が被害を受けた後、雨水の侵入等を放置することにより被 がため、福生市は、被災者からの申込みに基づき、屋根、外壁等の必要な部分に	
16	5 150	1 供給の目的		対して、施工者にブル 1 供給の目的	<u>〜シートの展張等の修理を依頼する。</u>	災害救助法の改正
	5 150	災害救助法が適用され	れた地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力により居住する住家を確保 主宅の活用、民間賃貸住宅の借り上げ <mark>及び仮設住宅の建設</mark> により応急的な住宅を供給	以害救助法が適用さ	れた地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力により居住する住家を 一時提供刑住宅(公的住宅の活用) 賃貸刑店負住宅(早間賃貸住宅の供り上	,,,
		する。			三年による応急的な住宅を供給する。	
16	5 151		用された場合、 <mark>本部管理部防災班</mark> は、東京都と協力し、公営住宅・公的住宅等の管理 急住宅としての一時使用を要請する。	2 応急仮設住宅の供 (1) 公的住宅の活用 福生市に災害救助法 に対し、被災者用応急 【公的住宅の要請方法	災害救助法の改正 災害対策本部の構 成、役割分担の見直 し 語句の適正	
		提供可能戸数の把持	古の公的仕宅の空き家で提供可能か住宅百粉を押提しま言類に報告す	提供可能戸数の把	毎生市の公的住宅の空き住戸で提供可能か住宅戸数を押据し、東京都に	東京都意見
		〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	
		援助要請	都営住宅、 <mark>都市再生機構・公社</mark> 、他市町村の公営住宅等の提供を受ける 必要がある場合は、東京都に援助を要請する。〈略〉	援助要請	都営住宅、 <u>独立行政法人都市再生機構・東京都住宅供給公社</u> 、他市町村の公営住宅等の提供を受ける必要がある場合は、東京都に援助を要請する。	
16	5 151	(2) <mark>民間賃貸住宅</mark> の保 情報・調査部市内調査	共給 <u>室班は、東京都が割り当てる民間賃貸住宅を被災者に提供する。</u>	(2) <u>賃貸型応急住宅</u> 建築班は、東京都が る。	の供給 関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供することに協力す	災害救助法の改正 災害対策本部の構 成、役割分担の見直
						東京都意見
16	5 151	(3) <mark>応急仮設住宅</mark> の係 東京都は、関係団体と 【応急仮設住宅の供約	と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。	(3) <u>建設型応急住宅</u> 東京都は、関係団体 【建設型応急住宅の	と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。	災害救助法の改正 語句の適正 東京都意見
		建設 <u>予定地</u> の確保	応急仮設住宅建設用地について、接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況、避難所などの利用の有無を考慮し、次の順位に <mark>したが</mark> って決定す	建設 <u>候補地</u> の確保	福生市は、応急仮設住宅建設用地について、接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況、避難所などの利用の有無を考慮し、次の順位に <u>従</u> って	ノベングでは、

章節	頁					理由
			ウ 民間の遊休地		ウ 民間の遊休地	
		建設地	東京都は建設 <u>予定地</u> の中から建設地を選定する。 〈略〉	〈略〉	東京都は建設 <u>候補地</u> の中から建設地を選定する。 〈略〉	
		平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。 1戸当たりの床面積は29.7㎡を標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。		構造及び規模等	平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、建設型応急住宅の供給に努める。	
		建設工事	災害発生の日から20日以内に着工する。 東京都は、(一社)東京建設業協会及び(一社)プレハブ建築協会があっせんする建設業者に建設工事を発注する。必要に応じ他の建設業者に発注する。 工事の監督は、東京都が行う。これによりがたい事情がある場合には市に委任する。	建設工事	災害発生の日から 20 日以内に着工する。 東京都は、 <u>次の協定を締結した団体が</u> あっせんする建設業者に建設工事を 発注する。必要に応じ他の建設業者に発注する。 <u>・一般社団法人プレハブ建築協会</u> ・一般社団法人東京建設業協会 ・一般社団法人全国木造建設事業協会	
		その他	市は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対して指導を行う。		・一般社団法人日本木造住宅産業協会 工事の監督は、東京都が行う。これによりがたい事情がある場合には <u>福生</u> 市に委任する。	
				その他	福生市は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対して 指導を行う。	
16 5	151	3 入居資格 入居対象者は、災害 るものとする。	時において <mark>本</mark> 市に居住し、次の各号の全てに該当するもののほか、知事が必要と認め			語句の適正
10 5	151	るものとする。4 入居者の募集・選	<u></u>	必要と認めるものとす4 入居者の募集・選		語句の適正
10 3	131	入居者の募集・選定 (1) 東京都は、入居 する。割 <u>り</u> 当てに 難な場合には、区 (2) <mark>情報・調査部市</mark>	· -	入居者の募集・選定 (1) 東京都は、入居 定を依頼する。害 の確保が困難な場 (2) <u>建築班</u> は、東京	とは、次のように行う。	災害対策本部の構 成、役割分担の見直
16 5	152	(1) 応急仮設住宅の(2) 情報・調査部市	理及び入居期間 管理は原則として、供給主体が行う。 <mark>内調査班</mark> は、入居者の管理を行うとともに、入居者について必要な帳票を整備する。 入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。	(2) 建築班は、入居	管理及び入居期間 の管理は原則として、供給主体が行う。 計者の管理を行うとともに、入居者について必要な帳票を整備する。 の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。	災害対策本部の構成、役割分担の見直 し
16 6	152					災害対策本部の構成、役割分担の見直 し 語句の適正
16 6	152	新規		害救助法が適用された	原により家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立助長の資金として、災 近後とは、同法の適用に至らない小災害時には、低所得者層を対象に生活福祉資金を	記載の追加
16 6	152	新規		3 被災者生活再建支 市民相談班及び東京	区接金の支給 日都は、被災者生活再建支援法(平成 10 年法律第 66 号)に基づき、自然災害によい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支	記載の追加
16 7	152		れ・配分 は、国内、国外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、これらの受 速かつ適切に被災者へ配分するものとする。	第7節 義援金の受入 大規模地震災害時間	れ・配分 には、国内、国外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、これら 迅速かつ適切に被災者へ配分するものとする。	語句の適正

章節	頁	現行		理由			
16 7		1 受入 <mark>九</mark> 窓口の決定等	1 受入窓口の決定等	語句の適正			
		(1) 窓口の決定	(1) 窓口の決定				
		<u>本部管理部</u> 出納班は、東京都、日赤東京都支部等と義援金の受入窓口について協議、決定し、報道機関等	出納班は、東京都、日赤東京都支部等と義援金の受入窓口について協議、決定し、報道機関等を通じ				
			て広く周知を図る。				
16 7	152		(2) 受入 <u>れ</u> 及び管理	語句の適正			
		市に直接義援金が贈られた場合、本部管理部出納班は贈られた義援金を受納し、配分が決定するまで保管	<u>福生</u> 市に直接義援金が贈られた場合、出納班は贈られた義援金を受納し、配分が決定するまで保管す				
10 7	150	する。	රං - TTA	# F 0 7 T			
16 7	153		2 配分 (1) 義援金配分委員会	語句の適正			
		市は、東京都及び日赤東京都支部等と協議の上、町会長協議会、民生児童委員、社会福祉協議会、市等の					
		代表で構成する福生市義援金配分委員会(以下、「市委員会」という。)を設置し、義援金の配分について協					
			「市委員会」という。)を設置し、義援金の配分について協議、決定する。				
16 7	153 (2) 配分 (2) 配分						
		市委員会は、義援金総額、被災状況等を考慮し、配分の対象、金額、時期、方法等の基準を定め、適切か	市委員会は、義援金総額、被災状況等を考慮し、配分の対象、金額、時期、方法等の基準を定め、適				
		つ速やかな配分を行う。義援金の被災者に対する交付は、原則として市が行う。	切かつ速やかな配分を行う。義援金の被災者に対する交付は、原則として <u>福生</u> 市が行う。				
16 7	153	3 東京都の義援金募集に協力して受け付けた義援金の取扱い (3 東京都の義援金募集に協力して受け付けた義援金の取扱い	語句の適正			
		(1) 義援金の募集・受付	(1) 義援金の募集・受付				
		東京都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、東京都義援金配分委員会(以下、「都委員	 -				
		会」という。)に報告するものとし、 <mark>本部管理部</mark> 出納班が都委員会の指定する口座に送金する。なお、送金 <u>は</u>					
10.5	150		なお、送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。	またの女子			
16 7	153	(2) 義援金の配分・受入れ 本部管理部出納班は、都委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設	(2) 義援金の配分・受入れ 出納班は、都委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、東京	語句の適正			
			都に報告する。				
16 7	153	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(3) 義援金の支給	語句の適正			
		本部管理部 出納班は、都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給し、被	出納班は、都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給し、被災者へ				
		災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。	の義援金の支給状況について、都委員会に報告する。				
		〈略〉	〈略〉				
16 8	153		1 相談の実施	災害対策本部の構			
			(1) 被災者総合相談窓口	成、役割分担の見直			
		本部管理部広報・広聴班は、市役所 <u>1階</u> に被災者総合相談窓口を開設し、市職員及び専門分野の相談員を	市民相談班は、市役所に被災者総合相談窓口を開設し、市職員及び専門分野の相談員を配置する。				
		配置する。 【各 <mark>部</mark> の相談内容】	【各班の相談内容】				
		対策部 相談内容	<u>班名</u> 相談内容 復興企画班 ○ 都市・生活復興計画に関すること。				
		<u>対象部</u>	<u>復興企画班</u> ○ 都市・生活復興計画に関すること。 避難所統括班 ○ 避難所の管理運営・健康管理、応急教育、学校の再開等に関すること。				
		<u> </u>	○ 被災者救護 亜配慮者支援に関すること				
		○ 被災者救護 亜配慮者支援 身元不明遺休の安置に関すること	要配慮者対策班 の要配慮者の安否確認に関すること。				
		<u>救急・福祉対応部</u> ○ 要配慮者の安否確認に関すること。	○ 被災者の医療・健康管理等に関すること。				
		<u>救急・福祉対応部</u> ○ 被災者の医療・健康管理等に関すること。	<u>○ 衛生官理・防疫等に関すること。</u>				
		<u>物資・輸送・環境部</u> ○ 救援物資の受入れ・保管、 <mark>緊急輸送道路・</mark> 生活道路の確保、 <u>避難所への</u> 物資の搬入・搬送に関すること。	物資班・復旧班 ○ 救援物資の受入れ・保管、生活道路の確保、物資の搬入・搬送に関する こと。				
		物資・輸送・環境部 ○ ごみ・がれきの収集、衛生管理・防疫等に関すること。	<u>廃棄物対策班</u> ○ ごみ・がれきの収集に関すること。				
		<u> </u>	<u>給水班・給食班・復</u> ○ 応急復旧活動に関すること。				
		給食・給水対応部 ○ 給水活動、下水道施設の復旧、避難所への給食等に関すること。	<u>旧班</u> ○ 給水活動、下水道施設の復旧、避難所への給食等に関すること。				
		情報・調査部 ○ 市内の被災状況、家屋等の応急危険度調査に関すること。	建築班 ○ 市内の被災状況、家屋等の応急危険度調査に関すること。				
		○ 災害弔慰金等の支給、義援金の支給に関すること。	○ 遺体の安置に関すること。				
		情報・調査部 ○ 被災者生活再建支援金の支給に関すること。	<u>市民相談班</u> ○ 災害弔慰金等の支給、義援金の支給に関すること。				
		○ 避難者情報、安否情報の提供に関すること。	○ 被災者生活再建支援金の支給に関すること。				

章節	頁	現行	修正	理由
		○ 行方不明者等の捜索等に関すること。	○ 避難者情報、安否情報の提供に関すること。	
		情報・調査部 の % の % が が い り 災 証 明 の 発行 に 関 する こ と 。	○ 行方不明者等の捜索等に関すること。	
			<u>被害認定調査班</u> ○ り災証明 <u>書</u> の発行に関すること。	
16 0	154	(2) 避難所等における相談	(2) 避難所等における相談	災害対策本部の構
10 8	154	(2) 超越が時における相談 本部管理部広報・広聴班は、必要に応じて避難所等に相談員を派遣し、被災した市民の相談、要望、苦情		
		等の聞き取りを行う。なお、女性からの相談を受けられるよう配慮する。	取りを行う。なお、女性からの相談を受けられるよう配慮する。	1
		また、市ホームページ、電子メール、電話等による相談も受け付ける。	また、市ホームページ、電子メール、電話等による相談も受け付ける。	
16 8	154	2 被災者台帳の作成	2 被災者台帳の作成	市の新たな災害対策
		(1) 被災者台帳の作成	(1) 被災者台帳の作成	の追加
		情報・調査部市民相談班は、被災者への支援を漏れなく行うために、それぞれの被災者の被害状況、支援	市民相談班は、被災者への支援を漏れなく行うために、それぞれの被災者の被害状況、支援の実施状	
		の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元に集約した被災者台帳を作成する。被災者台帳は、全庁的	況、支援に当たっての配慮事項等を一元に集約した被災者台帳を作成する。被災者台帳は、 <u>被災者生活</u>	
		に共有を図る。	<u>再建支援システム上に構築し、</u> 全庁的に共有を図る。	
16 8	154	(2) 被災者台帳の利用	(2) 被災者台帳の利用	語句の適正
		情報・調査部市民相談班は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策本部内において被災者台	市民相談班は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策本部内において被災者台帳を利用	
		帳を利用する。	する。	
		ア 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	ア 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。	
		イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき	イ <u>福生</u> 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき <u>。</u>	
		ウ 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への支援に必要な限度で利用す		
		るとき	用するとき。	
		また、台帳情報の提供について申請があった場合は、不当な目的でない場合を除いて情報提供を行う。	また、台帳情報の提供について申請があった場合は、不当な目的でない場合を除いて情報提供を行	
16 8	15/	3 安否情報の提供	^{ク。} 3 安否情報の提供	災害対策本部の構
	101	情報・調査部住民情報班 は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、避難者		
		名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認する。	方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認する。	L
		回答の際は、特に個人の権利利益を保護する必要がある者には被災者や第三者の利益を侵害しないように		防災基本計画の修正
		配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用し、必要に応じ		
		て関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。	し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用し、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被	
			災者に関する情報提供を求める。	
16 8	155	4 警察署、消防署、ライフライン等各防災関係機関の相談	4 警察署、消防署、ライフライン等各防災関係機関の相談	語句の適正
		防災関係機関は、次のとおり被災者相談を行う。	防災関係機関は、次のとおり被災者相談を行う。	東京都意見
		警察署 《略》	<u>福生</u> 警察署	
		災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所 <u>に消防相談所を開設し、各種</u> 消防署 場合 はおまた。 アスプログラス	<u>福生</u> 消防署 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所 <u>で各種相談等に対応する。</u>	
		相談、及び指導を行う。	〈略〉 〈略〉	
		〈略〉 〈略〉		
16 Q	155	第9節 り災証明書の発行	削除	記載箇所の変更
	100	り災した世帯の再建に当たり、り災証明書等の行政証明書等が必要となる。このためり災証明書の発行に	HAMA	元 戦回/バック文人
		ついて迅速かつ確実に被災者への交付処理を行う。		
		また、東京都と連携し、り災証明手続のシステム化を検討するとともに、発行手続の準備を推進する。		
		<u>〈図略〉</u>		
		 1		
		5.		
	1		I .	

2 要得等 2 を持ち続くしています。 2 を持ちが、	章節	頁		現行			修正	理由		
大学・ 10 10 10 10 10 10 10 1			り災証明書は、情報・調査部市民相談班にお	おいて発行する。発行場所を決定次第、福生消防署に情報提供						
次名の表現と対方の変勢方、特に設する場合を、次の中国に入れて記載する。 (1) 次名の語(2) 9及時上 (3) 9及時			り災台帳を備え、被災者の申請により発行すなお、台帳によって確認できないものは申請者							
5 証明手製料 予変性化化除する。 少数証明性は、			災害対策基本法第2条第1号に規定する災害 (1) 災害原因 (2) り災年月日 (4) り災程度 ア 人的 (ア)死亡、(イ 物的 (ア)全壊、((3) り災場所 (イ) 負傷、(ウ) 行方不明 (イ) 大規模半壊、(ウ) 半壊、(エ) 一部損壊						
16 9 15 第15 養殖支援制度の活用 市は、日、関係機能が所管する。全主さまな制度を活用し市民への同知を図り、被災者の応急後日、生活中 活動性を支援する。 接受を対ける。 接受者の支援制度 文技制度 (報)			5 証明手数料 <u>手数料は免除する。</u> 6 り災証明書様式							
大技制度 大技制度 大技制度 (場)	16 9 1		第 <u>10</u> 節 各種支援制度の活用 市は、国、関係機関が所管する <u>さまざま</u> な制度を活用し市民への周知を図り、被災者の応急復旧、生活再 建を支援する。			福生市は、国、関係機関が所管する様々な制度を活用し市民への周知を図り、被災者の応急復旧、生活再建を支援する。				
「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「」」」」」」 「「「「」」」 「「「」」」 「「」」 「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「」 「			T. T.	支援制度	l —					
「略 「略 「略 「略 「略 「略 「略 「略			<u>(略)</u>							
16					l		**			
国(東京労働局)及び東京都と連携し、被災者に対する職業のあっせんを迅速に実施する。このため、市は、被災者の職業のあっせんについて、東京都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。 16 11 155 第12節 租税等の徴収猶予及び滅免等 国及び東京都と連携し、被災者の租税等の徴収猶予及び滅免等 国及び東京都と連携し、被災者の租税等の徴収猶予及び滅免等 国及び東京都と連携し、被災者の租税等の徴収猶予及び滅免等 国及び東京都と連携し、被災者の租税等の徴収猶予及び滅免等 国及び東京都と連携し、被災者の租税等の徴収猶予及び滅免等 国及び東京都と連携し、被災者の租税等の徴収猶予及び滅免等 国及び東京都と連携し、被災者の租税等の徴収猶予を迅速に実施する。このため、市は、市税の徴収猶 予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定する。 17 第16章 要配慮者対策 《略》 《図略》 「記動項目 第1節 要配慮者対策 《略》 (図略》 「創除 「活動項目 第1節 要配慮者が強 、			〈略〉	〈略〉		略〉	〈略〉			
国及び東京都と連携し、被災者の租税等の徴収猶予等を迅速に実施する。このため、市は、市税の徴収猶 予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定する。 17 157 第16章 要配慮者対策 《略〉 《図略〉 活動項目 第1節 要配慮者の被災状況の把握 第1節 要配慮者の被災状況の把握 第2節 被災した要配慮者への支援活動 数急・福祉対応部庶務班、住民福祉班情報・調査部市民相談班 第2節 被災した要配慮者への支援活動 対象・福祉対応部庶務班、住民福祉班情報・調査部市民相談班 第3節 社会福祉施設の応急対策 施設の管理者	16 10 1		 国(東京労働局)及び東京都と連携し、被災		国(東	京労働局)及び東京都と連携し、被災		語句の適正		
(略)	16 11 1		国及び東京都と連携し、被災者の租税等の徴		国及び	東京都と連携し、被災者の租税等の徴		語句の適正		
第1節 要配慮者の被災状況の把握	17 1	157								
第1節 要配慮者の被災状況の把握 避難所対応部、消防部 第2節 被災した要配慮者への支援活動 遊整所対応部、消防部 第2節 被災した要配慮者への支援活動 資配慮者対策班、医療救護班市民相談班 第3節 社会福祉施設の応急対策 第3節 社会福祉施設の応急対策 			活動項目	担当部		活動項目	活動を担う組織			
第2節 被災した要配慮者への支援活動 <u>機難所対応部、消防部</u> 教急・福祉対応部庶務班、住民福祉班 情報・調査部市民相談班 第3節 社会福祉施設の応急対策 施設の管理者			第1節 要配慮者の被災状況の押提		第1節	要配慮者の被災状況の把握	要配慮者対策班			
第2節 被災した要配慮者への支援活動 <u>教急・福祉対応部は務地、住民福祉地</u> 情報・調査部市民相談班 第3節 社会福祉施設の応急対策 施設の管理者			MIT NI ALLIENT VINAVIVIVILIE		第2節	被災した要配慮者への支援活動				
			第2節 被災した要配慮者への支援活動							
			第3節 社会福祉施設の応急対策			江云領性肥政りが記刈束				
			200日 日本日田田地民など心が受力水	ルロサイ・ノ日・江口						

章:	節	頁	現行	修正	理由
17	1 1	157	1 要配慮者の安否確認及び被災状況の把握	1 要配慮者の安否確認及び被災状況の把握	災害対策本部の構
			<u>救急・福祉対応部庶務班及び住民福祉班</u> は、自主防災組織、民生委員、消防団、福生市社会福祉協議会	要配慮者対策班は、自主防災組織、福生市民生委員・児童委員、福生市消防団、福生市社会福祉協議	成、役割分担の見直
			ボランティア、 <u>ケアマネージャー</u> 等の協力を得ながら、避難行動要支援者名簿等の活用により、速やかに;	選 会、ボランティア、 <u>ケアマネジャー</u> 等の協力を得ながら、避難行動要支援者名簿等の活用により、速や	L
			難行動要支援者の安否確認を行うとともに被災状況の把握に努める。	かに避難行動要支援者の安否確認を行うとともに被災状況の把握に努める。	語句の適正
			また、保護者を失う等の要保護児童の早期発見、保護に努める。	また、 <u>在宅療養者、</u> 保護者を失う等の要保護児童の早期発見、保護に努める。	東京都意見
17	2 1	157	1 福祉ニーズの把握	1 福祉ニーズの把握	災害対策本部の構
			<u> 枚急・福祉対応部庶務班及び住民福祉班</u> は、被災した要配慮者等の福祉ニーズの把握に努める。	要配慮者対策班は、被災した要配慮者等の福祉ニーズの把握に努める。	成、役割分担の見直
					l
17	2 1	157	2 在宅福祉サービスの継続的提供	2 在宅福祉サービスの継続的提供	災害対策本部の構
			<u> 救急・福祉対応部庶務班及び住民福祉班</u> は、次のとおり福祉サービスを継続する。	要配慮者対策班は、次のとおり福祉サービスを継続する。	成、役割分担の見直
			〈略〉	〈略〉	l
17	2 1	157	3 要配慮者の施設への緊急入所	3 要配慮者の施設への緊急入所	災害対策本部の構
			<u> 救急・福祉対応部庶務班及び住民福祉班</u> は、居宅、避難所等で生活が困難な高齢者、障害者等について		成、役割分担の見直
			本人の意思のもと、事業者等の協力を得て、社会福祉施設への緊急入所の手続を実施する。	事業者等の協力を得て、社会福祉施設への緊急入所の手続を実施する。	l
17	2 1	157	4 情報提供	4 情報提供	災害対策本部の構
			<u> </u>		成、役割分担の見直
			に対する居宅及び避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。	難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。	L
17	2 1	158	新規	5 在宅療養者への対応	市の新たな災害対策
				要配慮者対策班及び医療救護班は、在宅療養者の状況を把握し、医療機関、関係団体、事業者等と連	の追加
				携して、バッテリーの確保、医療機関への搬送等の措置をとる。	
17	$2 \mid 1$	158	5 外国人への情報提供・相談窓口の設置	6 外国人への情報提供・相談窓口の設置	語句の適正
			情報・調査部市民相談班は、市内公共施設に災害時外国人支援センターを設置し、外国人への情報提供		市の新たな災害対策
			び生活相談を実施する。相談に当たっては、東京都外国人災害時情報センターとの情報交換を行う。	談を実施する。相談に当たっては、東京都外国人災害時情報センターとの情報交換を行う。	の追加
			また、市災害ボランティアセンター <mark>通じ</mark> 語学ボランティアを要請する。	また、 <u>福生</u> 市災害ボランティアセンター、防災(語学)ボランティア派遣マッチングシステム等を活	
1.7	0 -	1.50	# 0 # 1 0 4=4 45=0 0 # 4.1 #	用して語学ボランティアを要請する。	
17	3 1	158	第3節 社会福祉施設の応急対策 ・ なくないないのない。	第3節 社会福祉施設の応急対策	
				が 社会福祉施設の管理者は、平常の福祉活動が実施できるよう、被災状況の把握、施設設備の応急復旧	
			代替建物の確保などを図る。	及び代替建物の確保などを図る。	
			(1) 社会福祉施設の管理者は、入所者、通所者、利用者、職員の安否及び所在を確認し、 <mark>救急・福</mark> <mark>祉対応部</mark> に報告する。	(1) 社会福祉施設の管理者は、入所者、通所者、利用者、職員の安否及び所在を確認し、 <u>要配慮者</u> 対策班に報告する。	
			(2) 施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等の必要設備を設置する。		
			(3) 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、応急仮設施設の建設	(3) 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、応急仮設施設の建設	
			又は、福祉施設以外の公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を利用する。	又は、福祉施設以外の公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を利用する。	
			人は、国血池以外/1~/ 五八/年来初。/15//、 別/パッパ りょいり 過 コ など、 同心に と で 1 1 7 5 5 6	入は、田田地区のバッカス是来物がない、脚グが内でも超日は民間地区で作用する。	
18	1	159	第 <mark>17</mark> 章 応急教育・応急保育対策	第18 <mark>17章 応急教育・応急保育対策</mark>	語句の適正
				(略)	111 1747 752 112
			<u></u>	<u> </u>	
			活動項目	活動項目 活動を担う組織	
			第1節 応急教育 福生市、教育委員会	第1節 応急教育 福生市、教育委員会	
			第2節 応急保育等 救急・福祉対応部庶務班、住民福祉班	第2節 応急保育等 福生市	
			第3節 児童館、学童クラブ、ふっさっ子の広場	第3節 児童館、学童クラブ、ふっさっ子の広場 福生市	
			No and the second of the secon	10 - cit. / Grand 1 - cit. / c 1 - c - c - d - c c -	
18	1 1	159		1 学校の応急対策	語句の適正
	1		市及び教育委員会は、平常の教育活動が実施できるよう、施設設備の応急復旧及び代替校舎の確保など		HT . 7 . > VGTT
			要な措置をとる。	舎の確保など必要な措置をとる。	
$ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{eta}}}$					1

章	節 頁		現行		修正	理由
18	1 159	る。 (2) 避難所等と 校等との協議 (3) 被害が甚大 の 2 応急教育の実施 市及び教育委員会は	は、学校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧す して学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、隣接 により教室を確保するなど、他の公共施設の確保を図る。 で応急修理では使用できない場合は、仮設校舎を建設する。 な、施設の応急復旧の状況、教員・児童・生徒及びその家族の被災程度、避難者の収容 しその他を勘案の上、応急教育を実施する。	旧する。 (2) 避難所等と 校等との協議 (3) 被害が甚大 2 応急教育の実施 福生市及び福生市教	「委員会は、学長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復 して学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、隣接 態により教室を確保するなど、他の公共施設の確保を図る。 で応急修理では使用できない場合は、仮設校舎を建設する。 教育委員会は、施設の応急復旧の状況、教員・児童・生徒及びその家族の被災程 兄、道路の復旧状況その他を勘案の上、応急教育を実施する。	語句の適正
		【応急教育の内容】	での他を例案の工、心心教育を美施する。	【応急教育の内容】	ル、垣崎の後旧仏仇での他を剪糸の工、心心教育を夫地する。	
		応急教育の実施	(1) 学校長等は、教職員を掌握するとともに、児童・生徒等の安否や被災状況を調査し、教育委員会に連絡する。 (2) 教育委員会は、校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。 (3) 教育委員会は、被災学校ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。 (4) 教育委員会及び学校長等は、連絡網の確立を図り、指示事項の伝達の徹底を期する。 (5) 学校長等は、応急教育計画に基づき、学校に収容可能な児童・生徒等を保護し、指導する。指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにする。また、心のケア対策も十分留意する。 (6) 教育活動の再開に当たっては、通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。 (7) 他の地区に避難した児童・生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記に準じた指導を行うように努める。 (8) 学校長等は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業に戻すよう努める。また、平常授業に戻す時期については、早急に保護者に連絡する。 (9) 避難所として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不能となる場合には、教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。 (10) 教育委員会は、教育活動再開のために、学校間の教職員の応援体制について調整を行う部署をあらかじめ定め、関係機関に周知しておく。 (11) 教育委員会は、学校間の教職員の応援体制について東京都教育委員会と必要な調整を行う。	応急教育の実施	(7) 他の地区に避難した児童・生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記に準じた指導を行うように努める。 (8) 校長等は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業に戻すよう努める。また、平常授業に戻す時期については、早急に保護者に連絡する。 (9) 避難所として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不能となる場合には、教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。 (10) 教育委員会は、教育活動再開のために、学校間の教職員の応援態勢について調整を行う部署をあらかじめ定め、関係機関に周知しておく。 (11) 教育委員会は、学校間の教職員の応援態勢について東京都教育委員会と必要な調整を行う。	
		〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	
		学校給食の措置	学校再開に合わせ速やかに学校給食が実施できるよう措置を講じる。なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。 (1) 避難者用として学校給食施設で応急給食を実施する場合 (2) 給食 <u>施設</u> が被害を受け、給食実施が不可能となった場合	学校給食の措置	学校再開に合わせ速やかに学校給食が実施できるよう措置を講じる。なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。 (1) 避難者用として学校給食センターで応急給食を実施する場合 (2) 給食センターが被害を受け、給食実施が不可能となった場合	

章魚	万									理由
18		3 学用品等の給与				3 学用品等の給与				語句の適正
		学用品の調達は、原則	川として知事が一括して	行い、小中学校の児童・生徒に対す	する給与は市が行う。 な	学用品の調達は、原則	リとして知事が	一括して行い、小中学校の児童	・生徒に対する給与は <u>福生</u> 市が行	
		お、知事が職権を委任し	た場合は、市長が教育	委員会及び <mark>学</mark> 校長等の協力を得て、	調達から給与までの業務	う。なお、知事が職権を	と委任した場合	は、市長が教育委員会及び校長	等の協力を得て、調達から給与ま	
		を行う。				での業務を行う。				
		【学用品等の供給内容】				【学用品等の供給内容】				
		給与(支給)の 対象		学用品を損失又はき損し、就学上支 、被害の実情に応じ、教科書(教材 支給)する。		給与(支給)の 対象	の児童・生		ン、就学上支障の生じた小中学校 数科書(教材を含む <u>。</u>)、文房具	
		〈略〉		〈略〉		〈略〉		〈略〉		
		学用品給与の 費用限度	(1) 教科書(教材を(2) 文房具及び通	:含む)の実費 学用品 災害救助法施行細則で定め	うる額	学用品給与の 費用限度		書(教材を含む <u>。</u>) の実費 具及び通学用品 災害救助法施	庁細則で定める額	
18 1	160	4 学校納付金等の減免				4 学校納付金等の減免	<u> </u>			語句の適正
		市は、被災した児童・	・生徒に対する給食費、	教材費等の学校納付金について減免	色の適用を図る。	福生市は、被災した児	毘童・生徒に対	する給食費、教材費等の学校納	寸金について減免の適用を図る。	
18 2			こよって施設が損傷し、	通常の保育が実施できない場合は、 被災程度、交通機関、道路の復旧が			よって施設が		ない場合は、 <u>福生</u> 市と連携し、施 角機関、道路の復旧状況等を勘案	語句の適正
		育を実施する。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			して、応急保育を実施す				
18 2	2 160	(3) 施設、職員の研				(3) 施設、職員の確				語句の適正
		〈略〉				〈略〉				,
		(2) 本部管理部队	が 災班は、保育士の不足 職員の緊急派遣を東京都	て、公共施設等に応急保育の実施場により応急保育の実施に支障がある 『福祉保健局』に要請する。また、必要	場合は、他の保育園	(2) 防災班は、保	育士の不足に	と連携して、公共施設等に応急はより応急保育の実施に支障がある。 要請する。また、必要に応じて	5場合は、他の保育園との連携、	
18 2	2 161	(4) 健康管理等				(4) 健康管理等				担当の変更(語句の
			<mark>8班及び住民福祉班は、</mark> けるため、心のケア対策	被災した園児・児童やその家族の心 に努める。		各保育園等は、被災しため、心のケア対策に努		やその家族の心的外傷後ストレ	ス障害(PTSD)等に対応する	適正)
19		<u>呼ぶ</u> 。)に基づき相互に 他ボランティア活動推進	止協議会は「災害時にお 連携するとともに東京都 連機関及びNPO等と協 戦の活動調整を行う組織	けるボランティア活動等に関する協 郡、日本赤十字社東京都支部、東京 力し、中間支援組織(ボランティア)を含めた <u>連携体制</u> を構築して、オ	協定書」(以下、「協定」と都社会福祉協議会、そのア団体・NPO等の活動支ボランティアが被災者のニ	<u>の章において</u> 「協定」と 東京都社会福祉協議会、 ンティア団体・NPO等	:福祉協議会は : <u>いう</u> 。)に基づ その他ボラン Fの活動支援や	づき相互に連携するとともに東京 ティア活動推進機関及びNPO	都、日本赤十字社東京都支部、 等と協力し、中間支援組織(ボラ を行う組織)を含めた <u>協力関係</u> を	語句の適正 災害対策本部の構 成、役割分担の見直 し
		活動		担当班		活動項			を担う組織	
		第1節 一般ボランラ	モィアの受入れ	生市社会福祉協議会 :急・福祉対応部住民福祉班		第1節 一般ボランテ		福生市社会福祉協議会	TC 1= / NILINA	
		第2節 登録ボランラ		部管理部復興企画班		第2節 登録ボランテ	イアの受入れ			
		第3節 専門的なボラ	シティアの確保	部管理部復興企画班		第3節 専門的なボラ	ンティアの確	保 職員班		
19	162		≷は、協定に基づき福生 −」という。)を設置し、	市福祉センターに福生市災害ボラン 次の活動を行う。	/ティアセンター (以下 <u>、</u>		は、協定に基シティアセン	づき福生市福祉センターに福生 ター」という。)を設置し、次の	市災害ボランティアセンター(以)活動を行う。	市の新たな災害対策 の追加 語句の適正 組織名等の変更
		施設名	所在地			優先順位		所在地		
		福生市福祉センター	- 福生市南田園 2 - 13	2_ 1		1 垣出市垣	祉センター	福生市南田園1-13-1		
		価生川価値ピンダー	田工印刊四图 2 16	0 1	I	1 用工山油	ш. С У	IM 37:1:114 1 1 1 2 2 2		
		個生川僧位でンダー	田上川村山路2 16	0 1		<u>1</u> 温土市福 <u>2</u> さくら会		福生市牛浜163		

章節	頁			現行				修正		理由
		設置基準	(2) 福生市災	成に震度 5 強以上の地震が起きたとき 災害対策本部が設置されたとき バボランティアセンターの設置を必要と認め	、福生市社会福祉協	設置基準	(2) 福生市	域に震度5強以上の地震が起きたとき <u>。</u> 災害対策本部が設置されたとき <u>。</u> がボランティアセンターの設置を必要と認る	め、福生市社会福祉協	
			議会に設置	置を要請したとき			議会に設	置を要請したとき。		
		〈略〉 人材の確保		〈略〉 <mark>ご部</mark> は、各部が必要とするボランティアの活		(略) 人材の確保		<略> 近は、各部が必要とするボランティアの活動		
		〈略〉	人数等を把握し	、ボランティアセンターへ派遣を要請する 〈略〉	0	〈略〉	数等を把握し	、ボランティアセンターへ派遣を要請する。〈略〉	0	
		/ 中口 /		/HD/		/HI/		\#0/		
19 1	162 2	2 活動支援 <u>体制</u> <u>救急・福祉対応部住</u>	<u>民福祉班</u> は、次の	の支援を行う。		2 活動支援 <u>態勢</u> 要配慮者対策班は、	次の支援を行う	0		災害対策本部の構 成、役割分担の見直
		【ボランティアセン				【ボランティアセン				L
		活動拠点の提供、 必要資機材	1	舌動拠点の提供に努め、必要な資機材につい ィアセンターは、市内での代替施設や資機材		活動拠点の提供、 必要資機材	協定に基づきる。	活動拠点の提供に努め、必要な資機材につい	いて協議の上、配備す	災害救助法の改正 東京都意見
		災害情報の提供	本部管理部防災	<mark>支援要請をする。</mark> 災班との連絡・調整を行い、ボランティア関 害応急対策の実施状況等の情報を提供すると		災害情報の提供	災害応急対策	絡・調整を行い、ボランティア関係団体にすの実施状況等の情報を提供するとともに、す についても積極的に受け入れる。		
) (される情報についても積極的に受け入れる。		〈略〉		〈略〉		
		<略>		〈略〉		調整事務の経費の		基づき、調整事務を行う人員を確保するため		
						<u>負担</u>		務手当及び社協等が雇用する臨時職員及び ランティアセンターに派遣する職員に係る!		
		第2節 登録ボランテ				第2節 登録ボランテ				災害対策本部の構
	また、東京都(総務局総合防災部)を通じて国土交通省関東地方整備局(企画部防災課)へ防災エキスパートの支援要請を行う。 なお、東京消防庁及び日本赤十字社の登録ボランティアは、それぞれの所管組織の指示により活動を行っ。 なお、東京消防庁及び日本赤十字社の登録ボランティアは、それぞれの所管組織の指示により活動を行った。				ペ マッチングシステムを また、東京都(総務 スパートの支援要請を なお、東京消防庁及 行う。	また、東京都(総務局総合防災部)を通じて国土交通省関東地方整備局(企画部防災課)へ防災エキスパートの支援要請を行う。 なお、東京消防庁及び日本赤十字社の登録ボランティアは、それぞれの所管組織の指示により活動を				
		【東京都防災ボランテ		Section of the sectio		【東京都防災ボランテ		Service I and a		
		登録ボランティ	余震等 止する 短時間	活動内容 による建築物の倒壊などの二次災害を防 ため、地震発生後できるだけ早く、かつ で建築物の被災状況を調査し、当面の使 否を判定する。	東京都の所管 都市整備局	登録ボランティー	金属等によった。	活動内容 による建築物の倒壊などの二次災害を防 らため、地震発生後できるだけ早く、か 5時間で建築物の被災状況を調査し、当面 同の可否を判定する。	東京都の所管 都市整備局	
		〈略〉		〈略〉	〈略〉	〈略〉		〈略〉	〈略〉	
		語学ボランティ	r	な災害発生時において、語学力を <mark>活</mark> かし 国人等を支援する。	生活文化局	語学ボランティ	, 'Y	草な災害発生時において、語学力を <u>生</u> かし ト国人等を支援する。	生活文化 <u>スポーツ</u> 局	
		〈略〉		〈略〉	〈略〉	〈略〉		〈略〉	〈略〉	
		〈略〉		〈略〉	〈略〉	〈略〉		〈略〉	〈略〉	
		〈略〉 【赤十字ボランティア 】				〈略〉 【赤十字ボランティア】				
		分類		活動内容		分類		活動内容		
		赤十字災害救護ボランティア 赤十字ボランティアによる救護活動全般のコーディネート		赤十字災害救護		赤十字ボランティアによる救護活動全般				
	赤十字奉仕団、個人ボランティア 避難所等における被災者支援、救急医療等への支援 赤十字エイドステーション (帰宅支援ステーション) 避難所等における被災者支援、救急医療等への支援 都心から郊外居住地へ徒歩帰宅する被災者にエイドステーション (支援所)を設置し情報提供や飲料水の提供、応急手当などの帰宅支援を行う				赤十字奉仕団、個。赤十字エイドス(帰宅支援ステ	テーション	避難所等における被災者支援、救急医療都心から郊外居住地へ徒歩帰宅する被災ョン(支援所)を設置し情報提供や飲料などの帰宅支援を行う。	者にエイドステーシ		

章節	頁		現行			修正	理由		
19 3		第3節 専門的なボランティアの確保		第3節 専門的なボラン	ノティアの確保		災害対策本部の構		
		<u>本部管理部復興企画班</u> は、各部からの要	請をとりまとめ、専門的な技能を有するボランティアを要請する	職員班は、各部からの)要請をとりまとめ、『	専門的な技能を有するボランティアを要請するとともに、	成、役割分担の見直		
		とともに、市ホームページ等を活用して募	集する。	福生市ホームページ等を	と活用して募集する。		L		
		〈略〉		〈略〉					
20	165	第19章 応急公用負担等		第20章 応急公用負担等		災害対策本部の構			
		<略>		〈略〉			成、役割分担の見直		
		活動項目	担当班	Ĭī.	舌動項目	活動を担う組織			
		第1節 実施責任者	本部管理部庶務班、消防部	第1節 実施責任者		<u>防災班、消防班</u>			
		第2節 応急公用負担等の要領	<u>本部管理部庶務班</u> 、消防 <u>部</u>	第2節 応急公用負	担等の要領	<u>防災班、消防班</u>			
		第3節 損失補償及び損害補償等	本部管理部庶務班、消防部	第3節 損失補償及	び損害補償等	<u>防災班</u> 、消防 <u>班</u>			
24	100	MOON WITH MANAGEMENT		that is written a w	-		///		
21	166	第 <u>20</u> 章 災害救助法の適用		第 <u>21</u> 章 災害救助法の通	題用		災害対策本部の構		
		〈略〉		(略)			成、役割分担の見直		
		<u>〈図略〉</u>		<u>〈図略〉 削除</u>					
		活動項目	担当班	活動	動項目	活動を担う組織			
		/* - /* ====	情報・調査部市内調査班	第1節 詳細被害状況	の調査	防災班			
		第1節 詳細被害状況の調査	本部管理部防災班	第2節 被害状況の報	告	防災班			
		第2節 被害状況の報告	本部管理部防災班	第3節 災害救助法の	適用手続	防災班、関係各部			
		第3節 災害救助法の適用手続	<u>本部管理部</u> 防災班、関係各部						
		【応急対策の流れ】		【応急対策の流れ】					
		<u>〈図略〉</u>		<u>〈図略〉 修正</u>			語句の適正		
21 1	166					1 被害状況の把握 被害状況等の把握は、関係機関、市民等の協力によって実施する。			
		被害状況等の把握は、関係機関、市民等				記載事項の適正			
			伏況を調査し、 <mark>本部管理部</mark> 防災班へ報告する。 ない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに	(1) 各部・各班は					
		本部管理部防災班へ報告する。	よい似音にめつても、糸心の報音を支げた場合は、述べかに	防災班へ報告する		被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに			
		(3) 情報・調査部市内調査班は、市	内を調査し、被害情報を集約する。	1939C31 TK II) 6	少 ₀				
			めに必要と認められる場合は、部内で調整の上、他班の協力						
		によって調査を行う。							
21 1	166	2 把握する内容		2 把握する内容			語句の適正		
			た段階から、平常時の各部・課と連携し、次に示す点について詳			平常時の各部・課と連携し、次に示す点について詳細な被			
		細な被害情報等の把握を行う。		害情報等の把握を行う。					
		【被害情報の内容】		【被害情報の内容】			1		
		区分	把握する内容	区分		把握する内容			
		(略)	(略)	〈略〉		(略)			
		(略)	(略)	〈略〉		〈略〉			
		(1) 田畑の被害状況	〈略〉	〈略〉) 田畑の被害状況	〈略〉			
) 教育施設の被害状況	兄			
		(3) 医療機関の被害) 医療機関の被害状治				
		(4) 道路、橋 <mark>梁</mark> の被	害状況	(4)) 道路、橋 <u>りょう</u> の	坡害状況			
		その他被害 (5) 河川、水路等の) 河川、水路等の被領				
		(6) 水道施設の被害		1 1) 水道施設の被害状況				
		(7) 下水道施設の被) 下水道施設の被害料				
		(8) ごみ処理施設等 (9) 電気、ガス、電		(8)	ごみ処理施設等の初電気、ガス、電話、				
		(9) 電気、ガス、電	話、鉄道の被害状況 〈略〉	〈略〉	ノ 电刈、ルク、電話、	鉄道の検告状況			
	<u> </u>	\#U/	/HT\	\#U/		\#U/	<u> </u>		

章	節	頁	現行	修正	理由
21	1	167	3 救助の実施に必要な関係帳票の整備 本部管理部防災班は、救助の実施に当たっては、救助ごとに帳票を作成する。災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法について習熟する。	3 救助の実施に必要な関係帳票の整備 防災班は、救助の実施に当たっては、救助ごとに帳票を作成する。災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法について習熟する。	語句の適正
21	2		1 被害状況等報告 本部管理部 防災班は、救助法に基づく「災害報告」として、災害発生の時間経過に併せ、東京都に対して発生報告、中間報告、決定報告を行う。これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種対策の基礎資料となる。 〈略〉	1 被害状況等報告 防災班は、 <u>災害</u> 救助法に基づく「災害報告」として、災害発生の時間経過に併せ、東京都に対して発生報告、中間報告、決定報告を行う。これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種対策の基礎資料となる。 〈略〉	語句の適正
		167	市における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。 (1) 本市の滅失世帯(住家滅失世帯)数が80世帯以上のとき。 (2) 被害が広範囲にわたり、都内の滅失世帯の総数が2,500世帯以上に達したときで、かつ、本市の滅失世帯数が40世帯以上に達したとき。 (3) 被害が都内全域に及ぶ大災害で、都内の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合又は災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。 (4) 多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき。 ※被災世帯の算定:世帯数は、全壊(全焼)、流出等の世帯を標準とし、半壊(半焼)した世帯は2世帯を、床上浸水や土砂堆積で居住できない世帯は3世帯をもって、1世帯と算定する。	世帯を、床上浸水や土砂堆積で居住できない世帯は3世帯をもって、1世帯と算定する。	語句の適正
21	3		2 災害救助法適用手続 市長は、市の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合又は該当する見込みがある場合は、東京都に災害救助法の適用手続を行う。災害発生から救助の実施に至るまでの事務は、次のとおりとなるが、関係各部は本部管理部防災班と密接な連携をもって、災害救助法による救助の円滑な実施に努める。 〈略〉		
21	3		3 救助の実施者 災害救助法適用後の救助業務は、知事が実施者となり、市長は、知事の補助又は委任による執行として救助を行う。 なお、災害の事態が急迫して、災害救助法に基づく知事による救助を行うことができないときは、市長が自ら救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受ける。	る執行として救助を行う。	語句の適正
21	3	168	4 救助の種類 (1)収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与	(1) 避難所及び応急仮設住宅の供与	東京都意見
21	3	168	5 救助の程度・方法及び期間 救助の程度・方法及び期間は「資料-16 災害救助法による救助の内容等」のとおりとする。 <u>基準額については、東京都規則により適宜改訂を行う。</u>	5 救助の程度・方法及び期間	語句の適正
22			第21章 激甚災害の指定 市内において災害により甚大な被害が生じた場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する 法律(以下「法」という。)に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に 激甚災害の指定を受けられるよう努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われる よう措置を講じるものとする。 活動項目 第1節 激甚災害の調査 「情報・調査部市内調査班 第2節 激甚災害指定の手続き 本部管理部防災班 第3節 特別財政援助の交付(申請)手続き 本部管理部防災班	する法律(<u>昭和37年法律第150号。</u> 以下 <u>この章において</u> 「法」という。)に基づく激甚災害の指定を受け	成、役割分担の見直
22	1	169	第1節 激甚災害の調査 市長は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査して <u>知事</u> に報告する。	第1節 激甚災害の調査 福生市は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査して <u>東京都</u> に報告する。	語句の適正

章〔	页	現行	修正	理由
		<u>知事</u> は、市の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場	東京都は、福生市の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思	
		合、法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。	われる場合、法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置	
			する。	
22 2	169	第2節 激甚災害指定の手続き	第2節 激甚災害指定の手続き	語句の適正
		震による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、市の要請により、東京都は国の機関と連絡	震による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、福生市の要請により、東京都は国の機	
		をとり、速やかに指定の手続をとる。	関と連絡を取り、速やかに指定の手続を取る。	
		【激甚災害の指定手順】	【激甚災害の指定手順】	
		<u>〈図略〉</u>		
22 3	169	第3節 特別財政援助の交付(申請)手続 <mark>き</mark>	第3節 特別財政援助の交付(申請)手続	語句の適正
	100	激甚災害の指定を <u>う</u> けたときは、市は速やかに関係調書を作成し、東京都に提出する。東京都はこれを受		1111747/2011
		け、事業の種別 <u>毎</u> に法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続を行う。	これを受け、事業の種別ごとに法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための	
		10、事業の種別 <u>世</u> に仏及び昇足の基礎となる仏事に塞って真理並、他の並等を支げるための子派を行う。	三和で支げ、事業の僅別 <u>こと</u> に仏及び発足の基礎となる仏事に塞りさ真担並、補助並等を支げるにめの 手続を行う。	
0.0	170	 新規		古海トニコ地電時味
23	170		第23章 南海トラフ地震	南海トラフ地震臨時
			南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として、おおむね100から	情報(巨大地震警
			150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震である。	戒)が発表された場
				合、社会が混乱する
			トラフ地震に関連する情報」の運用を開始した。	ことが想定されるた
			そのため、当該情報が発表された場合の福生市の対応を定めるものとする。	め、対策を追加
23	170	新規	<u>第1節 基本方針</u>	同上
			南海トラフ地震により想定される震度は、震度5弱程度であり立川断層帯地震と比べると影響は小さ	
			く、さらに、福生市は、南海トラフ地震防災対策推進地域には指定されていない。	
			そのため、地震への災害予防及び応急対策は、第1部から第2部までで対応することを基本方針とす	
			<u>5.</u>	
			また、気象庁の発表する「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合は、社会的混乱が発生	
			するおそれがあるため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(第1	
			版)」(内閣府 平成31年3月29日)に準拠した対応をとるものとする。	
23 2	2 170	新規	第2節 南海トラフ地震に関する情報	同上
			高まりについて、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。	
			特に、「南海トラフ地震臨時情報」には、情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時	
			情報(調査中)」等の形で情報を発表する。	
			【南海トラフ地震に関連する情報】	
			(表略)	
			<u> </u>	
			本語 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大	
99 6	2 171		<u> </u>	同上
20 2	1111			IHJ
			異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れは、次のとおりとなっている。 表によるでははお、(これに関する、これに関する。	
			南海トラフ臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された場合、福生市は、第3節に示した	
			対応をとる。	
			※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生した場合(半割れ	
			<u>ケース)</u>	
			※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場	
			合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外及び想定震源域の海溝軸外側50km程度ま	
			での範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)	
			※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化	
			<u>しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)</u>	

章節	頁	現行	修正	理由
23 3	171	新規	第3節 福生市の基本対応	同上
			南海トラフで異常現象(先発地震)が発生し、気象庁から南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・	
			巨大地震注意)が発表された場合、福生市は、次の対応を取る。	
			(1) 市民への広報	
			南海トラフ地震での地震に備え、室内の危険防止、水のくみ置き、備蓄の確認等を呼び掛ける。	
			(2) 避難への対応	
			土砂災害警戒区域に含まれない公共施設を避難場所として指定し、区域内の住民に対し自主的な避難	
			<u>を促す。</u>	
			なお、避難の期間は、おおむね1週間から2週間程度とされる。	

福生市地域防災計画 新旧対照表

第2編 地震災害対策計画 第3部 災害復興計画

章	節	頁	現行	修正	理由
1		173	第1章 復興の基本的な考え方	第1章 復興の基本的な考え方	語句の適正
			大規模な震災被害が発生したときは、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要が	大規模な被害が発生したときは、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要があ	
			ある。復興に際しては、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせ	る。復興に際しては、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせる	
			るように、雇用、保健、医療、福祉などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。	ように、雇用、保健、医療、福祉などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。	
1	1	173	2 生活復興の推進	2 生活復興の推進	語句の適正
			(1) 個人や企業は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本	(1) 個人や企業は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本	
			であり、市は、東京都と協力して、被災者の復興作業が円滑に進むよう公的融資や助成、情報	であり、福生市は、東京都と協力して、被災者の復興作業が円滑に進むよう公的融資や助成、	
			提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。	情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。	
			(2) 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、市は東京都と協力し	(2) 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、福生市は東京都と協	
			て医療、福祉等の施策を通じて、生活復興のための支援を行う。	力して医療、福祉等の施策を通じて、生活復興のための支援を行う。	
1	2	173	第2節 都市復興	第2節 都市復興	語句の適正
			人がくらしやすく、住み続けることができる、活力に満ちた福生市をつくるため、次の点に留	人々がくらしやすく、住み続けることができる、活力に満ちた福生市をつくるため、次の点に	
			意して都市復興に取り組む。	留意して都市復興に取り組む。	
			〈略〉	〈略〉	
1	3	173	第3節 復興に向けた <mark>体制</mark> の確立	第3節 復興に向けた <u>態勢</u> の確立	語句の適正
			市長は、地震により被害を受けた地域が福生市内で相当の範囲に及び、かつ震災からの復興に	市長は、地震により被害を受けた地域が福生市内で相当の範囲に及び、かつ、震災からの復興	
			相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、本 <mark>部管理部</mark> 復興企画 <u>班</u> を中	に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、復興企画部を中心に復興	
			心に復興を推進するための組織を設置する。	を推進するための組織を設置する。	
2		174	第2章 復興計画の策定	第2章 復興計画の策定	語句の適正
			東京都は、震災後2週間以内を目途に震災復興基本方針を策定し、この震災復興基本方針に基	東京都は、地震後2週間以内を目途に震災復興基本方針を策定し、この震災復興基本方針に基	
			づいて、震災後6か月以内を目途に震災復興計画及び特定分野計画を定める。市は、これを踏ま	づいて、地震後6か月以内を目途に震災復興計画及び特定分野計画を定める。 福生市は、これを	
			え、地域の実情を加味した市震災復興基本方針と復興総合計画を策定する。	踏まえ、地域の実情を加味した <u>福生</u> 市震災復興基本方針と復興総合計画を策定する。	
2	1	174	第1節 震災復興基本方針の策定	第1節 震災復興基本方針の策定	語句の適正
			市長は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかに	市長は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかに	
			するため、東京都より震災後2週間以内を目途に作成される「震災復興基本方針」を踏まえ、東	するため、東京都より地震後2週間以内を目途に作成される「震災復興基本方針」を踏まえ、東	
			京都と協議しながら、「福生市震災復興基本方針」を定め、公表する。	京都と協議しながら、「福生市震災復興基本方針」を定め、公表する。	
			〈略〉	〈略〉	
2	2	174	第2節 復興総合計画の策定	第2節 復興総合計画の策定	語句の適正
			市長は、震災復興基本方針に基づき、復興に係る市政の最上位の計画として、震災復興総合計	市長は、震災復興基本方針に基づき、復興に係る市政の最上位の計画として、震災復興総合計	
			画を策定する。この総合計画では、復興の基本目標と市が実施する復興事業の体系を明らかに	画を策定する。この総合計画では、復興の基本目標と市が実施する復興事業の体系を明らかに	
			し、震災後6か月を目途に策定し公表する。	し、地震後6か月を目途に策定し公表する。	
2	3	175	第3章 復興の全体像	第3章 復興の全体像	語句の適正
			復興を円滑に進めるためには、地域住民の復興への強い意欲と復興の在り方への合意が必要で	復興を円滑に進めるためには、地域住民の復興への強い意欲と復興の在り方への合意が必要で	
			ある。	ある。	
			合意形成を図るには、地域ごとに復興のあり方を協議する住民組織が不可欠であり、平常時か	合意形成を図るには、地域ごとに復興の在り方を協議する住民組織が不可欠であり、平常時か	
				- ら地域づくり組織がある場合はそれが母体となり、それがない場合には新たな組織づくりが必要	
			になる。	になる。	
			復興のプロセスは、その担い手により「地域力を <mark>活</mark> かした地域協働復興」、「被災者個人による	復興のプロセスは、その担い手により「地域力を <u>生</u> かした地域協働復興」、「被災者個人による	
			 自力復興」及び「行政主導による復興」という3つのパターンが考えられる。	自力復興」及び「行政主導による復興」という3つのパターンが考えられる。	
			なお、東京都では、東京の震災復興の基本目標を協働と連帯による「安全・安心なまち」と「に	なお、東京都では、東京の震災復興の基本目標を協働と連帯による「安全・安心なまち」と「に	
				ぎわいのある首都東京」の再建としている。 <u>福生</u> 市は、東京都の基本目標を踏まえつつ作成する	
			市の震災復興基本方針に沿って生活復興対策及び都市復興対策を進めていく。	福生市の震災復興基本方針に沿って生活復興対策及び都市復興対策を進めていく。	

4	2	市は、東京都と協力し、住宅復興のための施策として、自力による復興を基本として「応急的な住宅の確保」、「自力再建への支援」及び「公的住宅の供給」により、まちづくりと連携しながら、震災発生後できるだけ早期に被災者に対して住宅復興への道筋を明示するとともに、できるだけ多様な住宅対策を講じる。		語句の適正 語句の適正
	2	市は、くらしの復興を早期に実現するため保健・医療・福祉、学校教育、文化・社会教育、消費生活に関する支援策を講じる。 ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との連携の <u>もと</u> 、生活基盤・環境を創造的に形成していく。	福生市は、くらしの復興を早期に実現するため保健・医療・福祉、学校教育、文化・社会教育、消費生活に関する支援策を講じる。 ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との 連携の下、生活基盤・環境を創造的に形成していく。	
4	3	市は、東京都と協力し、震災からの産業の復興に当たって、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、福生市の産業復興を図る施策を進める。 〈略〉	第3節 産業復興 <u>福生</u> 市は、東京都と協力し、震災からの産業の復興に当たって、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、福生市の産業復興を図る施策を進める。 〈略〉	語句の適正
4	4	市は、東京都と協力して、被害の状況を把握し、復興体制構築のため「家屋被害概況調査」や「家屋被害状況調査」の実施、復興の基本的な考え方をまとめる「都市復興基本方針」の作成、無秩序な建築の制限を行う建築制限、「時限的市街地」づくり、「復興対象地区」の指定、復興への具体的な計画をまとめる「都市復興基本計画」や「復興まちづくり計画」の作成等を行う。東京都は、被災後およそ2か月を目途に「都市復興基本計画(骨子案)」を公表し、これに基づき、復興まちづくり計画、都市復興基本計画をおよそ6か月で作成すると予定している。市は、これらの一連の計画と福生市基本構想、基本計画及び福生市都市計画マスタープラン等を踏まえた上で、福生市の復興まちづくり計画・都市復興基本計画の策定、復興対象地区の設定を行う。復興を進めるに当たっては、地域復興協議会などの地域住民の参画を得ながら復興事業を推進し、本格的な市街地復興を進める。	作成、無秩序な建築の制限を行う建築制限、「時限的市街地」づくり、「復興対象地区」の指定、 復興への具体的な計画をまとめる「都市復興基本計画」や「復興まちづくり計画」の作成等を行う。 東京都は、地震後およそ2か月を目途に「都市復興基本計画(骨子案)」を公表し、これに基づ	語句の適正
4	5	市は、復興対策の本格化に応じて、関係各部との連携・協力により、被災者総合相談所を設置	第5節 被災者総合相談所の設置 <u>福生</u> 市は、復興対策の本格化に応じて、関係各部との連携・協力により、被災者総合相談所を 設置する。	語句の適正
4	5	177 2 開設時期 発災後1か月程度を目途とする。	2 開設時期 地震後1か月程度を目途とする。	語句の適正
4	5	177 4 相談分野、相談内容 主な相談内容は次の <u>通り</u> である。 〈略〉		語句の適正

福生市地域防災計画 新旧対照表

第3編 風水害対策計画

¥	『章	節	頁	現行	修正	理由
	2	1	179	第1節 水害予防対策の推進	第1節 水害予防対策の推進	語句の適正
				〔総務部、都市建設部、東京都、関係機関〕	〔総務部、都市建設部、東京都、関係機関〕	
				《基本方針》	《基本方針》	
				市、東京都及び関係機関は、台風、集中豪雨による洪水、地震に伴う河川管理施設の崩壊などの被害		
				を未然に防止するため、水害予防対策を実施するとともに、浸水の可能性等についての情報を周知し、	被害を未然に防止するため、水害予防対策を実施するとともに、浸水の可能性等についての情報を周知	
		ļ.,		適切な避難ができるよう備える。	し、適切な避難ができるよう備える。	The Control of the Co
	2	1	179		1 想定浸水区域の避難対策	語句の適正
				市は、福生市多摩川洪水・内水ハザードマップの市民への周知を図り、安全な避難対策を推進する。	<u>福生</u> 市は、福生市多摩川洪水・内水ハザードマップの市民への周知を図り、安全な避難対策を推進す	
				く (場合)	る。 〈略〉	
	2	1	190	3 総合治水対策の推進	^	語句の適正
		1	100	る 総ロルバスの推進 市及び東京都は、大雨等による浸水を防止するため、下水道、 <mark>用排</mark> 水路の整備・改修を進めるととも		部 リソ 週上
				に、都市化による雨水流出量の増大に対処する雨水流出抑制策、浸水被害の軽減対策を進める。	一直上の及び未来的は、人間寺による技术を関エするため、「木道、木品の豊富・改修を進めることも に、都市化による雨水流出量の増大に対処する雨水流出抑制策、浸水被害の軽減対策を進める。	
				降雨による浸水被害を防止するため。雨水を排水する管 得 能力の向上。河川		
				↑水追施設の整備 への集中的た流出を抑制するため雨水貯留・浸透方式の改善を推進する。ま	ト水道施設の整備 への集中的た流出を抑制するため雨水貯留・浸透方式の改善を推准する	
				及び維持管理 た、道路排水等において雨水浸透槽の予防保全型維持管理を図る。	及び維持管理 また、道路排水等において雨水浸透槽の予防保全型維持管理を図る。	
				用排水路の改修整備事業の実施を図るとともに、平常時から危険箇所の把握	水路の改修整備事業の実施を図るとともに、平常時から危険箇所の把握に努	
				水路施設の整備に努める。	水路施設の整備 める。	
				雨水流出抑制対策 福生市雨水浸透施設設置助成金交付要綱及び福生市雨水貯留槽設置助成交付	福生市雨水浸透施設設置助成金交付要綱及び福生市雨水貯留槽設置助成交付雨水流出抑制対策	
				要綱による雨水浸透施設、雨水貯留槽の設置促進を図る。	要綱による雨水浸透施設、雨水貯留槽の設置促進を図る。	
				内水氾濫履歴等の 集中豪雨等による冠水の履歴及びそのおそれがある箇所について把握し、当	内水浸水履歴等の 当該地域での浸水被害を抑制するため、内水ハザードマップを用いて、集中	
				公表 該地域での浸水被害を抑制するため、ハザードマップ等で情報を提供する。	公表 豪雨等による冠水の履歴及びそのおそれがある箇所について周知を行う。	
	2	1	180	新規	4 社会福祉施設等における対策	記載箇所の変更
					社会福祉施設等は、施設利用者等の安全を確保するために、防災態勢を構築する。	(地震災害対策編
					なお、地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施	
					が義務付けられている。	東京都意見
					地域防災計画に位置付けられた浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配	
					<u> 慮者利用施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定め</u>	
					選	
					また、作成した避難確保計画に基づき避難訓練を実施するほか、利用者及び 対及び訓練の実施	
					<u>職員に周知する。</u> これらの報告を受けた市長は、避難確保計画及び避難訓練の内容について助	
					 これらり和古を支げた印表は、歴無確保計画及の避難訓練の内存について助 言・勧告することができる。	
					<u>ロ 脚口することができる。</u>	
	2	2	180	第2節 土砂災害予防対策の推進	 第2節 土砂災害予防対策の推進	語句の適正
				「総務部、都市建設部、東京都、関係機関〕	30 年 10 年 10 7 年 10 日 10	7 - ~
				《基本方針》	《基本方針》	
				市・東京都及び関係機関は、土砂災害を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を実	<u>福生市、</u> 東京都及び関係機関は、土砂災害を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策	
				施するとともに、被害の可能性等についての情報を周知し、適切な避難ができるよう備える。	を実施するとともに、被害の可能性等についての情報を周知し、適切な避難ができるよう備える。	
	2	2	180	1 土砂災害の防止対策	1 土砂災害の防止対策	語句の適正
				平成 24 年 3 月、拝島段丘崖沿いに土砂災害警戒区域※1 が 17 <mark>箇</mark> 所、その内土砂災害特別警戒区域※2 が	平成 24 年 3 月、拝島段丘崖沿いに土砂災害警戒区域※1 が 17 <u>か</u> 所、その内土砂災害特別警戒区域※2 が	
				-	14 か所指定された。市は、関係機関と連携してこれらの箇所において、崩壊による被害の発生防止や予	
				防措置を講ずる。	防措置を講ずる。	

剖	章	節 頁		現行	修正	理由
			警戒避難 <mark>体制</mark> の確 立	(1) 土砂災害警戒区域等について、標識を設置し周知を図る。 (2) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法 律」(平成12年法律57号。以下、「土砂災害防止法」という。) に基づ き東京都知事により指定を受けた土砂災害警戒区域について、警戒区域 ごとに土砂災害に関する情報の収集伝達、予警報の収集伝達、避難、救 助など、必要な警戒避難体制に関する事項を定める。また、ハザードマ ップ等により住民への周知を図る。	** Yaman	
			避難情報の明確化	(1) 降雨量に応じた警戒・避難基準の整備、避難 <u>体制</u> の確立を図るとともに、長雨や豪雨時には随時パトロールを行い、近隣の居住者に対してあらかじめ注意を喚起する。 (2) 東京都と気象庁が共同で発表する土砂災害警戒情報を、避難情報を発令する際の判断に活用する。	もに、長雨や豪雨時には随時パトロールを行い、近隣の居住者に対して 遊難情報の明確化 あらかじめ注意を喚起する。 (2) 東京都と気象庁が共同で発表する土砂災害警戒情報を、避難情報を 発令する際の判断に活用する。 〈略〉 〈略〉	
			〈略〉	〈略〉	〈略〉	
			危険区域等の 指定及び対策	〈略〉 危険が予想される箇所については、急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)への指定及び崩壊防止工事を東京都が実施する。	危険区域等の 指定及び対策	
			宅地造成地対策	市域における宅地造成工事について、福生市宅地開発指導要綱に基づいて 許可と完了検査を行い、災害の防止を図る。また、宅地災害の防止を図る ため、パトロール等の巡視を行い、がけ崩れ等のおそれのある宅地等の危 険宅地を発見した場合は、擁壁の改善、宅地保全について宅地の所有者に 勧告するなど、宅地の災害防止に努める。	許可と完了検査を行い、災害の防止を図る。また、宅地災害の防止を図る 宅地造成地対策 ため、パトロール等の巡視を行い、崖崩れ等のおそれのある宅地等の危険 宅地を発見した場合は、擁壁の改善、宅地保全について宅地の所有者に勧 告するなど、宅地の災害防止に努める。 ※1 土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りが発生した場合に、住民等の生命又は身体に	
			危害が生じるおる ※2 土砂災害特別警戒 は身体に著しいが 物の構造規制等が	或とは、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りが発生した場合に、住民等の生命又は身体にそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難 <mark>体制</mark> の整備が行われる。 成区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又 宣害が生じるおそれがあると認められる地域で、特定の開発行為に対する許可制、建築 が行われ <u>ます</u> 。	※2 土砂災害特別警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる地域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。	
2	1	183	新規			土砂災害のタイム
					台風の接近・上陸、低気圧の発達等に伴い、気象庁から様々な防災気象情報が発表され、さらに河川	
					管理者のホームページから、河川の水位情報を入手することができる。	ことによる項目の
					多摩川の洪水及び土砂災害については、これらの情報に基づき、事前に避難等の防災行動を行うことが重要である。	整理
					タイムラインとは、災害の発生する状況を予め想定し上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画である。	
					ことを基本とする。	
					なお、タイムラインは、洪水と土砂災害の2本立てで示しているが、両方とも大雨によって引き起こ	
					されるものであるので、同時に進行することに留意する。	
2	1	1 183	新規		第1節 洪水	土砂災害のタイム
					台風の接近・上陸に伴う多摩川の洪水については、次のタイムライン(防災行動計画)に基づいて、	ラインを追加した
					行動することを基本とする。	ことによる項目の
						整理
2	1	1 184	台風の接近・上陸に伴	う多摩川の洪水を対象とした避難情報の発令等に着目したタイムライン(防災行	台風の接近・上陸に伴う多摩川の洪水を対象とした避難情報の発令等に着目したタイムライン(防災行	気象情報の追加
			動計画)		動計画)	
			<u>〈図略〉</u>		<u>〈図略〉 修正</u>	
2	1	2 185	新規		第2節 土砂災害	土砂災害に特化し
					台風の接近・上陸に伴う土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生については、次のタイムライン	
					(防災行動計画) に基づいて、行動することを基本とする。	追加

部:	章 節	頁	現行	修正	理由
2		186		台風の接近・上陸に伴う土砂災害を対象とした避難情報の発令等に着目したタイムライン(防災行動計	"
				<u>画)</u>	
				<u>〈図略〉</u>	
2	2 1	187	第 <u>1</u> 章 活動体制	第2章 活動体制	語句の適正
			風水害等の災害が発生するおそれがある場合、 <u>福生市</u> 災害 <u>対策</u> 本部条例及び同施行規則、設置要綱、	風水害等の災害が発生するおそれがある場合、災害本部条例及び同施行規則、設置要綱、水防法及び	
				東京都水防計画の定めにより、迅速かつ的確に災害応急対策活動を行うため、災害発生規模に応じた活	
			に応じた活動組織の設置、職員の動員配備を行う。	動組織の設置、職員の動員配備を行う。	
			<u>〈図略〉</u>	<u>〈図略〉 削除</u>	
2	2 1	187	第1節 タイムライン(防災行動計画)	削除	記載箇所の変更
			台風の接近・上陸に伴う多摩川の洪水については、次のタイムライン(防災行動計画)に基づいて、		
			行動することを基本とする。		
2	2 1	187	第 <mark>2</mark> 節 活動組織	第 <u>1</u> 節 活動組織	語句の適正
			(略) 【活動組織の済む】	(略) 【活動組織の済む】	
			【活動組織の流れ】 〈図略〉 差替え	【活動組織の流れ】 〈図略〉 差替え	
			<u> </u>	<u> </u>	
			「市民・事業所のとるべき行動」	「市民・事業所の取るべき行動」	
			1 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等や、被害状況など	1 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等や、被害状況など	
			を覚えておく。	を覚えておく。	
			2 市で作成するハザードマップなどで自分の住む地域の地理的特徴を把握しておく。	2 福生市で作成するハザードマップなどで自分の住む地域の地理的特徴を把握しておく。	
			3 水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持ち出し用品の準備をしておく。	3 水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持ち出し用品の準備をしておく。	
			4 台風などが近づいたときの予防対策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。	4 台風などが近づいたときの予防対策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。	
			5 あらかじめ家族で災害時の連絡方法や避難場所・避難経路の確認を行っておく。	5 あらかじめ家族で災害時の連絡方法や避難場所・避難経路の確認を行っておく。	
			6 浸水が心配される場合は、東京都や国がインターネットや携帯メールで配信する雨量、河川水	6 風水害時のマイ・タイムライン (防災行動計画) を作成しておく。	
			位情報を確認する。必要に応じて、家財道具を2階などの安全な場所に移しておく。	7 浸水が心配される場合は、東京都や国がインターネットや携帯メールで配信する雨量、河川水	
			7 市や自主防災組織等が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。	位情報を確認する。必要に応じて、家財道具を2階などの安全な場所に移しておく。	
			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	8 福生市や自主防災組織等が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。	
			9 水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力	<u> </u>	
			して行う。	<u> </u>	
			10 浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の所有者、管理者等は、利用者の避難の確保や浸水の防	して行う。	
			止を図るために必要な措置に関する計画を作成するとともに、訓練を実施するほか、自衛水防	11 浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の所有者、管理者等は、利用者の避難の確保や浸水の防	
			組織を置くよう努める。	止を図るために必要な措置に関する計画を作成するとともに、訓練を実施するほか、自衛水防	
				組織を置くよう努める。	
	0 -	100	Mr. o. Mr. o. T. T. H. H. H. O. Trin H.	to o to 17.51 Habita Total	エクのマフ
2	2 2	188	第3節 活動体制の確立	第2節 活動体制の確立	語句の適正
				台風等気象災害については、気象観測の進歩や情報連絡 <u>態勢</u> の整備充実により、災害に対し事前に対策を立て、準備することが可能な場合が多い。そのため、気象災害については事前に風水害緊急対策会	
				歳の内部機関として風水害情報連絡会や主な緊急対応班を定め、状況に応じた迅速な対応がとれる組織	
			づくりをする。	体制とする。	
2	2 2	188		1 災害対策組織の設置基準	記載内容の追加
			次の場合には、設置要綱又は災害本部条例に基づく災害対策組織を設置する。	次の場合には、設置要綱又は災害本部条例に基づく災害対策組織を設置する。	
			風水害情報連絡会は、予想される気象災害について風水害緊急対策会議	風水害情報連絡会は、予想される気象災害について風水害緊急対策会議	
			の内部機関として、次の場合開催する。	の内部機関として、次の場合開催する。	
			(1) 風水害情報連絡会の ア 気象状態の悪化により被害が予想されるとき (台風の進路に当たる	(1) 風水害情報連絡会の ア 気象状態の悪化により被害が予想されるとき (台風の進路に当たる	
			開催 場合など、おおむね <u>24</u> 時間以内の風水害の影響の予想)	開催 場合など、おおむね <u>120</u> 時間以内の風水害の影響の予想)	
			イ 福生市に大雨警報・洪水警報など気象警報が発表された場合	イ 福生市に大雨警報・洪水警報など気象警報が発表された場合	
			ウ 職員の招集の検討が必要な場合	ウ 職員の招集の検討が必要な場合	

部	章	節 頁			現行				修正		理由
			(2) 風水害緊急 の設置	急対策会議を設置 ア 風水害による れる場合	する。 影響がおおむね <u>1.</u> 絡会から風水害緊	策会議設置要綱に基づき、風水害緊 2時間以内に発生することが予想さ 急対策会議の設置について具申があ れた場合	(2) 風水害緊急 の設置	急対策会議を設置 ア 風水害による れる場合	する。 影響がおおむね <u>7</u> 絡会から風水害緊	対策会議設置要綱に基づき、風水害緊 2時間以内に発生することが予想さ る急対策会議の設置について具申があ なれた場合	
			(3) 災害対策本		る状況にあっては	など、人的被害や高齢者等避難、避 、 <mark>緊急対策会議の具申に基づき市長</mark>	(3) 災害対策な <u>期)</u> の設置 (4) 災害対策な <u>行</u>	第、避難指示が イ 福生市に大雨 ア 福生市内で浸	必要とな <u>った場合</u> 特別警報が発表さ 水害等による被害 的被害が発生した	- ドれた場合 Fが発生した場合	
2	2	2 188	策会議の <u>能勢</u> では対	的被害が発生している場合、	合には、速やかにす	市長を本部長とする災害対策本部を設	策会議の <u>体制</u> では対	人的被害が発生している場合、	たは、速やかに	避難指示の必要がある場合又は緊急対 市長を本部長とする災害対策本部を設 始する。	
2	2	2 188	3 非常配備態勢の)要員、実施事項等 『の状況等に応じ、副市長(緊		市長(災害対策本部長)は各配備態	3 非常配備態勢の	D 要員、実施事項等 客の状況等に応じ、副市長(緊		市長(災害対策本部長)は各配備態	組織名等の変更
			非常配備態勢	会議・配備要員	災害対策 組織名	主な実施事項	非常配備態勢	会議・配備要員	災害対策 組織名	主な実施事項	
			情報監視態勢	総務部長 安全安心まちづくり 防災係長	_	気象状況の把握	情報監視態勢	総務部長 <u>防災危機管理</u> 課長 防災危機管理係長	_	気象状況の把握	
			風水害情報連絡会態勢	情報連絡会: 総務部長 都市建設部長 <u>都市建設部参事</u> 安全安心まちづくり 課長 まちづくり計画課長 <u>都市建設部主幹</u> 道路下水道課長	風水害情報連絡会	検討課題 (1) 警戒 <u>体制</u> の検討 (2) 職員の招集の検討 上記を検討し、緊急対策会議長へ 具申する。 ※緊急対応班に指名されている職 員は待機	風水害情報連絡会態勢	情報連絡会: 総務部長 生活環境部長 都市建設部長 防災危機管理課長 環境政策課長 まちづくり計画課長 道路下水道課長	風水害情報連絡会	検討課題 (1) 警戒 <u>態勢</u> の検討 (2) 職員の招集の検討 上記を検討し、緊急対策会議長へ 具申する。	
			風水害 緊急対策会議 態勢	施設公園課長 緊急対策会議部: 副市長、教育長 各部長 秘書広報課長 安全安心まちづくり 課長 まちづくり計画課長 都市建設部主幹 道路下水道課長 施設公園課長 消防団長	風水害緊急対策会議	会議部の協議事項 (1) 災害防止対策の検討 (2) 広報活動の検討 (3) 災害対策本部への移行 (4) 非常配備態勢の決定 (5) 小中学校、保育園及び市施設等の対応 (6) 市主催事業の対応 緊急対応班の業務 警戒活動・災害対応活動	風水害 緊急対策会議 態勢	緊急対策会議部: 副市長、教育長 各部長担当職 企画財政部主幹(公共施設 担当) 秘書広報課長 防災危機管理課長 環境政策課長 まちづくり計画課長 道路下水道課長 消防団長	風水害緊急対策会議	会議部の協議事項 (1) 災害防止対策の検討 (2) 広報活動の検討 (3) 災害対策本部への移行 (4) 非常配備態勢の決定 (5) 小中学校、保育園及び市施設等の対応 (6) 市主催事業の対応 緊急対応班の業務 警戒活動・災害対応活動	

部章	節節	5 頁			現行				修正		理由
				安全安心まちづくり謂	1			防災危機管理係職員			
				都市建設部職員				緑と公園係職員			
								都市建設部職員			
			<u>第一</u>				災害対策本部		災害対策本部		
				震災に準ずる			(初動期)態勢	全職員の出動	(初動期)		
				5 <u>57</u>	 災害対策本部	災害応急対策の実施	災害対策本部態		(1/33/37/41/	災害応急対策の実施	
			<u>第二</u>	全職員の出動	<u> </u>	<u> </u>	<u>火日/1米/14/18</u> 勢	全職員の出動	災害対策本部		
			非常配備態				<u> </u>			1	
							1				
2 2	2	189	4 情報連絡網	の確立			4 情報連絡網の	確立			組織名等の変更
			風水害等によ	ころ影響がおおむね24時間以	内に発生することが予	想される場合には、緊急対策会議設	風水害等による	影響がおおむね 24 時間以	内に発生することが予	想される場合には、緊急対策会議設	
			置前であっても	関係職員に対し、情報連絡	網を確立する。		置前であっても関	係職員に対し、情報連絡網	目を確立する。		
			(1) 情報運	連絡網の設定は、安全安心ま	ちづくり課長の具申に。	り総務部長が決定する。(決定後速	(1) 情報連絡	網の設定は、防災危機管理	課長の具申により総額	 第部長が決定する。(決定後速やかに	
				※務部長は副市長に、安全安			総務部長は		- R長は各部長に連絡する	5。)	
			1 1			が一般である。 対理を表が、表示している。 対理を表示している。 はている。				坊団長及び <u>防災危機管理</u> 課職員とす	
			員とする) _o			 る。				
			(3) 情報返	E絡網対象要員は、招集の連	絡に備え、参集できる創	長勢を取っておく。	(3) 情報連絡	網対象要員は、招集の連絡	Aに備え、参集できるf	態勢を取っておく。	
2 2	2	189	新規				6 災害対策要員(の安全確保			要員の安全確保に
							災害対策要員の	安全確保のため、警戒レヘ	ジル4段階の夜間及び警	警戒レベル5の状況下において、職員	ついて規定
							の参集、配備等の	移動は行わないものとする	<u>) </u>		
2 2	3	190	第 <u>4</u> 節 各災害	対応組織の活動			第3節 各災害対抗	芯組織の活動			組織名等の変更
			1 情報監視態	勢			1 情報監視態勢				
			夜間及び休日	に福生市に気象警報が発表	され、又はその状況にな	さることが予想される場合には、総務	夜間及び休日に	福生市に気象警報が発表さ	れ、又はその状況にな	なることが予想される場合には、総務	
			部長は安全安心	<u>まちづくり</u> 課長に連絡する	とともに、防災係長に緊		部長は防災危機管理	埋課長に連絡するととも に	、防災 <u>危機管理</u> 係長に	こ緊急参集を連絡する。	
2 2	3	190	2 風水害情報	連絡会			2 風水害情報連続	絡会			組織名等の変更
			風水害情報通	AA会は、警戒 <mark>体制</mark> 、職員の	招集を検討し、緊急対策	5会議長へ具申する。	風水害情報連絡	会は、警戒 <u>態勢</u> 、職員の招	集を検討し、緊急対策	策会議長へ 具申する。	
			【風水害情報通	経会の組織】			【風水害情報連絡:	会の組織】			
				組織		対応		組織		対応	
				総務部長	(1) 取戶基本人業元	異の目中	総	務部長	1) 取各身体入業品	墨 の目中	
				都市建設部長	(1) 緊急対策会議設[(2) 緊急対策会議設[(2) 緊急対策会議設]	旦り共甲	<u>生</u>		1) 緊急対策会議設		
				都市建設部参事	(2) 職員参集の決定		風水害 都	市建設部長	2) 職員参集の決定		
			風水害	安全安心まちづくり課長			情報連絡会	<u> </u>			
			情報連絡会	まちづくり計画課長	(1) 気象情報等の収集	±		境政策課長	1) 気象情報等の収	集	
				都市建設部主幹		₹		ちづくり計画課長	2) 状況の分析		
				道路下水道課長	(2) 状況の分析		道	路下水道課長			
				施設公園課長			防災危	機管理係職員	1) 与色柱却母の四	作	
				防災係	(1) 気象情報等の収集	<u></u>	緑と	· // 意	(1) 気象情報等の収定(2) 状況の分析	术	
			=	都市建設部職員	(2) 状況の分析		都市	i建設部職員	41 1八亿ツブが		
2 2	3	190	3 風水害緊急	対策会議			3 風水害緊急対抗	策会議			組織名等の変更
			(1) 組織				(1) 組織				
			風水害緊急対	策会議の組織は、次のとお	りである。		風水害緊急対策:	会議の組織は、次のとおり	である。		
			│	策会議の組織】			【風水害緊急対策:	△議の組織】			
				1束会議の祖極』 組織		対応		組織		対応	
				水土水以		对心		水丛形以		为心	

部章	節	頁				現行					修正	理由
			Fig. 1	\ \ \ \ \ \ \	〈略〉	〈略〉		<u> </u>	^格>	<略>	〈略〉	
			風水害緊急対策会議	泛爱了	各部長 秘書広報課長 安全安心まちづくり 課長 まちづくり計画課長 <mark>都市建設部主幹</mark> 道路下水道課長 <mark>施設公園課長</mark> 消防団長	(1) 参集命令に備え、連絡 <mark>体制</mark> を確認する。 (2) 水防対応の指示		風水害緊急対策会議	会議部	各部長 <u>相当職</u> <u>企画財政部主幹(公共施</u> <u>設担当)</u> 秘書広報課長 <u>防災危機管理</u> 課長 <u>環境政策課長</u> まちづくり計画課長 道路下水道課長	(1) 参集命令に備え、連絡 <u>能勢</u> を確認する。 (2) 水防対応の指示	
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	X 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	安全安心まちづくり課 都市建設部職員 〈略〉	 (1) 風水害等の情報収集に努める。 (2) 職員に対しても各部課長を通じ周知する。 (3) 出動職員の把握及びその対応 (1) 道路、公園等の警戒及び安全確保 (2) 水防活動 	Tipute.		緊急対心班	消防団長 防災危機管理係職員 緑と公園係職員 都市建設部職員	 (1) 風水害等の情報収集に努める。 (2) 職員に対しても各部課長を通じ周知する。 (3) 出動職員の把握及びその対応 (1) 道路、公園等の警戒及び安全確保 (2) 水防活動 	
					その他の課	(1) 風水害等に関して、各部課で収集した情報は速やかに防災係に伝達する。(2) 事態の拡大によっては、応急対策班の追加指定や災害対策本部の設置があるため連絡体制を確認し、対処できる態勢をとる。				〈略〉 その他の課	(略)(1) 風水害等に関して、各部課で収集した情報は速やかに防災危機管理課に伝達する。(2) 事態の拡大によっては、応急対策班の追加指定や災害対策本部の設置があるため、防災・気象情報に留意し即座に対処できる態勢をとる。	
2 2	3	191	(2) 風水害	緊急			(2)	風水	害緊	急対策会議の活動		組織名等の変更
			情報収集	集活動	西多摩建設事務所 報、放流情報等を (2) 警察署、消防署 る。 (3) 風水害に関する	一交通省京浜河川事務所、東京都総合防災部、東京都建設局、気象庁、白丸ダム、小河内ダムからの河川情報、雨量情収集する。 署、JR及びライフライン関係機関からの情報収集に努め 6各課の状況、所管施設の対応等は防災係に集約する。 過は、道路・公園等の冠水状況等市内の警戒を実施し、情報		情報収	集活	都建設局西多摩廷 雨量情報、放流情 (2) 警察署、消防 る。 (3) 風水害に関す	建設事務所、気象庁、白丸ダム、小河内ダムからの河川情報、 情報等を収集する。 署、JR及びライフライン関係機関からの情報収集に努め る各課の状況、所管施設の対応等は防災係に集約する。 び都市建設部職員は、道路・公園等の冠水状況等市内の警戒	語句の適正
			〈略	>	75/6. 4.1.00	〈略〉		< H	格>		〈略〉	
			住民	材応	した場合、自主避 (2) 避難所が開設させる措置をとる()	E上浸水あるいは土砂災害のおそれがあり、避難情報を公表 難に備えて避難所を開設する。 されたことを防災行政無線及び広報車により地域住民に知ら 避難指示ではない。)。 後計画記載の避難所を参考に決定する。		住民	対応	した場合、自主過 (2) 避難所が開設 せる措置をとる	床上浸水あるいは土砂災害のおそれがあり、避難情報を公表 選難に備えて避難 <u>施設</u> を開設する。 されたことを防災行政無線及び広報車により地域住民に知ら (避難指示ではない。)。 災計画記載の避難所を参考に決定する。	
			ライフラ	イン	関ライフライン関係の名	機関と災害の状況、復旧の状況等相互に緊密な情報連絡を		ライフラ	ライ、	ン関ライフライン関係の	各機関と災害の状況、復旧の状況等相互に緊密な情報連絡を	
					絡取り、市民生活の早期		<u> </u>			連絡取り、市民生活の早		
			〈略	>		〈略〉		< E	格〉		〈略〉	
2 2	3				₿ <mark>が設置されたときの活動</mark> 31章第2節「災害対策本	部の活動体制」(P66)に準じ <u>、部・班編成、応急対策を実施</u>	<u>風</u> な:	水害時な	<u>の災</u> 項目 じる	に記載事項以外についてに ものとする。	本制及び各部・各班の事務分掌は、次のとおりである。 は、第2編第2部第1章第2節「災害対策本部の活動体制」 災害対応部 班 担当課	災害対策本部の構 成、役割分担の見 直し

部章	節	現行 現	_			E		理由
					<u>調整部</u> ◎議会事務局長	調整班	議会事務局	
					<u>秘書広報部</u> <u>◎企画財政部長</u>	秘書広報班	秘書広報課	
			<u>本部長</u> (市長)		情報部 ◎企画財政部長	情報班	情報政策課	
			(1112)		<u>防災部</u> <u>◎総務部長</u>	防災班	総務課、防災危機管理課及び 防災危機管理係経験職員(直 近10年以内に配属経験のあ る係長職以下の職員)、契約 管財課	
					職員部_ ◎総務部長	職員班	職員課	
				<u>本部長</u>	水防対応部 ②都市建設部長 企画財政部参事 生活環境部長	水防対応班	公共施設マネジメント課、環 境政策課 (緑と公園係)、都 市建設部各課	
				副本部長 本部員(各部長 防災危機管理 長、消防団長	課 子ども家庭部		社会福祉課、障害福祉課、介 護福祉課、健康課、こども家 庭センター課	
			副本部			<u>避難所統括</u> <u>班</u>	教育総務課、教育指導課	
			(副市長) (教育長	<u>) </u>	避難所部 ◎教育部長 子ども家庭部員 会計管理者 教育部参事	<u>避難所対応</u> 班	企画調整課、財政課、総合窓口課、課税課、収納課、保険年金課、子ども政策課、子ども育成課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、会計課、学務課、教育支援課、小・中学校、生涯学習推進課、スポーツ推進課、公民館、図書館	
					<u>物資部</u> ◎生活環境部長	物資班	シティセールス推進課、環境政策課(環境政策係)、協働	
					消防部 ◎消防団長	消防班	<u>推進課</u> 消防団	
					·			
2 2	3	3 208 <mark>4</mark> 各部・各班の職務・分掌事務	災害対	h班の職務・分掌事系 本部員	8 		所掌事務	災害対策本部の構 成、役割分担の見
			<u></u> 応部	_(◎部長)_	<u> </u>		び災害対策本部の庶務に関す	直し
			調整部	議会事務局長	議会事務局	<u>ること。</u> 2 災害対策本 3 市議会に関	部会議に関すること。 すること。	
			秘書広 報部	②企画財政部長	秘書広報課	災害広報に関す	<u>ること。</u>	
			情報部	<u>②企画財政部長</u>	情報政策課		システムに関すること。	
			<u>防災部</u> <u>(</u>	○ <u>総務部長</u>	総務課、防災危機管 理課及び防災危機管 理保経験職員(直近 10年以内に配属経験 のある係長職以下の 職員)、契約管財課	2避難情報の3情報の収集4災害記録に5災害コール6庁舎の維持7災害対策車と。88国及び東京	示に関すること。 発令に関すること。 、集約に関すること。 関すること。 センターに関すること。 管理に関すること。 両及び燃料の確保に関するこ 都、その他防災関係機関への び調整に関すること。	

部	章	節	頁	現行			修正		理由
					職員部	◎総務部長	職員課	1 職員の配置に関すること。 2 職員の活動支援に関すること。	
					水防対応部	○都市建設部長 企画財政部参事 生活環境部長	公共施設マネジメン ト課、環境政策課 (緑と公園係)、都 市建設部各課	1 公共施設、道路、橋りょう、下水道施設 及び公園の被害防止に関すること。 2 危険箇所の警戒に関すること。 3 水防活動に関すること。 4 樋管等の操作に関すること。	
					<u>避難誘</u> 導部	◎福祉保健部長子ども家庭部参事	社会福祉課、障害福 祉課、介護福祉課、 健康課、こども家庭 センター課	1 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 2 要配慮者の支援に関すること。 3 福祉避難所に関すること。 4 医療救護及び助産に関すること。 5 避難者の健康に関すること。	
					<u>避難所</u> 部	◎教育部長市民部長子ども家庭部長会計管理者教育部参事	企画調整課、財政 課、総合窓課、保険 程、収納課、保険 年金課、子ども政策 課、子ども可成課、 選挙管理委員事務 局、監査委員事務 局、会計課、学報課、学 課、教育総教育支援 課、小・中学校、スポーツ推進課、公民 館、図書館	1 避難所の統括に関すること。(避難所統括 班) 2 自主避難者の誘導に関すること。(避難所 対応班) 3 避難所の開設及び運営に関すること。(避 難所対応班) 4 避難者の把握(避難所外を含む。)に関す ること。(避難所対応班)	
					物資部	<u>◎生活環境部長</u>	シティセールス推進課、環境政策課(環境政策係)、ごみ減量対策課、協働推進課、	1 食料及び生活必需品の確保及び供給に関すること。 2 ごみ及びし尿の収集処理に関すること。	
					消防部	◎消防団長	消防団	1 危険箇所の警戒に関すること。 2 水防活動に関すること。 3 住民の避難支援に関すること。	
2	3		194	第2章 気象予警報等の収集・伝達		気象予警報等の収集	• 伝達		語句の適正
2	3	1	10/	<u>〈図略〉</u> 第1節 予警報等伝達 <mark>体制</mark> の確立	<u>〈図略〉</u> 第1	<u>削除</u> 多警報等伝達 <u>態勢</u> の	確立		語句の適正
2			101	市は、予警報伝達 <mark>体制</mark> を確立し、関係者に対し迅速に伝達されるよう努める。また、東京都災害情報システム等により注意報、警報等が表示された場合、確認作業を行い、気象観測情報を収集する。発表を知ったときは、直ちに管内公共的団体その他重要な施設の管理者、市民の自発的な防災組織等に通報するとともに、警察、消防等の協力を得て、市民に周知する。	<u>福生</u> 市は 情報シスラ 発表を知っ	は、予警報伝達 <u>態勢</u> より注意報 ないたときは、直ちに	を確立し、関係者に対し 、警報等が表示された場	合、確認作業を行い、気象観測情報を収集する。 で要な施設の管理者、市民の自発的な防災組織等に	7
2	3	1	194	1 気象等予警報等の発表 気象庁は、次の情報を発表する。本市が属する府県予報区は「東京都」、一次細分区域名は「東京地方」、		等予警報等の発表 ナー次の情報を発表する	する。 福生市が属する府	県予報区は「東京都」、一次細分区域名は「東京地	語句の適正
				市町村等をまとめた地域は「多摩西部」である。			は「多摩西部」である。		
2	3			新規	(4) 顕著 大雨に。	皆な大雨に関する気 こる災害発生の危険	象情報 度が急激に高まっている	中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ 一ワードを使って解説する情報である。	新たな気象情報の追加
2	3	2	194	新規	注意報、			雨警報(浸水害)の危険度分布、洪水警報の危険 次のとおりである。	新たな気象情報の追加
						工砂灰音)の	大雨による土砂災害発生の領域ごとに 5 段階に色	<u>内容</u> の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方 分けして示す情報	

部章	節	頁		現行		修正	理由
					浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布) 洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	・・1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を	
2 3	3 2	195					語句の適正
				受理したときは、各部、防災関係機関に通知するとともに、防災行政無線等に。	よ <u>福生</u> 市は、気象情報等	等を受理したときは、各部、防災関係機関に通知するとともに、防災行政無線等	等
			り住民等に周知する。		により住民等に周知する	5。	
			〈略〉	t-to - Im/G	(略)	++0 o Im/G	True I Notes
2 3	3	195	第3節 リアルタイム情	青報の把握 まか、気象庁等の各機関が提供する短期間予報、リアルタイム情報を入手し、警	第3節 リアルタイム情報 毎年書は 与色子敬	青報の把握 最のほか、気象庁等の各機関が提供する短期間予報、リアルタイム情報を入手し	語句の適正
			戒活動に活用する。	まが、気象月寺の合機関が延供する歴期间了報、サブルダイム情報を八十し、	管 <u>価生</u> 川は、気象 デ音学 警戒活動に活用する。	似のはか、	`
			〈略〉				
2 3	3 4	196	第4節 異常現象発見の	D際の手続 <mark>き</mark>	第4節 異常現象発見の	の際の手続	語句の適正
			災害が発生するおそれ	1のある異常現象を発見したときは、次の方法により措置する。	災害が発生するおそれ	1のある異常現象を発見したときは、次の方法により措置する。	
			発見者の通報	災害が発生するおそれのある異常現象又は災害の発生を発見した者は、 直ちに市役所、警察署 <u>(警察官)</u> 、消防機関に通報する。	発見者の通報	災害が発生するおそれのある異常現象又は災害の発生を発見した者は、 直ちに市役所、警察署、消防機関に通報する。	
			関係各機関への通報	市は、次の機関に通報するとともに、市民に周知を図る。 1 気象庁 2 福生警察署 3 福生消防署 4 東京都の関係機関 5 災害に関係ある近隣市町	関係各機関への通報	福生市は、次の機関に通報するとともに、市民に周知を図る。 1 気象庁 2 福生警察署 3 福生消防署 4 東京都の関係機関 5 災害に関係ある近隣市町	
			異常現象の例	1 竜巻、強いひょう、強い突風等著しく異常な気象現象 2 <u>がけ</u> 崩れ等 3 その他、堤防等に水洩れ等がある場合 など	異常現象の例	1 竜巻、強いひょう、強い突風等著しく異常な気象現象 2 <u>崖</u> 崩れ等 3 その他堤防等に水 <u>漏</u> れ等がある場合 など	
2 3	3 5	196	第5節 帝巻等の激しし		第5節 帝巻等の激し		語句の適正
		100		ごて、次のような情報を提供する。		ごて、次のような情報を提供する。	10.342/677
			予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日~1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する東京都気象情報」などの標題で予告的な気象情報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。	予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結び付く気象現象が予想される場合、半日~1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する東京都気象情報」などの標題で予告的な気象情報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼び掛ける。	
			〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	
			〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	
			〈略〉	〈暗答〉	〈略〉	〈略〉	
				<mark>管理</mark> 体制を確認するとともに、気象庁などとも連携の上、気象情報に十分留意し 象(落雷、ひょう、急な強い雨、突風など)の発生や竜巻等突風災害に係る対応に 等により周知を行う。		<u>舌動</u> 体制を確認するとともに、気象庁などとも連携の上、気象情報に十分留意し 象(落雷、ひょう、急な強い雨、突風など)の発生や竜巻等突風災害に係る対応に 等により周知を行う。	

部	章	節 頁		現行			修正	理由
2	4	197	第3章 水防活動		第4章 水防活	動		語句の適正
			<u>〈図略〉</u>		〈図略〉 削除			
			活動項目	担当		活動項目	活動を担う組織	
			第1節 水防体制の確立		第1節 水防		福生消防署、福生市、福生市消防団	
			(略)	(略)	37 I ZI 71(9)	<u>成为</u> 。 〈略〉	(略)	
			(略)	- NPD / NP		〈略〉	、mu/ <略〉	
			(略)	- NPD/		〈略〉	、mg/ <略〉	
			(略)	<u> </u>		〈略〉	<u> </u>	
			(略)	、mp/ (略)		〈略〉	<u> </u>	
			(略)	<u> </u>		<u> </u>	(略)	
				∖□□□	J	\世台/	単位/	
		1 197 1 197	協力し水防組織を確立する。 1 市の体制及び活動 市は水防管理団体として、出水期前	の拡大防止措置と応急復旧措置を図るため、消防署、消防団等と 同に河川等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があ	等と協力し水防 1 <u>福生</u> 市の <u>態</u> <u>福生</u> 市は水防	防・護岸施設等に係る 組織を確立する。 <mark>勢及び活動</mark> 管理団体として、出水	被害の拡大防止措置と応急復旧措置を図るため、消防署、消防団 期前に河川等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所	
			きは、直ちに事態に即応した配備態勢 気象状況及び水位に応じ	な措置を求める。また、気象状況等により洪水のおそれがあるとをとるとともに、おおむね次の水防活動を行う。 こて河川管理者(京浜河川事務所多摩川上流出張所)、東京都建設 消防機関と緊密な連絡のもとに河川等の監視警戒を行い、異常を	るときは、直ち	に事態に即応した配備 気象状況及び水位に	必要な措置を求める。また、気象状況等により洪水のおそれがあ態勢をとるとともに、おおむね次の水防活動を行う。 応じて河川管理者(京浜河川事務所多摩川上流出張所)、東京都 務所、消防機関と緊密な連絡の下に河川等の監視警戒を行い、	加
				同の機関と紫密な連絡の <u>もと</u> に刊川寺の監視書成を行い、乗吊を 関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。 〈略〉	監視巡回		場所、相的機関と緊密な連絡の <u>「</u> に何川寺の監視書成を打い、 は直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を	
			〈略〉	〈略〉	〈略〉		〈略〉	
			〈略〉	〈略〉	〈略〉		〈略〉	
			〈略〉	〈略〉	〈略〉		<略>	
			水防のため緊急の必要が	があるときは以下の出動要請・応援要請を実施する。	〈略〉		〈略〉	
			出動要請 (1) 現場の秩序あるい(2) 他の水防管理者に(3) 知事に対し自衛隊の		出動要請等	(1) 現場の秩序ある(2) 他の水防管理者	要があるときは以下の出動要請・応援要請を実施する。 るいは保全維持のため警察署長に対して、警察官の出動を求める。 皆に対し、応援を求める。 「「「「「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「」では、「	
					極管等の監視 及び運用管理	市内3か所の樋管の操作状況の情報提供	状況を確認する。樋管の開閉等の操作の際には、周辺自治体へ を行う。	
2	4	1 198	2 消防機関の <mark>体制</mark> 及び活動		2 消防機関の	<u>態勢</u> 及び活動		語句の適正
2	4	2 198	テム等で得られた雨量・河川水位等の	・ムにより気象予警報を受信・伝達するほか、東京都災害情報シス ・観測値を監視するとともに、関係機関へ伝達する。	システム等で得	象庁の防災情報提供シ られた雨量・河川水位	イステムにより気象予警報を受信・伝達するほか、東京都災害情報等の観測値を監視するとともに、関係機関へ伝達する。	追加
				方活動に用いる気象等の注意報、警報は、大雨注意報、洪水注意報、 大雨特別警報である。	気象情報	大雨警報、洪水警報、	方活動に用いる気象等の注意報、警報は、大雨注意報、洪水注意報、 大雨特別警報である。 (洪水警報の危険度分布)により、洪水災害発生の危険度を把握す	見
			洪水予報 (3)多摩川氾濫危険 基準地点のいす <略>	食情報 デれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき	洪水予報		段 げれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき <u>、あるいは急激な</u> ら氾濫のおそれがあるとき。	

部章	節	頁		現行			修正		理由
						〈略〉			
2 4	2	199	【洪水予载	最伝達系統 】		【洪水予	報伝達系統】		語句の適正
			〈図略〉			〈図略〉	修正		京浜河川事務所意
						関東地	方整備局→東京都への伝達は <u>メール及び FAX</u>		見
							→関東地方整備局への受信確認は <u>メール</u>		
						1	務所→市・区・町を <u>主系統(FAX)で追加</u>		
						河川事	務所出張所→市・区・町は <u>削除</u>		
2 4	4 3	199	第3節 2	水防警報		第3節 2	水防警報		語句の適正
			水防警報	報は、国土交通大臣又は知事が水防管理団体(市)の水阪	5活動に対して、待機、準備、出動など	水防警	報は、国土交通大臣又は知事が水防管理団体(市)の水	防活動に対して、待機、準備、出動など	,
			の指針を	与えるために発表される。多摩川(青梅市より下流)に	ついては国土交通省関東地方整備局京	の指針を	与えるために発表される。多摩川 (青梅市より下流) に	こついては国土交通省関東地方整備局京	
				务所が水防警報を発表する。市及び東京都は、その情報		浜河川事	務所が水防警報を発表する。 <u>福生</u> 市及び東京都は、その)情報の目的、性質を十分に理解すると	
				系統及び方法等について精通し、その情報を有効に利用	,,,		達の系統及び方法等について精通し、その情報を有効に		
				k防警報を受理した場合、消防団に対応を指示するほか	、関係機関に通知する。		は、水防警報を受理した場合、消防団に対応を指示する	らほか、関係機関に通知する。	
				服の種類、内容と発表基準】		I -	報の種類、内容と発表基準】		1
			種類	内容	発表基準	種類	内容	発表基準	
				1. 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合			1出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、		
				に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるよ			状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように		
			待機	_	気象予報、警報などと河川状況によ	待機	待機する必要がある旨を警告するもの の しておば思るとは、またいことによります。	気象予報、警報などと河川状況によ	
				2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動	り、特に必要と判断されるとき。 			り、特に必要と判断されるとき。	
				人員を減らしても差し支えないが、水防活動をや			人員を減らしても差し支えないが、水防活動をや		
				めることはできない旨を警告するもの。	工具 ユル 法具人じの海川原治へ		めることはできない旨を警告するもの	工具 大片 法具みじの河川県内で	
				水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水				雨量、水位、流量などの河川状況で	
			準備	閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努める		準備		必要と判断されたとき。	
					水防団待機水位に達し氾濫注意水位		とともに、水防機関に出動の準備をさせる必要があ	水防団待機水位に達し氾濫注意水位	
				る旨を警告するもの <u>。</u>	を越えるおそれがあるとき。 氾濫注意水位を越えるおそれがある		る旨を警告するもの	を越えるおそれがあるとき。	
			出動	 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。			水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	氾濫注意水位を越えるおそれがある とき。水位、流量などの河川状況で	
				小別版財が山野りる必安がめる日を言口りるもの <u>。</u>	必要と判断されたとき。		小例成例が山勤りる必安がある日で言口りるもの	必要と判断されたとき。	
				水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示	-		水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示		
				するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂そ	氾濫警戒情報が発表されたり、既に		するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂そ	氾濫警戒情報が発表されたり、既に	
			指示	の他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘し	氾濫注意水位を越えて災害の起こる	指示	の他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘し	氾濫注意水位を越えて災害の起こる	
				て警告するもの。	おそれがあるとき。		て警告するもの	おそれがあるとき。	
				_	氾濫注意水位以下に下がったとき。		ル肝江梨ナ、万田 ト・フロコル広泊 2,473年) よ ヒコマック	氾濫注意水位以下に下がったとき。	
			解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当	氾濫注意水位以上であっても、水防		水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当	氾濫注意水位以上であっても、水防	
			門門	該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する	活動を必要とする河川状況でないと		該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する 旨を通告するもの	活動を必要とする河川状況でないと	
				旨を通告するもの <u>。</u>	判断されたとき。			判断されたとき。	
			情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等 水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。	情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等 水防活動上必要なもの	状況により必要と認めるとき。	
				よる堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記	に準じて水防警報を発表する。		よる堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記	」 に準じて水防警報を発表する。	
			〈略〉			〈略〉			
2 4	3	200		最伝達系統 】			報伝達系統】		語句の適正
			〈図略〉			<u>〈図略〉</u>			京浜河川事務所意
							務所→東京都への伝達はメール及び FAX		兒
							→河川事務所への受信確認は <u>メール</u>	tó ha	
						1	務所→西多摩建設事務所を <u>副系統(メール・ FAX)で</u>		
						1	務所→福生市を <mark>副系統(メール・ FAX)で追加</mark>		
						何川 事 /	務所出張所→西多摩建設事務所は <u>削除</u>		

部章	節	頁		現行			修正		理由
					<u>修正</u>				
2 4	4	200	第4節 ダム等放水情報 市は、ダム余水吐(よすいはき)の放流通報等 する。 【ダム等の情報】	等の情報を把握し、必要に応じ警戒等の水防活動を	第4節ダム等放え強化福生市は、ダムを 強化する。		き)の放流通報等の情報を把	P握し、必要に応じ警戒等の水阪	語句の適正 方活動を 東京都意見
			通報種類 所在地 追	連絡系統 管 理	【ダム等の情報】				
					通報種類	所在地	連絡系統	管理	
			白丸ダム放流通報 奥多摩町 <u>白丸</u> 東京都建設	投局河川部経由 東京都交通局白丸水力発電	白丸ダム放流通	報 奥多摩町棚沢	東京都建設局河川部経由	東京都交通局発電事務所	
2 4	7	201	第7節 決壊時の措置 市は、堤防が決壊し氾濫した場合は、次の措置		第7節 決壊時の打 <u>福生</u> 市は、堤防		合は、次の措置をとる。		語句の適正
			決壊の通報及び決壊後の 措置(水防法第25条、第 26条関係) 26条関係) 26条関係) 26条関係) 26条関係) 1 立退きの指示 次びその命を受けた駅 たびその命を受けた駅 信号、その他の方法にこの場合、遅滞なく警 2 避難誘導等 立退き又はその準例 防管理者と協力して表 また、水防管理者と	決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときはは消防機関の長は、直ちに関係機関に通報するとと体と相互情報を交換するなど連絡を密にする。水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力る限り氾濫による被害が拡大しないように努める。 危険が切迫していると認められたときは、水防管理職員は、必要と認める区域の居住者に対し、ラジオにより立退き又はその準備を指示する。警察署長にその旨を通知する。 備を指示された区域の居住者については、警察は、 放出又は避難誘導する。 は、警察署長及び消防署長と協議の上、あらかじめつき、必要な措置を講じておく。	決壊の通報及び 措置 (水防法 <u>(田</u> <u>法律第193号</u>) 第 第26条関係 本 本 本 、 立 よ な 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	- 提 - 提 - 提 - 提 - 提 - 提 - 大 - 25条、 - 25条、 - 1 - 大 - 大 - 大 - 大 - 大 - 大 - 大 - 大	者、警察又は消防機関の長い水防管理団体と相互情報をいえども、水防管理者、水間者は、できる限り氾濫によるの指示より著しい危険が切迫してい命を受けた職員は、必要とこの他の方法により立退き又は、遅滞なく警察署長にそのは誘導等 き又はその準備を指示される者と協力して救出又は避難に	旨を通知する。 た区域の居住者については、警 誘導する。 び消防署長と協議の上、あらか	ととも 協力団 る。 管理者 ジオ、 察は、
2 5		202		<mark>策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号。』</mark> 「都が平成 24 年 3 月 29 日に指定した <u>本</u> 市の危険箇所 災害警戒区域」17 <mark>箇</mark> 所である。	_	工基づき、東京都 か	『平成 24 年 3 月 29 日に指定 『警戒区域』 17 <u>か</u> 所である。	どした <u>福生</u> 市の危険箇所は、「土産	砂災害
			活動項目	担当班		活動項目		活動を担う組織	
			第1節 土砂災害防止法		第1節 土砂災	善 事防止法		Habitation to the second second second	
			第2節 土砂災害警戒情報の発表と周知	東京都、福生警察署、福生消防署、福生市、福市消防団	第2節 土砂災	害警戒情報の発表	と周知 東京都、福生 市消防団	警察署、福生消防署、福生市、	、福生
2 5			険の周知、警戒避難 <mark>体制</mark> の整備、住宅等の新規立 しようとするものである。	で守るため、土砂災害のおそれのある区域についてで 近地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を	推進 険の周知、警戒避 しようとするもの	t、土砂災害から 重 <u>能勢</u> の整備、住宅 ごある。	三等の新規立地の抑制、既存	り災害のおそれのある区域につい 対住宅の移転促進等のソフト対策	策を推進
2 5	2	202	第2節 土砂災害警戒情報の発表と周知		第2節 土砂災害	経戒情報の発表と思ります。	知		語句の適正

部	章	節 頁			:	現行					修正		理由
			共う一行防発	引して発表する情報である。 また、住民の自主避難の がは、当該情報が発表され とともに、防災行政無線	。市町村長が避難情報 判断等に利用できる。 た場合は、土砂災害な 、市ホームページ、 して警戒等の呼び <u>か</u> し	報の発令などの ことを目的とし 警戒区域及び土 広報車、報道機	た市町村を特定し、東京都と気象庁が 災害応急対応を適時適切に行えるよ ている。 砂災害特別警戒区域の警戒を重点的に 関等を活用するとともに消防団や自主 避難を促す。また、市長が避難情報を	共同しっ う、また <u>福生</u> で 的に行う 自主防犯	て発表する情報であるた、住民の自主避難の 市は、当該情報が発表 うとともに、防災行政 災組織と連携し、市民 表する際の判断に活用	。市町村長が避難性 判断等に利用できる された場合は、土石 無線、市ホームペー に対して警戒等の呼	情報の発令などの ることを目的とし 少災害警戒区域及 -ジ、広報車、報	び土砂災害特別警戒区域の警戒を重点 道機関等を活用するとともに消防団や	
2	6	203	55	章 情報収集及び連絡 <mark>体</mark> (害発生時にあっては、第 より被害状況等の報告を	2編第2部第2章第	1節「情報連絡	<mark>体制</mark> の確立」を準用するほか、次の <mark>体</mark>	災害	情報収集及び連絡 <u>態</u> 発生時にあっては、第 り被害状況等の報告を	2編第2部第2章第	写1節「情報連絡	<u>態勢</u> の確立」を準用するほか、次の <u>態</u>	語句の適正
	6		(1)	情報連絡 <mark>体制</mark> がは、次のとおり情報連絡 が 都本部に対する情報連 略〉		攻無線を使用す	~る。	<u>福生</u> ī (1) <u>5</u> 〈略〉	報連絡 <u>態勢</u> 市は、次のとおり情報 東京都本部に対する情			用する。	語句の適正
2	6	203	市	被害状況等の報告 所は、災害が発生したとき 東京都へ報告する。	から当該災害に関す	る応急対策が完	了するまで、被害状況について、次に	福生	害状況等の報告 市は、災害が発生した り東京都へ報告する。	ときから当該災害に	2関する応急対策	が完了するまで、被害状況について、	語句の適正
2	6	203	幹	報告の種類・期限等 设告の種類等は、次のとお 【 <mark>災害報告の種類</mark> 】	りとする。			報告の	報告の種類・期限等 の種類等は、次のとお 害報告の種類 】	りとする。			語句の適正
				報告の種類	入力期	限	入力画面		報告の種類	入力	期限	入力画面	
				発災通知	即時		発災情報		発災通知	即時		発災情報	
				被害措置概況速報	即時及び都が通知す	「る期限内	災害総括、被害状況、措置情報		被害措置概況速報	即時及び東京都が	通知する期限内	災害総括、被害状況、措置情報	
				要請通知	即時		要請情報		要請通知	即時		要請情報	
				確定 災害確定報告	応急対策を終了した	上後 20 日以内	災害総括	商	確定 災害確定報告	応急対策を終了し	た後 20 日以内	災害総括	
				報告 各種確定報告	同上		被害情報、措置情報	幸	報告 各種確定報告	同上		被害情報、措置情報	
				災害年報	4月20日		災害総括		災害年報	4月20日		災害総括	
2	7	204	_	_章 応急避難 <mark>図略></mark>					応急避難 多 <u>削除</u>				災害対策本部の構 成、役割分担の見
			Eat	活動項目			<u>担当班</u>	tata ta	活動項目			活動を担う組織	直し
			第	1節 避難の基本		→ → → 7 /2× + + + 17 /2× + + + + + + + + + + + + + + + + + + +		2.11	節避難の基本		[7±-4/4 r]r k±+n-	TO TAN TO THE TOTAL CONTRACTOR	
			第	2節 避難情報		<u>本部官埋部</u> 防 <u>難所班</u> 、消防	災班、 <u>広報・広聴班、避難所対応部避</u>		節 避難情報		要配慮者対策	班、秘書広報班、消防班	
			竺	3節 要配慮者対策	型 芯部庶務班、住民福祉班	用 多 5 目	節 要配慮者対策			姓 避難所対応班			
				4節 避難所の開設・管理	理運営		<u> </u>	第4億	節 避難所の開設・管	理運営	防災班	<u>姓美田内 对心地</u>	
2	7	1 204	第1	節 避難の基本				第1節	避難の基本				防災基本計画の修
			1	水平避難				1 風z	水害時の避難行動				正等に基づき、避
			<u> </u>	は水予報や土砂災害警戒情	報に基づき、避難対象	象地域から安全	な緊急避難場所(※)等へ、時間的余			び福生市の避難情報	最に応じ、次の 週	難行動を行うことを基本とする。	難行動を整理
			裕を	さって事前に避難するこ	とを基本とする。			l				むね警戒レベル2・3)は、福生市の	
			直	ī長は、高齢者等避難、避	難指示を発令し、避	難所対応部避難	所班及び消防部、自主防災組織等が誘					以又は指定避難所等に避難する。	
			<u>導する。</u>										
			_	(※) 緊急避難場所:風水	害対策計画においてに	は、対象とする	災害に対して安全で堅牢な公共施設等	(2) 浸水、土砂災害等の危険がある場合(おおむね警戒レベル4)は、避難指示の発令により 公共施設等 区域の全ての住民は指定避難所等に避難する。					
								<u>公共地域等</u> 区域の全ての住民は指定避難所等に避難する。 (3) 避難は、自主防災組織等を中心に、地域住民で避難誘導、避難支援を行う。				避難支援を行う 。	
								1	<u>— Дан от — — — — — — Дан (14)</u>	1 C C C C M	<u> </u>		

幸	『章	節	〕		現行			修正		理由
							(4) 危険が切迫	した場合(おおむね警戒レベル5)は、緊急安全確保の	発令又は各自の判断により、	
							直ちに堅牢なる	建物の上層階・斜面とは反対側の部屋等へ移動する。		
							(5) 福生市は、	風雨が収まり、浸水、土砂災害等の危険性が解消された	場合は、避難解除による帰宅	
							<u>する。</u>			
								主が困難な場合は、市指定の避難所又は各自が確保した	避難先で生活する。	
4	2 7	2	204	2 垂直避難			2 避難先			防災基本計画の修
					急速な氾濫拡大や暴風雨等により、安全な緊急避難場所		•	受階は、公共施設を自主避難所として開設する。 	and the state of t	正等に基づき、避
					hがかえって危険な場合は、自宅を含めた堅牢建物の上	 Yang Bar Bar Bar Bar Bar Bar Bar Bar Bar Bar		離及び避難指示を発令した段階は、洪水時の浸水想定区	域外の指定避難所(市内12か	難行動を整理
				基本とする。	たかん と 1日 人) ニュン 1号で たこと オペ 人 ことっ		所)から選定		71. 1- 288830	
					<u> 危険な場合には緊急安全確保を発令する。</u>			が不可能な場合は、福生市の指定避難所に収容する。福 が親戚・知人宅、ホテル・旅館等を確保し生活する。	生巾が開放する避難所のは	
							〈図略〉	P税献・加八七、ホノル・派明寺を催休し土佔する。		
-	2 7	2	205	 1 避難情報			1 避難情報			語句の適正
'	' '		200		E命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防.	トすろため特に必要があると		生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防	正するため特に必要があると	
					要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難の			要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難の		
					Eは、避難指示を <mark>行う</mark> 場合、警察署長及び消防署長に連	,	1	指示を発令する場合、警察署長及び消防署長に連絡の上	-	
				先を定めて指示する	らとともに、速やかに東京都本部に報告する(解除の場	合も同様とする)。	めて指示するとと	・ もに、速やかに東京都本部に報告する(解除の場合も同	様とする)。	
				また、避難のため	5の立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体	こ危険が及ぶおそれがあり、	また、避難のたる	めの立 <u>ち</u> 退きを行うことによりかえって人の生命又は身	体に危険が及ぶおそれがあ	
				かつ、事態に照らし	緊急を要すると認められるときは、必要と認める地域	の必要と認める居住者等に対	り、かつ、事態に	照らし緊急を要すると認められるときは、必要と認める	地域の必要と認める居住者等	
				し、緊急安全確保持				権保措置を指示する。		
					2.先立ち、市民等の避難準備と避難行動要支援者等の避	離開始を促すため高齢者等避		こ先立ち、市民等の避難準備と避難行動要支援者等の避	難開始を促すため高齢者等避	
				難を伝達する。			難を伝達する。			the land and the land
	2 7	2	205	新規			<u>【避難情報の種類</u>	<u>測</u> 内容		警戒レベルと避難 情報の対応を追加
							<u>種類</u> 高齢者等避難		西古塔老竿の渡鞴を促す	
							一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		女人仮行寺の世継で近り	
							避難指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は	、必要と認める地域の必	
							(警戒レベル4	要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退	きを指示する。	
							緊急安全確保	選難場所等への避難が安全にできない場合に、自	宅、近隣の頑丈な建物に	
							_ <u>(警戒レベル 5</u>	5) て緊急的に安全を確保するよう促す。		
							Familia II I I I I I I I I I I I I I I I I I			
4	2 7	2	206		主難情報を発令する基準 】	100 mm 100 11 mm 1-41		壁難情報を発令する基準】 Total Andrea Hole		語句の適正
				避難情報の種類	発令時の基準	市民に呼びかける行動	避難情報の種類	発令時の基準	市民に呼びかける行動	
					(1) (2) 多摩川調布橋の水位が避難判断水位 (レベル3			(1) (2) 多摩川調布橋の水位が避難判断水位 (レベル3)		
					水位)に到達し、かつ、市が監視する量水標(五日			水位)に到達し、かつ、福生市が監視する量水標		
				(警戒レベル	市線架橋等)において、さらに水位の上昇が予想さ			(五日市線架橋等)において、さらに水位の上昇が		
				3)	れる場合(又は堤防天端から1m程度下まで水位が	〈略〉	(警戒レベル3)	予想される場合(又は堤防天端から1m程度下まで		
				高齢者等避難	上昇したとき)	WH,	高齢者等避難	水位が上昇したとき)	1747	
				19401- 17 (1757)	(3)			(3)		
					(4)			(4)		
					(5)			(5)		
				〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	
				〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	
				【土砂災害に係る過	難情報を発令する基準】		【土砂災害に係る	壁難情報を発令する基準】 		
				(警戒レベル4)	(1) (2)		(警戒レベル4)	(1) (2) 土砂災害の危険度分布が「危険(紫)」(警戒レベル4相		
				避難指示	(3)		避難指示	当情報[土砂災害])となった場合		
					(4)			(3)		

축	部 章	節	i 頁									理由
				(5) (警戒レベル5) 緊急安全確保 (<u>2</u>)						度分布が「災害切迫(黒)」(警戒レベル (害])となった場合		
:	2 7	7 2	207	【発令権者】 災害対策基本法等の関係	法令により	、次のとおり避難指示等の実施責任者及び時期が定	びめられている。	【発令権者】 災害対策基本法等の関係	法令により	、次のとおり避難指示等の実施責任者及び時期	が定められている	語句の適正
				実施責任者	種別	要件	根拠	実施責任者	種別	要件	根拠	
				市長	〈略〉	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に おいて、人の生命又は身体を災害から保護し、そ の他災害の拡大を防止するため特に必要があると 認められるとき	〈略〉	市長	〈略〉	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 おいて、人の生命又は身体を災害から保護し、 の他災害の拡大を防止するため特に必要がある 認められるとき。	そ (略)	
				警察官	〈略〉	市長が避難のための立退きを指示することができ ないと認めるとき、又は市長から要求があったと き	〈昭各〉	警察官	〈略〉	市長が避難のための立 <u>ち</u> 退きを指示することがきないと認めるとき、又は市長から要求があっとき。		
				知事	〈略〉	災害の発生により、市がその全部又は大部分の事 務を行うことができなくなったとき	<略>	知事	〈略〉	災害の発生により、 <u>福生</u> 市がその全部又は大きの事務を行うことができなくなったとき。	3分 〈略〉	
				〈略〉	〈略〉	〈略〉		〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	
				知事又はその命を受け た職員、水防管理者	〈略〉	洪水により、著しい危険が切迫していると認めら れるとき	〈略〉	知事又はその命を受け た職員、水防管理者	洪水	洪水により、著しい危険が切迫していると認めれるとき <u>。</u>)ら 〈略〉	
				(1) 要避難区域の居住者ア 防災行政無線イ ふっさ情報メール、ウ 報道機関(Lアラー	あんまちツ			(1) 要避難区域の居住者ア 防災行政無線イ ふっさ情報メール、ウ 報道機関(Lアラーエ 広報車	福生市公式	アプリ、SNS、エリアメール、市公式ホー <i>』</i> る <u>。</u>)	<u>^ページ</u>	
	2 7	7 2	208	3 警戒区域の設定 (1) 警戒区域の設定権者 警戒区域の設定権者及び 【警戒区域の設定権者及び	要件は、次 要件】			3 警戒区域の設定 (1) 警戒区域の設定権者 警戒区域の設定権者及び 【警戒区域の設定権者及び	要件は、次 要件】	-		語句の適正
				実施責任者	種別	要件	根拠	実施責任者	種別	要件	根拠	
				市長	〈略〉	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき	〈略〉	市長	〈略〉	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき。		
				警察官	〈略〉	同上の場合において、市長若しくはその委任 を受けた市職員が現場にいないとき、又はこ れらの者から要求があったとき	〈略〉	警察官	〈略〉	同上の場合において、市長若しくはその委任 を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき <u>。</u>	〈略〉	
				災害派遣を命ぜられた 部隊等の自衛官	〈略〉	同上の場合において、市長等、警察官がその 場にいないとき	〈略〉	災害派遣を命ぜられた 部隊等の自衛官	〈略〉	同上の場合において、市長等、警察官がその 場にいないとき <u>。</u>	〈晔〉	
				〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	
:	2 7	7 2	208	(2) 規制の実施 <u>本部管理部</u> 防災班は、警 〈略〉	戒区域の規	制に当たって次の措置をとる。		(2) 規制の実施 防災班は、警戒区域の規 〈略〉	制に当たっ	て次の措置をとる。		
	2 7	7 2	208	4 避難誘導	、避難所対	応 <mark>部避難所班</mark> 及び消防 <mark>部</mark> が、自主防災組織、民生委	受員等と協力し	4 避難誘導	、避難所対	応 <u>班</u> 及び消防 <u>班</u> が、自主防災組織、民生委員等	きと協力して行うも	語句の適正

剖	章	節	頁		現行						修正				理由
2	7	3	208	1 要配慮者利用施設対策						1 要配慮者利用施設対策					災害対策本部構
				<u> 救急・福祉対応部住民福祉班</u> は、要配慮者和	川用施設には直接連	絡を取り、洪	水予報等	等や避難の	の情報を	要配慮者対策班は、要配慮者利用施設には同	直接連絡を取り、洪水予報等や避	難の情	報を伝達	し、施設	成、役割分担の見
					上措置を呼び <u>か</u> ける。	。また、施設	管理者の	の要請に。	より、入	管理者による事前避難や浸水防止措置を呼び	掛ける。また、施設管理者の要請	情により、	入所者	の移送を	直し
				所者の移送を支援する。						支援する。					
2	7	3	208	【要避難地区・要避難範囲にある要配慮者利用	月施設】					【要避難地区・要避難範囲にある要配慮者利用	用施設】				最新データへの更
								区域内					区域内		新
				施設名称	所在地	電話番号	浸水想定	1 1 / h /1;;;;; 1	土砂災 害特別 警戒	施設名称	所在地	浸水想定	土砂災 害警戒	土砂災 害特別 警戒	
				福生第五小学校	南田園 1-2-2	552-0256	0	0		福生第五小学校	南田園 <u>1-2-2</u>	0	0		
				福生第七小学校	北田園 <u>1-1-1</u>	<u>551-9303</u>	0	0		福生第七小学校	北田園 <u>1-1-1</u>	0	0		
				福生第三中学校	南田園 3-1-1	<u>551-9301</u>	0	0		福生第三中学校	南田園 <u>3-1-1</u>	0	0		
				わらべつくし保育園	南田園 1-4-12	<u>553-1551</u>	0			わらべつくし保育園	南田園 <u>1-4-12</u>	0			
				杉ノ子第二保育園	南田園 <u>3-4-2</u>	<u>551-9305</u>	0			杉ノ子第二保育園	南田園 <u>3-4-2</u>	0			
				田園児童館	南田園 <u>3-6-1</u>	<u>552-3133</u>	0			リトルベアインターナショナルスクール	南田園2-16-12-101	0			
				子ども応援館	北田園 <u>2-5-7</u>	<u>539-2555</u>	0			田園児童館	南田園 <u>3-6-1</u>	0			
				ショートステイ・とまろーよ	南田園 3-21-1	513-0814	0			田園クラブ	南田園3-6-1(田園児童館内)	<u>O</u>			
					グランシャリオ103	010 0011				わかたけクラブ	※令和5年度中移転予定のた	<u>O</u>			
				れんげ園(生活介護事業所・地域活動支援	南田園3-6-1	552-0625	0				め保留				
				<u>センター)</u>						臨時第2田園クラブ	北田園1-1-1(福生第七小学校	0			
				放課後等デイサービスあそぼーよ	南田園 <u>3-5-21</u> 森田ビルA号	<u>513-5602</u>	0				内)				
					新田園 <u>3-18-15</u>					五小ふっさっ子の広場	南田園1-2-2(福生第五小学校	0	<u>O</u>		
				放課後等デイサービスつなごーよ	ユタカビル1階	<u>513-3621</u>	0				<u>内)</u>				
				福生市福祉センター	南田園 2-13-1	530-2941	\cap			七小ふっさっ子の広場	北田園1-1-1(福生第七小学校 内)	<u>O</u>	<u>O</u>		
				特別養護老人ホームサンシャインビラ	北田園 1-53-3	551-1703	0			子ども応援館	北田園2-5-7	0			
				特別養護老人ホーム第2サンシャインビラ	福生3244-10	553-3701	0			丁とも心族時	南田園3-21-1				
				特別養護老人ホーム福生ことぶき苑	北田園 1-56-1	539-2910	0			ショートステイ・とまろーよ	グランシャリオ103	0			
				介護老人保健施設 ユーアイビラ	南田園 1-10-3	539-7122	0				南田園2-13-1 (福祉センター				
				花物語	熊川66-1		0			生活介護事業所はっぴぃ	内)	<u>O</u>			
					<u> </u>					生活介護事業所れんげ園	南田園3-6-1	0	0		
										放課後等デイサービスあそぼーよ	南田園 3-5-21 森田ビルA号	0			
											南田園3-18-15ユタカビル1				
										放課後等デイサービスつなごーよ	階	0			
										ウィステリア福生	北田園2-8-6	<u>O</u>			
										福生市福祉センター	南田園2-13-1	0			
										特別養護老人ホームサンシャインビラ	北田園 <u>1-53-3</u>	0			
										特別養護老人ホーム第2サンシャインビラ	福生3244-10	0			
										特別養護老人ホーム福生ことぶき苑	北田園 <u>1-56-1</u>	0			
										介護老人保健施設 ユーアイビラ	南田園 <u>1-10-3</u>	0			
										<u>あじさい北田園・</u> あじさいリハビリテーション	北田園 1-5-9	<u>O</u>			
										ツクイ福生デイサービスセンター	南田園 2-8-2				
										デイサービスあさがお	南田園 1-6-14				
										<u>フィリーに入めらかね</u> 福生市高齢者住宅サービスセンター田園	南田園 2-13-1				
										田上中国即行はモリーレハピング・川圏	四川四 2 13 1	<u> </u>			

部	章	節	頁	現行	修正	理由
				2 避難行動要支援者対策	2 避難行動要支援者対策	災害対策本部構
				数急・福祉対応部庶務班及び住民福祉班は、自主防災組織等の地域の協力により個別連絡・訪問を実		成、役割分担の見
				施し、避難 <mark>移送</mark> を支援する。	<u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>	直し
2	7	4	209	第4節 避難所の開設・管理運営	第4節 避難場所の開設・管理運営	語句の適正
	7		209		1 避難場所の開設	災害対策本部構
_			200	避難所対応 <mark>部避難所班</mark> は、 <mark>本部管理部</mark> 防災班の指示により、高齢者等避難、避難指示を発令した場合	遊難所対応班は、防災班の指示により、高齢者等避難、避難指示を発令した場合は、指定避難所を開	
				は、避難所を開設する。	設する。	直し
				また、避難情報を発令する前の段階で、市民から自主避難の要望がある場合は、 <mark>緊急避難場所を</mark> 開設	また、避難情報を発令する前の段階で、市民から自主避難の要望がある場合は、公共施設を自主避難	
				する。	場所として開設する。	11 7 7 7 7 1 1 1
				なお、関係機関に連絡するとともに避難所の防火安全対策の徹底を図る。	避難所統括班は、各避難所の避難者数等、状況を把握する。	
2	7	4	209	2 物資等の供給	2 物資等の供給	語句の適正
_				11-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-	防災班は、市民に対し、避難所に避難する際には、自宅から食料、毛布等の生活必需品を持参するよ	HI 7 - XELLI
				を周知する。	う要請を周知する。	
					※第2編第2部第9章第3節「避難所の開設・管理運営」を準用する。	
2	8				第8章 受援	項目番号の変更
					※第2編第2部第4章を準用する。)
2	9				第 <u>9</u> 章 警備・交通対策	項目番号の変更
_					※第2編第2部第5章を準用する。	APE VILLE
2	10			_	第 10 章 緊急輸送対策	項目番号の変更
					※第2編第2部第 <u>6</u> 章を準用する。	
2	11		210	第 <u>10</u> 章 消防・危険物対策	第 <u>11</u> 章 消防・危険物対策	項目番号の変更
				※ 第2編第2部第 <mark>6</mark> 章を準用する。	※ 第2編第2部第 <u>7</u> 章を準用する。	
2	12		210	第 11 章 医療救護対策	第 <u>12</u> 章 医療救護対策	項目番号の変更
				※第2編第2部第 <u>7</u> 章を準用する。	※第2編第2部第 <u>8</u> 章を準用する。	
2	13				第 <u>13</u> 章 緊急物資の供給対策	項目番号の変更
					※第2編第2部第 <u>11</u> 章を準用する。	
2	14				第 <u>14</u> 章 環境・衛生対策	項目番号の変更
					※第2編第2部第 <u>12</u> 章を準用する。	
2	15				第 <u>15</u> 章 行方不明者の捜索・遺体の取扱い	項目番号の変更
				※第2編第2部第<u>12</u>章を準用する。	※第2編第2部第 <u>13</u> 章を準用する。	
2	16				第 16 章 ライフラインの応急復旧	項目番号の変更
				※第2編第2部第 <u>13</u> 章(P140)を準用する。	※第2編第2部第 <u>14</u> 章を準用する。	
2	17				第 <u>17</u> 章 公共施設等の応急・復旧対策	項目番号の変更
0	10				※第2編第2部第 <u>15</u> 章を準用する。	で日本日の本市
2	18				第 <u>18</u> 章 応急生活対策	項目番号の変更
2	10				※第2編第2部第<u>16</u>章を準用する。第19章 要配慮者対策	項目番号の変更
۷	19			第 <u>10 </u>	第 <u>19</u> 早 安印應有列東 ※第2編第2部第 17 章を準用する。	項目留方の変史
2	20			_	第 20 章 応急教育・応急保育対策	項目番号の変更
	20			※第2編第2部第17章を準用する。	第 <u>20</u>	八日田 7 2 及义
2	21				第 21 章 ボランティアの受入れ対策	項目番号の変更
_					※第2編第2部第19章を準用する。	
2	22				第 <u>22</u> 章 応急公用負担等	項目番号の変更
				※第2編第2部第 <u>19</u> 章を準用する。	※第2編第2部第 <u>20</u> 章を準用する。	
2	23				第 <u>23</u> 章 災害救助法の適用	項目番号の変更
				※第2編第2部第 <u>20</u> 章を準用する。	※第2編第2部第 <u>21</u> 章を準用する。	
2	24		211	第 <u>23</u> 章 激甚災害の指定	第 <u>24</u> 章 激甚災害の指定	項目番号の変更
				※第2編第2部第<u>21</u>章を準用する。	※第2編第2部第 <u>22</u> 章を準用する。	

福生市地域防災計画 新旧対照表

第4編 その他災害対策計画

部章	節	頁			現行				修正案		理由
1		213	第1章 応急活動	本制			第1章 応急活動	体制			語句の適正
			大雪があった場合	合、市は、歩行者及び車両の	安全通行の	確保のために、応急活動態勢を確立し、状況	大雪があった場合	、福生市は、歩行者及び車両	両の安全通行	の確保のために、応急活動態勢を確立し、状	
			に応じて対応する。				況に応じて対応す	る。			
1 1		213	1 活動組織				1 活動組織				語句の適正
			【活動組織の流れ】				【活動組織の流れ]			
			〈図略〉修正				〈図略〉修正				
				議設置時には市庁舎第 <u>一</u> 棟2	階を活動拠	点とする。		議設置時には市庁舎第1棟	2階を活動拠	点とする。	
		213	2 災害対策組織(2 災害対策組織		-th		組織名等の変
				设置要綱又は災害本部条例に 	基づく災害			設置要綱又は災害本部条例は	こ基づく災害	対策組織を設置する。 	更
			〈略〉			〈略〉	〈略〉			〈略〉	語句の適正
						策会議設置要綱に基づき、雪害緊急対策会議				策会議設置要綱に基づき、雪害緊急対策会議	
						議部の運営は <mark>安全安心まちづくり課</mark> が行う。				議部の運営は <u>防災危機管理課</u> が行う。また、	
						員を中心に編成し活動する。	11.	対策 緊急対応班は都市建設			
			会議の設置	1 解当の保さかわわむ	は30 CIII を庭	え、積雪により市民生活に支障を <u>きた</u> すおそ	会議の設置	それがある場合	P44 30 Cmを庭	え、積雪により市民生活に支障を <u>来</u> きたすお	
					雪宝 竪 負 対領	受会議の設置について具申があった場合			雪宝愍争划	で表議の設置について具申があった場合	
			〈略〉			〈略〉	〈略〉	〈略〉			
			(HI)			/HL/	(40)			/HU/	
1 1		214	3 非常配備態勢の要員、実施事項等 〈略〉				3 非常配備態勢		組織名等の変		
							〈略〉		更		
			【配備体制】								
			非常配備態勢	会議・配備要員	災害対策	主な実施事項	非常配備態勢	会議・配備要員	災害対策	主な実施事項	
			7月11日11日1日2日		組織名	上な犬心事な	7F市山湖沿为		組織名	上なた心事が	_
				総務部長				総務部長			
			情報監視態勢	安全安心まちづくり課長	_	気象状況の把握	情報監視態勢	防災危機管理課長	_	気象状況の把握	
				防災係長				防災危機管理係長			4
						安全安心まちづくり課の検討課題				防災危機管理課の検討課題	
						(1) 気象情報、交通機関の状況概略説明				(1) 気象情報、交通機関の状況概略説明	
						(2) 職員の体制(自宅待機、一部職員は宿 泊の必要性等の検討)				(2)職員の体制(自宅待機、一部職員は宿 泊の必要性等の検討)	
				雪害情報連絡会:		「日の必要性等の検討」 (3)各施設、行事等(福祉バス含む)の対				(3) 各施設、行事等(福祉バス含む)の対	
				総務部長		応方針の確認		雪害情報連絡会:		応方針の確認	
				都市建設部長		ルロ・ング ま 1 × 2 Hm 中心		総務部長		トロンス 五 I < > HETHO	
			雪害	都市建設部参事	雪害	都市建設部の検討課題	雪害	生活環境部長	雪害	都市建設部の検討課題	
			情報連絡会	安全安心まちづくり課長	情報連絡	(1) 凍結防止剤散布計画、パトロール等の	情報連絡会	都市建設部長	情報連絡	(1) 凍結防止剤散布計画、パトロール等の	
			態勢 まちづくり計画課長 会 予定	予定	態勢	防災危機管理課長	会	予定			
				都市建設部主幹		(2) 除雪計画の確認(優先順位、雪置場		環境政策課長 まちづくり計画課長		(2)除雪計画の確認(優先順位、雪置場	
				道路下水道課長		の確保、建設防災協力会等の分担等)		道路下水道課長		の確保、建設防災協力会等の分担等)	
				施設公園課長		(3) 職員の体制(自宅待機、一部職員は宿				(3) 職員の体制(自宅待機、一部職員は宿	
						泊の必要性等の検討)				泊の必要性等の検討)	
						\\(\L_c+\)\\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\				\\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	
						※検討内容は理事者に随時報告。				※検討内容は理事者に随時報告	
						※緊急対応班に指名されている職員は待機				※緊急対応班に指名されている職員は待機	

部章節	頁				現行					修正	案		理由
		雪害 緊急対策会 勢	秘書広報課 安全安づくお 本市建設で が が が が い で を が が い で と の で の で の で の で の の の の の の の の の の	育長、各部長 長 ちづくり 課長 計画課長 主幹 課長 全安心まちづく :	緊急対策会議	会議部の協議事項 (1) 災害防止対策 (2) 広報活動 (3) 災害対策本部への移行 (4) 職員招集範囲の決定と招集 (5) 小中学校、保育園及び市施設等の対応 (6) 市主催事業の対応 緊急対応班の業務 警戒活動・除雪作業・災害対応活動	雪害 緊急対策: 態勢	☆議	緊急対策会議部: 副市長、教育長、各部 当職 企画財政部主幹(公当 世当) 秘書広機管理 環境政策と受けるです。 環境では、 環境では、 環境では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	生施設 雪智 緊急文 会部	害 対策 養	会議部の協議事項 (1) 災害防止対策 (2) 広報活動 (3) 災害対策本部への移行 (4) 職員招集範囲の決定と招集 (5) 小中学校、保育園及び市施設等の対応 (6) 市主催事業の対応 緊急対応班 の業務 警戒活動・除雪作業・災害対応活動	
		第一 非常配備態 第二 非常配備態	震災時に準金融量の出	ずる	災害対策 本部	災害応急対策の実施	第一		招集し、除雪等の通常 以外の作業に従事させ 震災時に準ずる	常業務	一	災害応急対策の実施	
1 2 1	215	市は、気象	–	に準じて行う。	報を収集す	る。この場合の要領等は、第3編第2部第2章	2章「気象子	・伝達気象庁警報等			を収録	集する。この場合の要領等は、第3編第2部第	語句の適正 東京都意見
			種類	O IH +KI		発表基準		種類				発表基準	
			大雪注意報	24時間降雪	の突さが5						がちん		
		注意報	風雪注意報	平均風速が			注意報	-		引件当り休され 風速が13m/sで			
		任息刊	着氷・着雪			_ H / 温が-2℃~2℃の 時	任息和					温が -2 $\mathbb{C} \sim 2$ \mathbb{C} のとき。	
						<u></u>							
		警報	大雪警報	<u>24</u> 時間降雪			警報	-	·-·	引降雪の深される。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
			暴風雪警報	平均風速が						<u> 風速が25m/sで</u>			
			大雪			となる大雪が予想される場合		大雪				となる大雪が予想される場合	
		特別警報	暴風雪	数十年に <u>一</u> う暴風が吹		台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴 れる場合	特別警報	暴風		Fに <u>1</u> 度の強原 風が吹くと予想		台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴 れる場合	
1 2 1	215	ージ、 <u>あんま</u> 制等に関する。 また、市は、 情報を収集し、 市民へ提供 〈略〉	<u>らツイッター</u> 、ふ 主意喚起の広報を	っさ情報メール 行う。 じて、交通機関 報手段は、注意	等により、 の運行、交	る場合は、防災行政無線、広報車、ホームペ降雪や積雪の予想、積雪への備え、外出の抑通規制、 <u>市・都の</u> 住民サービス等の生活支援と同様とする。	ムページ、 <u>福</u> え、外出の抑 また、 <u>福生</u> を収集し、広	市民生 生市公 制等に 市は、 報を行 する情	<u>式アプリ、SNS</u> 、 関する注意喚起の広報 降雪の状況に応じて、 う。広報手段は、注 報は <u>おおむ</u> ね次のと	ふっさ情報メー 限を行う。 交通機関の 意喚起の広報。	ー/レ [*] 運行、	される場合は、防災行政無線、広報車、ホー等により、降雪や積雪の予想、積雪への備 、交通規制、住民サービス等の生活支援情報 様とする。	語句の適正市の現況の反映

部章節	页				現行					修正案		理由	
1 2 2	2 215	第2節	除雪対策	ŧ			第2節	除雪対策	衰			語句の適正	
		市は、	、歩行者及	び車両の安全通行の確保のため)に、積雪状況の巡視・監視	見及び除雪作業を実施する。対	<u>福生</u> ī	市は、歩行	庁者及び車両の安全通行の確保の	ために、積雪状況の巡視・	・監視及び除雪作業を実施する		
		策の実施	施は、別は	に定める「福生市大雪対応マニニ	アル」によるものとする。		対策の	実施は、タ	別に定める「福生市大雪対応マニ	ニュアル」 によるものとす	る。		
1 2 2	2 216	3 除	雪実施計画	<u> </u>			3 除	雪実施計画	画			施設名の変更	
		〈略〉					〈略〉						
		【除雪の	の優先順位	と実施方法】			【除雪	の優先順位	立と実施方法】			_	
		優先	LE T	navio a kk	1 fro 24/6 p. 1-2 p. 1-2	<i>₽</i> \$ ₹₽₽₽₽₽₽₽	1 1	LH=C	11.5 V.D. Fr. 5**	16-246-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	/ / **/		
		順位	場所	路椒名等	作業內谷		順位	場所	路椒名等	作業内谷	美胞 <u></u> 美胞址		
				市党競技場東側、党面坂・					S&Dフィールド福生			-	
			坂道	ひよどり坂・寺坂・清水坂	〈略〉	〈略〉							
			<i></i>	(車道のある急坂)	#.		$ \cdot _1$	坂道		〈略〉	〈略〉		
		2	〈略〉		〈略〉	〈略〉			坂・清水坂	,,			
		3	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉			(車道のある急坂)				
		4	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	2	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉		
			1				3	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉		
							4	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉		
		〈略〉					〈略〉		•			-	
		【機材等	等】		第2年								
					〈略〉					〈略〉	の必ずる。 東施班 「本語では、「本本のでは、「本のでは、「本のでは、「本のでは、「本のでは、「本のでは、「本本のでは、「本		
		自	置場	・都道管理者、国道管理者から	〈略〉 *都道管理者、国道管理者から雪置場の使用の要請があった場合には、福生力するものとする。 〈略〉 〈略〉			った場合には、 <u>福生</u> 市は協					
			目旦勿	るものとする。				1旦勿	力するものとする。				
					〈略〉								
			〈略〉		〈略〉			(略)					
			〈略〉		〈略〉			(略)		〈略〉			
1 2 3	217 1 帰宅困難者対策 市は、降雪により鉄道、バス等が運行を停止し、駅、バスターミナル等に帰宅困難者が発生した場合、交通機関と連携して駅周辺の公共施設に一時滞在場所を開設し、収容する。 また、道路上で長時間、停止している車両の運転者、バスの乗客等を一時滞在場所に誘導する。 一時滞在場所は福生市民会館及び防災食育センターをはじめとする各避難所等とし、状況に応じて災害備蓄品等の提供を行う。								雪により鉄道、バス等が運行を停 と連携して駅周辺の公共施設に一 で長時間、停止している車両の選 は <u>次のとおり</u> とし、状況に応じて	・時滞在場所を開設し、収 転者、バスの乗客等を一	容する。 時滞在場所に誘導する。	語句の適正 施設の変更	
				· · · · ·									
		[—	诗滞在場所	· <u> </u>	<u> </u>	1215 250				A mile I i			
		1 ,	施設		To your second		l -						
		I	生市民会館				l				(园里) 日光·10 2		
		1973	災食育セン	/ター 個生巾熊川1606- <u>1</u>	研修至、長育	展示・兄子が一ル	1953	及官官で、	/ター 価生巾熊川1606- <u>1</u>		で、現字ボール		
1 2 3	3 217	市は、	壁難の意向	い生活に支障が生じることが予			市は、開設し、	降雪に、避難の	より生活に支障が生じることが予			語句の適正	
1 2 3	3 218	3 避	難行動要支	援者の状況把握及び安否確認等	r F		3 避	維行動要	支援者の状況把握及び安否確認等	[語句の適正	
				P透析患者等に対し、東京都 <mark>福祉</mark> Bを集約し、適宜情報提供を行う		腎疾患治療医会災害時ネット	<u>福生</u> ī			以、医師会、三多摩腎疾患	治療医会災害時ネットワーク		
2 1	219	第1章	予防対策	Ę			第1章	予防対象	衰			語句の適正	
			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •					***					

おような、	部章	節	頁	現行	修正案	理由
1.0% 日本の東京が高に対する場合性の構造高ない。中科を持った関係ではない。				施設外に放出される等の事態が発生した場合において、市は、同時に市民の緊急的な避難等の対応を迫	物質が施設外に放出される等の事態が発生した場合において、市は、同時に市民の緊急的な避難等の対	
2 1 210 1 300 1 300				られるものではない。	応を迫られるものではない。	
2 1 20 1 30 1 30 1 30 1 30 1 30 30				しかし、国内の原子力施設における放射性物質の漏えい・流出を伴う大規模事故等(放射性物質運搬中	しかし、国内の原子力施設における放射性物質の漏えい・流出を伴う大規模事故等(放射性物質運搬中	
2 1 2 1 4 4の 8 8 8 0 7 2 2 1				の事故を含む)が発生した場合、遠く離れた場所であっても飛散した放射性物質が風等によって運ば	の事故を含む) が発生した場合、遠く離れた場所であっても飛散した放射性物質が風等によって運ば	
(49) 下の上の一部 下の上の 下の上				れ、本市にも影響を及ぼす可能性がある。	れ、 <u>福生</u> 市にも影響を及ぼす可能性がある。	
南田田原 株田田田原田原田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	2 1		219	1 都の協議の対象となる原子力事業所	1 東京都の協議の対象となる原子力事業所	語句の適正
事業の				〈略〉	〈略〉	社名の変更
原子が高色等 株型野洋東海野 (NGA: Stuclear Unitical Assemble) 原子が高色等 株型野洋東海野 (NGA: Stuclear Ortical Assemble) 原子が高色等 原子が高色等 日本の大阪神田(大阪神田) (1992年) 日本の大阪神田 (1992年)						
2						
1						
2 1 219 2 京野政政の音及				核燃料使用施設	核燃料使用施設	
##は、動とと響性に、用限に対し接子方類派に関する無極の普及と音楽のため、次の事項については 「総別等を実践する。 「第2」 (2) 220 【 応急活動体制 (2) 第二時代を見入が終生し、声に影響を及ぼす可能性からる場合、災害 活動体制は、着名権を治療する。 (3) 第二時代を発展を発展する。 (4) 第二時代を発展を受けず可能性がある場合、災害 活動体制は、着名権を必要という。 (3) 第二時代や機能を持つに (2) 2 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (出典:「果京都地域防災計画 原子刀災害編」(<u>平成 24 年</u> 修止)	出典:「果京都地域防災計画 原子刀災書編」(<u>令和3年</u> 修正)	
2 2 2 20 1 応急速制体制	2 1		219	2 防災知識の普及	2 防災知識の普及	語句の適正
(事)				市は、都と連携して、市民に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次の事項について広	市は、東京都と連携して、市民に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次の事項につい	
(5) 別会時に中や悪、国が落じる対策の内容に関すること。				報活動等を実施する。	て広報活動等を実施する。	
2 2 200 1 応急活動体制 放射性を作う大規模学做等が発生し、南に影響を及ぼす可能性がある場合、災害 抗卵が連動性の構えい・流出を作う大規模学做等が発生し、南に影響を及ぼす可能性がある場合、災害 旅船を運動での構えい・流出を作う大規模学做手が発生し、景全市に影響を及ぼす可能性がある場合、実際活動体制に進足が持ちます。 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2				〈略〉	〈略〉	
歴史				(5) 緊急時に市や都、国が講じる対策の内容に関すること。	(5) 緊急時に市や東京都、国が講じる対策の内容に関すること。	
歴史						
活動体制は、第3編第2部第1章「活動体制」に準じた体制を確立し、状況に応じて対応する。 2 20 20 20 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2 2		220	1 応急活動体制	1 応急活動体制	語句の適正
2 2 20 2 1 情報収集・伝達				放射性物質の漏えい・流出を伴う大規模事故等が発生し、市に影響を及ぼす可能性がある場合、災害	放射性物質の漏えい・流出を伴う大規模事故等が発生し、 <u>福生</u> 市に影響を及ぼす可能性がある場合、	
放射性物質や放射線が市に影響を及ぼすことが手根される場合、相は、前胎果、軽容器、東京都及び 防肝機関と連禁し、情報収集・伝達を行う。この場合の要領等は、第2編第2部第2章 信義の収集 伝達・広報 に保して行う。 (48) (29) (20) (38) (20				活動体制は、第3編第2部第1章「活動体制」に準じた体制を確立し、状況に応じて対応する。	災害活動体制は、第3編第2部第1章「活動体制」に準じた体制を確立し、状況に応じて対応する。	
開係機関と連携し、情報収集・伝達を行う。この場合の要領等は、第2編第2部第2章「情報の収集・ 伝達・広報」に作じて行う。 (政) 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2		220	2 情報収集・伝達	2 情報収集・伝達	語句の適正
□ (伝達・広義) に準じて行う。				放射性物質や放射線が市に影響を及ぼすことが予想される場合、市は、消防署、警察署、東京都及び	放射性物質や放射線が市に影響を及ぼすことが予想される場合、 <u>福生</u> 市は、 <u>福生</u> 消防署、 <u>福生</u> 警察	
係多				関係機関と連携し、情報収集・伝達を行う。この場合の要領等は、第2編第2部第2章「情報の収集・	署、東京都及び関係機関と連携し、情報収集・伝達を行う。この場合の要領等は、第2編第2部第2章	
2 20 3 広報活動				伝達・広報」に準じて行う。	「情報の収集・伝達・広報」に準じて行う。	
企画財政部は、原子力災害の特殊性を勘索し、緊急時における市民の心理的動揺あるいは混乱を抑え、原子力災害による影響をできる限り少なくするため、市民に対する的確な情報提供・広報を迅速かっ的確に行い、パニックやデマを防止するとともに、風評被害の軽減を図る。				〈略〉	〈略〉	
え、原子力災害による影響をできる限り少なくするため、市民に対する的確な情報提供・広報を迅速かっ的確に行い、パニックやデマを防止するとともに、風評被害の軽減を図る。	2 2		220	3 広報活動	3 広報活動	語句の適正
2 2 2 220 4 モニタリング等の実施と市民への情報提供				<u>企画財政部</u> は、原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民の心理的動揺あるいは混乱を抑		
2 2 2 2 2 2 2 2 2 2						
2 2 2 2 2 2 2 2 2 2				つ的確に行い、パニックやデマを防止するとともに、風評被害の軽減を図る。	に行い、パニックやデマを防止するとともに、風評被害の軽減を図る。	
市は、所管する施設において放射線量の測定を行う。生活環境部は、その内容・結果を広報紙、ホームページ等で公表する。測定箇所は、市役所、小・中学校、幼稚園、保育園、児童館、公園、その他とする。 【モニタリング対策】 担当 「規当 「放射線量の測定・検査の実施 を関係部署 放射線量の測定・検査の実施 を関係部署 放射線量の測定・検査の実施 「大学で公表する。測定箇所は、市役所、小・中学校、幼稚園、保育園、児童館、公園、その他とする。 「モニタリング対策】 「担当 「放射線量の測定・検査の内容・結果の公表 各関係部署 放射線量の測定・検査の実施 を関係部署 放射線量の測定・検査の実施 「大学で公表する。測定箇所は、市役所、小・中学校、幼稚園、保育園、児童館、公園、その他とする。 「モニタリング対策】 「セニタリング対策】 「セニタリング対策】 「大学をの内容・結果の公表 各関係部署 放射線量の測定・検査の実施 「大学をの内容・結果の公表 各関係部署 放射線量の測定・検査の実施 「大学をの内容・結果の公表 各関係部署 放射線量の測定・検査の実施 「大学をの内容・結果の公表 各関係部署 放射線量の測定・検査の実施 「大学をの内容・結果を広報紙、ホームページ等で公表する。測定箇所は、市役所、小・中学校、幼稚園、保育園、児童館、公園、その他とする。 「モニタリング対策】 「本生の内容・結果を広報紙、スームページ等で公表する。測定箇所は、市役所、小・中学校、幼稚園、保育園、児童館、公園、その他とする。 「モニタリング対策】 「大学をの内容・結果を広報紙、大学の本述を表し、市役所、小・中学校、幼稚園、保育園、児童館、公園、その他とする。 「モニタリング対策】 「本生の内容・結果を広報紙、大の内容・結果を広報紙、本の本とする。測定箇所は、市役所、小・中学校、幼稚園、保育園、児童館、公園、その他とする。 「モニタリング対策】 「は、するの内容・結果を広報紙、大の内容・結果を広報紙、大の内容・結果を広報紙、大の内容・結果を広報紙、大の内容・結果を広報紙、大の内容・様とする。 「は、するの内容・結果を広報紙、大の内容・結果を広報紙、大の内容・結果を広報紙、大の内容・は、大学に対して、所述の表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表						
本へ一ジ等で公表する。測定箇所は、市役所、小・中学校、幼稚園、保育園、児童館、公園、その他とする。 (モニタリング対策)	2 2		220			
する。 (モニタリング対策) 担当 対策内容 投資の内容・結果の公表 各関係部署 放射線量の測定・検査の実施 検査の内容・結果の公表 各関係部署 放射線量の測定・検査の実施 放射線量の測定・検査の実施 放射線量の測定・検査の実施 放射線量の測定・検査の実施 を関係部署 放射線量の測定・検査の実施 方で、						
1 担当 対策内容 提端課(環境班) 放射線量の測定・検査の実施 検査の内容・結果の公表 規当 対策内容 2 2 221 5 保健医療活動 高祉保健部は、原子力災害の特殊性を考慮し、市民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められられる場合は、東京都と連携して次の保健医療活動を行う。 【保健医療活動】 5 保健医療活動を行う。 【保健医療活動】 機関名 対策内容 機関名 対策内容						更
担当 対策内容 環境課 放射線量の測定・検査の実施 検査の内容・結果の公表 放射線量の測定・検査の実施 検査の内容・結果の公表 放射線量の測定・検査の実施 検査の内容・結果の公表 2 2 21 5 保健医療活動 福祉保健部は、原子力災害の特殊性を考慮し、市民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、東京都と連携して次の保健医療活動を行う。 【保健医療活動】 5 保健医療活動 福生市は、原子力災害の特殊性を考慮し、市民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、東京都と連携して次の保健医療活動を行う。 【保健医療活動】 語句の適正 高生市は、原子力災害の特殊性を考慮し、市民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、東京都と連携して次の保健医療活動を行う。 【保健医療活動】 高場合は、東京都と連携して次の保健医療活動を行う。 【保健医療活動】 大策内容						
環境課 (環境班) 放射線量の測定・検査の実施 検査の内容・結果の公表 各関係部署 放射線量の測定・検査の実施 を費の内容・結果の公表 各関係部署 放射線量の測定・検査の実施 を関係部署 放射線量の測定・検査の実施 を関係部署 放射線量の測定・検査の実施 を関係部署 放射線量の測定・検査の実施 を関係部署 放射線量の測定・検査の実施 を関係部署 放射線量の測定・検査の実施 を関係部署 放射線量の測定・検査の実施 を関係部署 放射線量の測定・検査の実施 を関係部署 放射線量の測定・検査の実施 を関係の内容・結果の公表 を関係部署 放射線量の測定・検査の実施 を関係部署 放射線量の測定・検査の実施 を関格を表述と、東京都を関係を表述と、東京都意見 を関格を表述と、東京都を関係を表述と、東京都を関係を表述と、東京都意見 を関格を表述と、東京都を関係を表述と、東京都を関係を表述と、東京都意見 を関格を表述と、東京都を関係を表述と、東京都意見を表述を表述と、東京都意見 を表述を表述を表述と、東京都意と表述を表述と、東京都意見を表述を表述と表述を表述と表述を表述と表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表						
環境課 (環境班) 検査の内容・結果の公表 場合の内容・結果の公表 各関係部署 放射線量の測定・検査の実施 2 2 21 5 保健医療活動 福祉保健部は、原子力災害の特殊性を考慮し、市民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、東京都と連携して次の保健医療活動を行う。 5 保健医療活動					7.77	
各関係部署 放射線量の測定・検査の実施 2 2 2 21 5 保健医療活動 福祉保健部は、原子力災害の特殊性を考慮し、市民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められられる場合は、東京都と連携して次の保健医療活動を行う。 【保健医療活動】 機関名 対策内容 5 保健医療活動 福生市は、原子力災害の特殊性を考慮し、市民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められられる場合は、東京都と連携して次の保健医療活動を行う。 【保健医療活動】 機関名 対策内容 						
2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2						
福祉保健部は、原子力災害の特殊性を考慮し、市民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、東京都と連携して次の保健医療活動を行う。 【保健医療活動】 機関名 対策内容 機関名 対策内容 機関名 対策内容 機関名 対策内容 機関名 対策内容				17月15日 水が水単ツ側だ・仮色の天地	1万円の中台 ルスが水単ツが、地で、大畑 ルスが水単ツが、地で、大畑 1月の一大地 1月の一	
られる場合は、東京都と連携して次の保健医療活動を行う。 る場合は、東京都と連携して次の保健医療活動を行う。 【保健医療活動】 【保健医療活動】 機関名 対策内容	2 2		221	5 保健医療活動	5 保健医療活動	語句の適正
【保健医療活動】 【保健医療活動】 機関名 対策内容 機関名 対策内容				福祉保健部は、原子力災害の特殊性を考慮し、市民の健康に関する不安を解消するため、必要と認め	<u>福生市</u> は、原子力災害の特殊性を考慮し、市民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められ	東京都意見
機関名				られる場合は、東京都と連携して次の保健医療活動を行う。	る場合は、東京都と連携して次の保健医療活動を行う。	
				【保健医療活動】	【保健医療活動】	
東京都福祉保健局 健康相談に関する窓口の設置等 東京都 健康相談に関する窓口の設置等				機関名	機関名	
				東京都福祉保健局 健康相談に関する窓口の設置等	東京都 健康相談に関する窓口の設置等	

東京の 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大	部章	節	頁		現行				修正案		理由
1				東京都病院経営本部 保健所、都立	工病院において外部被は	でく線量等の測定		東京都立病院機構	保健所、都立病院において外部被は	ばく線量等の測定	
金が振った、日の時か月代を繋がの成び込を通え、病毒や必要を受け、必要において 独立のできた。 公のでは、				〈略〉	(H	各〉		<略>	<	略〉	
2 と 7	2 2	6 2		<u>生活環境部</u> は、国の対処方針や東京都の対除染等の対応を行う。除染等の作業は「福生	市除染方針(平成23年	〒12月16日)」及び「市町村による除	<u>福</u> 等の	生 <u>市</u> は、国の対処方針やり 対応を行う。除染等の作	東京都の対応状況を踏まえ、除染等 業は「福生市除染方針(平成23年12	月16日)」及び「市町村による除染実	語句の適正
「	2 2	4 4		7 住民相談窓口の設置 <u>市民部</u> は、市民からの問 <u>い</u> 合 <u>わ</u> せに対応す	るため、住民相談窓1		7 <u>福</u>	住民相談窓口の設置 生市は、市民からの問合・	せに対応するため、住民相談窓口を		語句の適正
現場する情報	2 2	2	221	<u>総務部</u> は、市民の安全を確保するため、国		庁政機関等との連絡を密にし、状況に	<u>福</u>	生市は、市民の安全を確信		行政機関等との連絡を密にし、状況に	語句の適正
次山 (3 2	2	223				1_				組織名等の変
						担当部署			集する情報	担当部署	
議長・火山ガス等による極度・環境への影響に関すること 独断性疑節(性熱理)						総務部(安全安心まちづくり課)				総務部(<u>防災危機管理課</u>)	語句の週上
学問政の形式及び処理に関すること 生活機能器 (金成子) 中国 (金属子) 中国 (影響に関すること				康・環境への影響に関すること <u>。</u>		
(1)				火山灰の除去及び処理に関すること		1 '	9	(山灰の除去及び処理に関	すること <u>。</u>		
2 223 223 (2) 降灰に関する重要な情報の伝達 市は、降吹に関する重要な情報について、気象庁、関係機関から通報を受けたとき、又は白ら知った ときは、直ちに管内の公共的団体、重要施設管理者、町会・自治会、自主助災組織等に通報するととも 5 2 223 3 3 2 224 4 情報連絡部券をとり、迅速から的達が発表する降灰子根を収集する。	3 2	2	223	(1) 降灰の報告市は、<u>福生</u>市内で降灰が確認された場合、	降灰調査を実施し東京	京都に報告する。	(1) <u>福</u>	降灰の報告	忍された場合、降灰調査を実施し東	京都に報告する。	語句の適正
3 2 223 3 降灰予報 市は、気象庁が発表する降灰予報を収集する。 (語) 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3 2	6 2	223	市は、降灰に関する重要な情報について、ときは、直ちに管内の公共的団体、重要施設	管理者、町会・自治		<u>福</u> った	生市は、降灰に関する重要ときは、直ちに管内の公会	要な情報について、気象庁、関係機 供的団体、重要施設管理者、町会・		語句の適正
#は、富士山の噴火等による火山災害が発生したときは、円滑な応急対策を実施するため、次のとおり 速やかに連絡態勢をとり、迅速かつ的確な情報の収集に当たる。 【富士山噴火降灰対策における情報連絡の流れ】	3 2	4 4	223	市は、気象庁が発表する降灰予報を収集す	⁻ る。		<u>福</u>		る降灰予報を収集する。		語句の適正
3 2 224 5 被害状況等の調査報告 市及び関係機関は、降灰による被害の発生に際し、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速、的確に把握し、定められた伝達系統により報告する。 3 3 225 1 市民の健康相談	3 2	2		市は、富士山の噴火等による火山災害が発速やかに連絡態勢をとり、迅速かつ的確な情 【富士山噴火降灰対策における情報連絡の流	報の収集に当たる。	な応急対策を実施するため、次のとお	り <u>福</u> おり 【富	生市は、富士山の噴火等に 速やかに連絡態勢をとり、 士山噴火降灰対策における	迅速かつ的確な情報の収集に当た		
福祉保健部 は、状況に応じ健康相談窓口を開設し、市民からの健康相談を受け付ける。 福生市は、状況に応じ健康相談窓口を開設し、市民からの健康相談を受け付ける。 3 3 225 2 火山灰の除去、収集・運搬、処分 〈略〉 名 (4) 市が管理する道路に降った火山灰は、都市建設部が除去、収集・運搬を行う。 〈略〉 (4) 福生市が管理する道路に降った火山灰は、都市建設部が除去、収集・運搬を行う。 〈略〉 (4) 福生市が管理する道路に降った火山灰は、都市建設部が除去、収集・運搬を行う。	3 2	4		5 被害状況等の調査報告 市及び関係機関は、降灰による被害の発生		内又は所管業務に関する被害状況等を	5 <u>福</u>	被害状況等の調査報告 生市及び関係機関は、降原		に管内又は所管業務に関する被害状況	語句の適正
3 3 225 2 火山灰の除去、収集・運搬、処分 名 火山灰の除去、収集・運搬、処分 会略〉 (4) 市が管理する道路に降った火山灰は、都市建設部が除去、収集・運搬を行う。 (4) 福生市が管理する道路に降った火山灰は、都市建設部が除去、収集・運搬を行う。 (4) 福生市が管理する道路に降った火山灰は、都市建設部が除去、収集・運搬を行う。	3 3	4	225		・闘設し、古民からのは	建康相談を受け付ける			日診窓口を開設し 市早からの健康	相談を受け付ける	語句の適正
	3 3	2	225	2 火山灰の除去、収集・運搬、処分 〈略〉 (4) 市が管理する道路に降った火山灰は			2 〈默		般、処分		語句の適正
	3 3		225					•			語句の適正

部章	節	頁	現行	修正案	理由
			<u>総務部</u> は、降灰後の降雨により土砂災害の危険性が高くなる可能性があることから、必要に応じ避難	<u>福生市</u> は、降灰後の降雨により土砂災害の危険性が高くなる可能性があることから、必要に応じ避難	
			指示を発令し、住民を避難させる。	指示を発令し、住民を避難させる。	
3 3	1	225	4 応援協力・災害派遣要請	4 応援協力・災害派遣要請	
			降灰により被害を受け又は受けるおそれのある場合には、市は関係機関、東京都、他市町村等の協力	降灰により被害を受け <u>、</u> 又は受けるおそれのある場合には、 <u>福生</u> 市は関係機関、東京都、他市町村等	
			を得て応急対策を行う。また、必要に応じ、 <mark>都</mark> 知事に自衛隊の災害派遣を要請する。	の協力を得て応急対策を行う。また、必要に応じ、知事に自衛隊の災害派遣を要請する。	
3 3		225	5 警備・交通規制	5 警備・交通規制	語句の適正
			降灰による被害発生時には、様々な社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、福生	降灰による被害発生時には、様々な社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、福生	
			警察署は、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取 <u>り</u> 締 <u>ま</u> り、交	警察署は、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩	
			通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期する。	序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期する。	
3 3		225	6 救援·救護	6 救援・救護	語句の適正
			各機関は、原則として通常の体制で救援・救護活動を行う。	各機関は、原則として通常の <u>活動</u> 体制で救援・救護活動を行う。	
3 3		226	8 ライフライン等の応急・復旧対策	8 ライフライン等の応急・復旧対策	語句の適正
			(4) 下水道	(4) 下水道	
			<u>都市建設部</u> は、火山灰等による目詰まり等の点検を行い、施設機能への状況を確認する。異常が確認	福生市は、火山灰等による目詰まり等の点検を行い、施設機能への状況を確認する。異常が確認され	
			された場合は必要な措置を講じる。	た場合は必要な措置を講じる。	
4 1	1	227	第1節 危険物施設の状況	第1節 危険物施設の状況	語句の適正
			大規模事故との関わりで特に問題となる危険物等としては、危険物(消防法第2条)、高圧ガス(高圧	大規模事故との関わりで特に問題となる危険物等としては、危険物(消防法第2条)、高圧ガス(高圧	
			ガス保安法第2条)、火薬類(火薬類取締法第2条)、毒物・劇物(毒物及び劇物取締法第2条)放射線	ガス保安法 (昭和 26 年法律第 204 号) 第 2 条)、火薬類(火薬類取締法第 2 条)、毒物・劇物(毒物及び	
			<u>等使用施設(放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u> 第2条)等がある。 <u>本</u> 市には、大	劇物取締法 (昭和 25 年法律第 303 号) 第 2条) 放射線 (放射性同位元素等の規制に関する法律 (昭和 32	
			規模な危険物貯蔵所や火薬類を扱う施設は <mark>無</mark> いが、小規模な高圧ガス施設、毒物・劇物取扱施設、放射	<u>年法律第167号</u> 第2条)等がある。 <u>福生</u> 市には、大規模な危険物貯蔵所や火薬類を扱う施設は <u>な</u> い	
			線等使用施設がある。	が、小規模な高圧ガス施設、毒物・劇物取扱施設、放射線等使用施設がある。	
			※横田基地を除く。	※横田基地を除く。	
4 1	2	227	第2節 危険物等貯蔵施設の安全化	第2節 危険物等貯蔵施設の安全化	
				危険物施設は、小規模な施設であっても事故が発生した場合、そこで働く従業員や周辺の住民に影響が アバッシュアストンの 1875と A 2000 1875と A 2	
				及ぶため、日頃からそれぞれの関係法令等に基づき、規制、指導等を実施し、自主保安管理態勢の強化を	
			図っていく必要がある。	図っていく必要がある。	
	0	007	(略)	《略》 - Total Annual A	きわのオフ
$\begin{vmatrix} 4 & 1 \end{vmatrix}$	2	227	1 石油類施設	1 石油類施設	語句の適正
			(1) 保安計画	(1) 保安計画	
				(略)	
				イ 他道府県において危険物流出等の大規模事故が発生した際は、その原因等を踏 まえた危険物事業所への指導を行うなど、類似事故の発生防止のための処置を講	
				じる。	
			/ 次の事項について指導する。	ウ 次の事項について指導する。	
			(ア) 危険物事業所の自主保安管理 <mark>体制</mark> の充実を図り、事故の未然防止と災害発	(ア) 危険物事業所の自主保安管理 <u>能勢</u> の充実を図り、事故の未然防止と災害発	
			生時の被害の軽減を図るため、大規模危険物施設における防災資器材の備蓄及び福生消防署	生時の被害の軽減を図るため、大規模危険物施設における防災資器材の備蓄及び福生消防署	
			訓練の実施亚びに危険物事業所間相互の応援組織の育成・充実を推進すること	訓練の実施亚びに危険物事業所間相互の応援組織の育成・充実を推進すること。	
			(イ) 危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため、設置許可等に当たっては	(イ) 危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため、設置許可等に当たっては	
			審査基準に基づく安全対策を講ずること	審査基準に基づく安全対策を講ずること。	
			ウ 大規模危険物施設における火災、危険物流出事故等に対処するため、東京消防 ウスサッド マッド はない 東京 会際 物質 マルフ マンド・ファンド・ 日本 きゅうかん マンド・ファンド・ 日本 きゅうかん	<u>工</u> 大規模危険物施設における火災、危険物流出事故等に対処するため、東京消防	
			庁の指導により、東京危険物災害相互応援協議会が設置されており、同協議会傘 下の事業所に対し、事業所間における相互応援 <mark>体制</mark> の強化及び防災資器材の整備	庁の指導により、東京危険物災害相互応援協議会が設置されており、同協議会傘 下の事業所に対し、事業所間における相互応援態勢の強化及び防災資器材の整備	
			「	「	
			L		
			\^/ / /////////////////////////////////		

部章節	節 頁						理由
			福生市	ア 自主保安体制の確立 一定の規模をもつ施設・事業所は、自衛消防組織、危険物保安要員の配置、予防規程の作成等が課せられており、これらの指導をするとともに、規制を受けていない販売所等にも自主的保安体制を指導する。 イ 予防教育の実施 危険物施設の管理責任者、危険物保安監督者、危険物保安要員に対し、必要な知識技能を習得させるため、東京都又は消防機関の研修会に参加するよう呼びかける。	福生市	ア 自主保安 <u>能勢</u> の確立 一定の規模をもつ施設・事業所は、自衛消防組織、危険物保安要員の配置、予防 規程の作成等が課せられており、これらの指導をするとともに、規制を受けていな い販売所等にも自主保安 <u>能勢</u> を指導する。 イ 予防教育の実施 危険物施設の管理責任者、危険物保安監督者、危険物保安要員に対し、必要な知 識技能を習得させるため、東京都又は消防機関の研修会に参加するよう呼び掛け る。	
			福生消防署	ア 規制 危険物施設等については、消防法令に基づき、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類・数量及び施設の態様に応じ、位置、構造、設備に関する規制と、危険物の貯蔵・取扱い及び運搬に関する規制を行い、安全化を図る。 また、事故の未然防止と災害対応力の強化等を図るため、自主保安管理等に関わる指導を推進する。 イ 立入検査 「火災予防査察」による立入検査を行う。	福生消防署	ア 規制 危険物施設等については、消防法令に基づき、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類・数量及び施設の態様に応じ、位置、構造、設備に関する規制と、危険物の貯蔵・取扱い及び運搬に関する規制を行い、安全化を図る。また、事故の未然防止と災害対応力の強化等を図るため、自主保安管理等に関わる指導を推進する。 イ 立入検査 消防法第4条又は第16条の5に基づき、消防対象物又は危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況につい	
						て、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導 を徹底する。	
$\begin{vmatrix} 4 & 1 & 2 \end{vmatrix}$	2 228	8 2	 高圧ガス施記 1) 保安計画 	设	2 高圧ガス施	设	語句の適正
			東京都環境局	ア 関係機関との連絡体制の確立を図り、高圧ガスによる事故の未然防止、事故時における適切な相互応援活動ができるよう地域防災組織の育成指導を行う。また、事故の拡大防止や防止措置を体得させ保安意識の高揚を図るため、高圧ガス事業所の従業員を対象に防災訓練を実施する。 〈略〉	東京都環境局	ア 関係機関との連絡 <u>態勢</u> の確立を図り、高圧ガスによる事故の未然防止、事故時における適切な相互応援活動ができるよう地域防災組織の育成指導を行う。また、事故の拡大防止や防止措置を体得させ保安意識の高揚を図るため、高圧ガス事業所の従業員を対象に防災訓練を実施する。 〈略〉	
			〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	
		(2) 規制及び3	· 立入検査	(2) 規制及び	立 立入検査	
			福生市	ア 自主保安体制の確立 一定の規模をもつ施設・事業所は、自衛消防組織、危険物保安要員の配置、予防規程の作成等が課せられており、これらの指導をするとともに、規制を受けていない販売所等にも自主的保安体制を指導する。 イ 予防教育の実施 危険物施設の管理責任者、危険物保安監督者、危険物保安要員に対し、必要な知識技能を習得させるため、東京都又は消防機関の研修会に参加するよう呼びかける。	福生市	ア 自主保安態勢の確立 一定の規模をもつ施設・事業所は、自衛消防組織、危険物保安要員の配置、予防規程の作成等が課せられており、これらの指導をするとともに、規制を受けていない販売所等にも自主的保安態勢を指導する。 イ 予防教育の実施 危険物施設の管理責任者、危険物保安監督者、危険物保安要員に対し、必要な知識技能を習得させるため、東京都又は消防機関の研修会に参加するよう呼び掛ける。	
			<略>	〈略〉	〈略〉	〈昭各〉	
			〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	
				1 24 to 12 Art 1-12	F.337	## □ // L □	
	2 228		3	七字梁 品寺施設	3 毒·劇物 <u>·</u>	化字染品寺施設	語句の適正
			1) 保安計画 東京都福祉保健局(健康安全研究センター、西多摩保健所)	〈服各〉	(1) 保安計画 東京都保健 <u>医</u> 療局(健康安 全研究センタ ー、西多摩保 健所)	〈町各〉	
			福生市教育委 員会、西多摩 保健所	毒物・劇物の貯蔵は、必要最小限とすることを基本に、取り扱う学校に対して次のように指導を行う。 ア 保管の安全対策を確立するとともに、取扱責任者を定め、その管理の <u>もと</u> に出し入れすること。	福生市教育委 員会、西多摩 保健所	毒物・劇物の貯蔵は、必要最小限とすることを基本に、取り扱う学校に対して次のように指導を行う。 ア 保管の安全対策を確立するとともに、取扱責任者を定め、その管理の下に出し入れすること。	

部章節頁	現行	修正案	理由
	〈略〉	〈略〉	
	〈略〉	〈略〉	
	(2) 規制及び立入検査		
	東京都と協力して実態把握及び次の項目の指導に努める。 ア 研修会等で防災教育の徹底 イ 立入検査時の施設の安全化指導 ウ 毒劇物の流出等の防止及び中和等の除去等活動体制の整備 エ 緊急連絡、資材確保等のマニュアルの整備 オ 治療方法を記した書類の整備	東京都と協力して実態把握及び次の項目の指導に努める。 ア 研修会等で防災教育の徹底 イ 立入検査時の施設の安全化指導 ウ 毒劇物の流出等の防止及び中和等の除去等活動 <u>態勢</u> の整備 エ 緊急連絡、資材確保等のマニュアルの整備 オ 治療方法を記した書類の整備	
	東京都 <mark>福祉</mark> 保 健局(健康安 全研究センタ 一、西多摩保 健所)	東京都保健 <u>医</u> 療局 (健康安 全研究センタ 一、西多摩保 健所)	
	福生消防署 「 <u>火災予防査察」による立入検査を行う。</u>	消防法第4条又は第16条の5に基づき、消防対象物又は危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。	
4 1 2 229	現在、国(文部科学省)においては、 <u>「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」</u> に基づき、放射性同位元素(RI)の使用、販売、廃棄等に関し安全 <u>体制</u> を整備しており、立入検査の実施によ	現在、国(文部科学省)においては、 <u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u> に基づき、放射性同位元素 には (RI)の使用、販売、廃棄等に関し安全 <u>能勢</u> を整備しており、立入検査の実施により安全確保の強化を 図っているほか、平常時はもとより災害時においても監視 <u>能勢</u> をとるなど各種の安全対策を実施している。 (1) 保安計画	吾句の適正
4 1 3 230		《略》 石油類、高圧ガスを大量に輸送する車両については、転倒、転落防止義務、警戒標識等の設置義務、消息に 火器の携行義務など種々の規制が行われているが、今後とも、警視庁、東京都等の関係機関による路上取締りを毎年定期的に実施するとともに、東京消防庁は、危険物積載車両に対し常置場所における立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。 東京都	吾句の適正

部章節	節 頁		現行		修正案	理由
		福生警察署	(1) 危険物等運搬車両の路上点検を行い、指導取締りを推進する。 (2) 関係機関との連絡通報 <mark>体制</mark> を確立する。	福生警察署	(1) 危険物等運搬車両の路上点検を行い、指導取締りを推進する。 (2) 関係機関との連絡通報 <u>能勢</u> を確立する。	
		福生消防署	(1) 立入検査 移動タンク貯蔵所は、走行中のもの及び常置場所におけるものについて、「火災 <u>予防査察」による立入検査を行う。</u> 〈略〉 危険物輸送車両等の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 ア 災害発生時の緊急連絡設備の整備	福生消防署	(1) 立入検査 移動タンク貯蔵所は、走行中のもの及び常置場所におけるものについて、 <u>消防法</u> 第16条の5に基づき、危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理 の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の 欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。 〈略〉	
		関東運輸局	イ 災害発生時の危険物輸送列車、車両及び船舶の停止、停泊場所は、できるだけ橋梁、ずい道、 <mark>輻輳</mark> する航路等の危険箇所を避けるよう対策を講ずる。 ウ 輸送担当者に災害時の連絡通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。	関東運輸局	危険物輸送車両等の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 ア 災害発生時の緊急連絡設備の整備 イ 災害発生時の危険物輸送列車、車両及び船舶の停止、停泊場所は、できるだけ 橋りょう、ずい道、ふくそうする航路等の危険箇所を避けるよう対策を講ずる。 ウ 輸送担当者に災害時の連絡通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。	
4 1 4	1 231	危険物の取扱場合に、二次災	資機(器)材の整備 いについては、予防・保安計画により安全対策を実施しているが、万一、災害が発生した害を防止し、被害を最小限に止めるためには、平常時から応急用資機(器)材を整備し、直実施することが必要である。	た 危険物の取扱 場合に、二次災		
4 2 1	1 232	2 第1節 鉄道事		第1節 鉄道事		語句の適正
		《略》 鉄道事業者	〈略〉 (2) 橋梁や停車場、建物なども保守点検を継続的に実施すると <mark>共</mark> に、耐震性 の確保を図る。 〈略〉	鉄道事業者	〈略〉 (2) 橋りょうや停車場、建物なども保守点検を継続的に実施するとともに、 耐震性の確保を図る。 〈略〉	
4 2 2	2 232	2 第2節 道路・	橋梁災害対策	第2節 道路・	橋梁災害対策	語句の適正
		《略》 関東地方整備 相武国道事務		(略) 関東地方整備月 相武国道事務所		
		東京都建設西多摩建記事務所		東京都建設,西多摩建設事務所		
		¥437171	(2) 関係機関との緊密な情報連絡 <u>体制</u> の確保	#4 <i>7</i> 77771	(2) 関係機関との緊密な情報連絡 <u>態勢</u> の確保	
		〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	
		〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	
4 2 3	3 233	管理態勢の確立また、NBC	災害 の被害を最小限に <u>留</u> めるためには、緊急事態に迅速かつ一貫して対処する総合的な危機が必要である。福生市においても初動連絡態勢の確保に努める。 災害等の応急態勢の整備として、東京都等の関係機関及び福生市が参画する現地連絡調整 円滑に実施されるよう、西多摩健康危機管理計画を基本に、西多摩健康危機管理対策協議	な危機管理態勢の	NE災害 害等の被害を最小限に <u>とど</u> めるためには、緊急事態に迅速かつ一貫して対処する総合的 の確立が必要である。福生市においても初動連絡態勢の確保に努める。	語句の適正
		会による関係機	関の連携強化を図る。			
		警視庁	1 平素から、関係機関及び事業所等との良好な関係構築を図るとともに自主防 災 <mark>体制</mark> の確立に向けた指導を機会あるごとに行う。 〈略〉	警視庁	1 平素から、関係機関及び事業所等との良好な関係構築を図るとともに自主防 災 <u>能勢</u> の確立に向けた指導を機会あるごとに行う。 〈略〉	
		東京消防	多種防護服 測定機器 大型除洗設備等を整備 LNR C 災害対応の充実強化を図	東京消防庁	タ種防護服 測定機界 大刑除決設備 テロ災害対応答異材等を敷備 L C R R N	

部章	節	頁	現行		修正案	理由
			東京都	東京都	〈毗各〉	
			<u>福祉</u> 保健局 ※東京消防庁においては、平成 25 年 3 月 より第九消防方面本部消防救助機動部隊が発隊、また、同年	保健医療局		
			※東京相防庁においては、平成 25 年 3 月より 第九相防方面本部相防救助機動部隊が発隊、また、同年 12 月より福生消防署に福生化学機動中隊が発隊し、NBC 災害のほか特殊災害への対応、地域の消防力		ハくは、平成 25 年 3 月より弟儿相防万面本部相防救助機動部隊が発隊、まだ、向年 署に福生化学機動中隊が発隊し、 <u>CBRNE</u> 災害のほか特殊災害への対応、地域の消	
			の強化を図っている。	防力の強化を図って		
			NBC災害とは	CBRNE (シー/)		
			核物質 (Nuclear)、生物剤(Biological)、化学剤(Chemical)といった、大		英災害や毒劇物化学兵器による災害(C (chemical))、細菌やウイルス感染症のパン	
			量破壊兵器に関連する物資により引き起こされる災害の総称	デミックや病原微生	生物等生物兵器による災害(B (biological))、放射性物質に関する災害・核・放射	
				能兵器による災害	(R (radiological)、核物質 (N (nuclear))、高性能爆薬等爆弾を使ったテロ・爆	
					(explosive)) の総称	
4 3	1			第1節 初動活動体制		語句の適正
4 3	1	234		1 福生市の組織体制		語句の適正
			大規模事故が発生した場合、市は、東京都及び消防機関等各防災関係機関と協力して災害の拡大防止及		した場合、 <u>福生</u> 市は、東京都及び消防機関等各防災関係機関と協力して災害の拡大防	j
			び被災者の救援救護を図るため、 <u>組織、動員その他の災害応急</u> 体制を速やかに確立する。 〈略〉	上及い彼災者の救援 〈略〉	效護を図るため、 <u>初動活動</u> 体制を速やかに確立する。	
			^{、噌}			
			市長は、災害の規模及び範囲から、特に対策に要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定する。		莫及び範囲から、特に対策に要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定する。	
					編第2部第1章第1節「活動体制の確立」を参照。	
			(3) 非常配備態勢の発令基準・参集基準	(3) 非常配備態勢の	の発令基準・参集基準	
			非常配備態勢は第2編第2部第1章第1節「3 非常配備態勢の発令基準・参集基準」を準用するが、	非常配備態勢は第2	2編第2部第1章第1節「3 非常配備態勢の発令基準・参集基準」を準用するが、	
			被害の状況等に応じ、副市長(緊急対策会議長)、市長(災害対策本部長)は各配備態勢の指令(変更を含	被害の状況等に応じ、	副市長(緊急対策会議長)、市長(災害対策本部長)は各配備態勢の指令(変更を含	-
				む <u>。</u>) を発令する。		
4 3	1	234	2 東京都の体制	2 東京都の体制		語句の適正
			(1) 東京都本部の活動体制	(1) 東京都本部の		東京都地域防
			知事は、東京都の地域に大きな火災又は不測の事故が発生した場合、法令及び本計画の定めるところにより、関係防災機関の協力を得て、災害応急対策を実施するとともに、福生市及び他の防災機関が処		の地域に大きな火災又は不測の事故が発生した場合、法令及び <u>東京都地域防災</u> 計画 り、関係防災機関の協力を得て、災害応急対策を実施するとともに、福生市及び他	災計画との整合
					る災害応急対策の実施を援助し、かつ、総合調整を行う。	
			そのため、必要がある場合は災害即応対策本部又は災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。			
			(2) 現地災害対策本部の活動体制	 (2) 現地災害対策ス	本部の活動体制	
			<u>本部長(知事)</u> は、災害応急対策のため必要があると認めたときは、災害現場又はその近辺の区市町	東京都は、災害応治	急対策のため必要があると認めたときは、災害現場又はその近辺の区市町村に現地	
			村に現地災害対策本部を置く。	災害対策本部を置く。		
			<u>ア 構成員</u>			
			<u>(ア) 現地災害対策本部長は、本部長(知事)が指名する副本部長又は本部員とする。</u>			
			(イ) 同副本部長は、本部長(知事)が指名する本部の職員とする。 (ウ) 現地災害が第十四号は、大四馬(知事)が指名する本部の職員とする。			
			(ウ) 現地災害対策本部員は、本部長(知事)が指名する者とする。 (エ) 現地災害対策本部派遣員は、関係防災機関の長が指名する職員とする。			
			(上) 先近次音列泉本時所追負は、関床的次級国の及が相右する種員とする。 イ 分掌事務			
			(ア) 被害及び復旧状況の情報分析に関すること			
			(イ) 区市町村及び関係機関との連絡調整に関すること			
			(ウ) 現場部隊の役割分担及び調整に関すること			
			(エ) 自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関すること			
			(オ) 本部長(知事)の指示による応急対策の推進に関すること			
			(カ) 各種相談業務の実施に関すること (ハ) オスロログ (ロップ・ログ・ログ・ログ・ログ・ログ・ログ・ログ・ログ・ログ・ログ・ログ・ログ・ログ・			
			<u>(キ) その他緊急を要する応急対策の実施に関すること</u>			
			<u>ウ 設置場所</u> 			
			<u>災害現場又は区市町村庁舎等</u> (3) 災害即応対策本部の活動体制	 (3) 災害即応対策ス	大部の活動体制	
			ア 災害即応対策本部の設置		ナノロスシントンは、「「」	
			√ VELSTANDATAN LEIMANSTER	1		

部章節	頁		現行		修正案	理由
		突発的・局地的な	な災害においては、災害対策本部を立ち上げる	までの間若しくは、災害対策本部を	東京都は、突発的・局地的な災害においては、災害対策本部を立ち上げるまでの間若しくは、災害	
		設置するに至らない	い場合への対応として、災害即応対策本部を認	は置し、一元的かつ機動的な体制を確	対策本部を設置するに至らない場合への対応として、災害即応対策本部を設置し、一元的かつ機動的	
		立する。			な体制を確立する。	
		災害対策本部が認	设置される前で、次の <mark>各号の</mark> いずれかに該当し	危機管理監が必要と認めたときに設	災害対策本部が設置される前で、次のいずれかに該当し危機管理監が必要と認めたときに設置す	
		置する。			る。	
		(ア) 大規模事	事故やテロ等で、突発的かつ局地的な災害が発	生したとき	(ア) 大規模事故やテロ等で、突発的かつ局地的な災害が発生したとき。	
		, , ,	かなどによる突発的な災害発生のおそれがある	_	(イ) 火山活動などによる突発的な災害発生のおそれがあるとき。	
		イ 災害即応対策本部			(1)) (Find 3) (C) = (C)	
		本部長	構成員	主な役割		
				(ア) 危機に対処するための対応策		
			名する局の危機 ロ等で突発的か	の策定		
				(イ)対応局の役割分担総合調整		
			2076 (1.2.2.1.3)	(ウ) 災害情報の共有設置		
		危機管理監 (1	/ "I HI / T &\ / E X	(エ) 他局、区市町村のする本部等		
			<u>日本画 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1</u>	との連携		
			l l	(オ) 自衛隊に対する災害派遣要請		
			本部本部員代理 生のおそれがあ - 等 るとき	の検討		
			<u>4</u> <u>366</u>			
4 3 1	225	4 緊急対処事態対策	- 大部への投行		削除	国民保護計
4 3 1	233		(446)、00311 \て発生した事故災害が大規模テロ等によるも	のでなると 砂砕による東能烈学が行		の内容のた
						削除
		われ、内閣総理大臣から東京都緊急対処事態対策本部の設置指定があった場合、福生市及び東京都は、直 ちに緊急対策会議又は災害対策本部(東京都においては災害即応対策本部又は災害対策本部)を廃止し、 緊急対処事態対策本部(緊急本部)へ体制を移行する。				門床
				東平部又は火舌刈束平部)を廃止し、		
			「祭忌本部」个体制を移行する。			
		〈図略〉				
			本部の設置前に、災害対策基本法等に基づく避			
			代えて、改めて国民保護法に基づく措置を講す	るなど必要な調整を行う。なお、体制		
			と行う主な措置は次のとおり。			
		<u>措置名</u>	災害対策基本法等に基づく措置	国民保護法に基づく措置		
		(国民保護法上の措置名	<u>)</u>			
			- 1 福生中長が飛靴を指示 -	国の指示に基づき、知事が福生市長		
		避難の指示	- 1 (現在市長が港声できた)(場合・判集 -	を通じて避難を指示 (第 54 条)		
			- 「か程示」(第 60 条) - 「-	緊急時には知事による避難の指示が 可能 (第14条)		
			-	<u>引能 (第 14 条)</u>		
		警戒区域の		第10 条/ 緊急時には知事による設定が可能		
		<u>設定</u>		(第14条)		
			福生市長が救助(災害救助法が適用さ	(M) II W/		
		救助(救援)		日事が救援 (第75条)		
		1293 (120)	条)	NATIONAL MARKET		
			知事その他政令で定める者が、天災地			
		自衛隊の		印事が、国民保護措置を円滑に実施		
		派遣要請		するため要請 (第15条)		
		<u> </u>	づき要請 (第68条の2)	2 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		
		※災害対策基本法」	上の警報(自然災害等)と国民保護法上の警報	段(武力攻撃事態等は取り扱う内容が		
			態の誤認等を除き、措置の連続性は原則として			
		市の地域において	て発生した事故災害がテロ等によるものであった。	ても、政府による事態認定が行われな		
		かった場合、市は、	緊急対策会議又は災害対策本部の設置を継続	むし、事案に応じて必要な措置を行う。		
4 3 1	235	5 現地連絡調整所			4 現地連絡調整所	語句の適正
		市は、東京都が大規	見模事故により多数の死傷者が発生した場合に	設置する現地連絡調整所及び災害現場		<u> </u>
	1	1			現場において各機関の情報の共有化、活動の調整等にできる限り協力し、被災者並びに被災のおそれのを	

部章節頁		現行						修正案			理由
	を早期に救出・救助	・搬送・避難させる。		Z	る者を早期	こ救出・救助	j・搬送	・避難させる。			
	〈略〉				<略>						
	(2) 現地連絡調整	所の組織		(2) 現地	連絡調整所の	組織				
	災害現場における	関係各機関は、現地連絡調整所に連絡員を派	遣する。関係機関には次のものが考え		災害現場	こおける関係	各機関	は、現地連絡調整所に連絡員を派	遣する。関係	系機関には次のものが考え	
	られる。			È	られる。						
	〈略〉				〈略〉						
	エー消防機関				エ東京	消防庁					
	· (略)				〈略〉	111/2/1					
				(3) 連絡	調整事項					
		おける主な連絡調整等は次の項目とする。					る主な	連絡調整等は次の項目とする。			
	〈略〉	4017の工体医性関重中は次の気目とする。			〈略〉	则正//(C40()	а⊥ <i>′</i> ъ.	定性例を守は八ツ気口とする。			
	**	機関への搬送に関する調整(ヘリ搬送含む)				光 の医療機関	一个你	送に関する調整(ヘリ搬送含む。)			
		機関への旅送に関する調金(こり旅送音む)				白の区原機関	」、「0.7/1/10	(本) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大			
4 0 0 000	〈略〉 *** *********************************	/\±		A-1	〈略〉 * o ** * **:		· \=				きりの対す
4 3 2 236	第2節 情報の収集			月		報の収集・伝				deministration in the in-	語句の適正
		係機関は、情報連絡 <mark>体制</mark> をとり、被害状況の	把握、広報、広聴等を行う。				関は、	情報連絡 <u>態勢</u> をとり、被害状況の	把握、広報、	、広聴等を行う。	
4 3 2 236	1 情報連絡 <mark>体制</mark>			1	1 情報連	格 <u>態勢</u>					語句の適正
	〈略〉				〈略〉						
	【大規模事故等に係	る通報経路図】			【大規模	事故等に係る	通報経	路図】			
	〈図略〉				〈図略〉	<u>修正</u>					
	<u>NBC</u> 災害等に対	しては、関係機関との連携を密にし、情報連	絡を行う。また、東京都 <mark>福祉保健局</mark> では		CBRN	E_災害等に対	しては	、関係機関との連携を密にし、情	報連絡を行	う。また、東京都では、医	
	医療などの初動態勢	を確立するため、東京都総務局からの通報に	基づき、医療関係機関や災害拠点病院等	等	などの初!	動態勢を確立	するた	め、東京都総務局からの通報に基	づき、医療	関係機関や災害拠点病院等	
	に対し通報する。			13	こ対し通報	する。					
	機関名	内容			機関	名		内容			
	〈略〉	〈略〉			〈略	·>		〈略〉			
	〈略〉	〈略〉			〈略	>		〈略〉			
	〈略〉	〈略〉			〈略			 〈略〉			
	/HU/	〈略〉			\#L			·····································			
		(3) 地域防災行政無線又はその他の手段に	・トル 垣出市の区域内におる関係機		福生	市 (3)) 『古公	、『ログロップ 『ログロップ 『ログロッ』 『ログロップ 『ログロッ』	(担任市の	マ斌内になる関係機関及	
	田工小	関及びその他重要な施設の管理者等との			1#1			他重要な施設の管理者等との間で			
	その他の				その作	ከ ወ					
	関係機関	それぞれの通信連絡系統の <u>もと</u> 、無紡	通信等により通信連絡を行う。		関係相	141	<i>しぞれの</i>	D通信連絡系統の <u>下</u> 、無線通信等に	こより通信連	終を行う。	
				[因的	及(大)					
4 3 2 237	2 神宇北辺笠のお	A- /		+	> +++=+1+:	口体の却件や	. 去力				芸力の学工
4 3 2 237		<u> 古<mark>体制</mark> </u>		2		兄等の報告 <u>態</u>	<u> </u>				語句の適正
	〈略〉				〈略〉						
	【報告の種類、提出	期限、様式一覧】			【報告の種	類、提出期限.	、様式	一覧】			
	報告の種類		入力画面			告の種類		入力期限		入力画面	
	発災通知		発災情報			発災通知 発災通知	F	即時	発災情報	, v, v, m	
	被害措置概況		災害総括、被害状況、措置情報			世界 世間概況速報		即時及び東京都が通知する期限内		被害状況、措置情報	
								即時	-	以石がかい、1日旦月刊	
	要請通知		要請情報			要請通知			要請情報		
		定定報告 応急対策を終了した後 20 日以内	災害総括		確定	災害確定報		芯急対策を終了した後20日以内	災害総括	I II. ma (de to	
		定報告 同上	被害情報、措置情報		報告	各種確定報			被害情報、	措置情報	
	災害年報	4月20日	災害総括			災害年報	4	4月20日	災害総括		
4 3 2 238	3 災害時の広報及	び広聴活動		3	3 災害時	の広報及び広り	聴活動]			語句の適正
	〈略〉		〈略〉								
	 (2) 避難指示等の	^ 『ログ (2) 避難指示等の情報伝達									
				`				に対し報道機関と連携した避難指	示等に関する	る情報提供を行うなど、よ	
				n					. 41-104/	Market C 11 / 6 C 6	
				19)一層の災	害対応を実施す	する。				1

部 早 即	頁		現行		修正案	理由		
		東京都及びに	、 本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場					
		合でも、都民等	に対し報道機関と連携した避難指示等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対	〈略〉				
		応を実施する。		(3) 広聴活動	b			
		<略>		福生市は、初	攻災者のための相談所を設け、要望事項や苦情を聴取し、その解決を図るほか、広聴内容			
		(3) 広聴活動		を関係機関に退	語名する。			
		市は、被災者	・ でのための相談所を設け、要望事項や苦情を聴取し、その解決を図るほか、広聴内容を関					
		係機関に連絡す						
4 3 3	238	1 住民対応		1 住民対応		語句の適正		
		(1) 市内に射	「空機が墜落した場合には、速やかに <u>避難所を</u> 開設する。	(1) 市内に舶	「空機が墜落した場合には、速やかに <u>公共施設を避難施設として</u> 開設する。			
		(2) 避難所に	災害現場から安全な距離を取り、開設する。(災害対策本部設置前にあっては、緊急対応	(2) 避難施設	は災害現場から安全な距離を取り、開設する(災害対策本部設置前にあっては、緊急対			
		班が当たる。	_	応班が当たる	- 5 ₀),			
			上等の情報は、積極的に公表する。		で <u>ー</u> 記等の情報は、積極的に公表する。			
4 3 4	239		別ごとの各機関の対応		即ごとの各機関の対応	語句の適正		
	200	1 危険物事故		1 危険物事故		10.000		
,			ジスススススススススススススススススススススススススススススススススススス	12.51.55	Eガス、鉄道事故、道路・橋りよう事故、ガス事故、CBRNE災害等の事故災害時にそ			
			:ハヘ、飲垣事成、垣路・僃 <mark>楽</mark> 事成、ハヘ事成、 <u>NDC</u> 灰音等の事成灰音時にての事故に 関は、被害を最小限にとどめるため、被災者の救出・救助や被害の拡大を防止するため					
					つる防災機関は、被害を最小限にとどめるため、被災者の救出・救助や被害の拡大を防止			
			施する。ここでは事故種別ごとに関連する機関の対応を示す。	1	措置を実施する。ここでは事故種別ごとに関連する機関の対応を示す。			
		〈略〉		〈略〉				
			保管施設の応急活動		保管施設の応急活動			
		機関名	内容	機関名	内容			
			事故時において必要に応じ次の措置を行う。		事故時において必要に応じ次の措置を行う。			
			ア 住民に対する避難指示		ア 住民に対する避難指示			
			イ 住民の避難誘導		イ 住民の避難誘導			
		福生市	ウ 避難所の開設	福生市	ウ 避難所の開設			
			エ 避難住民の保護		エ 避難住民の保護			
			才情報提供		才情報提供			
			カ 関係機関との連絡		カー関係機関との連絡			
					アガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の指示等を行う。			
				福生消防署	イ 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。			
					ウ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。			
		(3) 鉄道事	故	(3) 鉄道事故				
		機関名	内容	機関名	内容			
		〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉			
			事故等の発生に敏速かつ適切に対処するため、次の事項について、あらかじめ計画し		事故等の発生に敏速かつ適切に対処するため、次の事項について、あらかじめ計画し			
		鉄道事業者	訓練を実施するなど、常に復旧 <mark>体制</mark> を整備していく。	鉄道事業者	訓練を実施するなど、常に復旧態勢を整備していく。			
		3021761			〈略〉			
		(4) 道路・橋	н.	(4) 道路・棉	· 舒梁事故			
		機関名	内容	機関名	内容			
		NAMA H	相武国道事務所が所管する道路に関する大規模事故が発生した場合、又は発生が予想		相武国道事務所が所管する道路に関する大規模事故が発生した場合、又は発生が予想			
			される場合、被害を最小限にし、輸送の確保を図るため、次の措置を講ずる。	日日士には上来	される場合、被害を最小限にし、輸送の確保を図るため、次の措置を講ずる。			
		関東地方整	ア関係機関への連絡	関東地方整	ア関係機関への連絡			
		備局相武国	イ 応急措置・復旧体制の確保	備局相武国	イ 応急措置・復旧態勢の確保			
		道事務所	ウ 応急・復旧措置の実施	道事務所	ウ 応急・復旧措置の実施			
			また、事故状況に応じ、東京都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。		また、事故状況に応じ、東京都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。			
		〈略〉	また、事政代別に応じ、朱京都に対して死地連桁調査別の成直を安明する。	〈略〉	〈略〉			
		\MI/	所管する道路において事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最		所管する道路において事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最			
			小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。	福生市	小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧態勢を確保する。			
		田土川	小阪にし、父週を確休するため、争成の人の危険で応忌指揮・復日 <mark>本制</mark> を確休する。 〈略〉					
i 1			\htt/		事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京DMATと			
				福生消防署				

部章節	頁			現行			修正案	理由
	とともに、東京都保健所においても地域関係機関と現地調整所を設置し、関係機関と連携して応急対策						近害 等の被害を最小限に留めるため、第2章第3節「 <u>CBRNE</u> 災害」で定めた計画に基連携して応急対策を行う。なお、東京都総務局においては関係防災機関と情報連絡を、東京都保健所においても地域関係機関と現地調整所を設置し、関係機関と連携してる。	
4 4 1		2 市の体制 (1) 組織体制 航空事故 緊急対策会議	生市に入 <u>※ただし</u> <u>接の被</u>	近隣市町への航空機の墜落及び市内への航空機からの落下物の第一報が福った時点で、「航空事故緊急対策会議」を設置する。 、福生市周辺市町への航空機からの落下物の事故であって、福生市内に直 害がない事故については、防災係及び企画調整課基地・渉外担当が通常態 り情報収集活動をする。 〈略〉	_ (2 <u>福生</u> 市の <u>組織</u> (1) 組織体制 航空事故 緊急対策会議 〈略〉	本制 市内及び近隣市町への航空機の墜落及び市内への航空機からの落下物の第一報が福生市に入った時点で、「航空事故緊急対策会議」を設置する。 ※ただし、近隣市町への航空機からの落下物の事故であって、市内に直接の被害がない事故又は落下箇所が不明な場合については、防災危機管理課及び企画調整課基地・渉外担当が通常態勢により情報収集活動をする。 〈略〉	語句の適正
4 4 1	242	(2) 航空事故緊 航空事故緊急対 緊急対策会議部 緊急対策会	策会議の総 緊急なづ を動いた を動いた を動いた では では では では では では では では では では	強の組織 温織は、次のとおりとする。 会議部の構成は、緊急対策会議設置要綱に基づき副市長、教育長、各部 調整課長、企画財政部主幹(基地・渉外担当)、秘書広報課長、安全安心 り課長及び消防団長とする。 事故の主な緊急対応班は、企画調整課、秘書広報課、安全安心まちづくり 、災害防止及び情報収集活動を実施する。 緊急対応班班長は、企画調整課、秘書広報課、安全安心まちづくり課の課 もって充てる。 、既定の対応班のみでは対応できない場合には、別に課を指定し、緊急対 組み入れる。	-		急対策会議の組織は、次のとおりとする。 緊急対策会議部の構成は、緊急対策会議設置要綱に基づき副市長、教育長、各部長、企画調整課長、企画財政部主幹(基地・渉外担当)、秘書広報課長、防災危機管理課長及び消防団長とする。 〈略〉 ア 航空事故の主な緊急対応班は、企画調整課、秘書広報課、防災危機管理課とし、災害防止及び情報収集活動を実施する。 イ 主な緊急対応班班長は、企画調整課、秘書広報課、防災危機管理課の課長職をもって充てる。 ウ なお、既定の対応班のみでは対応できない場合には、別に課を指定し、緊急対応班に組み入れる。	組織名の変更
4 4 1	1	※緊急対策会議設(3) 参集基準市内に航空墜落したが周辺市町に航空墜落したが周辺市町に航2落下物があっ	機が 場合 空機が 場合 <mark>空機から</mark>	びの第一棟 2 階を活動拠点とする。 緊急対策会議の <u>すべて</u> の職員が参集する。 緊急対策会議部メンバー、 <u>安全安心まちづくり課</u> 及び緊急対応班のうち 企画調整課基地・渉外担当は参集する。 <u>総務部長、秘書広報課長、安全安心まちづくり課長は参集する。</u>		(3) 参集基準 市内に航空 墜落した場 周辺市町に航 墜落した場 市内に航空機か 物があった	 紫急対策会議の全ての職員か参集する。 空機が 緊急対策会議部メンバー、防災危機管理課及び緊急対応班のうち企画調整課基地・渉外担当は参集する。 らの落下 企画財政部長、総務部長、企画財政部主幹(基地・渉外担当)、秘書広報課長、防災危機管理課長、基地・渉外担当主査及び防災危機管理係長は参集する。 下箇所が 防災危機管理課及び企画調整課基地・渉外担当が通常態勢により情報収 集活動を行い、企画財政部長、総務部長、企画財政部主幹(基地・渉外 	語句の適正組織名の変更

部章節頁				現行				修正案	理由
4 4 1 243			会議が設置された場合の活動				会議が設置された場合の活動		組織名の変更
	【所掌	事務】		,	【所掌	事務】			語句の適正
		1	組織	対応			組織	対応	
		正副 議長	副市長 教育長	〈略〉		正副 議長	副市長 教育長	〈略〉	
	航空事故緊急対策会議	会議部	各部長 企画調整課長 企画財政部主幹(基地・渉 外担当) 秘書広報課長 <u>安全安心まちづくり</u> 課長 消防団長	<冊各>		会議部	各部長 企画調整課長 企画財政部主幹(基地・渉 外担当) 秘書広報課長 防災危機管理 課長 消防団長	〈昭各〉	
	炭		安全安心まちづくり課	〈略〉	故緊急対策会議		防災危機管理課	〈略〉	
	議	緊急 対応班	企画調整課 秘書広報課	ア 横田防衛事務所に管理職員及び関係職員を派遣 し、情報収集に当たる。 〈略〉	議	緊急 対応班	企画調整課 秘書広報課	ア <u>必要に応じて</u> 横田防衛事務所に管理職員及び関係職員を派遣 <u>する等</u> 、情報収集に当たる。 〈略〉	
	その他の課					1	その他の課	ア 事故に関して、各部課で収集した情報は速やかに防災危機管理課に伝達する。 イ 事態の拡大によっては、緊急対応班の追加指定や災害対策本部の設置があるので、事故情報等に留意し即座に対処できる態勢をとる。	
4 4 1 243	(1) <u>知事</u> により 理する <u>その</u> <u>る。</u>	、関係防災 災害応急。 <u>ため、必</u>	舌動体制 市及びその周辺地域において船 災機関の協力を得て、災害応急 対策の実施を援助し、かつ、総 要がある場合は災害即応対策な	本部又は災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施す	(1) <u>東京</u> の定め の防災	 るところ(機関が処理	舌動体制 生市及びその周辺地域におい こより、関係防災機関の協力 里する災害応急対策の実施を	て航空事故が発生した場合、法令及び東京都地域防災計画を得て、災害応急対策を実施するとともに、福生市及び他援助し、かつ、総合調整を行う。	語句の適正
				場合、「連絡会議要綱」により関係防災機関は活動を行う。				場合、「連絡会議要綱」により関係防災機関は活動を行う。	
4 4 1 244	<u>知事</u> 害対策			忍めたときは、災害現場又はその近辺の市区町村に現地災	東京			と認めたときは、災害現場又はその近辺の市区町村に現地	語句の適正 東京都の組織 の詳細のため 削除
	(イ) 同i (ウ) 現	副本部長は、本部長が指名する 地災害対策本部員は、本部長が						
	<u>1</u> (<u>分掌事務</u> ア) 被デ イ) 区で	害及び復旧状況の情報分析に関 市町村及び関係機関との連絡記 場部隊の役割分担及び調整に関	関すること。_ 問整に関すること。_					
	 (エ) 自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関すること。 (オ) 本部長の指示による応急対策の推進に関すること。 (カ) 各種相談業務の実施に関すること。 (キ) その他緊急を要する応急対策の実施に関すること。 								
		設置場所							
			区市町村庁舎等						
4 4 1 244			対 策本部の設置 策本部の設置				対 策本部の設置 6本部の設置		東京都地域防災計画との整

部章魚	節	頁			現行		らない場合への対応として、災害即応対策本部を設置し、一元的かつ機動的な体制を確立する。			
			らない場合への 災害対策本部 に設置する。 (ア) 大規	対応として、災害即応 が設置される前で、次 模事故やテロ等で、突 活動などによる突発的	対策本部を設置し、一 の <mark>各号の</mark> いずれかに該 発的かつ局地的な災害	_				
			本部長	構成員	設置要件	主な役割				
			都危機管理監	(ア) 危機管理監が 指名する局の 危機管理主管 部長(イ) 時間外は、危 機管理監が指 名する局の災 害対策本部本 部員代理等	(ア) 大規模事故や テロ等で突発 的かつ局地的 な災害が発生 したとき(イ) 火山活動によ る突発的な災 害発生のおそ れがあるとき	 (ア) 危機に対処するための対応策の 策定 (イ) 対応局の役割分担総合調整 (ウ) 災害情報の共有設置 (エ) 他局、区市町村のする本部等と の連携 (オ) 自衛隊に対する災害派遣要請の 検討 				
4 4 2	9	245	1 航空事故にお	ける涌起終敗			1 結空車場にお	ける済品級改	語句の適正	
4 4 2	2		(1) 米軍・自衛		報経路図(<u>東京都大規</u>	<u>模災害資料編第 19</u> による)	1 航空事故における通報経路(1) 米軍・自衛隊航空事故等に係る通報経路図(東京都地域防災計画大規模事故編資料編)ア 目撃者等からの通報経路〈図略〉 修正			
4 4 2	2	245	 イ 米軍・自衛隊	航空事故等に係る通報	経路		イ 米軍・自衛隊航空事故等に係る通報経路			
			<u>〈図略〉</u>				<u>〈図略〉 修正</u>			
4 4 2	2		(2) 米軍・自衛隊以外の航空事故に係る通報経路図(東京都地域防災計画大規模事故編資料編 <u>に</u> よ <u>る</u>) (図略) 東京都福祉保健局では、医療などの初動態勢を確立するため、東京都総務局からの通報に基づき、医療 関係防災機関や災害拠点病院等に対し通報する。 機関名 内容 〈略〉 〈略〉				(2) 米軍・自衛隊以外の航空事故に係る通報経路図(東京都地域防災計画大規模事故編資料編より) < <u>図略〉修正</u> 東京都では、医療などの初動態勢を確立するため、東京都総務局からの通報に基づき、医療関係防災関や災害拠点病院等に対し通報する。 機関名			
			〈略〉 〈略〉 〈略〉 〈略〉				〈略〉	(mg)		
			〈略〉		〈略〉		〈略〉	〈略〉		
			その他の防災機関	それぞれの通信連絡系	系統の <mark>もと</mark> 、無線通信等	等により通信連絡を行う。	その他の防災機関	それぞれの通信連絡系統の <u>下</u> 、無線通信等により通信連絡を行う。		
4 4 2	22	246	2 情報連絡 <u>体制</u> 平日勤務時間内 体日夜間	(1) 第 <u>一</u> 報入手部署る。 (2) 防災係長は、終を取る。 (3) 総務部長は、可る。 (4) <u>安全安心まち</u> 絡を取る。 (1) 当直職員は福生た場合には、直ち (2) 総務部長は、甚	総務部長及び安全安心。 市長に第一報を入れると づくり課長は、各部長、 生市周辺での航空機の壁 に総務部長、安全安心 削市長、教育長に参集連	②課防災係に事故に関する情報連絡を取 まちづくり課長に事故に関する情報連絡 とともに副市長、教育長に参集連絡を取 消防団長及び緊急対応班班長に参集連 整落等の情報が関係機関からもたらされ まちづくり 課長に連絡を取る。 連絡、さらに市長に第一報を入れる。 秘書広報課長、消防団長、緊急対応班	2 情報連絡 <u>態勢</u> 平日勤務時間内 体日夜間	(1) 第 <u>1</u> 報入手部署は <u>防災危機管理</u> 係に事故に関する情報連絡を取る。 (2) 防災 <u>危機管理</u> 係長は、総務部長及び <u>防災危機管理</u> 課長に事故に関する情報連絡を取る。 (3) 総務部長は、市長に第 <u>1</u> 報を入れるとともに副市長、教育長に参集連絡を取る。 (4) <u>防災危機管理</u> 課長は、各部長、消防団長及び緊急対応班班長に参集連絡を取る。 (1) 当直職員は福生市周辺での航空機の墜落等の情報が関係機関からもたらされた場合には、直ちに総務部長、 <u>防災危機管理</u> 課長に連絡を取る。 (2) 総務部長は、副市長、教育長に参集連絡、さらに市長に第 <u>1</u> 報を入れる。 (3) <u>防災危機管理</u> 課長は、各部長、秘書広報課長、消防団長、緊急対応班班長及び防災 <u>危機管理</u> 課長に参集連絡を取る。 (4) 各対応班班長は関係職員に参集連絡を取る。	組織名の変更	

部章節	頁		現行			理由				
		(4) 各为	対応班班長は関係職員に参集連絡を	取る。						
		L	災係長は防災係員に参集連絡を取る。		緊急対策会					
		緊急対策会議が設置された場	合、次の活動を行い、情報は <mark>安全安</mark>	心まちづくり課防災係に集約する。						
4 4 2	246	(1) 福生市及び周辺市町に	米軍機等の航空機が墜落した場合		(1) 福生	語句の適正				
		〈略〉			〈略〉					
		エ 防災係は現地確認を、	広報広聴係は可能な限りの写真撮影	どを行う。	工防					
		オ 防災 <mark>係</mark> は、東京都災害	対策本部との連絡を緊密に取る。		才 防犯					
4 4 2	247	(2) 福生市及び周辺市町に	米軍機等の航空機からの落下物被害	があった場合	(2) 福生	語句の適正				
		企画調整課基地・渉外担当	及び防災 <mark>係</mark> は関係機関からの情報収	集に努める。	企画調整	と課基地・渉外担当	及び防災 <u>危機管理課</u> は関係機関から	の情報収集に努める。		
4 4 2	l 2 247 3 被害状況等の 報告 <u>体制</u> 3 被害状況等の報告 <u>態勢</u>								語句の適正	
		〈略〉			〈略〉					
		【報告の種類、提出期限、様	式一覧】		【報告の種					
		報告の種類 入力期限		入力画面	I -	報告の種類	入力期限	入力画面		
		発災通知	即時	発災情報	発災通知		即時	発災情報		
		被害措置概況速報	即時及び都が通知する期限内	災害総括、被害状況、措置情報	被害	措置概況速報	即時及び東京都が通知する期限内			
		要請通知	即時	要請情報		要請通知	即時	要請情報		
		確定 災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括	確定	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括		
		報告 各種確定報告	同上	被害情報、措置情報	報告	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報		
		災害年報	4月20日	災害総括		災害年報	4月20日	災害総括		
4 4 3	247	7 1 住民対応				1 住民対応				
			した場合には、速やかに <u>避難所を</u> 開		(1) 市内に航空機が墜落した場合には、速やかに <u>公共施設を避難施設として</u> 開設する。					
		(2) 避難 <u>所</u> は災害現場か	ら安全な距離を取り、開設する。(災害対策本部設置前にあっては、緊急対						
		応班が当たる。)			対応班が当たる。)					
		(3) 事故状況等の情報は	、積極的に公表する。		(3) 事故状況等の情報は、積極的に公表する。					
4 4 3	248	3 消防団活動			3 消防団活動 市内で航空機の墜落により住宅火災が発生した場合には、消火救助活動に当たるとともに消防署隊の					
		市内で航空機の墜落により	住宅火災が発生した場合には、消火	対助活動に当たるとともに消防署隊の						
		後方支援に当たる。			後方支援に					